

令和6年度

市 税 概 要

東京都調布市



# 目次

	ページ		ページ
<b>第1章 調布市の税金</b>		<b>第5章 多摩地域（26市）における調布市</b>	
1 税金と市民サービス	1	1 歳入の状況	46
2 税金の種類	2	(1) 歳入総額と市税の決算額	46
3 歳入決算額と市税	4	2-1 個人市民税	47
		(1) 決算額の状況	47
<b>第2章 市税の決算状況</b>		(2) 10か年の状況	48
1 市税の決算状況	5	(3) 増減率の状況	49
(1) 市税全体の決算	5	(4) 課税対象所得の状況	50
2 各税の状況	7	2-2 法人市民税	51
(1)-1 個人市民税	7	(1) 決算額の状況	51
(1)-2 法人市民税	9	(2) 10か年の状況	52
(2) 固定資産税	11	(3) 増減率の状況	53
(3)-1 軽自動車税（環境性能割）	13	3 固定資産税	54
(3)-2 軽自動車税（種別割）	14	(1) 決算額の状況	54
(4) 市たばこ税	17	(2) 10か年の状況	55
(5) 入湯税	17	(3) 増減率の状況	56
(6) 都市計画税	18	4-1 軽自動車税（環境性能割）	57
3 税負担の公平性確保の取組について （未申告調査）	22	(1) 決算額の状況	57
		4-2 軽自動車税（種別割）	58
<b>第3章 収納と減免</b>		(1) 決算額の状況	58
1 収納	23	(2) 10か年の状況	59
(1) 市税の収納率	23	(3) 増減率の状況	60
(2) 納付の利便性向上	24	5 市たばこ税	61
(3) 収納率向上への取組み	28	(1) 決算額の状況	61
(4) 滞納処分等	28	(2) 10か年の状況	62
2 減免	31	(3) 増減率の状況	63
		6 都市計画税	64
<b>第4章 データからみる市税</b>		(1) 決算額の状況	64
1 10年間の状況	32	(2) 10か年の状況	65
(1) 市税総額	32	(3) 増減率の状況	66
(2) 個人市民税	33	7 収納率	67
(3) 法人市民税	33	(1) 収納率の状況	67
(4) 固定資産税	34	(2) 収納率上位市の比較	68
(5) 軽自動車税（環境性能割）	34	(3) 課税・収納のコスト	68
(6) 軽自動車税（種別割）	35		
(7) 市たばこ税	35		
(8) 入湯税	36		
(9) 都市計画税	36		
2 課税状況調べ等	37		
(1) 個人市民税	37		

# 目 次（続 き）

第6章 資料	ページ		ページ
1	<b>行政機構図</b>		7
	税務機構・事務分掌・職員数等	69	
2	<b>市税総括</b>		8
(1)	令和5年度市税収入実績	70	
(2)	市税の年度別予算額・調定額・収入額	71	
(3)	市税の納期（通常年度）	72	
(4)	市民税等標準税率（個人分所得割）	73	
(5)	市税税率の変遷	74	
3	<b>市民税</b>		9
(1)	市民税の調定状況等（現年課税分）	75	
(2)	市民税の平均課税等（現年課税分）	76	
(3)	個人市民税（所得割）課税標準額段階別	77	
(4)	個人市民税の所得控除の状況	79	
(5)	個人市民税の税額控除の状況	80	
(6)	個人市民税の配当割額及び株式等譲渡 所得割額の控除の状況	80	
(7)	個人市民税の事業専従者に関する状況	80	
(8)	電子申告に関する状況	80	
(9)	法人市民税規模別現年納税法人数 及び均等割額	81	
(10)	法人市民税月別現年調定額	81	
(11)	法人市民税現年調定額状況等	82	
4	<b>固定資産税</b>		10
(1)	調定状況及び平均課税額（現年課税分）	83	
(2)	国有資産等所在市町村交付金	83	
(3)	年度別の土地の評価状況	83	
(4)	令和6年度地目別の土地の評価状況	83	
(5)	構造別の家屋の評価状況	84	
(6)	償却資産の評価状況	84	
(7)	新築家屋の推移状況	85	
5	<b>軽自動車税（種別割）</b>		11
	軽自動車税（種別割）の課税状況（現年課税分）	86	
6	<b>市たばこ税</b>		12
	調定状況等	87	
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15

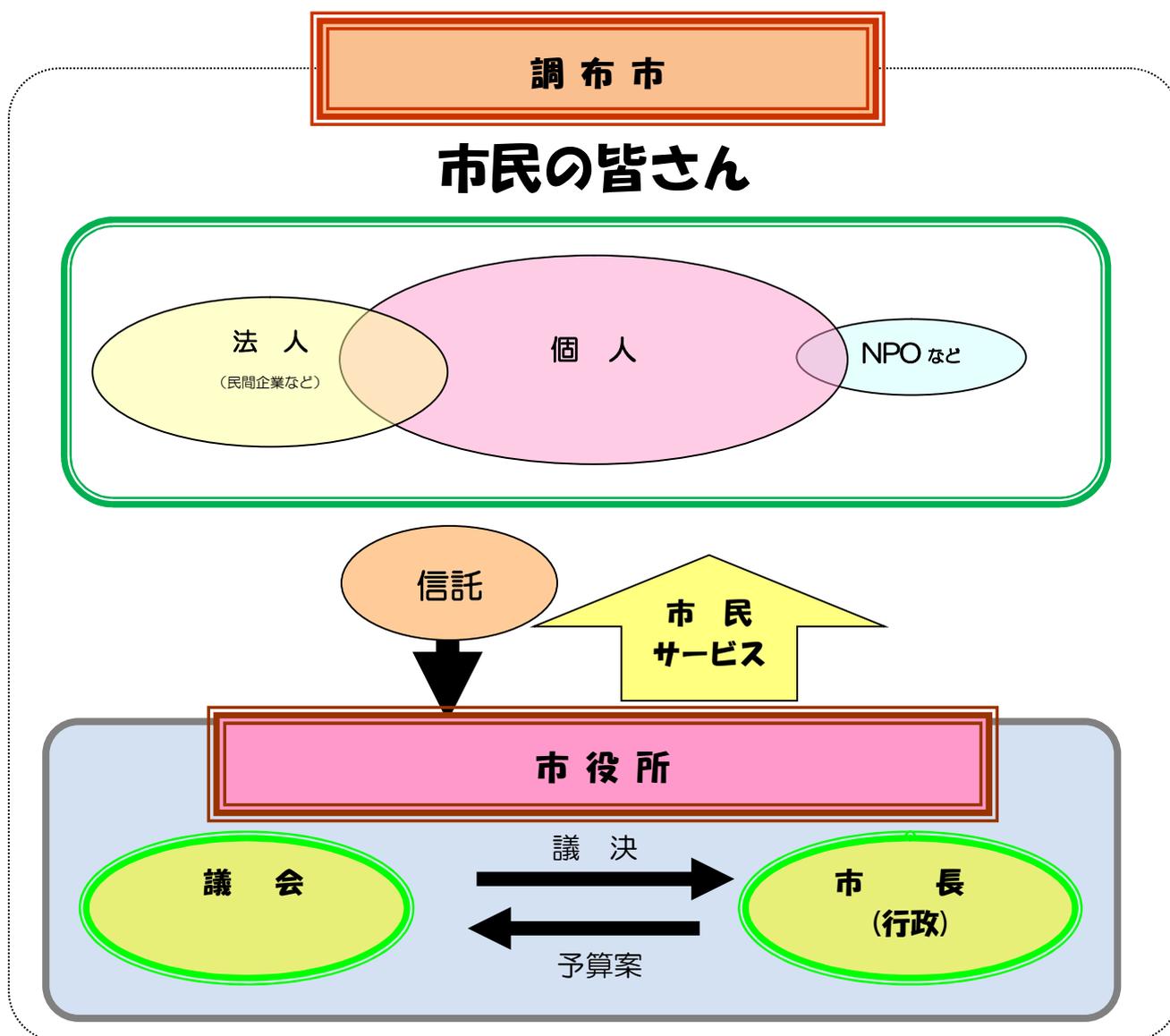
# 第 1 章

## 調布市の税金

# 1 税金と市民サービス

調布市（自治体）では、市民の皆さんからお預かりしている税金を国や東京都からの補助金等とともに、適切に管理し、市民の暮らしを支える公共サービスを実施することに充てています。

【 図で見る税金と市民サービスの関係 】



## ○税金の役割

保育や障害福祉・高齢福祉，ごみ処理や緑の保全，まちづくり，小・中学校や図書館の運営など，生活を支える様々な市民サービスを実施するため，市民の皆さんからの税金を活用しています。

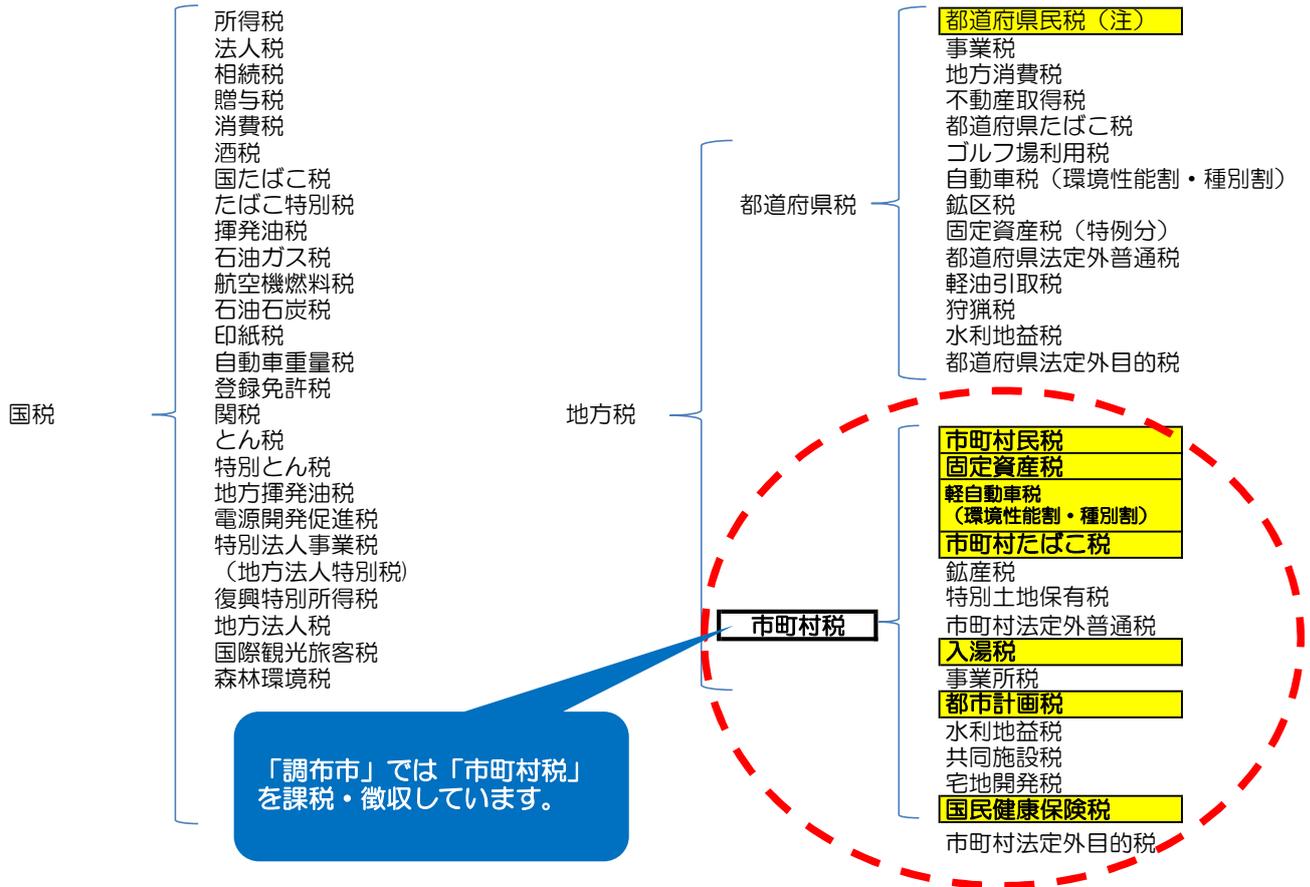
## 2 税金の種類

### ◎ 国税と地方税

税金は課税などの権限や使いみち、納税方法など、様々な観点から分類することができます。  
また、その用途に応じて、国で課税・徴収するもの、地方公共団体（東京都・調布市）で課税・徴収するものに区分されます。

以下、税金について、国と地方の税金を区分・分類し、整理すると以下のようになります。

### ◎ 国税と地方税



※ 個人の都道府県民税（調布市の場合「都民税（東京都）」）は、市民税と共に課税・徴収されます。

### ◎ 普通税と目的税

税の使いみちから大別すると「普通税」と「目的税」の2種類に区分できます。

- 普通税：税金の使いみちが限定されていない税金 例／市町村民税、固定資産税（市税）など
- 目的税：税金の使いみちが限定されている税金 例／都市計画税（市税）など

### ◎ 直接税と間接税

税の納め方から大別すると「直接税」と「間接税」の2種類に区分できます。

- 直接税：税金を負担する人が直接納める税金 例／所得税（国税）、市町村民税（市税）など
- 間接税：税金を負担する人と納める人が異なる税金 例／消費税（国税※地方分含む）、たばこ税（国・都・市）など

## ◎ 調布市で課税と収納を行う税金

税 目	説 明
「個人市民税」とは	<p>毎年1月1日時点の市内在住の個人に対して前年中の収入（所得）に基づき課税される税金で、都民税とあわせて市が賦課徴収することとなっています。</p> <p>前年中の所得に応じて課税される「所得割」と所得の多少にかかわらず一定の税額を納めていただく「均等割」があります。</p> <p>なお、市内に住所がなくても事務所、事業所または家屋敷を有する方には「事業所課税」「家屋敷課税」として「均等割」のみが課税されます。</p>
「法人市民税」とは	<p>市内に本店・支店を設立・設置している法人に対して課税される税金です。資本金等の金額と従業員数に応じて、所得の有無に関わらず課税される「均等割」と法人税に基づき計算される「法人税割」が課税されます。</p>
「固定資産税」とは	<p>毎年1月1日に市内の土地、家屋及び償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方に対して、その固定資産の価格を基に課税される税金です。</p>
「都市計画税」とは	<p>市街化区域内の土地及び家屋を所有している方に対して課税される税金で、都市計画事業や土地区画整理事業等の経費に充てられます。</p>
「軽自動車税」とは	<p>軽自動車等を取得、保有する方に課税される税金です。</p> <p>毎年4月1日時点において原動機付自転車、オートバイ又は軽自動車を所有し、調布市内を定置場として登録している方に課税される「種別割」と三輪以上の軽自動車取得時に、燃費性能等に応じて取得価格の0%～2%の範囲で課税する「環境性能割」があります。</p>
「市たばこ税」とは	<p>たばこの消費に対して課税される税金です。</p> <p>たばこの定価の中に税金分が含まれており、国・都・市のたばこ税が含まれています。</p> <p>「市たばこ税」は、調布市内で販売されたたばこが対象となり、市の収入となります。</p>
「入湯税」とは	<p>鉱泉浴場の入湯客に対して課税される税金です。</p> <p>環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光振興に要する費用に充てられます。</p>

### 3 歳入決算額と市税

令和5年度の歳入決算額は、1,131億400万円余で、前年度と比較して35億1,600万円余（3.2%）の増となりました。

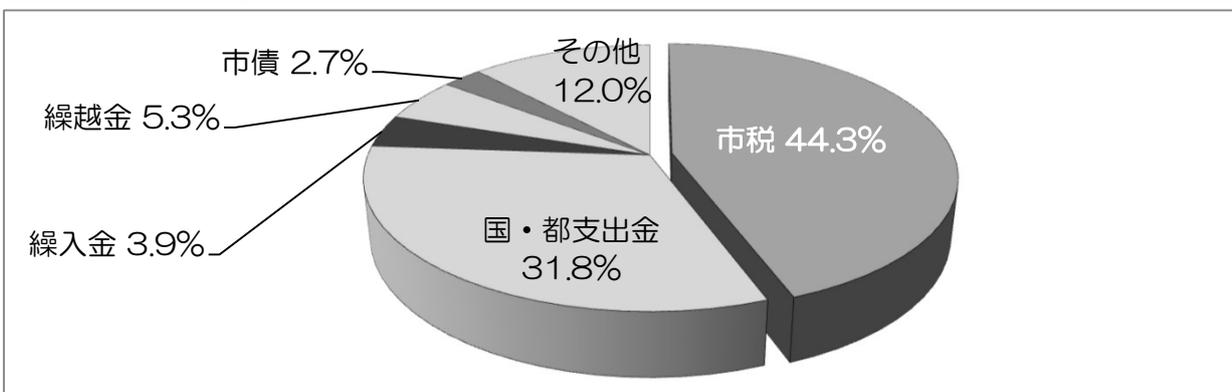
そのうち、市税については501億3,100万円余で、決算額合計の44.3%を占めています。主な増減内容は次のとおりです。

- 市税は17億9,800万円余の増
- 国・都支出金は12億3,900万円余の増
- 繰入金は14億600万円余の増
- 繰越金は13億1,500万円余の減
- 市債は2,100万円の減

また、市税決算額内訳では、市民税（個人・法人）が55.1%を占め、次いで固定資産税が35.1%、都市計画税が6.8%の順となっています。

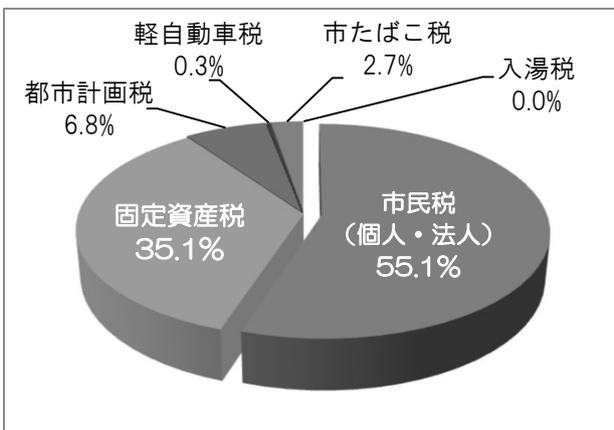
単位：百万円，%

内 訳	令和5年度				令和4年度	
	決算額	構成比	増減	増減率	決算額	構成比
市税	50,132	44.3	1,799	3.7	48,333	44.1
国・都支出金	35,966	31.8	1,240	3.6	34,726	31.7
繰入金	4,442	3.9	1,406	46.3	3,036	2.8
繰越金	5,958	5.3	▲ 1,315	▲ 18.1	7,273	6.6
市債	3,003	2.7	▲ 21	▲ 0.7	3,024	2.8
その他	13,603	12.0	408	3.1	13,194	12.0
<b>決算額合計</b>	<b>113,104</b>	<b>100.0</b>	<b>3,517</b>	<b>3.2</b>	<b>109,587</b>	<b>100.0</b>



単位：百万円，%

市税の内訳	決算額	構成比
市民税 (個人・法人)	27,636	55.1
固定資産税	17,609	35.1
都市計画税	3,398	6.8
軽自動車税	152	0.3
市たばこ税	1,336	2.7
入湯税	0	0.0
<b>合計</b>	<b>50,132</b>	<b>100.0</b>



※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が各項目の合計と一致しない場合があります。

## 第 2 章

### 市税の決算状況

# 1 市税の決算状況

## (1) 市税全体の決算

令和5年度決算における市税総額は501億3,100万円余で、前年度と比較して17億9,800万円余、3.7%の増となりました。市税全体に占める割合は、市民税（個人・法人）が55.1%、固定資産税は35.1%となり、これらの二つの税で市税の約90%を占めています。

各税の主な増減要因は次のとおりです。

- 個人市民税は、納税義務者や平均課税額の増により、5億3,200万円余の増
- 法人市民税は、法人の好調な業績により、10億3,700万円余の増
- 固定資産税は、新築家屋の増などにより、2億1,300万円余の増
- 軽自動車税は、軽四輪車等の登録台数の増加などにより、300万円余の増
- 市たばこ税は、売渡本数増により、100万円余の増
- 都市計画税は、固定資産税と同様の要因により、4,500万円余の増

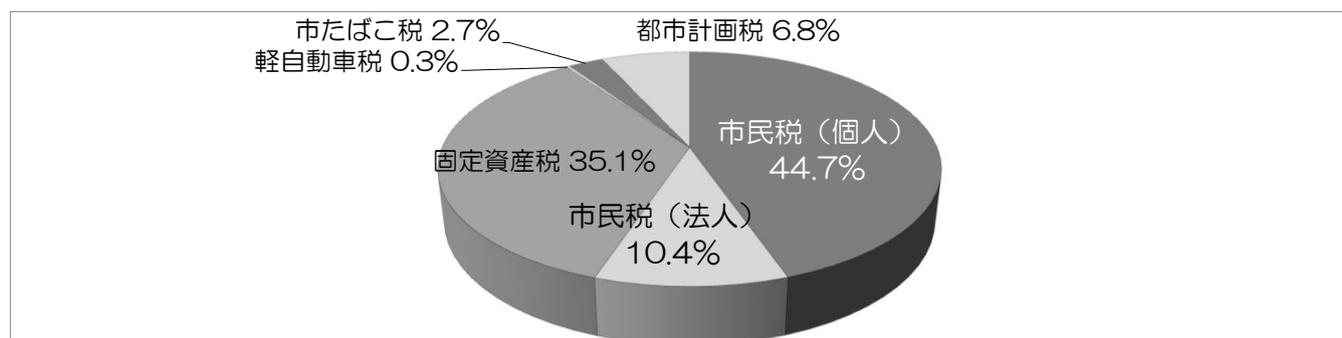
### ◎ 市税の状況（決算額の対前年度比較）

単位：百万円、%

区分	5年度				4年度		増減内容
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比	
<b>市税総額</b>	50,132	100.0%	1,799	3.7	48,333	100.0%	
<b>市民税</b>	27,636	55.1%	1,570	6.0	26,067	53.9%	
個人	22,401	44.7%	532	2.4	21,869	45.2%	納税義務者や平均課税額の増
法人	5,235	10.4%	1,037	24.7	4,198	8.7%	法人の好調な業績による増
<b>固定資産税</b>	17,609	35.1%	179	1.0	17,429	36.1%	
固定資産	16,735	33.4%	213	1.3	16,522	34.2%	新築家屋の増などによる増
国有資産等 交付金	874	1.7%	▲34	▲3.7	908	1.9%	家屋及び償却資産に関する台帳価格の算定方法見直しによる減
<b>軽自動車税</b>	152	0.3%	3	2.1	149	0.3%	
環境性能割	11	0.0%	1	5.2	10	0.0%	納税額（課税標準額×税率）の高い車両が多かったことによる増
種別割	142	0.3%	3	1.8	139	0.3%	四輪軽自動車等の登録台数の増
<b>市たばこ税</b>	1,336	2.7%	1	0.1	1,335	2.8%	売渡本数増による増
<b>入湯税</b>	0	0.0%	0	—	0	0.0%	
<b>都市計画税</b>	3,398	6.8%	45	1.4	3,353	6.9%	新築家屋の増などによる増

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が各項目の合計と一致しない場合があります。

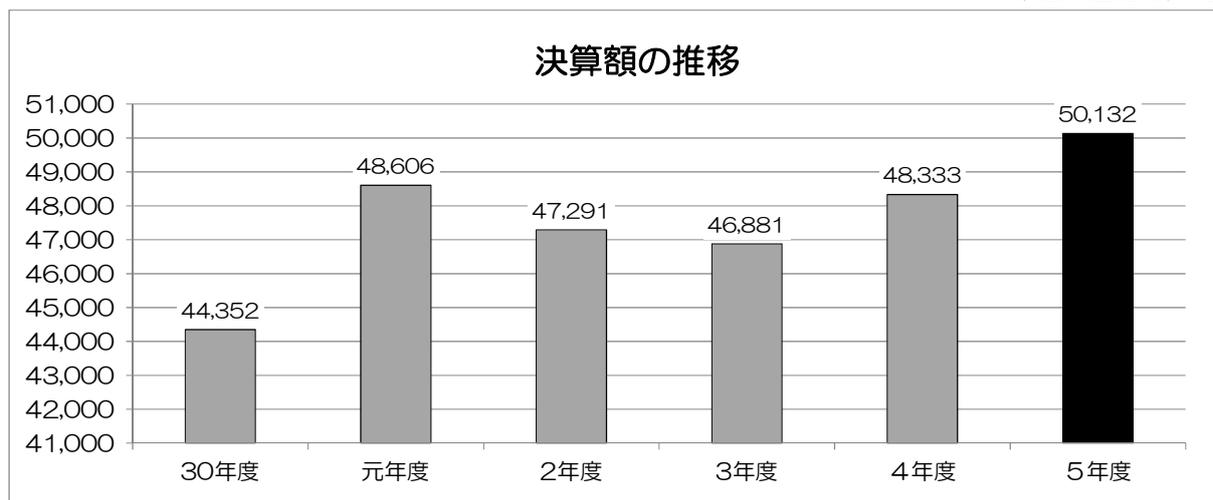
### ◎ 市税決算額の構成



## ◎ 市税決算額の推移

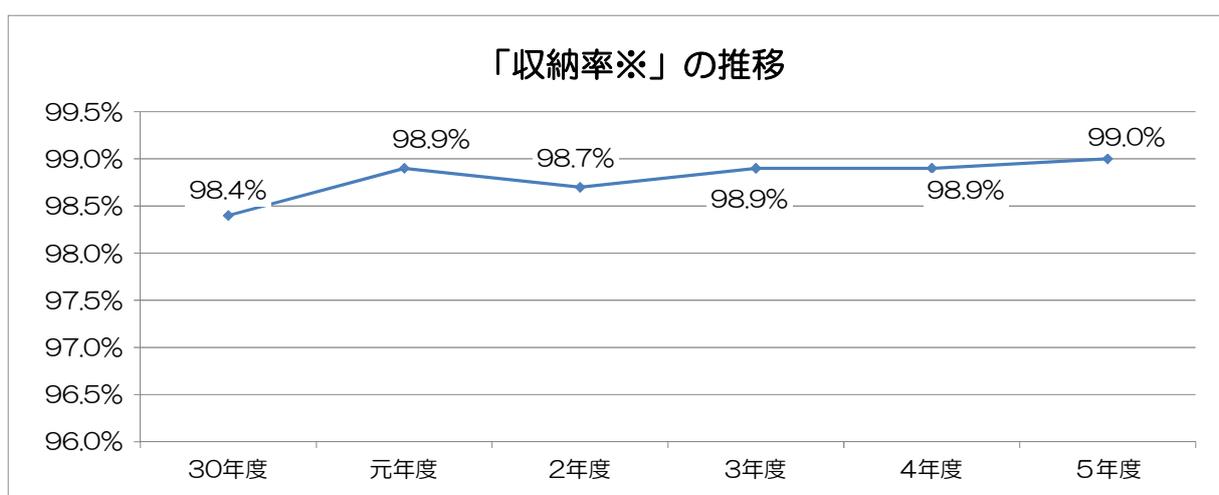
6か年の推移では、市税決算額は税制改正や法人市民税における一部法人の特殊要因等により変動しています。令和5年度は、個人市民税、法人市民税及び固定資産税をはじめ、全ての税目で増収となったことから、前年度に引き続き増となりました。

単位：百万円，%



年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
決算額	44,352	48,606	47,291	46,881	48,333	50,132
増減額	▲ 1,395	4,254	▲ 1,315	▲ 410	1,452	1,799
増減率	▲ 3.1	9.6	▲ 2.7	▲ 0.9	3.1	3.7

単位：%



年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
収納率	98.4%	98.9%	98.7%	98.9%	98.9%	99.0%

※「収納率」とは、市が課税した税額に対し納付された税額の割合（徴収率と表記されることもあります）。  
詳細は「第3章 収納と減免」を参照ください。

## 2 各税の状況

### (1)-1 個人市民税

#### ア. 令和5年度決算状況

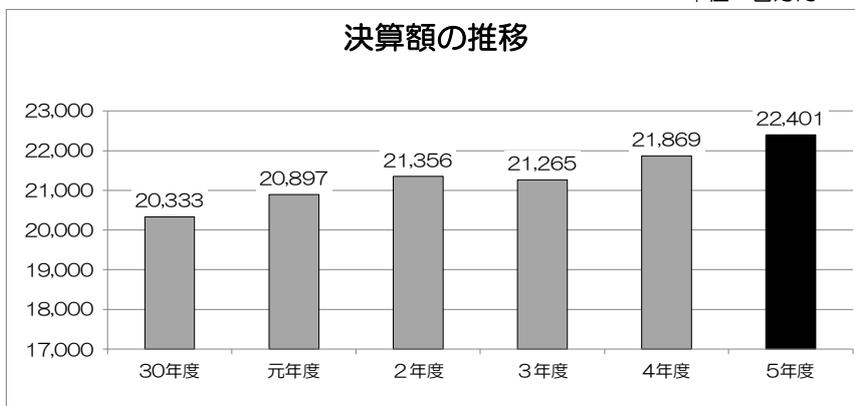
個人市民税の決算額は224億100万円余で、納税義務者の増等により、前年度と比較して5億3,200万円余、2.4%の増となりました。  
 また、市税全体に占める割合は44.7%で、前年度より0.7ポイント減少しました。  
 6か年の推移では、納税義務者数や平均課税額の増加に伴い、決算額も増加傾向で推移しています。

単位：百万円，%，ポイント

区分	5年度	4年度	増減額	増減率	増減内容
市税全体	50,132	48,333	1,799	3.7	納税義務者数や平均課税額の増などによる増
市民税（個人・法人）	27,636	26,067	1,570	6.0	
個人	22,401	21,869	532	2.4	
市税全体に占める割合	44.7%	45.2%		▲0.6	

#### イ. 決算額の推移

単位：百万円

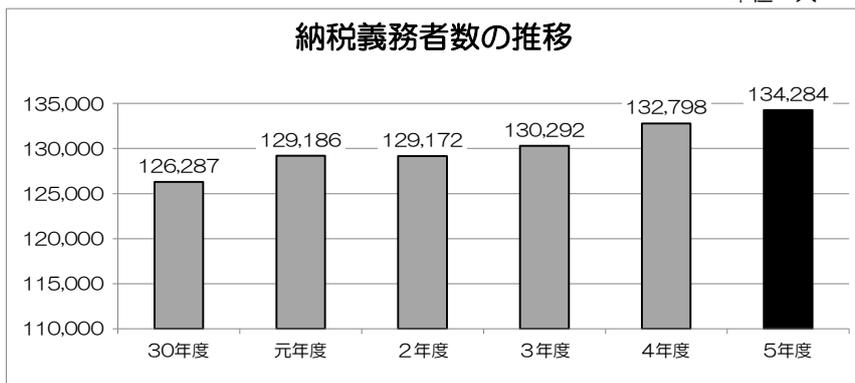


単位：百万円，%

年度	決算額	増減額	増減率
30年度	20,333	290	1.4
元年度	20,897	564	2.8
2年度	21,356	459	2.2
3年度	21,265	▲90	▲0.4
4年度	21,869	604	2.8
5年度	22,401	532	2.4

#### ウ. 納税義務者数の推移

単位：人



単位：人，%

年度	納税義務者数	増減数	増減率
30年度	126,287	2,836	2.3
元年度	129,186	2,899	2.3
2年度	129,172	▲14	▲0.0
3年度	130,292	1,120	0.9
4年度	132,798	2,506	1.9
5年度	134,284	1,486	1.1

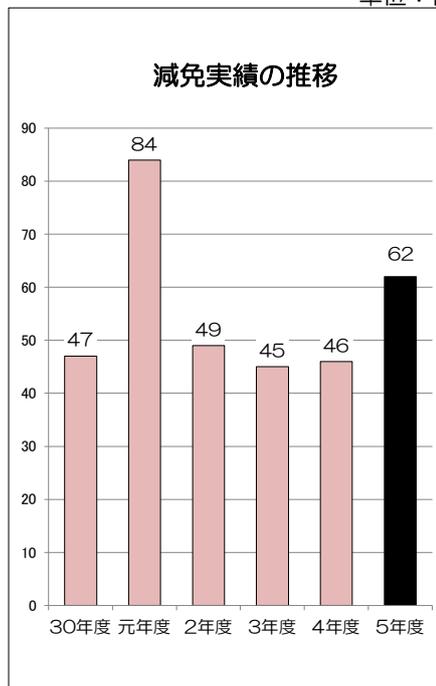
## 工. 個人市民税の減免

対象となる納税義務者は、申請により市民税の減免を受けることができます。

### ○対象となる納税義務者

- ・生活保護を受けている方
- ・賦課期日以後に納税義務者が死亡又は失職、退職、疾病等により収入が皆無又は減少し、生活に困窮されている方
- ・納税義務者や扶養親族の医療費の増大、災害による損害の発生などにより生活が困難である方
- ・賦課期日に勤労学生である方

単位：件 ※減免事由の内訳（単位：円・件）



年度	件数	増減件数	減免額	増減額	生活保護	生活困窮	災害
30年度	47	▲ 5	1,479,200	▲ 474,400	45	1	1
元年度	84	37	2,955,000	1,475,800	41	0	43
2年度	49	▲ 35	2,185,300	▲ 769,700	37	8	4
3年度	45	▲ 4	1,868,700	▲ 316,600	41	3	1
4年度	46	1	1,713,500	▲ 155,200	43	3	0
5年度	62	16	2,448,500	735,000	48	11	3

## (1)-2 法人市民税

### ア. 令和5年度決算状況

法人市民税の決算額は52億3,500万円余で、市内法人の好調な業績により、前年度と比較して10億3,700万円余、24.7%の増となりました。

また、市税全体に占める割合は10.4%で、前年度から1.8ポイント増加しました。

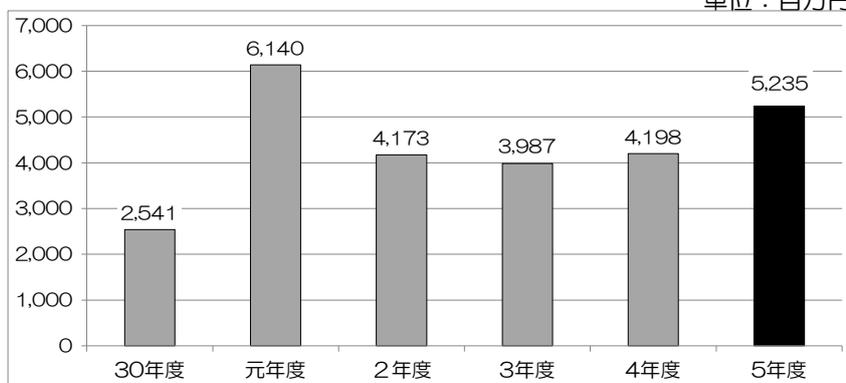
6か年の推移では、納税法人数は年々増加しています。決算額は一部法人の特殊要因により、平成30年度は減、令和元年度は増となり、税制改正に伴う法人市民税の一部国税化により、令和2・3年度は減となりましたが、令和5年度は前年度に引き続き増となりました。

単位：百万円、%、ポイント

区分	5年度	4年度	増減額	増減率	増減内容
市税全体	50,132	48,333	1,799	3.7	
市民税（個人・法人）	27,636	26,067	1,570	6.0	
法人	5,235	4,198	1,037	24.7	法人の好調な業績による増
市税全体に占める割合	10.4%	8.7%		1.8	

### イ. 決算額の推移

単位：百万円

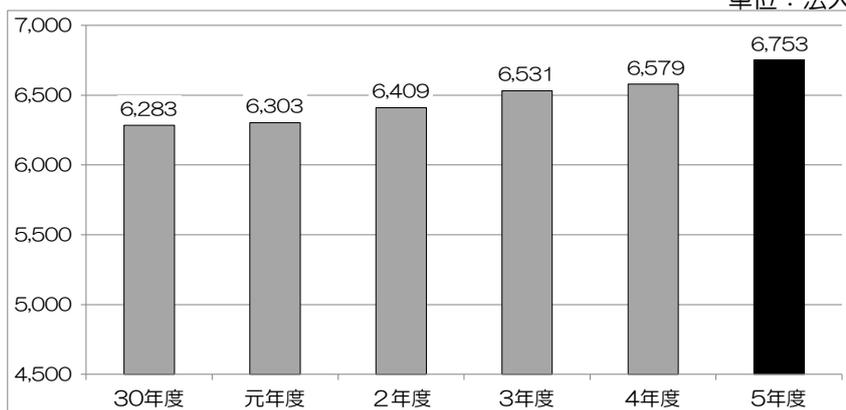


単位：百万円、%

年度	決算額	増減額	増減率
30年度	2,541	▲ 1,958	▲ 43.5
元年度	6,140	3,598	141.6
2年度	4,173	▲ 1,967	▲ 32.0
3年度	3,987	▲ 186	▲ 4.5
4年度	4,198	211	5.3
5年度	5,235	1,037	24.7

### ウ. 納税法人数の推移

単位：法人



単位：法人、%

年度	納税法人数	増減数	増減率
30年度	6,283	210	3.5
元年度	6,303	20	0.3
2年度	6,409	106	1.7
3年度	6,531	122	1.9
4年度	6,579	48	0.7
5年度	6,753	174	2.6

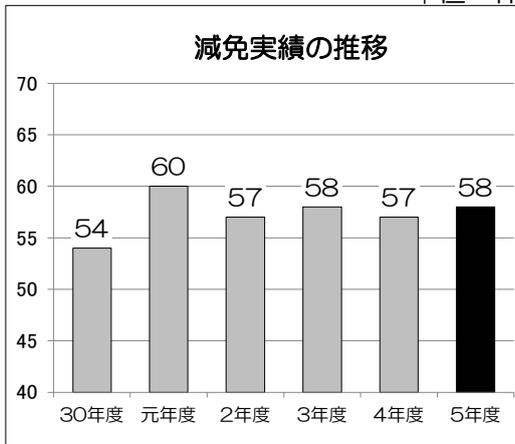
## 工. 法人市民税の減免

対象となる法人は、申請により均等割の減免を受けることができます。  
ただし、収益事業を行っていない法人に限ります。

### 【対象となる法人】

- ・公益社団法人及び公益財団法人
- ・防災街区整備事業組合
- ・管理組合法人及び団地管理組合法人
- ・マンション建替組合
- ・認可地縁団体
- ・特定非営利活動法人（NPO法人）
- ・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの

単位：件 ※減免事由の内訳（単位：円、件）



年度	件数	増減	減免額	増減額	NPO等	その他
30年度	54	▲ 3	2,679,100	▲ 154,200	47	7
元年度	60	6	2,962,300	283,200	52	8
2年度	57	▲ 3	2,837,500	▲ 124,800	50	7
3年度	58	1	2,870,800	33,300	51	7
4年度	57	▲ 1	2,716,500	▲ 154,300	51	6
5年度	58	1	2,833,200	116,700	50	8

## 才. 均等割、法人税割の課税法人数の状況

単位：法人、%

区分	元年度			2年度			3年度			4年度			5年度		
	均等割のみ	法人税割あり	合計												
法人数	3,847	2,456	6,303	4,029	2,380	6,409	4,100	2,431	6,531	4,003	2,576	6,579	4,121	2,632	6,753
構成比	61.0%	39.0%	100%	62.9%	37.1%	100%	62.8%	37.2%	100%	60.8%	39.2%	100%	60.8%	39.2%	100%

## (2) 固定資産税 (国有資産等交付金を除く。)

### ア. 令和5年度決算状況

固定資産税の決算額は167億3,400万円余で、前年度と比較して2億1,300万円余の増となりました。また、市税全体に占める割合は33.4%で、前年度から0.8ポイント減少しました。  
 決算額の6か年の推移として、令和2年度まで土地、家屋及び償却資産ともに増加傾向にありました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、家屋・償却資産に係る特例措置や本来税額が増額する土地について前年と同額に据え置いたこと等により減少しました。令和4年度以降は、土地については負担調整措置により増、家屋は新增築家屋分が増となり、再び増加に転じました。

単位：百万円，%，ポイント

区分	5年度	4年度	増減額	増減率	増減内容
市税全体	50,132	48,333	1,799	3.7	
固定資産税	16,735	16,522	213	1.3	土地は負担調整措置により増、家屋は新增築家屋分の増
市税全体に占める割合	33.4%	34.2%		▲0.8	

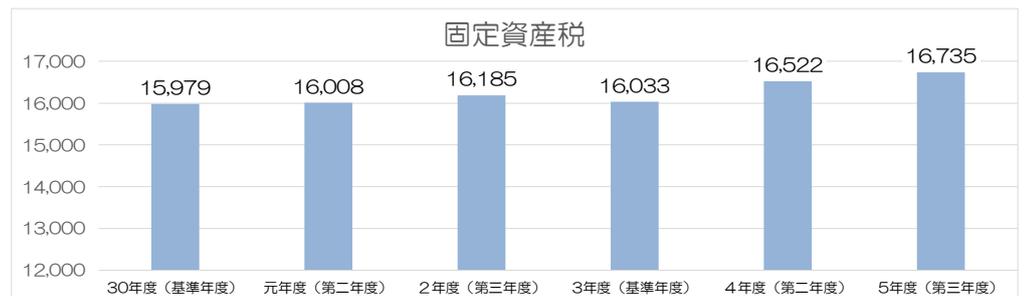
### イ. 決算額の推移

固定資産税は、年度ごとに急激に増減しない安定性がある税目であることがわかります。

単位：百万円

年度	税目	固定資産税
30年度	固定資産税	15,979
元年度	固定資産税	16,008
2年度	固定資産税	16,185
3年度	固定資産税	16,033
4年度	固定資産税	16,522
5年度	固定資産税	16,735

単位：百万円

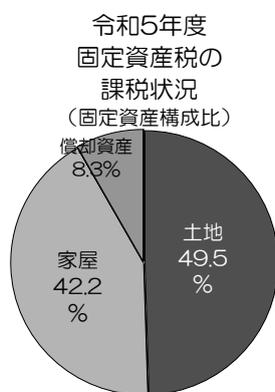


注 固定資産税に国有資産等所在市町村交付金は含まない

### ウ. 課税対象別課税額の推移

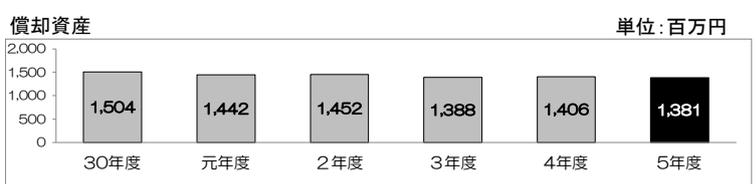
固定資産税の課税対象は、土地、家屋、償却資産の3種類です。  
 課税額における構成比では、土地が49.5%、家屋が42.2%、償却資産が8.3%となっています。  
 6か年の推移をみても、この傾向に大きな変化はありません。

単位：百万円



固定資産	課税額	構成比
土地	8,286	49.5%
家屋	7,069	42.2%
償却資産	1,381	8.3%

### 固定資産税課税状況の推移

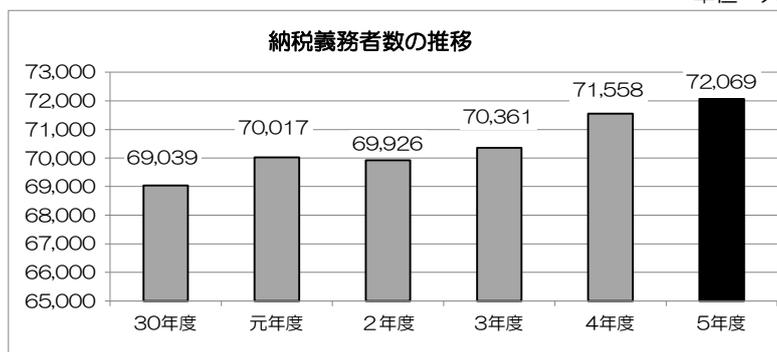


## 工. 納税義務者数の推移

単位：人，%

年度	納税義務者数	増減数	増減率
平成30年度	69,039	688	1.0
令和元年度	70,017	978	1.4
令和2年度	69,926	▲ 91	▲ 0.1
令和3年度	70,361	435	0.6
令和4年度	71,558	1,197	1.7
令和5年度	72,069	511	0.7

単位：人



## オ. 固定資産税・都市計画税の減免

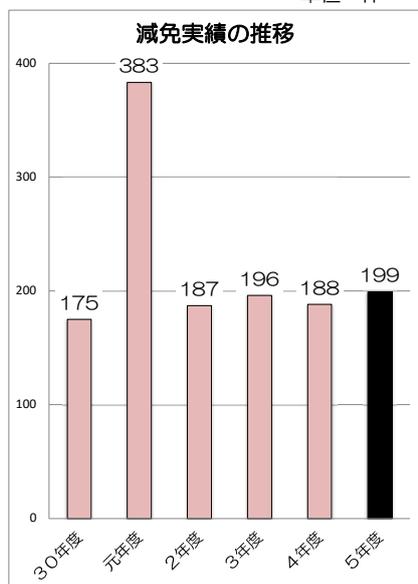
(減免については、固定資産税と都市計画税を合わせたもので表示しています。)

対象となる固定資産の納税義務者は、申請により減免を受けることができます。

### 【対象となる固定資産】

- ・生活保護を受けている方の所有する固定資産
- ・市が公共の用に供するため取得し、又は無償で借り受ける固定資産
- ・相続税法により物納された固定資産
- ・地方税法による非課税とされているものに準ずる固定資産
- ・災害により損害を受け、著しく価値を減じた固定資産

単位：件



単位：件，円

年度	件数	増減	減免額	増減額
30年度	175	▲ 12	128,232,805	▲ 16,232,323
元年度	383	208	136,168,684	7,935,879
2年度	187	▲ 196	135,176,318	▲ 992,366
3年度	196	9	142,596,119	7,419,801
4年度	188	▲ 8	149,855,227	7,259,108
5年度	199	11	155,430,589	5,575,362

※ 上記「固定資産税」減免事由の内訳

単位：件

年度	生活保護	災害	公共用地	公益施設	幼稚園 各種学校等	医療施設	その他
30年度	28	5	10	13	4	88	27
元年度	33	196	13	13	4	87	37
2年度	31	4	12	13	2	87	38
3年度	32	9	18	14	2	83	38
4年度	26	3	15	14	2	84	44
5年度	30	6	14	14	2	89	44

※減免事由の内訳の「その他」は、公衆浴場、寄宿舎などです。

### (3)-1 軽自動車税（環境性能割）

#### ア. 令和5年度決算状況

軽自動車税（環境性能割）の決算額は1,000万円余で、納付件数は減少したものの前年度と比較して50万円余、5.2%の増となりました。

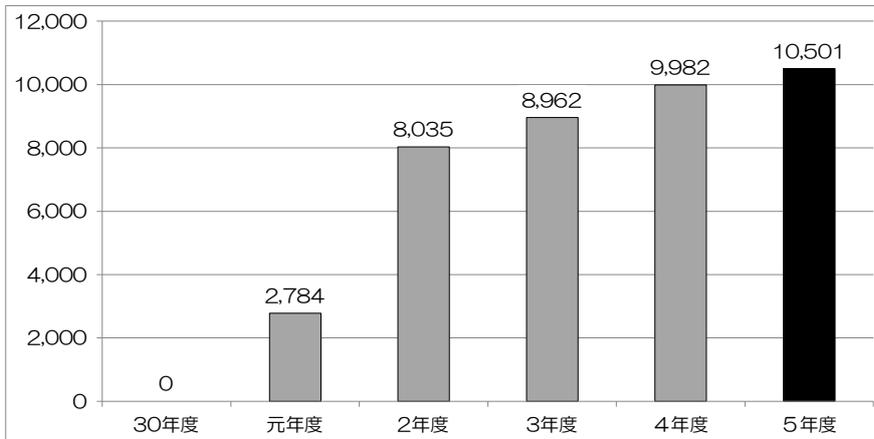
軽自動車税（環境性能割）は、消費税率引き上げに合わせて、自動車取得税（都税）の廃止に伴い、令和元年10月に創設され、決算額は増加傾向で推移しています。

単位：百万円，%，ポイント

区分	5年度	4年度	増減額	増減率	増減内容
市税全体	50,132	48,333	1,799	3.7	
軽自動車税（環境性能割）	11	10	1	5.2	納付額（課税標準額×税率）の高い車両が多かったことによる増
市税全体に占める割合	0.0%	0.0%		0.0	

#### イ. 決算額の推移

単位：千円

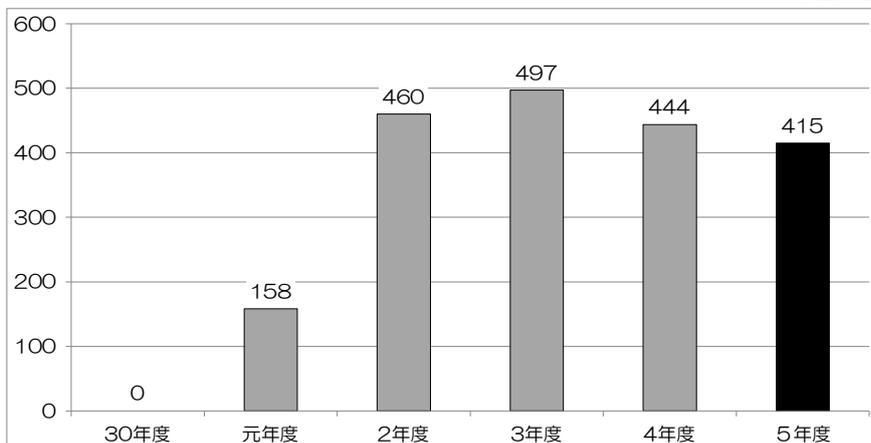


単位：千円，%

年度	決算額	増減額	増減率
30年度	-	-	-
元年度	2,784	-	-
2年度	8,035	5,251	188.6
3年度	8,962	927	11.5
4年度	9,982	1,020	11.4
5年度	10,501	519	5.2

#### ウ. 納付件数の推移

単位：台



単位：台，%

年度	納付件数	増減数	増減率
30年度	-	-	-
元年度	158	-	-
2年度	460	302	191.1
3年度	497	37	8.0
4年度	444	▲ 53	▲ 10.7
5年度	415	▲ 29	▲ 6.5

### (3)-2 軽自動車税（種別割）

#### ア. 令和5年度決算状況

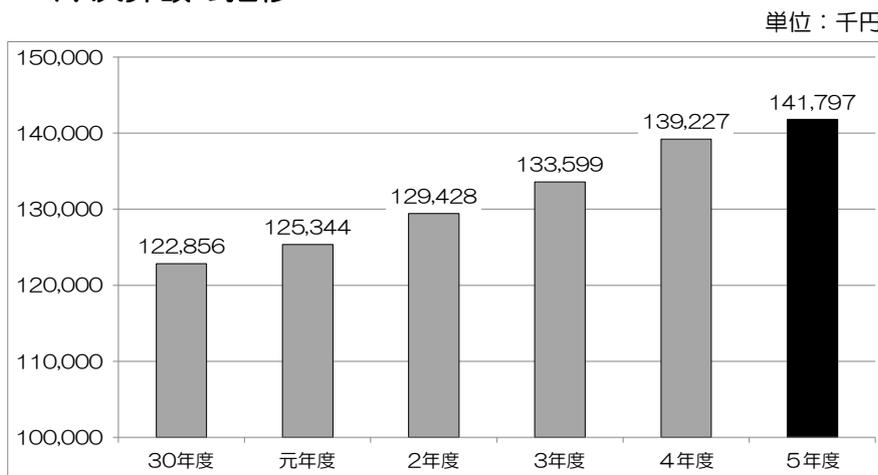
軽自動車税（種別割）の決算額は1億4,200万円余で、四輪軽自動車等の登録台数の増加により、前年度と比較して300万円余、1.8%の増となりました。また、市税全体に占める割合は0.3%で、前年度と同水準となりました。

6か年の推移では、登録台数は令和2年度まで原動機付自転車の減により減となっていましたが、令和3年度以降は四輪軽自動車の増により増となっています。決算額は税額の高い四輪自動車の増により年々増加しています。

単位：百万円・%・ポイント

区分	5年度	4年度	増減額	増減率	増減内容
市税全体	50,132	48,333	1,799	3.7	
軽自動車税（種別割）	142	139	3	1.8	四輪軽自動車等の登録台数の増加による増
市税全体に占める割合	0.3%	0.3%		0.0	

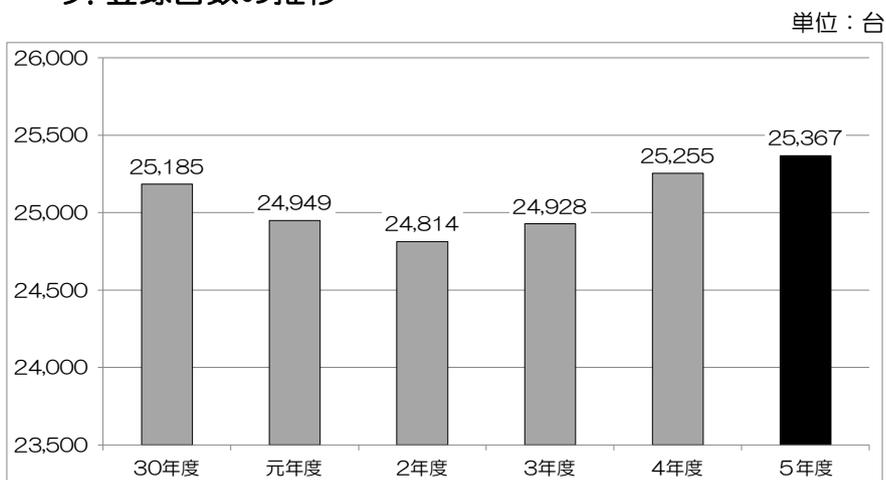
#### イ. 決算額の推移



単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
30年度	122,856	3,500	2.9
元年度	125,344	2,488	2.0
2年度	129,428	4,084	3.3
3年度	133,599	4,171	3.2
4年度	139,227	5,628	4.2
5年度	141,797	2,570	1.8

#### ウ. 登録台数の推移



単位：台、%

年度	登録台数	増減数	増減率
30年度	25,185	▲ 145	▲ 0.6
元年度	24,949	▲ 236	▲ 0.9
2年度	24,814	▲ 135	▲ 0.5
3年度	24,928	114	0.5
4年度	25,255	327	1.3
5年度	25,367	112	0.4

## 工. 車種別の課税状況（現年課税）

単位：台、円、%

車種	令和5年度				令和4年度				差引				
	台数	構成比	調定額	構成比	台数	構成比	調定額	構成比	台数	増減率	調定額	増減率	
原動機付自転車	50cc以下	4,499	17.7	8,998,000	6.3	4,628	18.3	9,256,000	6.6	▲ 129	▲ 2.8	▲ 258,000	▲ 2.8
	51cc～90cc	417	1.6	834,000	0.6	440	1.7	880,000	0.6	▲ 23	▲ 5.2	▲ 46,000	▲ 5.2
	91cc～125cc	3,142	12.4	7,540,800	5.3	3,075	12.2	7,380,000	5.3	67	2.2	160,800	2.2
	ミニカー	212	0.8	784,400	0.6	224	0.9	828,800	0.6	▲ 12	▲ 5.4	▲ 44,400	▲ 5.4
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車	2,652	10.5	9,547,200	6.7	2,619	10.4	9,428,400	6.7	33	1.3	118,800	1.3
	三輪車	1	0.0	4,600	0.0	1	0.0	4,600	0.0	0	0.0	0	0.0
	四輪車・乗用営業用	8	0.0	53,700	0.0	2	0.0	13,800	0.0	6	300.0	39,900	289.1
	四輪車・乗用自家用	7,590	29.9	78,922,800	55.4	7,481	29.6	76,728,300	54.9	109	1.5	2,194,500	2.9
	四輪車・貨物営業用	615	2.4	2,296,000	1.6	624	2.5	2,329,500	1.7	▲ 9	▲ 1.4	▲ 33,500	▲ 1.4
	四輪車・貨物自家用	3,493	13.8	17,706,000	12.4	3,499	13.9	17,576,300	12.6	▲ 6	▲ 0.2	129,700	0.7
	特殊・農耕用	158	0.6	379,200	0.3	154	0.6	369,600	0.3	4	2.6	9,600	2.6
	特殊・その他	77	0.3	454,300	0.3	78	0.3	460,200	0.3	▲ 1	▲ 1.3	▲ 5,900	▲ 1.3
二輪小型自動車	2,503	9.9	15,018,000	10.5	2,430	9.6	14,576,400	10.4	73	3.0	441,600	3.0	
合計	25,367	100.0	142,539,000	100.0	25,255	100.0	139,831,900	100.0	112	0.4	2,707,100	1.9	

## オ. 軽自動車税の減免

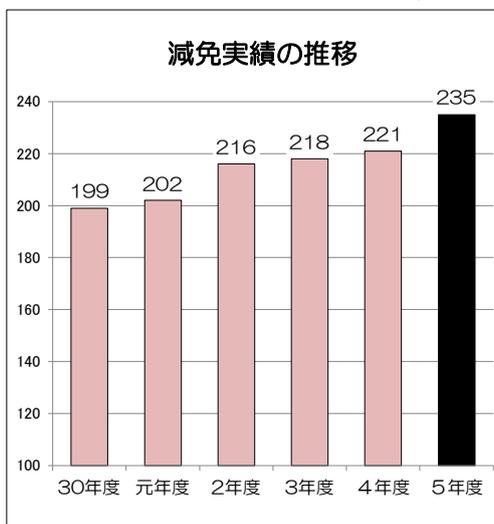
身体障害者等のために利用する軽自動車が一定の要件に該当する場合は、申請により減免を受けることができます。

【対象となる車両（営業用を除く）】

- ・ 障害のある方が所有し運転する車両
- ・ 障害のある方又は生計を一にする方が所有し、生計を一にする方が、その障害のある方のために使用する車両
- ・ 身体障害者等（身体障害者等で構成される世帯の者に限る）を常時介護する方が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る）
- ・ 対象車両の構造が、もっぱら身体障害者の利用に供するための車両
- ・ 公益のため直接専用すると認められる車両
- ・ 生活保護法の規定による保護を受けている方が所有する車両

単位：件

※減免事由の内訳（単位：件、円）



年度	件数	増減	減免額	増減額	身体障害者等	公益	構造	生活保護
30年度	199	▲ 10	1,573,300	7,900	154	25	19	1
元年度	202	3	1,612,600	39,300	153	24	24	1
2年度	216	14	1,791,800	179,200	165	33	17	1
3年度	218	2	1,865,200	73,400	167	34	17	0
4年度	221	3	1,957,200	92,000	162	44	14	1
5年度	235	14	2,076,400	119,200	175	44	14	2

### カ. 三輪以上の軽自動車の課税の状況

三輪以上の軽自動車の課税状況は、下の表のようになっています。  
 平成27年4月1日以降の新車であって、グリーン化特例の適用を受けない車両（新税額適用車）が増加しており、軽自動車税の増収の要因となっています。一方、平成27年3月31日以前に車両番号に指定を受けた車両については、初度検査を受けてから13年を経過した車両（重課適用車）は増加しているものの、それ以外の旧税額適用車は大幅に減少しており、新車への買い替えが進んでいるものと考えられます。

単位：台、円、%

車種	区分	税額	令和5年度		令和4年度		差引			
			台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額		
三輪以上の軽自動車	令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得された車両（グリーン化特例適用車）	四輪車 乗用自家用	概ね75%軽減	47	126,900	0	0	47	126,900	
			概ね50%軽減	0	0	0	0	0	0	
			概ね25%軽減	0	0	0	0	0	0	
		四輪車 貨物自家用	概ね75%軽減	0	0	1	1,300	▲ 1	▲ 1,300	
			概ね50%軽減	0	0	0	0	0	0	
			概ね25%軽減	0	0	0	0	0	0	
		四輪車 貨物営業用	概ね75%軽減	6	6,000	0	0	6	6,000	
			概ね50%軽減	0	0	0	0	0	0	
			概ね25%軽減	0	0	0	0	0	0	
	【新税額適用車】平成27年4月1日以降の新車であって、上記のグリーン化特例の適用を受けない車両	四輪車・乗用自家用	10,800	3,852	41,601,600	3,522	38,037,600	330	3,564,000	
		四輪車・乗用営業用	6,900	5	34,500	2	13,800	3	20,700	
		四輪車・貨物自家用	5,000	1,774	8,870,000	1,625	8,125,000	149	745,000	
		四輪車・貨物営業用	3,800	350	1,330,000	330	1,254,000	20	76,000	
	平成27年3月31日までに車両番号の指定を受けた車両	三輪車	初度検査から13年超の車両【重課適用車】	4,600	1	4,600	1	4,600	0	0
			上記以外の車両【旧税額適用車】	3,100	0	0	0	0	0	0
四輪車 乗用自家用		初度検査から13年超の車両【重課適用車】	12,900	1,863	24,032,700	1,787	23,052,300	76	980,400	
		上記以外の車両【旧税額適用車】	7,200	1,828	13,161,600	2,172	15,638,400	▲ 344	▲ 2,476,800	
四輪車 乗用営業用		初度検査から13年超の車両【重課適用車】	8,200	1	8,200	0	0	1	8,200	
		上記以外の車両【旧税額適用車】	5,500	2	11,000	0	0	2	11,000	
四輪車 貨物自家用		初度検査から13年超の車両【重課適用車】	6,000	980	5,880,000	979	5,874,000	1	6,000	
		上記以外の車両【旧税額適用車】	4,000	739	2,956,000	894	3,576,000	▲ 155	▲ 620,000	
四輪車 貨物営業用	初度検査から13年超の車両【重課適用車】	4,500	122	549,000	129	580,500	▲ 7	▲ 31,500		
	上記以外の車両【旧税額適用車】	3,000	137	411,000	165	495,000	▲ 28	▲ 84,000		
合計			11,707	98,983,100	11,607	96,652,500	100	2,330,600		

※平成27年4月1日以降の新車である三輪車は、登録車両がないため掲載していません。  
 ※三輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例や軽自動車税の税額については、「14市税ガイド 3軽自動車税」をご覧ください。

## (4) 市たばこ税

### ア. 令和5年度決算状況

市たばこ税の決算額は13億3,500万円余で、前年度と比較して100万円余、0.1%の増となり、前年度とほぼ同水準になりました。

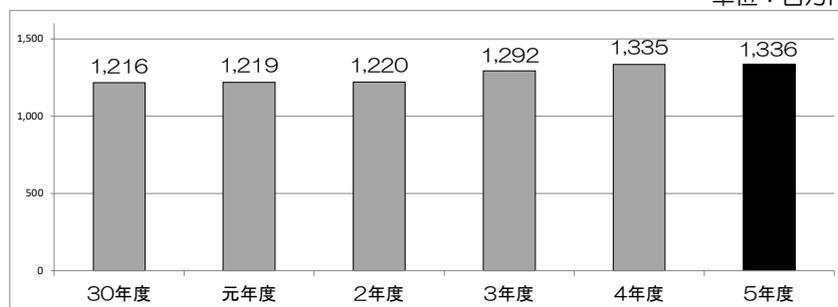
6か年の推移では、段階的な税率引き上げにより、売上本数の減少が続いていましたが、令和5年度においては増加となり、決算額も増加しています。

単位：百万円，%，ポイント

区分	5年度	4年度	増減額	増減率	増減内容
市税全体	50,132	48,333	1,799	3.7	
市たばこ税	1,336	1,335	1	0.1	売上本数増加による増
市税全体に占める割合	2.7%	2.7%		0.0	

### イ. 決算額の推移

単位：百万円



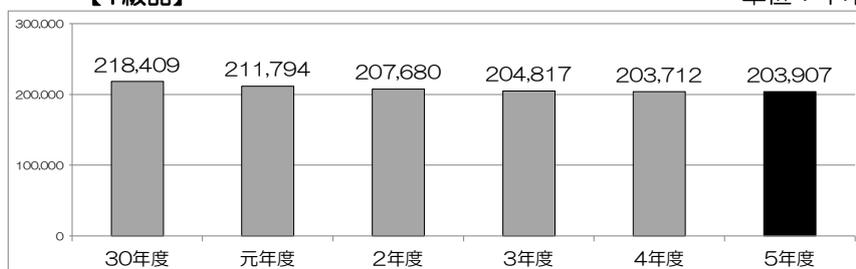
単位：百万円，%

年度	決算額	増減額	増減率
30年度	1,216	▲ 14	▲ 1.1
元年度	1,219	3	0.3
2年度	1,220	1	0.0
3年度	1,292	72	5.9
4年度	1,335	43	3.3
5年度	1,336	1	0.1

### ウ. 売上本数の推移

#### 【1級品】

単位：千本

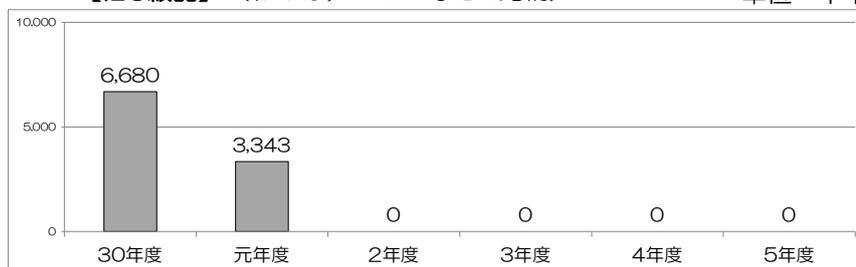


単位：千本，%

年度	本数	増減数	増減率
30年度	218,409	▲ 9,800	▲ 4.3
元年度	211,794	▲ 6,616	▲ 3.0
2年度	207,680	▲ 4,114	▲ 1.9
3年度	204,817	▲ 2,862	▲ 1.4
4年度	203,712	▲ 1,106	▲ 0.5
5年度	203,907	195	0.1

#### 【1B3級品】（わかば，エコーなど6銘柄）

単位：千本



単位：千本，%

年度	本数	増減数	増減率
30年度	6,680	▲ 2,047	▲ 23.5
元年度	3,343	▲ 3,337	▲ 50.0
2年度	0	▲ 3,343	▲ 100.0
3年度	0	0	-
4年度	0	0	-
5年度	0	0	-

※1B3級品は沖縄専売の「うるま」を除き、紙巻きたばこの銘柄としては廃止されています。

## (5) 入湯税

### ア. 令和5年度決算状況

入湯税は、平成26年度以降、課税対象施設がないことにより税収はありません。（利用料金が1,200円未満の場合は、課税対象外）

## (6) 都市計画税

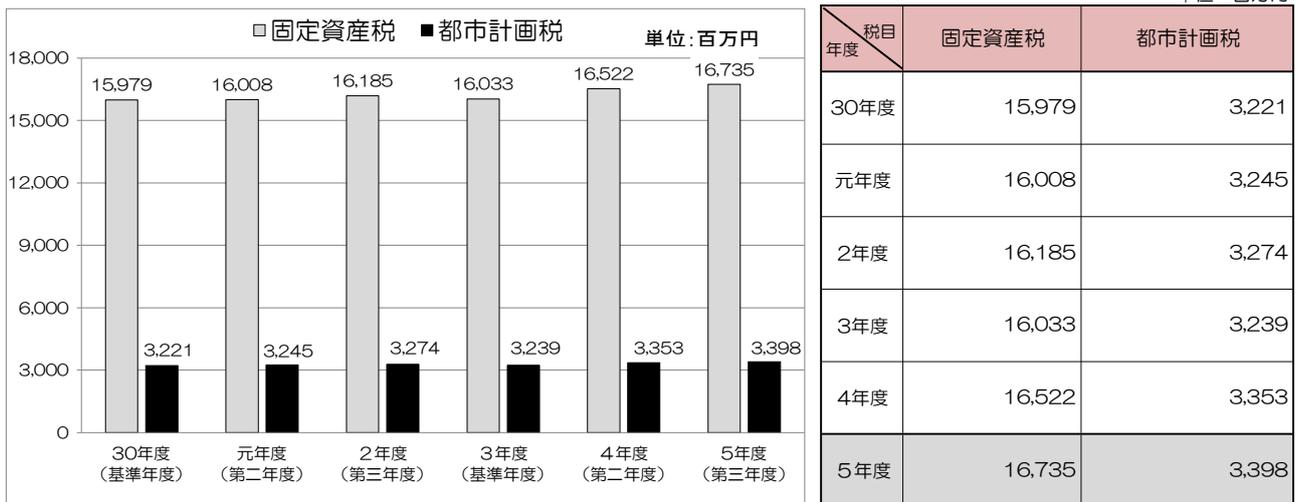
### ア. 令和5年度決算状況

都市計画税の決算額は33億9,700万円余で、固定資産税と同様の要因により、前年度と比較して4,500万円余の増となりました。また、市税全体に占める割合は6.8%で、前年度と同程度の水準でした。  
 6か年の推移では、固定資産税（土地・家屋分）が3年に一度の評価替え（前回は令和3年度）を行うことから、3年毎に変動が見られ、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響などにより前年度から微減となりましたが、令和4年度は、固定資産税と同様の理由により、増加に転じています。  
 ※都市計画税の税率は、地方税法により0.3%を超えない範囲で各市町村の条例で定めることとなっており、令和5年度の調布市の税率は0.24%となります。

単位：百万円，%，ポイント

区分	5年度	4年度	増減額	増減率	増減内容
市税全体	50,132	48,333	1,799	3.7	
都市計画税	3,398	3,353	45	1.4	
市税全体に占める割合	6.8%	6.9%		0.0	土地については、負担調整措置により増、家屋は新增築家屋分の増

単位：百万円

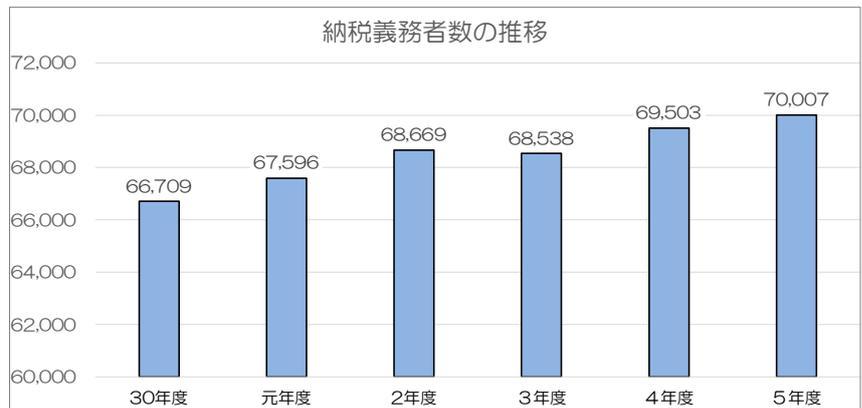


### イ. 納税義務者数の推移

単位：人，%

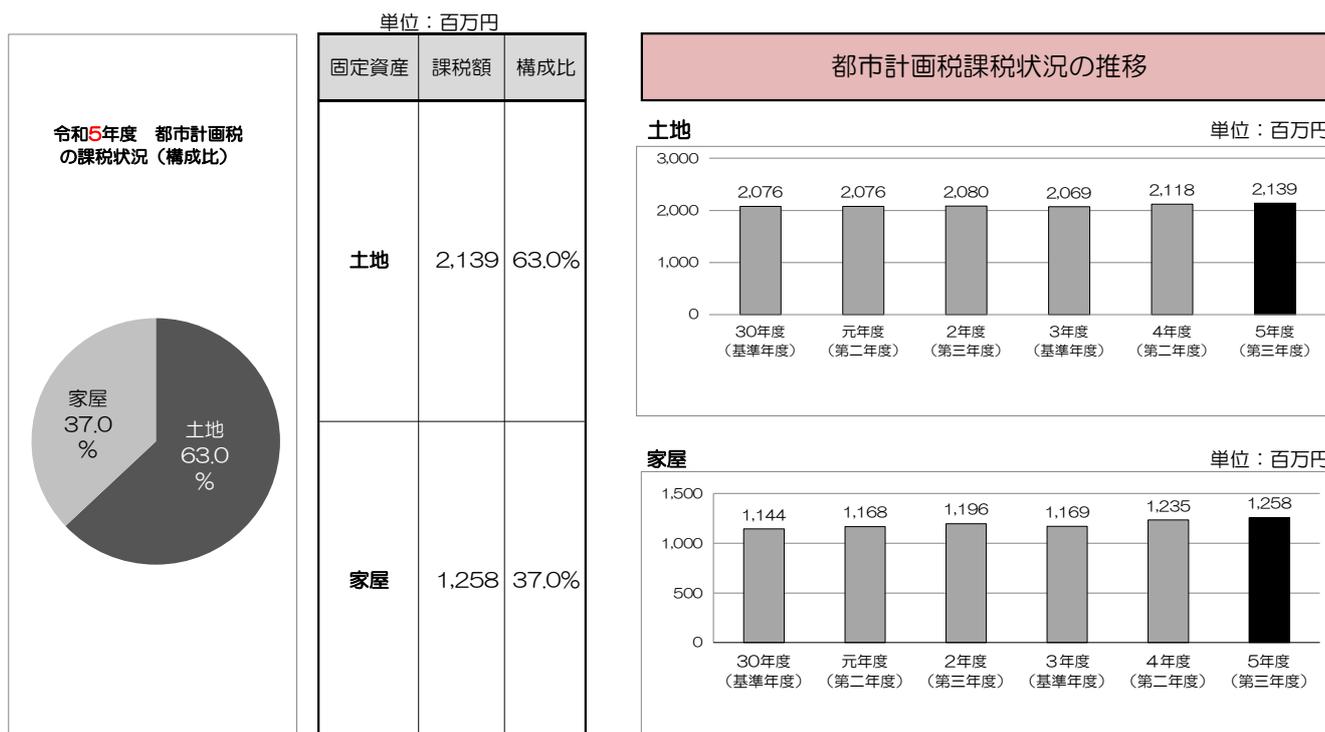
年度	納税義務者数	増減数	増減率
30年度	66,709	521	0.8
元年度	67,596	887	1.3
2年度	68,669	1,073	1.6
3年度	68,538	▲ 131	▲ 0.2
4年度	69,503	965	1.4
5年度	70,007	504	0.7

単位：人



## ウ. 課税対象別課税額の推移

都市計画税の令和5年度決算調定額（課税額）は、土地の課税額割合が63.0%、家屋の課税額割合が37.0%です。



## エ. 都市計画税の減免

(2)固定資産税の項目（P12）に記載されている「オ. 固定資産税・都市計画税の減免」をご覧ください。

## オ. 都市計画税の充当

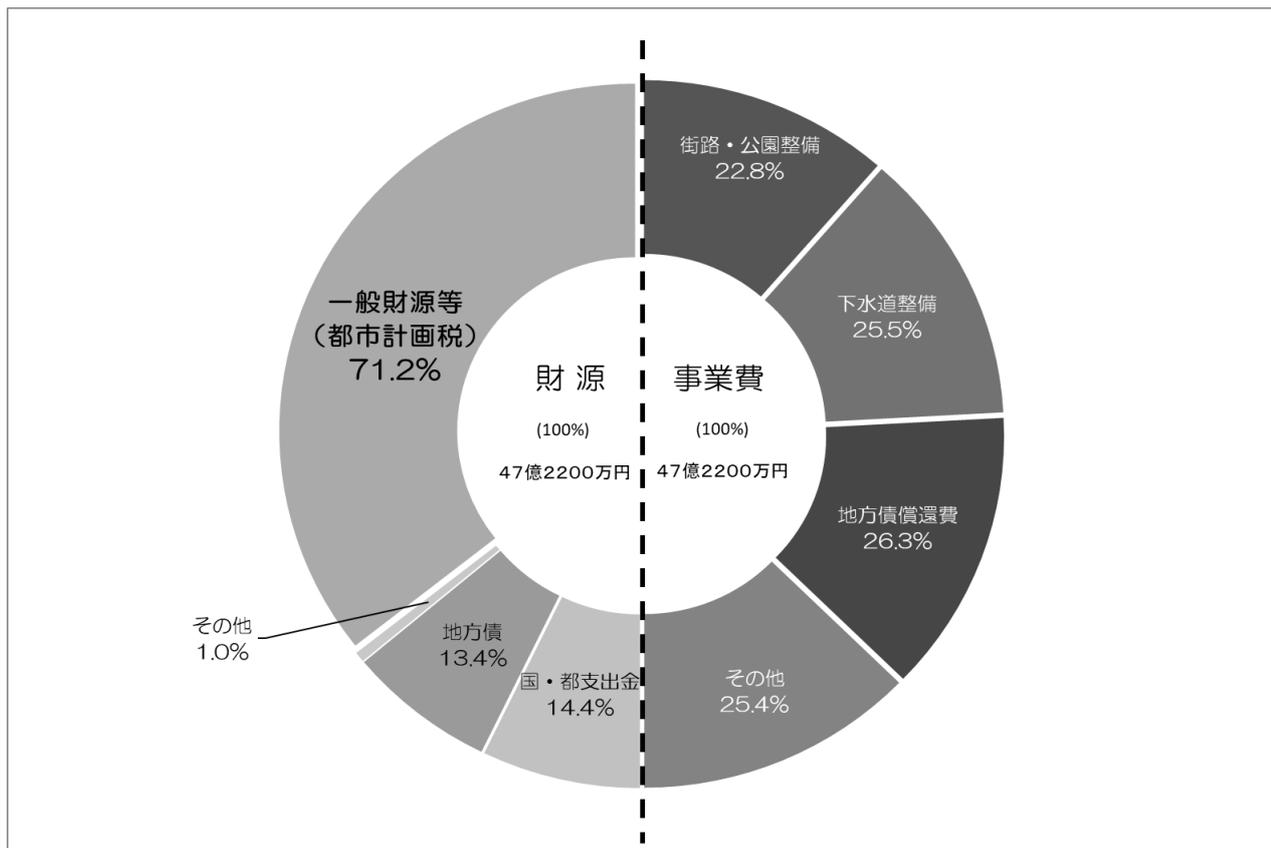
都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業等のまちづくり事業に必要な経費に充てるための税金です。令和5年度決算では、対象事業費の財源として33億6,200万円余の都市計画税を充てています。令和5年度事業費に占める都市計画税の充当割合は、71.2%を占めています。なお、都市計画税の決算額（33億9,700万円余）のうち、対象事業に充当しきれなかった3,500万円余については、都市基盤整備事業基金に積み立て、まちづくり事業の財源として活用していきます。

(単位：百万円)

区分及び内容	令和5年度 事業費	財源内訳						
		特定財源	国・都支出金	地方債	その他	一般財源等	うち都市計画税 充当額	
都市計画事業費等	街路・公園整備	1,077	980	554	391	35	97	97
	土地区画整理 市街地再開発	0	0	0	0	0	0	0
	下水道整備	1,204	6	0	0	6	1,197	1,197
	地方債償還費	1,242	0	0	0	0	1,242	1,242
	その他	1,200	374	127	244	3	827	827
	うち調布駅前広場整備	526	374	127	244	3	152	152
合計	4,723	1,360	681	635	44	3,363	3,363	

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計額が各項目の合計と一致しない場合があります。

### 【財源及び事業費の内訳】



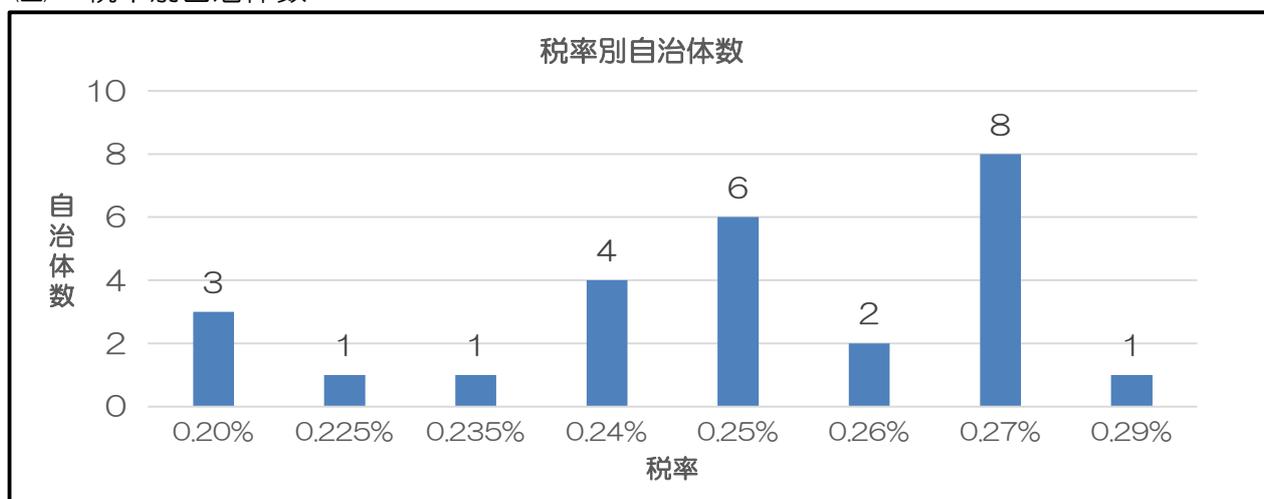
※事業費のうち「その他」は駅前広場等の中心市街地整備や一部事務組合への負担金、人件費になります。

## カ. 都市計画税率の比較

### (1) 26市 都市計画税率一覧

No.	自治体	令和6年度都市計画税率 (%)	現行税率適用年度
1	八王子市	0.27	平成6年度
2	立川市	0.235	令和3年度
3	武蔵野市	0.20	令和4年度
4	三鷹市	0.225	平成24年度
5	青梅市	0.25	平成3年度
6	府中市	0.20	平成9年度
7	昭島市	0.25	令和4年度
8	調布市	0.24	平成30年度
9	町田市	0.27	令和5年度
10	小金井市	0.27	平成13年度
11	小平市	0.24	平成27年度
12	日野市	0.27	平成30年度
13	東村山市	0.29	令和4年度
14	国分寺市	0.27	平成18年度
15	国立市	0.26	令和4年度
16	福生市	0.24	平成21年度
17	狛江市	0.25	平成30年度
18	東大和市	0.26	平成3年度
19	清瀬市	0.25	令和3年度
20	東久留米市	0.24	平成27年度
21	武蔵村山市	0.27	令和6年度
22	多摩市	0.20	平成24年度
23	稲城市	0.27	昭和63年度
24	羽村市	0.25	平成3年度
25	あきる野市	0.27	平成8年度
26	西東京市	0.25	平成27年度
	平均	0.250	

### (2) 税率別自治体数



### 3 税負担の公平性確保の取組について（未申告調査）

適正かつ公平な課税を図るため、収入状況や固定資産の状況調査等をはじめ、当初課税後の修正申告等に伴う課税の修正を適時行っています。

また、税負担公平性の観点から、申告のない方に対する調査（未申告調査）を行うとともに、申告を促す取組を行っています。

#### 1 個人市民税

##### (1) 納税義務者数等

単位：人，%

	令和5年度	令和4年度	対前年	
			増減	増減率
人口（1月1日現在）	238,505	237,939	566	0.2
納税義務者数	134,284	132,798	1,486	1.1

##### (2) 調査状況

単位：件，千円，人，%

	令和5年度	令和4年度	対前年	
			増減	増減率
調査対象者数	3,392	4,042	▲ 650	▲ 16.1
申告件数	1,356	1,980	▲ 624	▲ 31.5
課税調定額	18,709	20,343	▲ 1,634	▲ 8.0

#### 2 法人市民税

##### (1) 納税義務者数等

単位：件，%

	令和5年度	令和4年度	対前年	
			増減	増減率
納税義務者数（5月31日現在）	6,753	6,579	174	2.6

##### (2) 調査状況

単位：件，千円，%

	令和5年度	令和4年度	対前年	
			増減	増減率
調査対象者数	315	316	▲ 1	▲ 0.3
申告件数	25	10	15	150.0
課税調定額	1,771	447	1,324	296.2

#### 3 固定資産税（償却資産）

##### (1) 納税義務者数等(固定資産税合計)

単位：件，%

	令和5年度	令和4年度	対前年	
			増減	増減率
納税義務者数（5月31日現在）	72,069	71,558	511	0.7

##### (2) 調査状況

単位：件，千円，%

	令和5年度	令和4年度	対前年	
			増減	増減率
調査対象者数	49	47	2	4.3
申告件数	29	26	3	11.5
課税調定額	2,381	2,308	73	3.2

# 第3章

## 収納と減免

# 1 収納

## (1) 市税の収納率

収納率は、課税額に対する収納額の割合で、各自治体の収納への取組結果を指し示す成果指標として使われています。

収納率は次の算式で求めることができます。

$$\text{【収納率(\%) = 当該年度の収納額} \div (\text{当該年度(現年度)の課税額} + \text{滞納繰越額}) \times 100\text{】}$$

本市では、税負担の公平性を確保するために、納税義務者の事情にも配慮しつつ、収納率向上を目指して取組を進めています。

過去10年間における本市の収納率は、経済状況、税制改正などの影響もあり、平成19年度から下降していましたが、様々な取組の成果により平成24年度から上昇し、近年では高い数値を維持しています。引き続き収納率向上とともに収納額の確保を目指していきます。

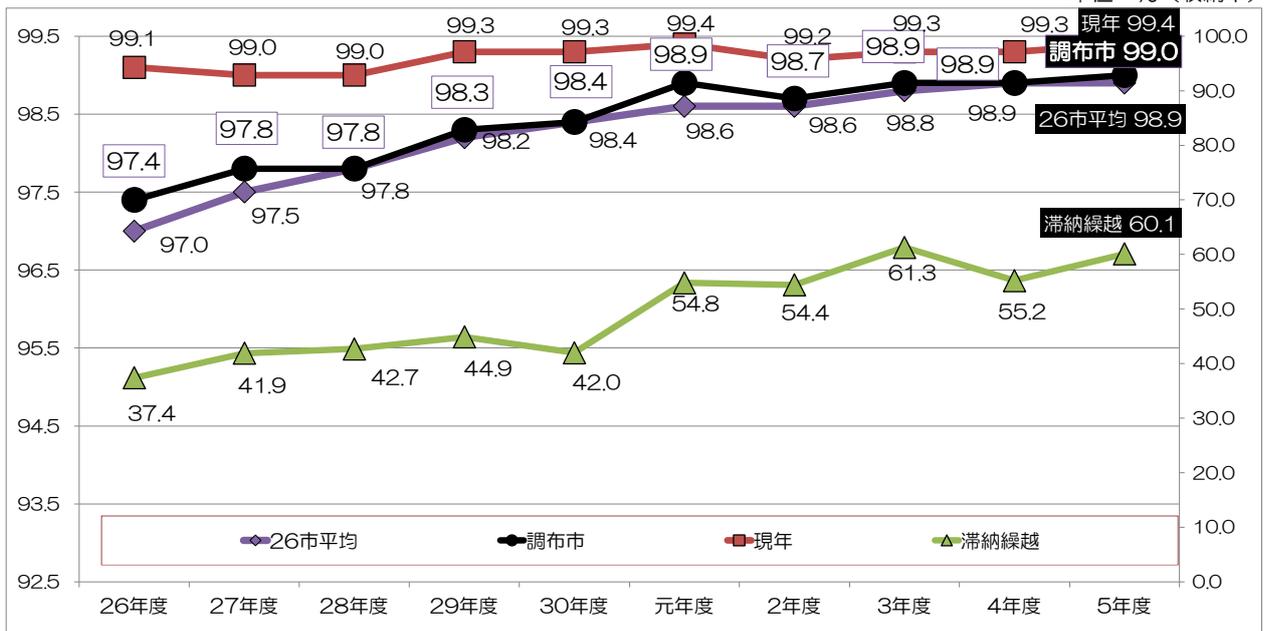
### ◎ 市税収納率の推移

単位：％

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
<b>調布市</b>	97.4	97.8	97.8	98.3	98.4	98.9	98.7	98.9	98.9	99.0
<b>現年</b>	99.1	99.0	99.0	99.3	99.3	99.4	99.2	99.3	99.3	99.4
<b>市民税</b>	98.8	99.0	98.9	99.1	99.1	99.2	98.9	99.1	99.1	99.2
<b>個人</b>	98.5	98.6	98.7	98.9	99.0	98.9	98.9	99.0	98.9	99.0
<b>法人</b>	99.9	99.9	99.8	100.0	99.9	100.0	99.0	99.8	99.8	99.8
<b>固定資産税</b>	99.3	99.1	99.0	99.5	99.6	99.6	99.5	99.6	99.6	99.6
<b>都市計画税</b>	99.2	98.9	98.9	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.6
<b>軽自動車税</b>	97.0	97.1	96.9	97.1	97.4	97.5	97.8	98.0	98.3	98.3
<b>滞納繰越分</b>	37.4	41.9	42.7	44.9	42.0	54.8	54.4	61.3	55.2	60.1
<b>26市平均</b>	97.0	97.5	97.8	98.2	98.4	98.6	98.6	98.8	98.9	98.9

### 市税の収納率の推移のグラフ

単位：％（収納率）



## (2) 納付の利便性向上

### ア. 納付の利便性向上

#### ○ コンビニ収納の導入

従来の金融機関での納付に加え、曜日や時間を気にせず、全国の主要コンビニエンスストアで市税を納付できるよう、平成19年度からコンビニ収納を導入しました。

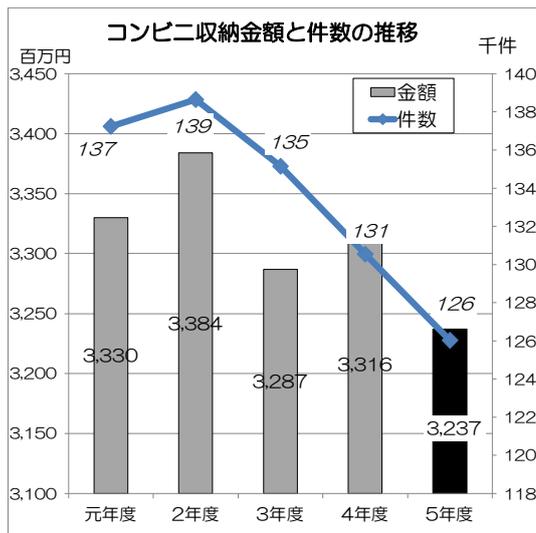
個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税について取り扱っており、市税の便利な納付方法として定着しています。

#### ○ コンビニ収納の状況

（単位：件、百万円）

税目	項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個人市民税 (普通徴収)	件数	62,485	62,333	59,641	55,399	53,230
	金額	1,636	1,628	1,556	1,546	1,486
固定資産税 都市計画税	件数	59,098	60,542	59,936	60,044	58,518
	金額	1,616	1,676	1,649	1,688	1,672
軽自動車税	件数	15,664	15,771	15,574	15,102	14,283
	金額	78	81	82	82	79
合計	件数	137,247	138,646	135,151	130,545	126,031
	金額	3,330	3,384	3,287	3,316	3,237

※金額は表示単位未満を四捨五入



#### ○ モバイルレジ収納の導入

納付書のバーコードを携帯電話等のカメラで撮影し、モバイルバンキングを利用して市税の納付ができるモバイルレジのサービスを全国で初めて平成21年度から軽自動車税で導入しました。これは、自宅で納付ができ、プライバシーも守られるので納税者にとって簡単で安心できるサービスです。

平成21年度は軽自動車税のみでしたが、平成22年度からは個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税でも取り扱いを開始しました。

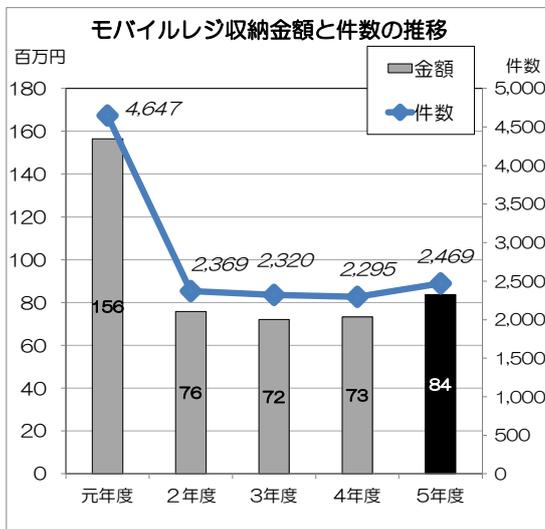
これまで、収納件数・金額とも順調に増加し、市税の納付方法として定着しましたが、今後は、ペイジー収納などオンラインでの納付方法の多様化により、納税者にとって、個々のライフスタイルに応じた納付方法の一つとして位置づけられていくことが考えられます。

#### 【モバイルレジによる収納状況】

（単位：件、千円）

税目	項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個人市民税 (普通徴収)	件数	1,803	932	954	999	1,053
	金額	85,056	36,120	33,098	37,312	43,014
固定資産税 都市計画税	件数	2,282	1,250	1,166	1,106	1,224
	金額	68,586	38,699	37,928	35,074	39,690
軽自動車税	件数	562	187	200	190	192
	金額	2,819	1,001	1,009	948	1,007
合計	件数	4,647	2,369	2,320	2,295	2,469
	金額	156,461	75,820	72,035	73,334	83,711

※金額は表示単位未満を四捨五入



## ○ ペイジー収納サービスの導入

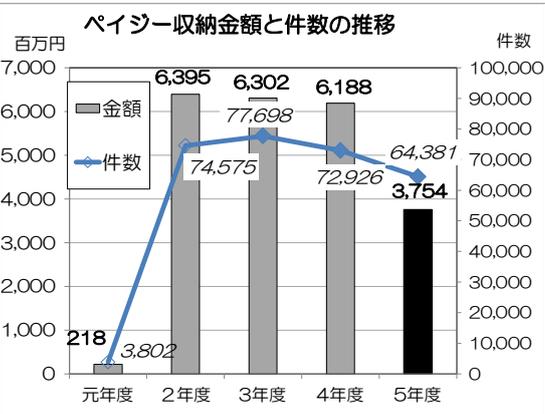
令和元年度（令和2年1月）から自宅のパソコンやスマートフォンや銀行ATMから市税を納付できるペイジー収納を導入しました。

個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税について取り扱っており、窓口に行かなくても納付できる手段として利便性が向上しました。

## ○ ペイジー収納の状況

（単位：件、百万円）

税目	項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個人市民税（普通徴収）	件数	1,878	28,902	29,925	27,583	25,433
	金額	122	1,934	1,887	1,821	1,617
固定資産税 都市計画税	件数	1,904	41,122	43,083	40,922	35,176
	金額	96	4,436	4,389	4,342	2,115
軽自動車税	件数	20	4,551	4,690	4,421	3,772
	金額	0	24	26	25	22
合計	件数	3,802	74,575	77,698	72,926	64,381
	金額	218	6,395	6,302	6,188	3,754



※金額は表示単位未満を四捨五入（0百万円と表示された軽自動車税は5万5,481円）。元年度は導入後（1月～5月）の件数・金額  
※ペイジー収納の件数・金額は、一部の金融機関が行っている一括伝送方式（窓口収納分をペイジー収納として取扱う方式）を含みます。

## ○ 地方税共通納税システムの導入

令和元年10月に地方税共通納税システムが全国一斉に開始されました。

これは、事業者等がeLTAXを通じて地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて簡単な操作で各自治体に一斉に納税ができるシステムで、個人市都民税（特別徴収）、法人市民税が対象とされていました。令和5年4月からは、個人市都民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税も対象税目となりました。

また、納付方法についても地方税統一QRコードを活用することで、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング等での納付が可能になったほか、全国の地方税統一QRコード対応の金融機関窓口での納付が可能となりました。

## ○ 地方税共通納税システムの状況

（単位：件、百万円）

税目	項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個人市民税（特別徴収）	件数	3,161	11,313	28,228	41,987	63,326
	金額	126	435	1,141	1,775	2,807
法人市民税	件数	211	586	1,086	1,543	2,391
	金額	1,476	2,523	2,756	3,060	4,220
個人市民税（普通徴収）	件数					15,020
	金額					1,413
固定資産税 都市計画税	件数					26,983
	金額					4,813
軽自動車税	件数					4,604
	金額					27
合計	件数	3,372	11,899	29,314	43,530	112,324
	金額	1,602	2,958	3,897	4,835	13,280



※金額は表示単位未満を四捨五入。元年度は導入後（10月～5月）の件数・金額

## ○ アプリ収納の導入

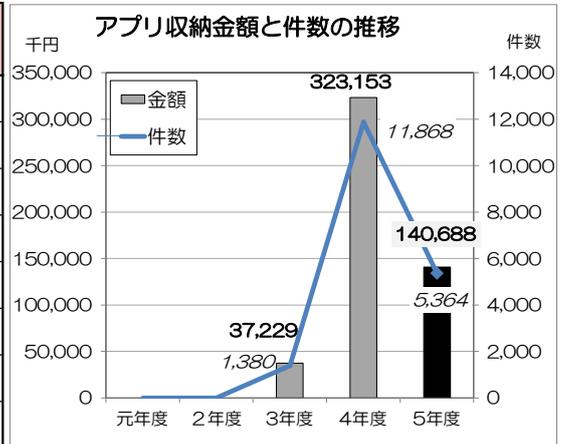
令和4年1月から、スマートフォン等で納付書に印刷されているバーコードを読み取ることにより納付することができるアプリ収納を導入しました。

個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税について取り扱っており、納税者にとって、個々のライフスタイルに応じた多様な納付方法の一つとして位置付けられていくことが考えられます。

## ○ アプリ収納の状況

（単位：件、千円）

税目	項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個人市民税 （普通徴収）	件数			774	5,474	2,532
	金額			20,577	159,208	70,657
固定資産税 都市計画税	件数			584	5,322	2,343
	金額			16,592	158,619	67,410
軽自動車税	件数			22	1,072	489
	金額			60	5,326	2,621
合計	件数			1,380	11,868	5,364
	金額			37,229	323,153	140,688



※金額は表示単位未満を四捨五入。令和3年度は導入後（令和4年1月～令和4年5月）の件数

## ○ クレジット収納の導入

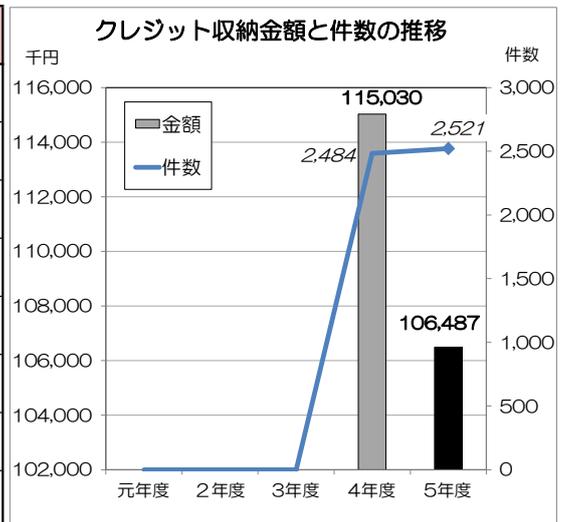
令和4年4月から、モバイルレジや納付専用のサイトにアクセスして納付することができるクレジット収納を導入しました。

個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税について取り扱っており、納税者にとって、個々のライフスタイルに応じた多様な納付方法の一つとして位置付けられていくことが考えられます。

## ○ クレジット収納の状況

（単位：件、千円）

税目	項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個人市民税 （普通徴収）	件数				1,020	1,145
	金額				60,547	60,467
固定資産税 都市計画税	件数				1,270	1,227
	金額				53,434	45,161
軽自動車税	件数				194	149
	金額				1,049	859
合計	件数				2,484	2,521
	金額				115,030	106,487



※金額は表示単位未満を四捨五入。

## ○ 金融機関での口座振替による納付

口座振替は、金融機関等に行かずに税金が納付できる便利な納付方法として定着しています。口座振替により納付ができる税は、個人の市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税です。

本市では、口座振替による納付を推進しており、平成24年度からは従来の申込方法に加え、納税課窓口で簡単に手続きを行うことができる「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」も開始しています。これにより、手続きから登録までに要する大幅な時間短縮が可能となりました。

令和5年度の口座振替は、件数が18万件余、納付額が141億2,000万円余となっています。対象となる税の口座振替による納付率は49.0%であり、引き続き制度のPRに努め、推進を図っていきます。

## ○ 口座振替による納付状況

（単位：件、百万円）

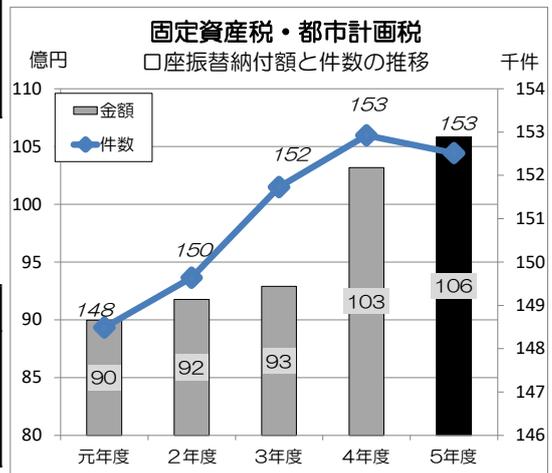
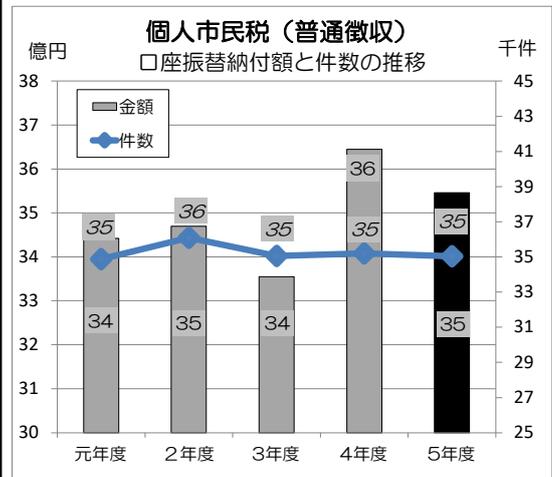
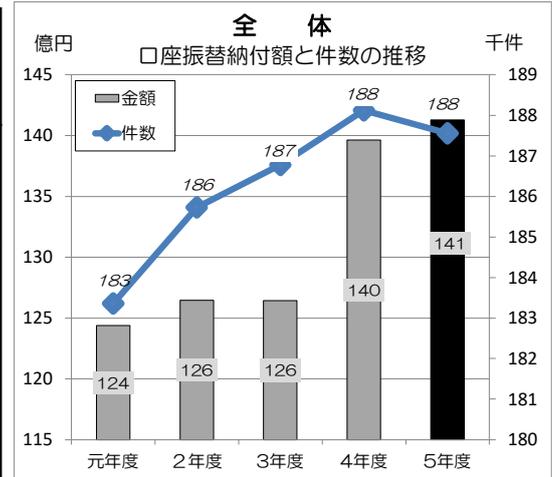
税目	金額・件数	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個人市民税 (普通徴収)	件数	34,872	36,086	35,049	35,197	35,043
	金額	3,442	3,470	3,355	3,645	3,546
	納付率	42.0%	41.5%	42.2%	42.1%	40.8%
固定資産税 都市計画税	件数	148,486	149,640	151,727	152,923	152,513
	金額	8,997	9,176	9,288	10,318	10,583
	納付率	46.7%	47.1%	48.2%	51.9%	52.6%
合計	件数	183,358	185,726	186,776	188,120	187,556
	納付額	12,440	12,646	12,643	13,963	14,129
	納付率	45.3%	45.4%	46.5%	48.9%	49.0%

※金額は表示単位未満を四捨五入

注：納付率とは、現年度調定額に対する現年度口座振替納付額の割合

【Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス登録件数】（単位：件）

税目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個人市民税 (普通徴収)	289	157	129	136	131
固定資産税 都市計画税	260	125	94	120	108
合計	549	282	223	256	239



### (3) 収納率向上への取組み

税の公平性を確保するためには、収納率を向上させ、収納額を確保していくことが必要です。

本市では、効率的な収納手法を実施するとともに体制の整備を図り、収納率向上に向けて取り組んでいます。

効率的な手法として、自動電話催告システムを活用した早期催告や遠隔地の滞納者の実態調査委託などの実施とともに、収納体制整備として、機能別班構成（現年度課税分と滞納繰越分）の確立、市税納付推進員制度の導入（窓口、調査業務等を実施）、東京都への研修派遣による人材育成などの取組を進めています。

### (4) 滞納処分等

#### ア. 滞納処分

##### ① 差押え

定められた納付期限までに税金を納めていただけない場合、電話や文書による納付の督促や催告をすることとなります。それでも納付や連絡等をいただけない時には、税負担の公平性の観点から、生活状況や財産の調査を実施したうえで、その方の財産を差し押さえることになります。

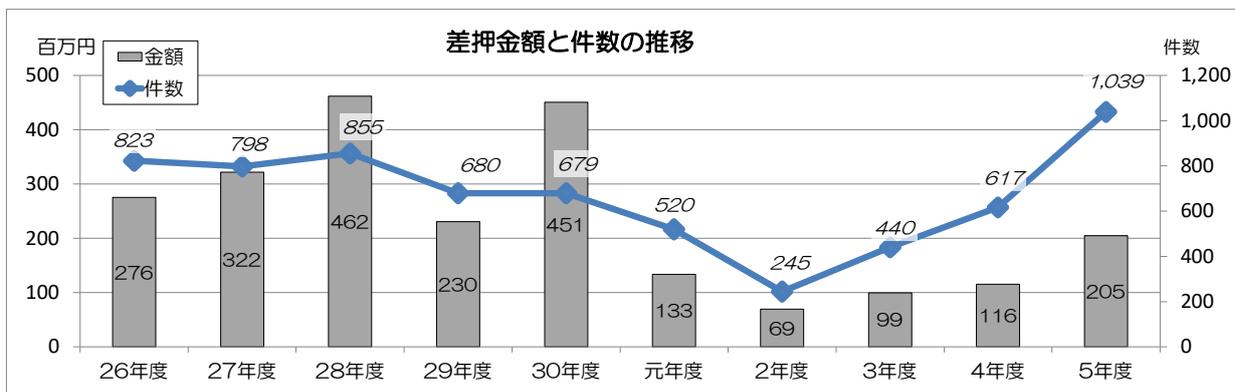
差押えの対象としては、不動産、債権（預貯金、生命保険、給与、年金、売掛金など）、動産などがあります。

10か年の推移では、コロナ禍の影響や滞納事案等により変動はありますが、平均では、件数は660件余、金額は2億3,000万円余となっています。

#### 年度別差押金額と件数の推移

(単位：件、千円)

差押	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	件数		823	798	855	680	679	520	245	440	617
金額		275,577	321,809	461,652	230,449	450,571	133,477	69,325	99,423	115,627	204,897

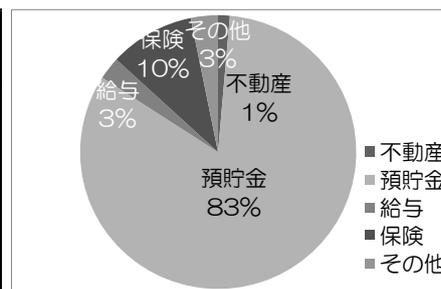


#### 差押財産の内訳

(単位：件)

差押件数	財産	不動産	預貯金	給与	保険	その他	合計	
	5年度		14	860	28	104	33	1039
	4年度		4	480	40	55	38	617

#### 差押財産の割合



## ② 滞納処分の執行停止

滞納処分の執行停止とは、税金の納付が遅れている方に一定の事由があると認められる場合に、その申請を要することなく、納付資力が回復するまでの期間、職権で差押等の強制徴収手続きを停止するものです。

### 【執行停止の要件】

滞納者に一定の事由があると認められる場合に、滞納処分の執行を停止することがあります。執行停止の要件は、次のとおりです。

- ア 滞納処分することができる財産がないとき（地方税法第15条の7第1項第1号）
- イ 滞納処分することによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき（同法同条同項第2号）
- ウ 滞納者の所在及び財産がともに不明であるとき（同法同条同項第3号）
- エ 同法同条同項第1号により執行停止した場合に、税を徴収できないことが明らかであるとき（同法同条第5項）

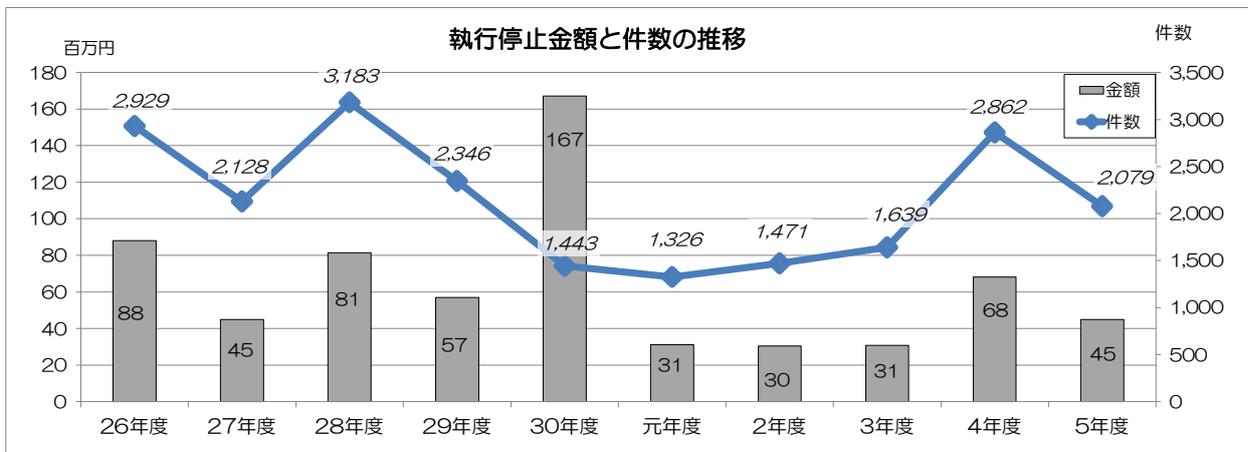
10か年の推移では、滞納事案等により年度毎の変動はありますが、平均では件数（期別件数）が2,100件余、金額は6,400万円余となっています。

### 年度別の執行停止金額と件数の推移

（単位：件、千円）

執行停止	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	件数		2,929	2,128	3,183	2,346	1,443	1,326	1,471	1,639	2,862
金額		88,016	45,005	81,405	56,965	167,124	31,152	30,420	30,779	68,124	44,864

※件数＝期別件数



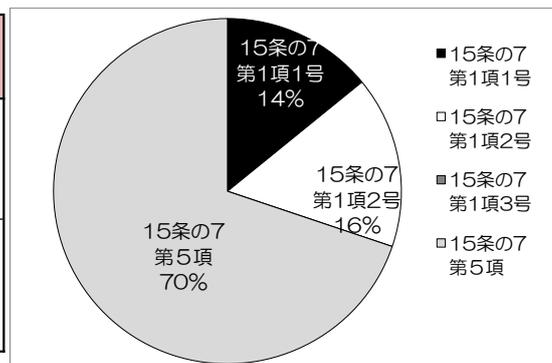
### 執行停止要件別内訳

（単位：件、千円）

執行停止内訳	要件	15条の7第1項1号	15条の7第1項2号	15条の7第1項3号	15条の7第5項	合計
	件数	293	335	0	1,451	2,079
金額	8,580	9,820	0	26,463	44,864	

※ 金額は表示単位未満を四捨五入

### 執行停止要件の割合（件数）



### ③ 不納欠損

課税された税金の徴収が不可能となった場合（執行停止による納税義務の消滅等）、不納欠損処理を行うことがあります。

要件は次のとおりです。

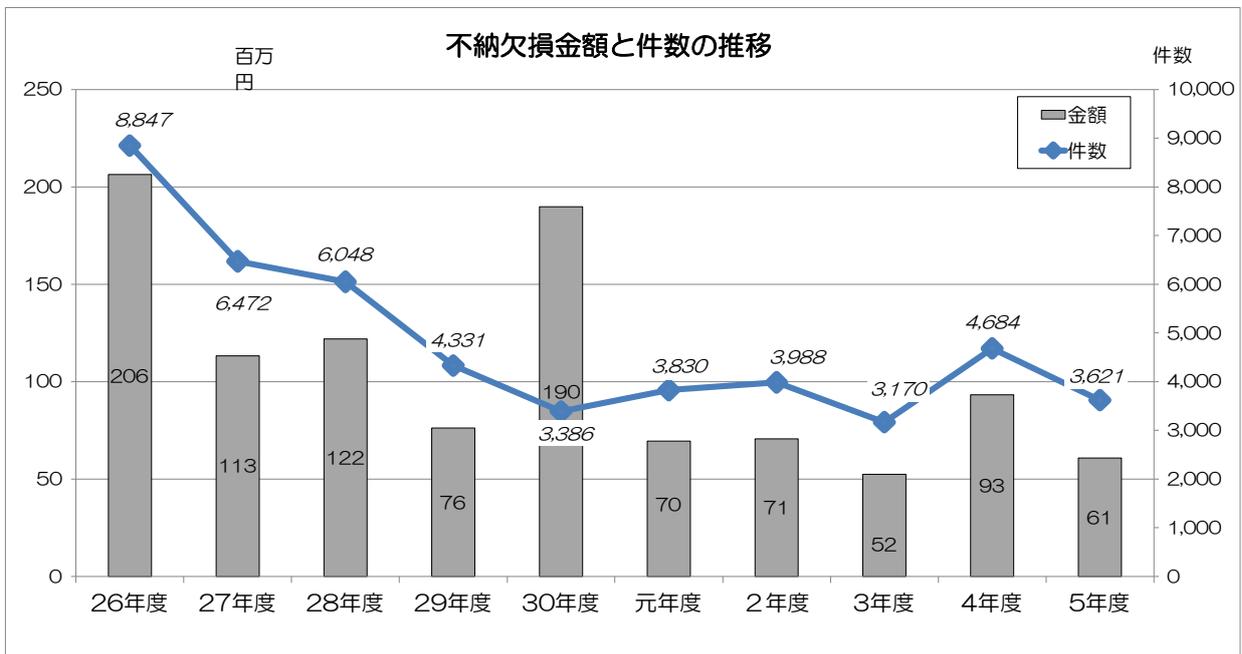
- ア 滞納処分執行停止後3年を経過したことにより納税義務が消滅したとき（地方税法第15条の7第4項）
- イ 滞納処分の執行停止と同時に納税義務を消滅させたとき（同法同条同項第5号）
- ウ 消滅時効が到来したとき（同法第18条）

10か年の推移では、滞納事案等により年度毎の変動はありますが、平均では件数が4,800件余、金額は1億500万円余となっています。

年度別の不納欠損金額と件数の推移

（単位：件、千円）

不納欠損	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	件数	8,847	6,472	6,048	4,331	3,386	3,830	3,988	3,170	4,684	3,621
	金額	206,342	113,232	121,903	76,196	189,853	69,549	70,558	52,371	93,213	60,812
	1件当たりの金額	23	18	20	18	56	18	18	17	20	17



## 2 減免

### ○ 減免

災害や生活困窮など、納税者や課税対象に特別な事情がある場合に、減免を受けようとする方の申請内容により、市税の減免（減額及び免除）が認められることがあります。

本市では、調布市税賦課徴収条例及び調布市市税減免基準に基づき、個人市民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税において、減免を受けることができます。

令和5年度は、4つの税で554件、1億6,200万円余の減免を決定しました。

### ○ 減免状況

単位：件、円

区分	令和5年度		令和4年度		増減額	
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
個人市民税	62	2,448,500	46	1,713,500	16	735,000
法人市民税	58	2,833,200	57	2,716,500	1	116,700
固定資産税・都市計画税	199	155,430,589	188	149,855,227	11	5,575,362
軽自動車税	235	2,076,400	221	1,957,200	14	119,200
合計	554	162,788,689	512	156,242,427	42	6,546,262

※各税の減免状況は、第2章「市税の決算状況」において掲載しています。

## 第 4 章

# データからみる市税

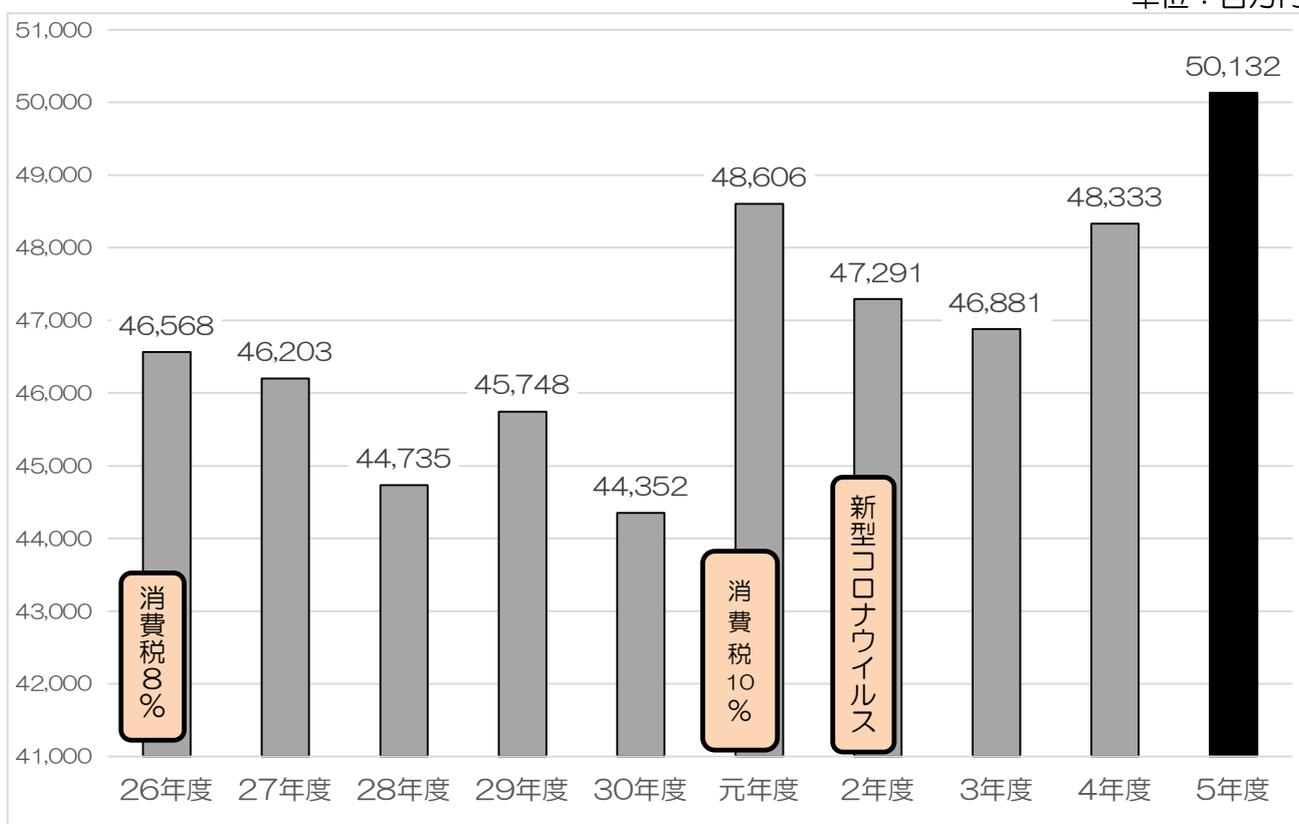
# 1 10年間の状況

市税は、この10年間において、経済状況や税制改正等により変動していますが、10年間の決算額の平均は約470億円となっています。

令和2年度以降、税制改正等の影響により市税総額は前年度比で減となっていました。令和5年度は、個人市民税、法人市民税及び固定資産税の増をはじめ、全ての税目で増収となったことから、前年度比3.7%の増となりました。

## (1) 市税総額

単位：百万円



単位：百万円，%

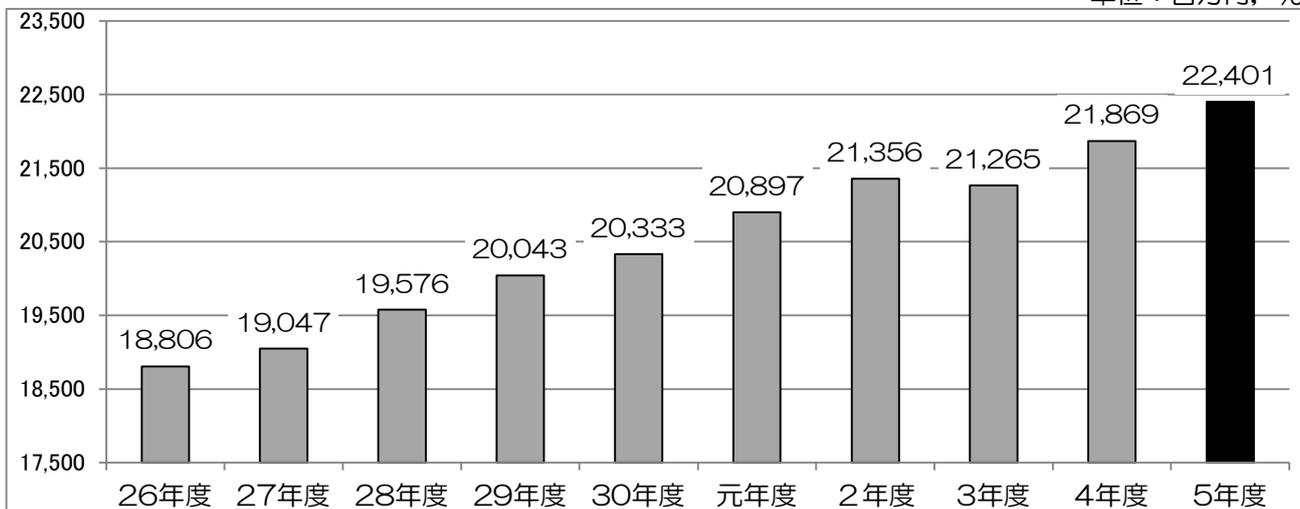
年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
決算額	46,568	46,203	44,735	45,748	44,352	48,606	47,291	46,881	48,333	50,132
増減額	2,218	▲ 364	▲ 1,469	1,013	▲ 1,395	4,254	▲ 1,315	▲ 410	1,452	1,799
増減率	5.0	▲ 0.8	▲ 3.2	2.3	▲ 3.1	9.6	▲ 2.7	▲ 0.9	3.1	3.7

## (2) 個人市民税

個人市民税は、経済状況、税制改正、人口等により変動します。

平成26年度以降、所得控除の見直し等の税制改正や景気動向、納税義務者の増加等により、増加傾向で推移し、令和3年度はふるさと納税の減収影響の拡大により、平成23年度以来の前年度比減となりましたが、令和5年度は、納税義務者数や平均課税額の増により前年度に引き続き増収となっています。

単位：百万円，%



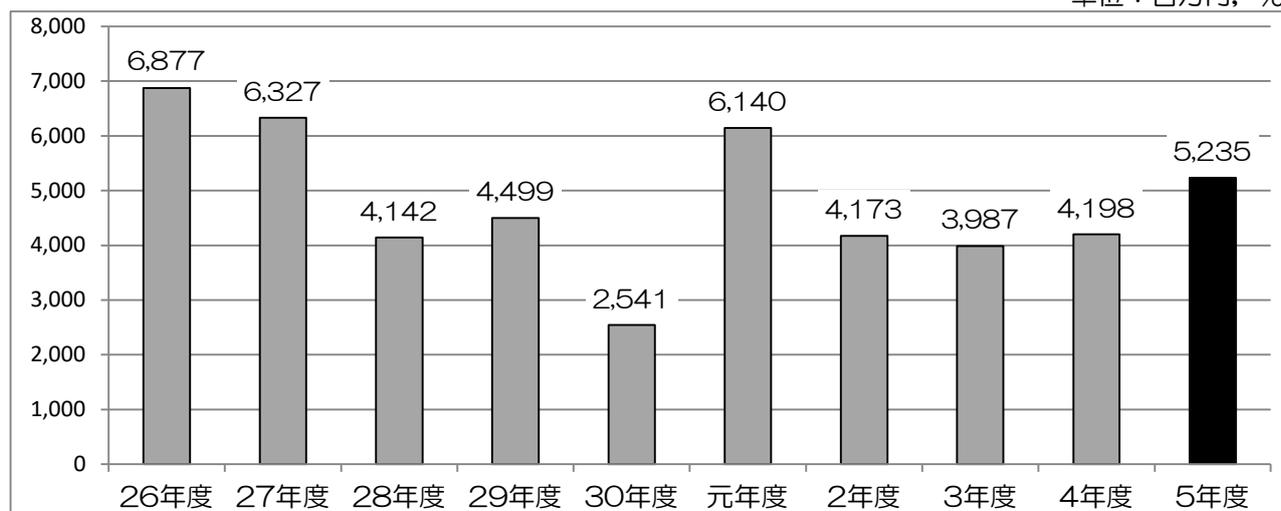
年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
決算額	18,806	19,047	19,576	20,043	20,333	20,897	21,356	21,265	21,869	22,401
増減額	348	241	529	467	290	564	459	▲90	604	532
増減率	1.9	1.3	2.8	2.4	1.4	2.8	2.2	▲0.4	2.8	2.4

## (3) 法人市民税

法人市民税は、経済状況の影響を受けるため、年度間の増減率も大きくなります。

平成26年度は過去最高の68億円余となりましたが、それ以降は、税制改正の影響などにより減少傾向が続きました。令和元年度は一部法人の事業年度変更に伴う納付時期の変更等により大幅な増収となり、令和2年度は増収要因の解消や税制改正の影響により減となりました。令和5年度は市内法人の好調な業績により増収となっています。

単位：百万円，%



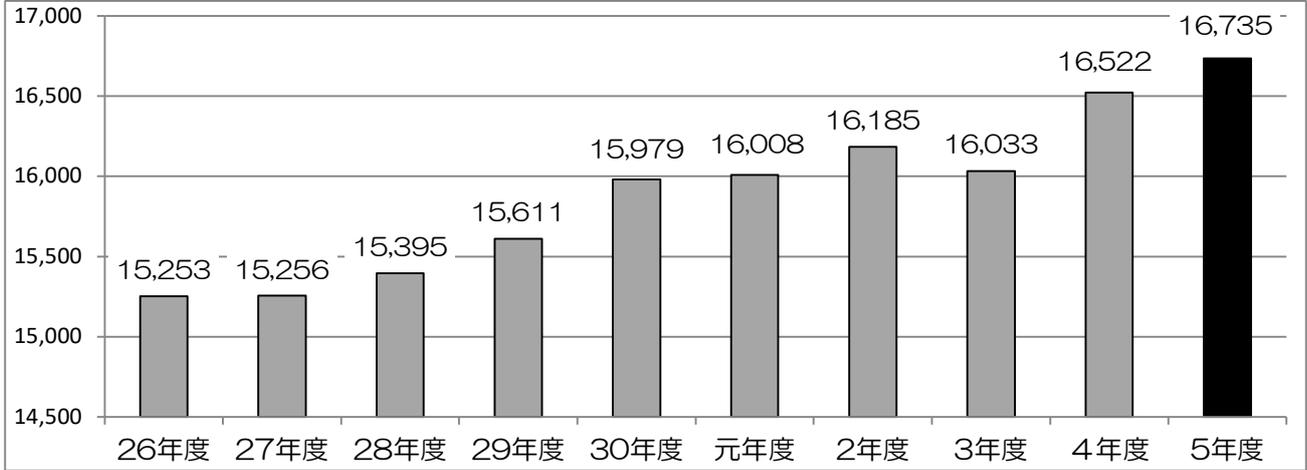
年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
決算額	6,877	6,327	4,142	4,499	2,541	6,140	4,173	3,987	4,198	5,235
増減額	1,336	▲550	▲2,185	357	▲1,958	3,598	▲1,967	▲186	211	1,037
増減率	24.1	▲8.0	▲34.5	8.6	▲43.5	141.6	▲32.0	▲4.5	5.3	24.7

#### (4) 固定資産税（国有資産等交付金を除く。）

固定資産税は、3年に一度の評価替えや税制改正等により変動があります。

この10年間では、平成27年度、平成30年度、令和3年度、令和6年度に評価替えを実施しています。そのため、評価替えの実施年度（基準年度）以降の3年間を単位として変動の傾向を見ることができます。基準年度の翌年度、翌々年度の収入額については、家屋の新增築分の増や税制改正により増加していますが、各年度における変動幅は少ないという特徴があります。

単位：百万円，%



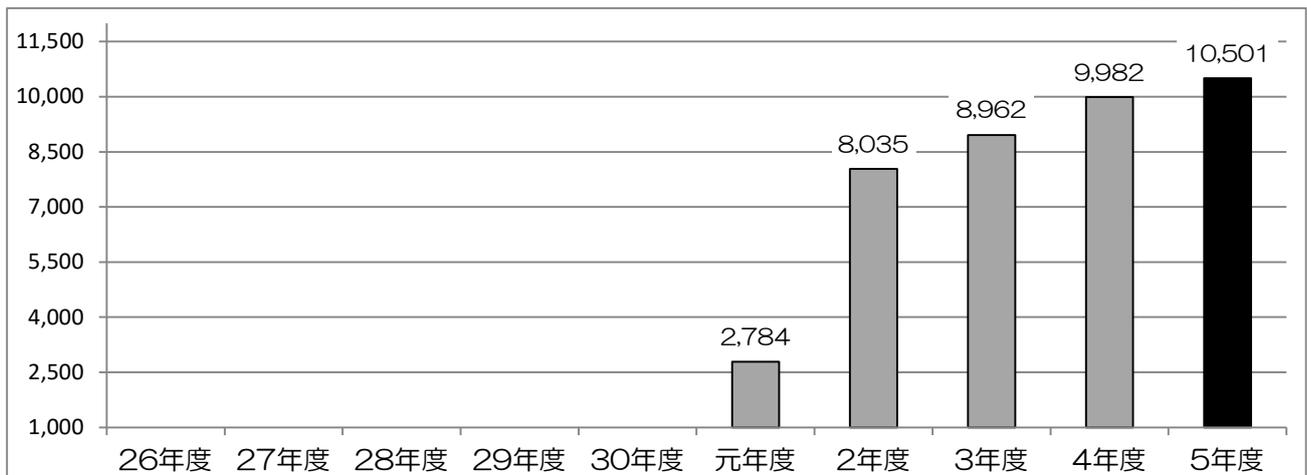
年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
決算額	15,253	15,256	15,395	15,611	15,979	16,008	16,185	16,033	16,522	16,735
増減額	484	3	139	217	368	29	176	▲ 152	489	213
増減率	3.3	0.0	0.9	1.4	2.4	0.2	1.1	▲ 0.9	3.0	1.3

#### (5) 軽自動車税（環境性能割）

軽自動車税（環境性能割）は、自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月に創設され、令和2年度から賦課徴収が通年化しました。

過去の決算額の推移では、令和3年度から微増傾向にあり、令和5年度は前年度よりも納付台数が減少したものの、納付額（課税標準額×税率）の高い車両が多かったことにより前年度に引き続き増となりました。

単位：千円，%



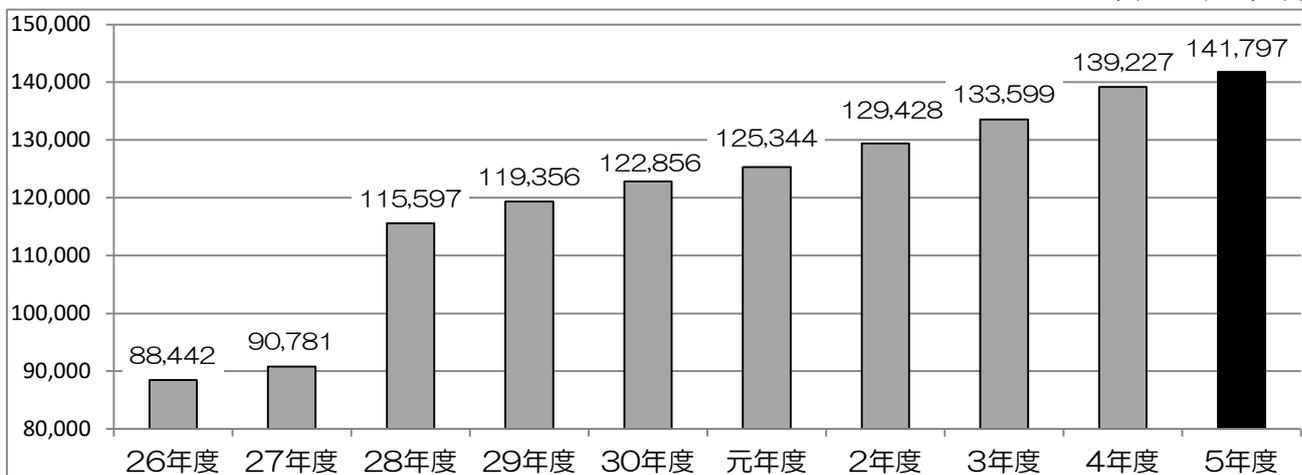
年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
決算額						2,784	8,035	8,962	9,982	10,501
増減額						-	5,251	927	1,020	519
増減率						-	188.6	11.5	11.4	5.2

## (6) 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、緩やかな増加傾向が続いています。

平成26年度税制改正による税率引き上げ（平成28年度施行）の影響や軽自動車のうち四輪乗用自家用車等が増えていることが収入額の増加の要因となっています。令和2年度までは、500cc以下の原動機付自転車が大きく減少しているため、総登録台数は減少傾向にありましたが、令和3年度からはその減少率の低下により、総登録台数も増加に転じています。

単位：千円，%

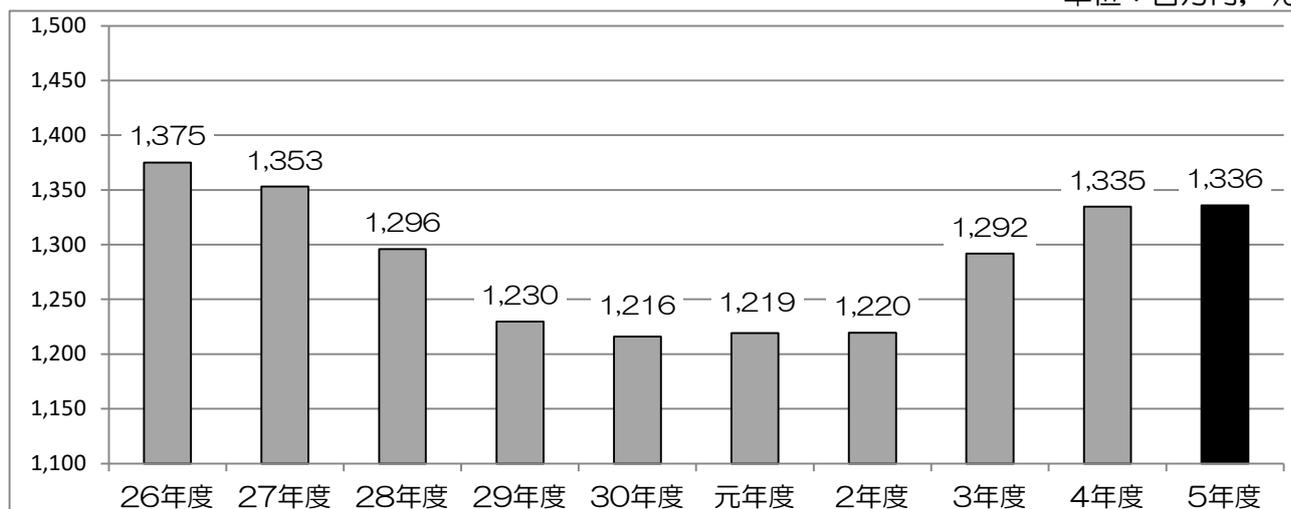


年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
決算額	88,442	90,781	115,597	119,356	122,856	125,344	129,428	133,599	139,227	141,797
増減額	2,299	2,340	24,816	3,760	3,500	2,488	4,084	4,171	5,628	2,570
増減率	2.7	2.6	27.3	3.3	2.9	2.0	3.3	3.2	4.2	1.8

## (7) 市たばこ税

市たばこ税は、売上本数の減少による減収が続いていましたが、平成28年度からの旧3級品の特別税率廃止に伴う段階的な税率改定（令和元年度まで）、平成30年10月からの旧3級品以外の紙巻きたばこや加熱式たばこについての税率改定（令和4年10月まで）により、横ばいを経て、増収傾向に転じました。

単位：百万円，%



年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
決算額	1,375	1,353	1,296	1,230	1,216	1,219	1,220	1,292	1,335	1,336
増減額	▲ 40	▲ 22	▲ 57	▲ 66	▲ 14	3	1	72	43	1
増減率	▲ 2.8	▲ 1.6	▲ 4.2	▲ 5.1	▲ 1.1	0.3	0.0	5.9	3.3	0.1

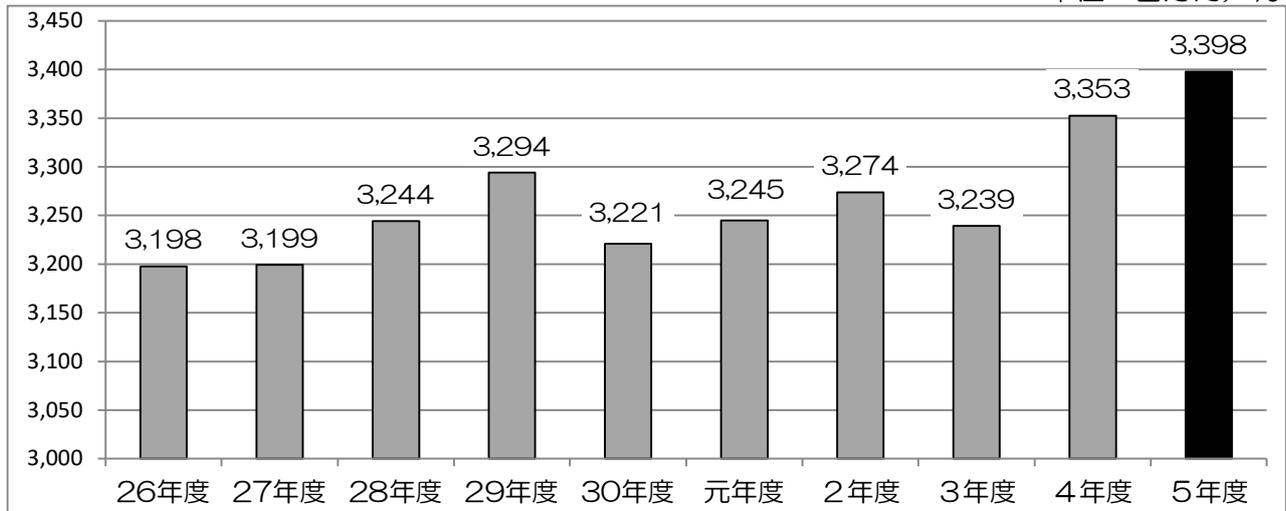
## (8) 入湯税

入湯税は、平成26年度以降は課税対象施設が存在しなくなったため、収入額はありません。

## (9) 都市計画税

都市計画税は、固定資産税の課税対象のうち土地及び家屋に課税します。  
平成29年度まで0.25%だった特例税率を、平成30年度から0.24%に変更したため、平成30年度は前年に比べ減少しています。その他の年度毎の変動は固定資産税とほぼ同じとなっています。

単位：百万円，%



年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
決算額	3,198	3,199	3,244	3,294	3,221	3,245	3,274	3,239	3,353	3,398
増減額	86	2	45	50	▲ 73	24	29	▲ 34	113	45
増減率	2.7	0.0	1.4	1.5	▲ 2.2	0.7	0.9	▲ 1.0	3.5	1.4

## 2 課税状況調べ等

課税状況調べでは、全国自治体を対象に7月1日を調査基準日として調査が実施されています。その調査結果や市で保有する課税データを基に、基幹的な税である個人市民税の内容を詳しく見ることができます。

### (1) 個人市民税

#### ア. 所得区分別の納税義務者の状況

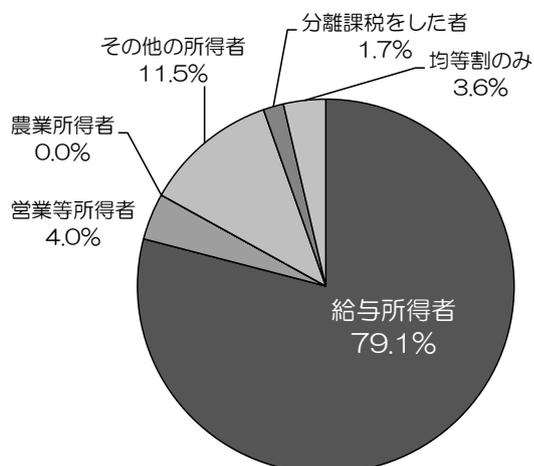
個人市民税の所得区分別の納税義務者数については、約80%は給与所得者で、総所得金額及び所得割額についても約80%が給与所得者の構成となっています。次いで、その他の所得における納税義務者が約10%を占めています。

所得に対する税

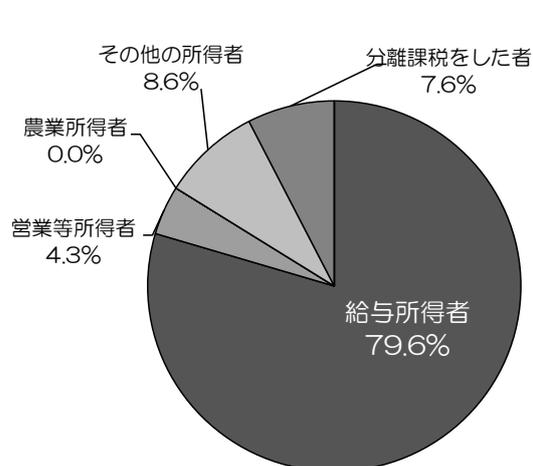
単位：人・%・千円

項目	納税義務者		総所得金額等		所得割額		備考
	人数	構成比	千円	構成比	千円	構成比	
<b>合計</b>	<b>133,324</b>		<b>546,418,926</b>		<b>21,651,482</b>		
給与所得者	105,416	79.1	455,883,645	83.4	17,230,143	79.6	給与を主たる収入とする納税義務者
営業等所得者	5,368	4.0	23,168,349	4.2	929,875	4.3	営業等所得が最も大きい納税義務者
農業所得者	7	0.0	22,666	0.0	768	0.0	農業所得が最も大きい納税義務者
その他の所得者	15,379	11.5	49,142,487	9.0	1,855,143	8.6	年金、雑所得（講演等の報酬など）等が最も大きい納税義務者
分離課税をした者	2,331	1.7	18,201,779	3.3	1,635,553	7.6	土地・家屋、株式等の売却等により、分離課税による申告が必要となった納税義務者
均等割のみ	4,823	3.6	—	—	—	—	所得割が発生しない範囲で収入があり、均等割のみ納税義務が生じた者

「納税義務者」の構成比



「所得割額」の構成比



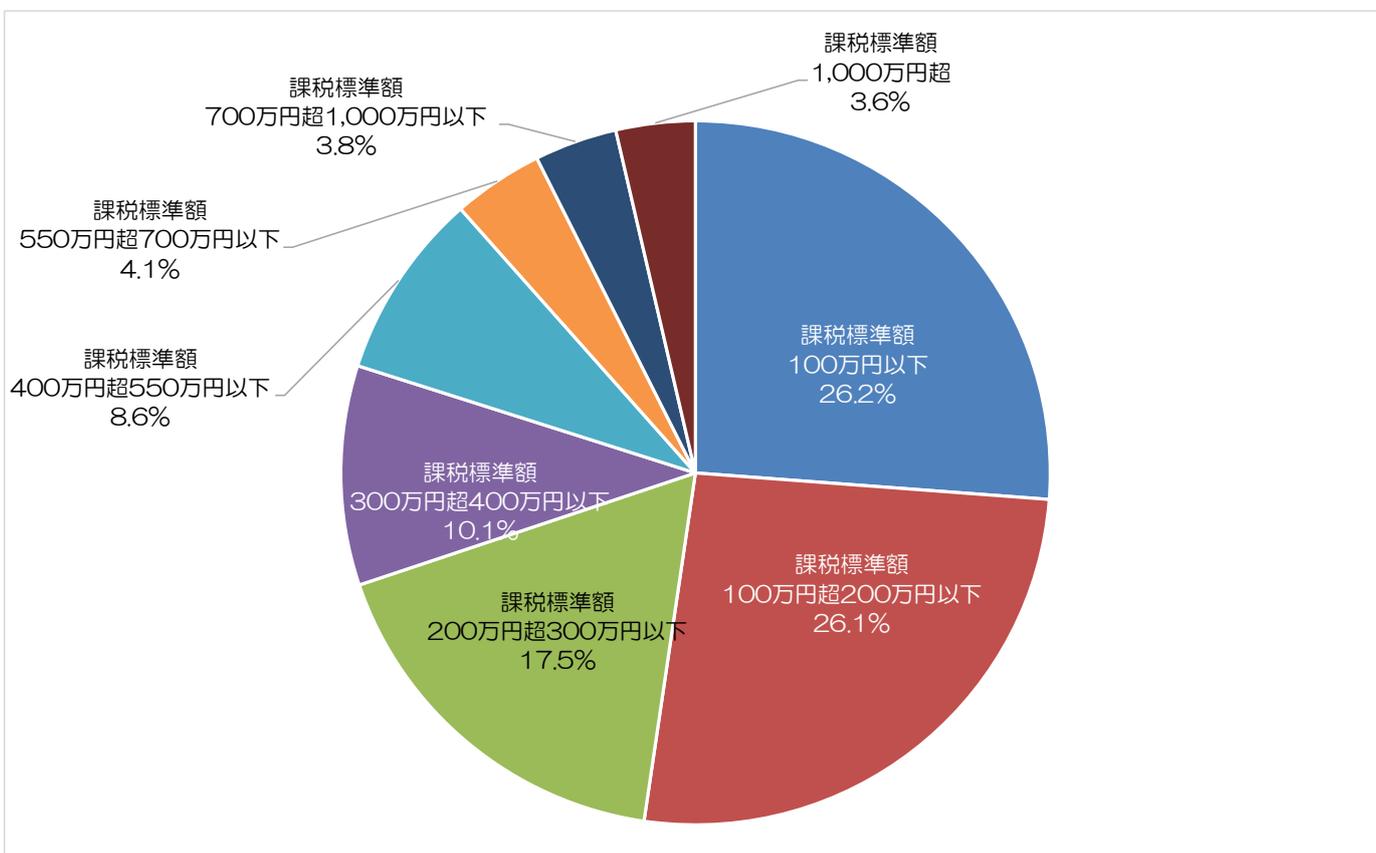
## イ. 課税標準額段階別の納税義務者の状況

個人市民税の課税標準額段階別の納税義務者については、100万円以下で26.2%、次いで100万円超200万円以下が26.1%となっています。以下、200万円超300万円以下、300万円超400万円以下の順になっており、400万円以下が全体の79.9%を占めています。

※課税標準とは、総所得金額等から扶養等にかかる所得控除額を差し引いた額で、税率を掛ける対象の額をいいます。

単位：人、%

項目	全体		給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税した者	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
<b>合計</b>	<b>128,501</b>		<b>105,416</b>		<b>5,368</b>		<b>7</b>		<b>15,379</b>		<b>2,331</b>	
課税標準額 100万円以下	33,677	26.2%	23,089	21.9%	1,756	32.7%	2	28.6%	8,256	53.7%	574	24.6%
課税標準額 100万円超200万円以下	33,560	26.1%	28,502	27.0%	1,238	23.1%	3	42.9%	3,543	23.0%	274	11.8%
課税標準額 200万円超300万円以下	22,509	17.5%	19,977	19.0%	822	15.3%	1	14.3%	1,449	9.4%	260	11.2%
課税標準額 300万円超400万円以下	12,966	10.1%	11,627	11.0%	501	9.3%	0	0.0%	611	4.0%	227	9.7%
課税標準額 400万円超550万円以下	10,993	8.6%	9,866	9.4%	402	7.5%	0	0.0%	471	3.1%	254	10.9%
課税標準額 550万円超700万円以下	5,317	4.1%	4,691	4.4%	187	3.5%	0	0.0%	280	1.8%	159	6.8%
課税標準額 700万円超1,000万円以下	4,839	3.8%	4,179	4.0%	177	3.3%	1	14.3%	269	1.7%	213	9.1%
課税標準額 1,000万円超	4,640	3.6%	3,485	3.3%	285	5.3%	0	0.0%	500	3.3%	370	15.9%



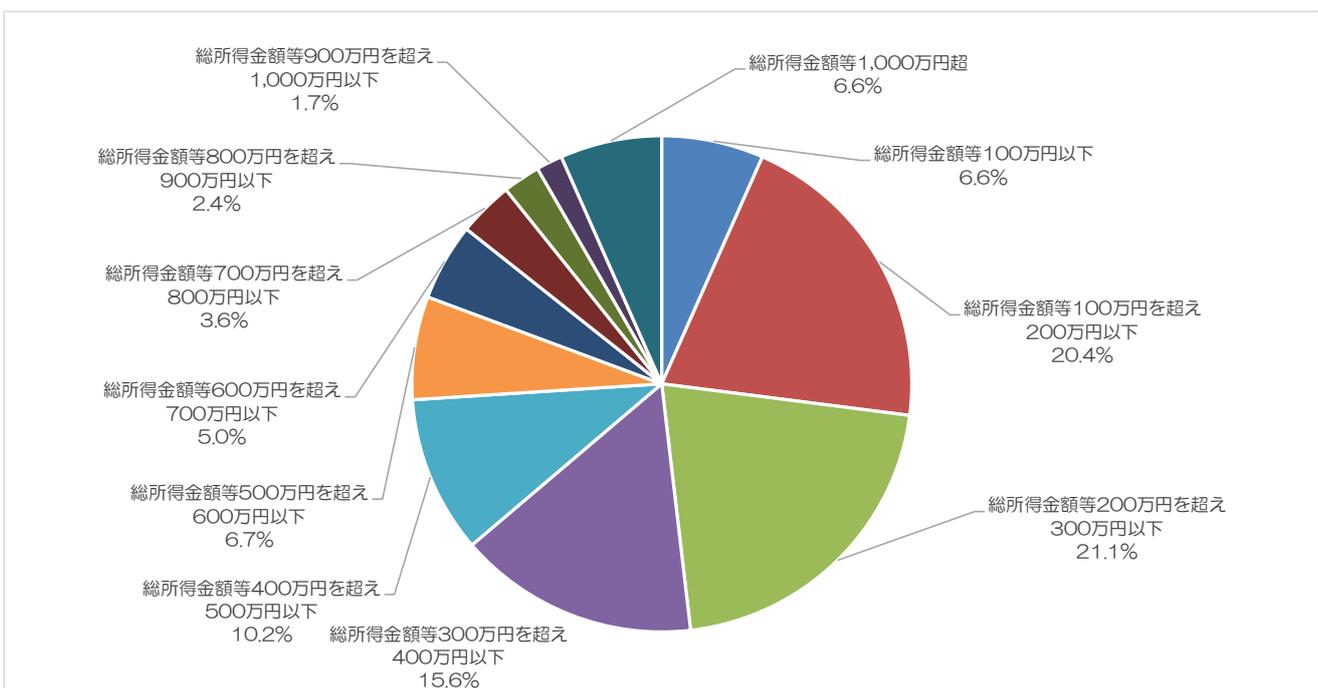
## ウ. 総所得金額等段階別の納税義務者等の状況

総所得金額等段階別の納税義務者の状況では、200万円を超え300万円以下が最も多く、以下、100万円を超え200万円以下、300万円を超え400万円以下の順となっており、総所得金額等が400万円以下が63.7%を占めています。

課税標準額総額では、1,000万円超が最も多く、以下、300万円を超え400万円以下、400万円を超え500万円以下の順となっています。

### ◎ 納税義務者の状況

項目	納税義務者数	構成比	課税標準額総額	
			総額	構成比
<b>合計</b>	<b>128,501</b>		<b>409,670</b>	
総所得金額等100万円以下	8,471	6.6%	1,577	0.4%
総所得金額等100万円を超え200万円以下	26,276	20.4%	18,911	4.6%
総所得金額等200万円を超え300万円以下	27,129	21.1%	38,460	9.4%
総所得金額等300万円を超え400万円以下	20,039	15.6%	43,991	10.7%
総所得金額等400万円を超え500万円以下	13,147	10.2%	38,904	9.5%
総所得金額等500万円を超え600万円以下	8,626	6.7%	32,335	7.9%
総所得金額等600万円を超え700万円以下	6,462	5.0%	29,364	7.2%
総所得金額等700万円を超え800万円以下	4,596	3.6%	24,656	6.0%
総所得金額等800万円を超え900万円以下	3,103	2.4%	19,344	4.7%
総所得金額等900万円を超え1,000万円以下	2,194	1.7%	15,825	3.9%
総所得金額等1,000万円超	8,458	6.6%	146,304	35.7%



## 工. 総所得金額等段階別の納税義務者の推移

総所得金額等段階別の納税義務者の構成比に大きな変化はありませんが、総体的に総所得金額等200万円以下の割合が減少している一方、200万円超の割合は増加傾向にあります。  
 なお、納税義務者数は、人口増の影響等もあり、増加傾向にあります。

### ◎ 納税義務者の状況

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>合計</b>	<b>125,238</b>	<b>125,977</b>	<b>126,736</b>	<b>128,501</b>
総所得金額等100万円以下	10,216	8,289	8,144	8,471
総所得金額等100万円を超え200万円以下	29,215	27,692	26,766	26,276
総所得金額等200万円を超え300万円以下	25,681	27,705	27,290	27,129
総所得金額等300万円を超え400万円以下	18,350	19,149	19,523	20,039
総所得金額等400万円を超え500万円以下	11,935	12,432	12,637	13,147
総所得金額等500万円を超え600万円以下	7,987	8,252	8,361	8,626
総所得金額等600万円を超え700万円以下	5,913	6,000	6,231	6,462
総所得金額等700万円を超え800万円以下	4,110	4,145	4,535	4,596
総所得金額等800万円を超え900万円以下	2,697	2,838	3,041	3,103
総所得金額等900万円を超え1,000万円以下	1,964	2,022	2,173	2,194
総所得金額等1,000万円超	7,170	7,453	8,035	8,458

### ◎ 課税標準額の状況

単位：百万円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>合計</b>	<b>379,972</b>	<b>378,547</b>	<b>398,359</b>	<b>409,670</b>
総所得金額等100万円以下	2,234	1,554	1,522	1,577
総所得金額等100万円を超え200万円以下	22,861	20,030	19,231	18,911
総所得金額等200万円を超え300万円以下	38,419	39,058	38,546	38,460
総所得金額等300万円を超え400万円以下	41,665	41,826	42,819	43,991
総所得金額等400万円を超え500万円以下	36,237	36,534	37,329	38,904
総所得金額等500万円を超え600万円以下	30,541	30,904	31,360	32,335
総所得金額等600万円を超え700万円以下	27,370	27,170	28,372	29,364
総所得金額等700万円を超え800万円以下	22,385	22,245	24,406	24,656
総所得金額等800万円を超え900万円以下	17,040	17,680	18,992	19,344
総所得金額等900万円を超え1,000万円以下	14,408	14,604	15,742	15,825
総所得金額等1,000万円超	126,811	126,942	140,039	146,304

## オ. 年金収入者の公的年金等収入金額の段階別納税義務者の状況

年金収入者の状況は、300万円以下の段階の納税義務者が全体の82.7%を占めており、300万円を超え500万円以下の段階の納税義務者が14.8%、500万円超の段階の納税義務者が2.5%となっています。

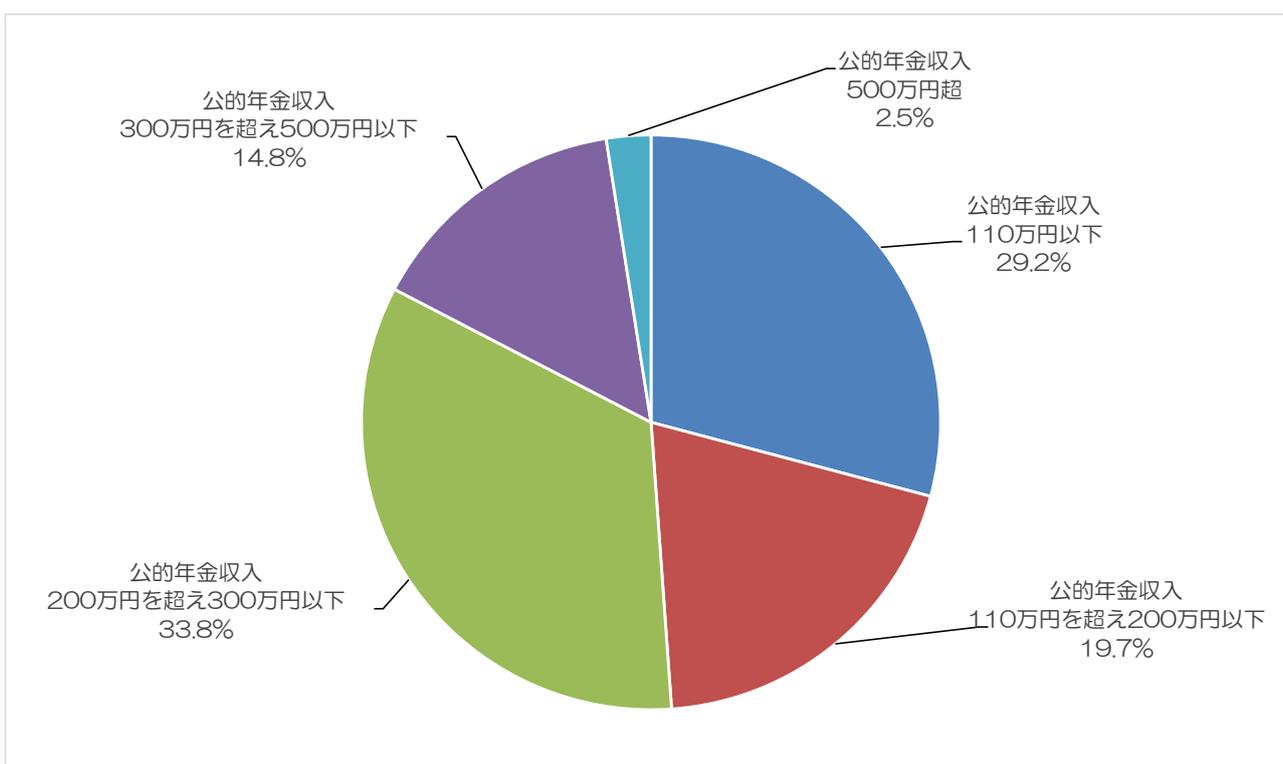
収入金額、雑所得金額では、200万円を超え500万円以下が約70%~80%を占める構成となっています。

※公的年金等とは、公的な制度により支給される国民年金、厚生年金、過去の勤務により会社などから支払われる年金などを言います。

### ◎ 納税義務者の状況

単位：人，%，百万円

項目	納税義務者数		公的年金等に係る収入金額		雑所得金額	
	納税義務者数	構成比	収入金額	構成比	雑所得金額	構成比
<b>合計</b>	<b>23,169</b>		<b>46,672</b>		<b>24,550</b>	
公的年金収入 110万円以下	6,754	29.2%	3,915	8.4%	141	0.6%
公的年金収入 110万円を超え200万円以下	4,567	19.7%	7,252	15.5%	2,464	10.0%
公的年金収入 200万円を超え300万円以下	7,833	33.8%	19,490	41.8%	10,930	44.5%
公的年金収入 300万円を超え500万円以下	3,439	14.8%	12,614	27.0%	8,510	34.7%
公的年金収入 500万円超	576	2.5%	3,402	7.3%	2,505	10.2%



## カ. 年金収入段階別の納税義務者の推移

公的年金収入の納税義務者数は、減少傾向にありましたが、令和5年度は増加となりました。また、年金収入額は、微減傾向にありましたが、令和5年度は微増となりました。

### ◎ 納税義務者の状況

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>合計</b>	<b>23,227</b>	<b>23,178</b>	<b>22,991</b>	<b>23,169</b>
公的年金収入120万円以下 (令和3年度以降は110万円以下)	7,537	6,973	6,830	6,754
公的年金収入120万円を超え200万円以下 (令和3年度以降は110万円を超え200万円以下)	3,855	4,296	4,321	4,567
公的年金収入200万円を超え300万円以下	7,476	7,587	7,661	7,833
公的年金収入300万円を超え500万円以下	3,751	3,710	3,575	3,439
公的年金収入500万円超	608	612	604	576

### ◎ 公的年金収入に係る段階別の収入金額の状況

単位：百万円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>合計</b>	<b>46,769</b>	<b>46,757</b>	<b>46,418</b>	<b>46,672</b>
公的年金収入120万円以下 (令和3年度以降は110万円以下)	4,496	3,843	3,809	3,915
公的年金収入120万円を超え200万円以下 (令和3年度以降は110万円を超え200万円以下)	6,300	6,843	6,877	7,252
公的年金収入200万円を超え300万円以下	18,680	18,947	19,119	19,490
公的年金収入300万円を超え500万円以下	13,692	13,530	13,073	12,614
公的年金収入500万円超	3,602	3,594	3,540	3,402

## キ. 特別徴収の推進状況について

東京都と都内全62区市町村は、納税者の利便性向上と税収の安定した確保の観点から、平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底しております。

個人市民税の特別徴収とは、事業主が、毎月、従業員に支払う給与から個人市民税を徴収し、従業員に代わって従業員の住所地の区市町村へ納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人市民税についても、給与から差し引きして納めることが法律等で義務付けられています。

調布市では、個人情報の適正な管理を徹底するとともに、特別徴収を実施していない事業所が円滑に特別徴収に切替えるための環境づくりのひとつとして、個人情報の取扱いに配慮した圧着式の特別徴収税額決定通知書を送付しております。

また、市のホームページ「個人住民税における特別徴収の徹底」にて、特別徴収徹底の説明や普通徴収に切り替えられる場合の明確な基準を示し、特別徴収を徹底しています。

単位：人、%

特別徴収実施率（調布市）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	参考（令和5年度）	
						東京都 市町村合計	全国 市町村合計
給与所得のある納税義務者数（A）	107,241	109,066	109,325	110,251	112,026	1,840,870	52,289,340
増減	2,919	1,825	259	926	1,775	—	—
増減率	2.8	1.7	0.2	0.8	1.6	—	—
給与所得からの特別徴収に係る納税義務者数（B）	86,171	88,151	89,624	90,239	91,600	1,503,714	44,356,814
増減	2,726	1,980	1,473	615	1,361	—	—
増減率	3.3	2.3	1.7	0.7	1.5	—	—
特別徴収実施率（B/A）	80.4	80.8	82.0	81.8	81.8	81.7	84.8

【参考】多摩26市の状況（令和5年度） 単位：人、%

自治体名	給与所得のある 納税義務者数 (A)	給与所得からの特別徴 収に係る納税義務者数 (B)	特別徴収実施率 (B/A)
調布市	112,026	91,600	81.8
八王子市	231,056	187,387	81.1
立川市	82,542	67,351	81.6
武蔵野市	69,635	55,902	80.3
三鷹市	87,479	70,894	81.0
青梅市	54,061	44,841	82.9
府中市	117,465	97,127	82.7
昭島市	49,586	40,657	82.0
町田市	174,905	142,827	81.7
小金井市	57,584	46,898	81.4
小平市	83,522	68,348	81.8
日野市	82,495	67,412	81.7
東村山市	62,953	51,442	81.7
国分寺市	59,092	48,285	81.7
国立市	34,204	27,422	80.2
福生市	24,485	21,171	86.5
狛江市	37,950	30,627	80.7
東大和市	34,697	28,544	82.3
清瀬市	30,210	24,479	81.0
東久留米市	47,414	38,142	80.4
武蔵村山市	28,155	23,614	83.9
多摩市	62,284	50,362	80.9
稲城市	40,979	34,048	83.1
羽村市	23,639	19,861	84.0
あきる野市	31,717	26,697	84.2
西東京市	89,531	72,368	80.8
26市平均	69,603	56,858	81.7



※各年度7/1時点の「市町村税課税状況等の調」の数値から算出しています。

単位：人，%

特別徴収義務者（事業主）数の推移	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
特別徴収義務者数	28,911	29,380	29,514	29,916	30,370
増減	633	469	134	402	454
増減率	2.2	1.6	0.5	1.4	1.5

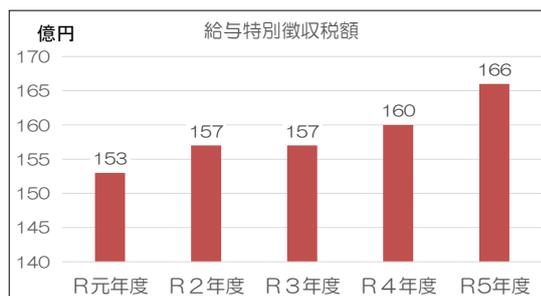
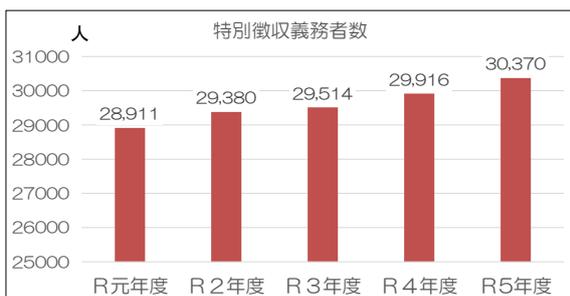
単位：億円，%

特別徴収税額の推移	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
給与特別徴収税額	153	157	157	160	166
増減	4	4	0	3	6
増減率	2.7	2.6	0.0	1.9	3.8



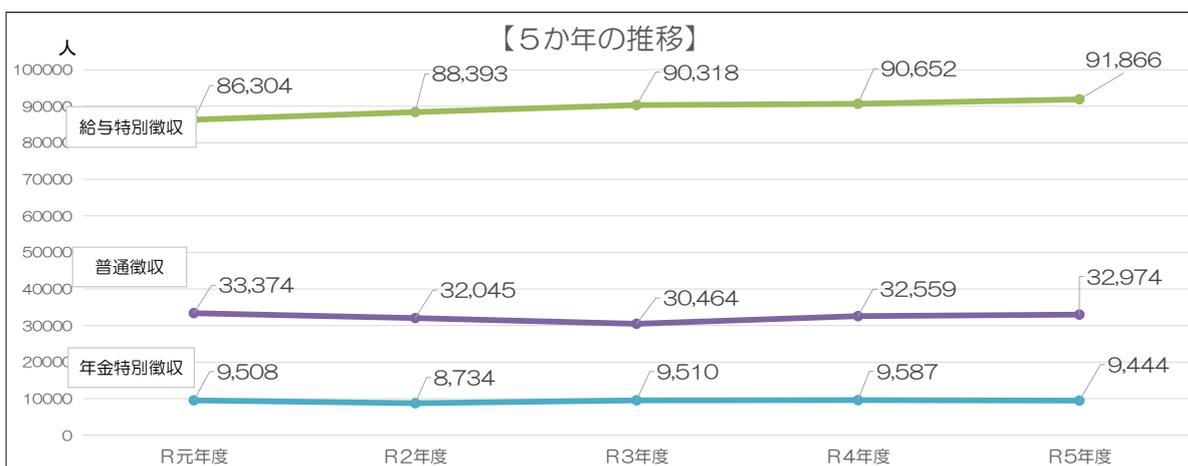
個人住民税PRキャラクター「ぜいきりん」

※各年度7/1時点の「市町村税課税状況等の調」の数値から算出しています。



○納付区別の納税義務者の推移（決算時 現年課税分） 単位：人，%

納税義務者の分布状況	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R5年度 構成比
納税義務者数 合計	129,186	129,172	130,292	132,798	134,284	100.0
給与特別徴収	86,304	88,393	90,318	90,652	91,866	68.4
普通徴収	33,374	32,045	30,464	32,559	32,974	24.6
年金特別徴収	9,508	8,734	9,510	9,587	9,444	7.0



圧着式特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）

税額決定通知書は、税の計算根拠となる情報（給与以外の収入や所得の額、控除額、扶養親族数等）が記載されているため、個人情報保護の観点から、平成27年度に送付する特別徴収税額決定通知書より、圧着して内容を秘匿した状態で送付する方式へ変更しました。

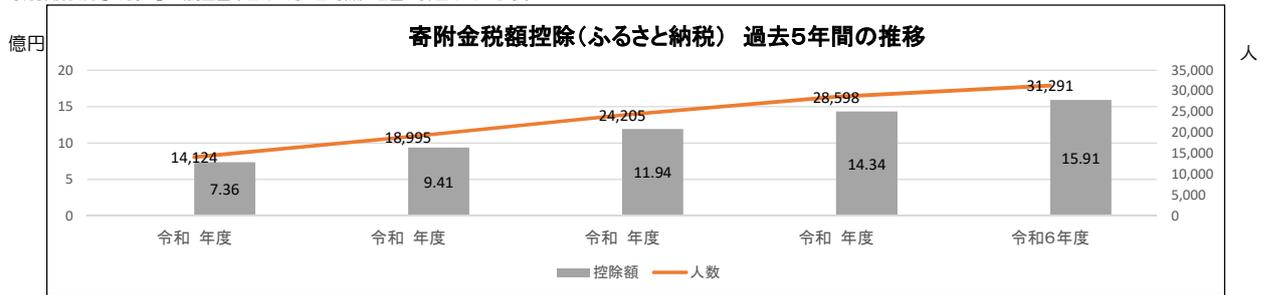


## ク. 寄附金税額控除（ふるさと納税）に関する現況について

### ● 調布市の個人市民税に係る寄附金税額控除と寄附額

市民の寄附に対する税額控除額（調布市への寄附を含む）			
課税年度	人数	寄附額	控除額
令和2年度	14,124	16億7,100万円余	7億3,600万円余
うちワンストップ特例適用分	5,902	4億3,100万円余	2億4,800万円余
令和3年度	18,995	20億9,200万円余	9億4,100万円余
うちワンストップ特例適用分	8,673	5億8,800万円余	3億3,800万円余
令和4年度	24,205	26億2,000万円余	11億9,400万円余
うちワンストップ特例適用分	11,345	7億4,500万円余	4億2,900万円余
令和5年度	28,598	31億2,800万円余	14億3,400万円余
うちワンストップ特例適用分	13,717	9億2,000万円余	5億3,000万円余
<b>令和6年度</b>	<b>31,291</b>	<b>34億7,400万円余</b>	<b>15億9,100万円余</b>
うちワンストップ特例適用分	15,388	10億4,400万円余	6億200万円余

※各課税年度における寄附の税額控除は、前年1月から12月の寄附に対して行われます。  
 ※「市町村課税状況等の調べ」（調査基準日は7月1日時点）を基に算出しています。



【参考】令和6年度課税 多摩26市 ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況  
 単位：人、百万円

自治体名	人数	寄附金額	控除額 ※推計値含む
八王子市	46,534	4,505	2,077
立川市	18,836	1,869	863
武蔵野市	23,328	3,782	1,599
三鷹市	25,346	3,263	1,443
青梅市	7,949	620	295
府中市	28,536	2,782	1,306
昭島市	10,018	833	391
<b>調布市</b>	<b>31,194</b>	<b>3,462</b>	<b>1,585</b>
町田市	41,673	4,410	2,018
小金井市	16,806	1,932	884
小平市	20,992	2,049	964
日野市	19,271	1,787	846
東村山市	13,097	1,117	533
国分寺市	17,427	2,089	945
国立市	8,515	1,294	553
福生市	3,817	298	142
狛江市	9,607	1,003	465
東大和市	6,750	572	272
清瀬市	6,173	565	262
東久留米市	9,774	900	421
武蔵村山市	3,939	311	148
多摩市	14,120	1,394	647
稲城市	10,857	1,154	534
羽村市	3,761	321	151
あきる野市	4,845	381	183
西東京市	23,270	2,370	1,104
合計	426,435	45,063	20,631



【参考】特別区の状況 単位：人、百万円

自治体名	人数	寄附金額	控除額 ※推計値含む
千代田区	16,959	5,277	1,980
中央区	42,834	9,783	3,809
港区	55,717	22,630	8,186
新宿区	55,290	9,975	4,127
文京区	47,534	9,544	3,922
台東区	34,909	4,273	1,931
墨田区	46,641	4,589	2,178
江東区	89,474	12,070	5,402
品川区	76,830	11,757	5,095
目黒区	51,314	10,522	4,266
大田区	105,718	12,542	5,631
世田谷区	146,812	26,851	11,028
渋谷区	43,061	13,118	4,921
中野区	49,979	6,055	2,699
杉並区	87,616	12,305	5,329
豊島区	44,322	6,160	2,672
北区	48,928	4,997	2,343
荒川区	28,605	3,087	1,417
板橋区	69,882	6,853	3,190
練馬区	98,669	11,210	4,987
足立区	66,975	6,028	2,824
葛飾区	48,742	4,338	2,061
江戸川区	74,015	7,209	3,317
合計	1,430,826	221,173	93,315

※総務省ホームページ「令和5年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）について」（税額控除の実績等）より引用

※令和6年6月1日時点において、把握している数値の集計となります。寄附額は令和5年1月1日～令和5年12月31日に寄附のあった額となります

## 第5章

### 多摩地域（26市）における調布市

# 1 歳入の状況

## (1) 歳入総額と市税の決算額

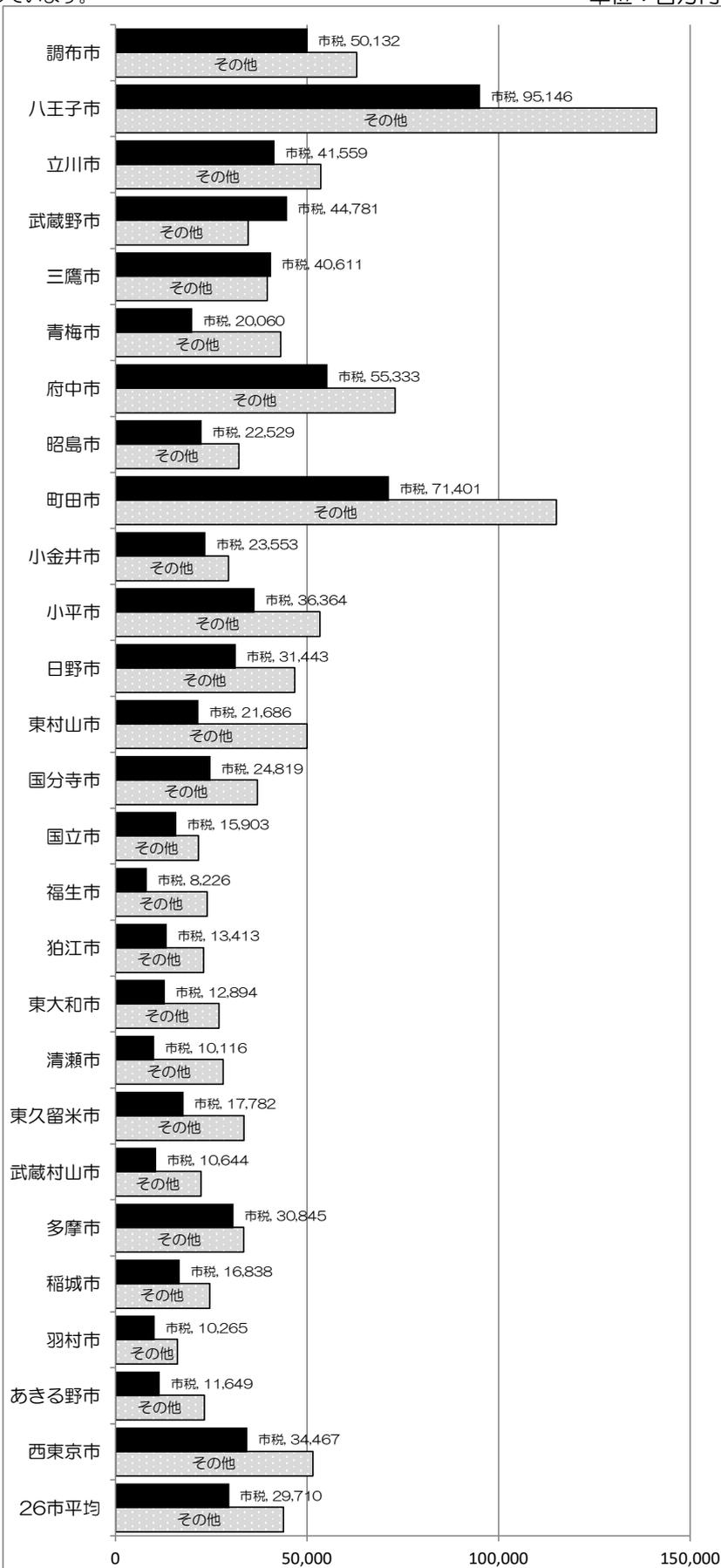
※資料「令和5年度 各市決算額調べ（一般会計）」（令和5年7月）

※「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：百万円

項目		市税	歳入総額
調布市 (不交付)	歳入額	50,132	113,104
	構成比	44.3%	

八王子市	歳入額	95,146	236,352
	構成比	40.3%	
立川市 (不交付)	歳入額	41,559	95,141
	構成比	43.7%	
武蔵野市 (不交付)	歳入額	44,781	79,399
	構成比	56.4%	
三鷹市 (不交付)	歳入額	40,611	80,203
	構成比	50.6%	
青梅市	歳入額	20,060	63,184
	構成比	31.7%	
府中市 (不交付)	歳入額	55,333	128,328
	構成比	43.1%	
昭島市	歳入額	22,529	54,786
	構成比	41.1%	
町田市	歳入額	71,401	186,475
	構成比	38.3%	
小金井市 (不交付)	歳入額	23,553	53,077
	構成比	44.4%	
小平市	歳入額	36,364	89,733
	構成比	40.5%	
日野市	歳入額	31,443	78,212
	構成比	40.2%	
東村山市	歳入額	21,686	71,696
	構成比	30.2%	
国分寺市 (不交付)	歳入額	24,819	61,876
	構成比	40.1%	
国立市 (不交付)	歳入額	15,903	37,640
	構成比	42.3%	
福生市	歳入額	8,226	32,179
	構成比	25.6%	
狛江市	歳入額	13,413	36,477
	構成比	36.8%	
東大和市	歳入額	12,894	39,947
	構成比	32.3%	
清瀬市	歳入額	10,116	38,218
	構成比	26.5%	
東久留米市	歳入額	17,782	51,332
	構成比	34.6%	
武蔵村山市	歳入額	10,644	33,006
	構成比	32.3%	
多摩市 (不交付)	歳入額	30,845	64,363
	構成比	47.9%	
稲城市	歳入額	16,838	41,476
	構成比	40.6%	
羽村市	歳入額	10,265	26,461
	構成比	38.8%	
あきる野市	歳入額	11,649	34,938
	構成比	33.3%	
西東京市	歳入額	34,467	86,039
	構成比	40.1%	
26市平均	歳入額	29,710	73,601
	構成比	40.4%	



## 2-1 個人市民税

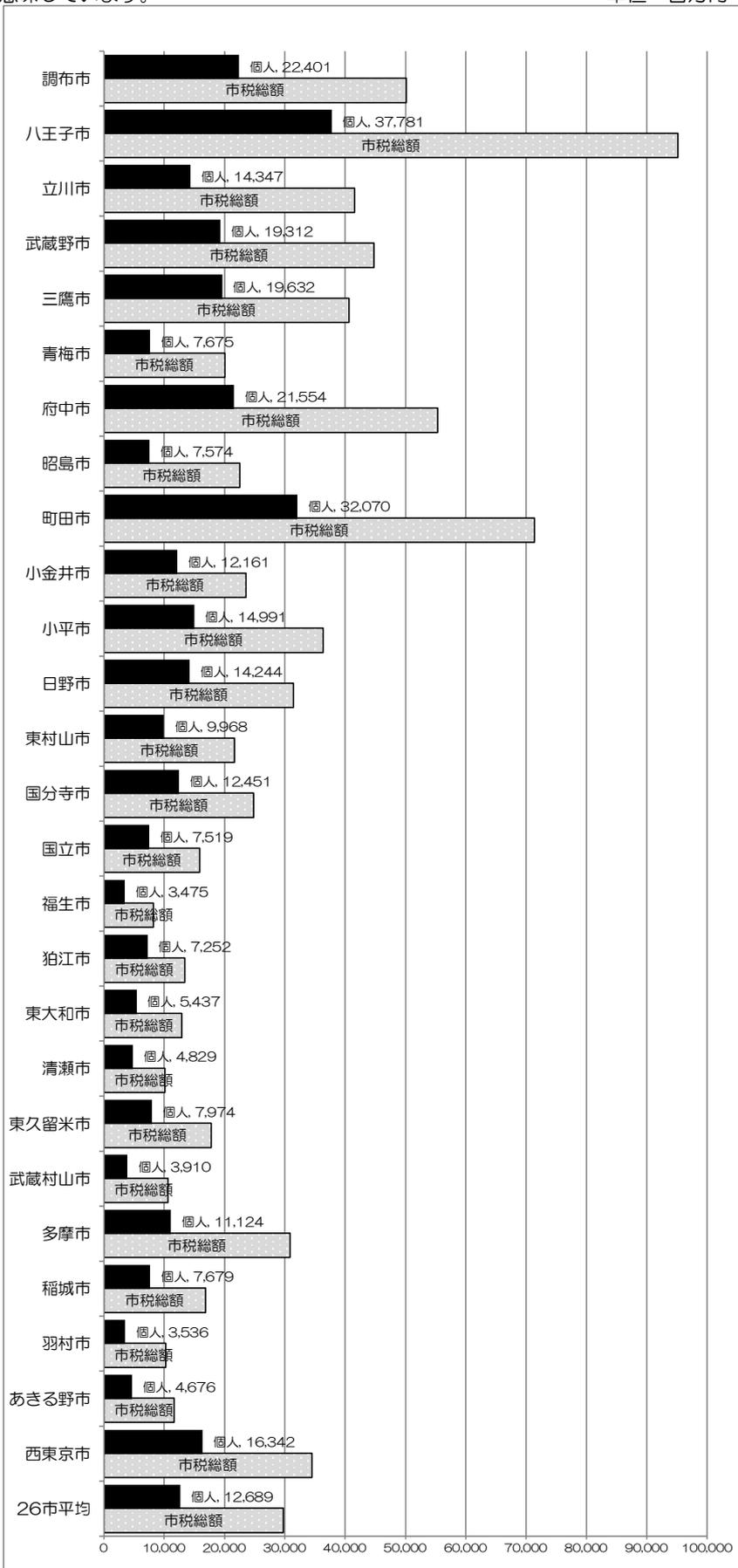
### (1) 決算額の状況

※資料：「5年度決算統計」資料から引用（変更になる場合があります。）

※「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：百万円

項目	個人	市税総額
調布市 (不交付)	税額	22,401
	構成比	44.7%
八王子市	税額	37,781
	構成比	39.7%
立川市 (不交付)	税額	14,347
	構成比	34.5%
武蔵野市 (不交付)	税額	19,312
	構成比	43.1%
三鷹市 (不交付)	税額	19,632
	構成比	48.3%
青梅市	税額	7,675
	構成比	38.3%
府中市 (不交付)	税額	21,554
	構成比	39.0%
昭島市	税額	7,574
	構成比	33.6%
町田市	税額	32,070
	構成比	44.9%
小金井市 (不交付)	税額	12,161
	構成比	51.6%
小平市	税額	14,991
	構成比	41.2%
日野市	税額	14,244
	構成比	45.3%
東村山市	税額	9,968
	構成比	46.0%
国分寺市 (不交付)	税額	12,451
	構成比	50.2%
国立市 (不交付)	税額	7,519
	構成比	47.3%
福生市	税額	3,475
	構成比	42.2%
狛江市	税額	7,252
	構成比	54.1%
東大和市	税額	5,437
	構成比	42.2%
清瀬市	税額	4,829
	構成比	47.7%
東久留米市	税額	7,974
	構成比	44.8%
武蔵村山市	税額	3,910
	構成比	36.7%
多摩市 (不交付)	税額	11,124
	構成比	36.1%
稲城市	税額	7,679
	構成比	45.6%
羽村市	税額	3,536
	構成比	34.5%
あきる野市	税額	4,676
	構成比	40.1%
西東京市	税額	16,342
	構成比	47.4%
26市平均	税額	12,689
	構成比	42.7%



10年間における26市の個人市民税の状況です。  
各自治体における決算額と増減率をみることができます。

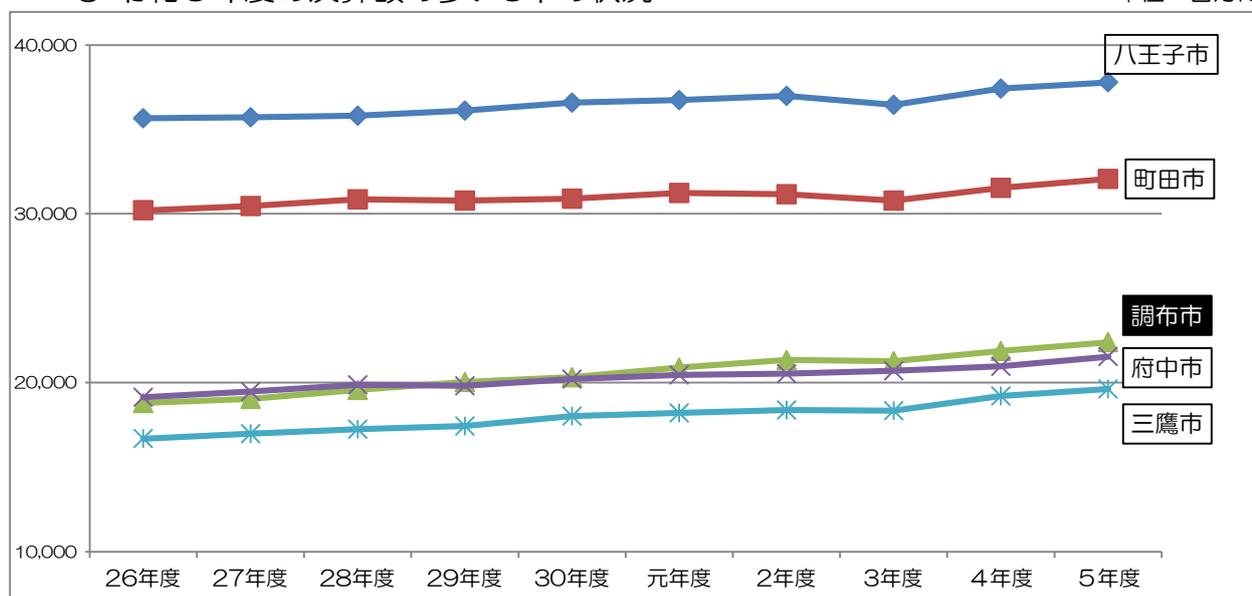
(2) 10か年の状況

単位：百万円

市名・年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 八王子市	35,657	35,708	35,811	36,108	36,574	36,738	36,976	36,450	37,416	37,781
2 町田市	30,210	30,450	30,853	30,770	30,900	31,225	31,158	30,773	31,533	32,070
3 調布市	18,806	19,047	19,576	20,043	20,333	20,897	21,356	21,265	21,869	22,401
4 府中市	19,137	19,468	19,879	19,810	20,211	20,455	20,535	20,699	20,973	21,554
5 三鷹市	16,690	16,987	17,254	17,437	18,025	18,211	18,391	18,348	19,212	19,632
6 武蔵野市	16,297	16,869	17,449	17,284	17,670	17,882	18,243	18,133	18,755	19,312
7 西東京市	14,405	14,615	14,679	14,839	15,132	15,489	15,598	15,644	16,082	16,342
8 小平市	12,971	13,226	13,481	13,580	13,969	14,105	14,504	14,261	14,738	14,991
9 立川市	12,131	12,379	12,659	12,909	13,245	13,417	13,620	13,451	14,303	14,347
10 日野市	12,422	12,787	12,946	13,085	13,279	13,576	13,610	13,601	13,928	14,244
11 国分寺市	10,466	10,798	10,891	10,862	11,204	11,632	11,836	11,737	12,259	12,451
12 小金井市	10,425	10,434	10,754	10,774	10,818	11,101	11,086	11,177	11,669	12,161
13 多摩市	10,465	10,645	10,464	10,541	10,625	10,720	10,790	10,601	10,702	11,124
14 東村山市	9,258	9,257	9,228	9,324	9,474	9,524	9,654	9,530	9,855	9,968
15 東久留米市	7,402	7,340	7,428	7,482	7,694	7,712	7,766	7,611	7,832	7,974
16 稲城市	6,557	6,697	6,840	6,870	7,024	7,117	7,262	7,279	7,534	7,679
17 青梅市	7,696	7,755	7,808	7,642	7,741	7,749	7,740	7,538	7,642	7,675
18 昭島市	6,780	6,899	6,958	6,981	7,038	7,133	7,248	7,197	7,528	7,574
19 国立市	6,830	6,732	6,902	6,952	7,045	7,008	7,266	7,067	7,344	7,519
20 狛江市	6,095	6,255	6,457	6,397	6,603	6,906	6,871	6,898	7,087	7,252
21 東大和市	5,092	5,241	5,511	5,338	5,376	5,404	5,431	5,311	5,493	5,437
22 清瀬市	4,266	4,264	4,339	4,401	4,465	4,486	4,643	4,569	4,729	4,829
23 あきる野市	4,408	4,411	4,415	4,477	4,496	4,514	4,570	4,492	4,682	4,676
24 武蔵村山市	3,558	3,594	3,620	3,711	3,742	3,831	3,856	3,749	3,855	3,910
25 羽村市	3,461	3,522	3,560	3,528	3,544	3,623	3,578	3,477	3,574	3,536
26 福生市	3,407	3,400	3,401	3,424	3,394	3,486	3,453	3,420	3,496	3,475
26市平均	11,342	11,492	11,660	11,714	11,908	12,075	12,194	12,088	12,465	12,689

◎ 令和5年度の決算額の多い5市の状況

単位：百万円



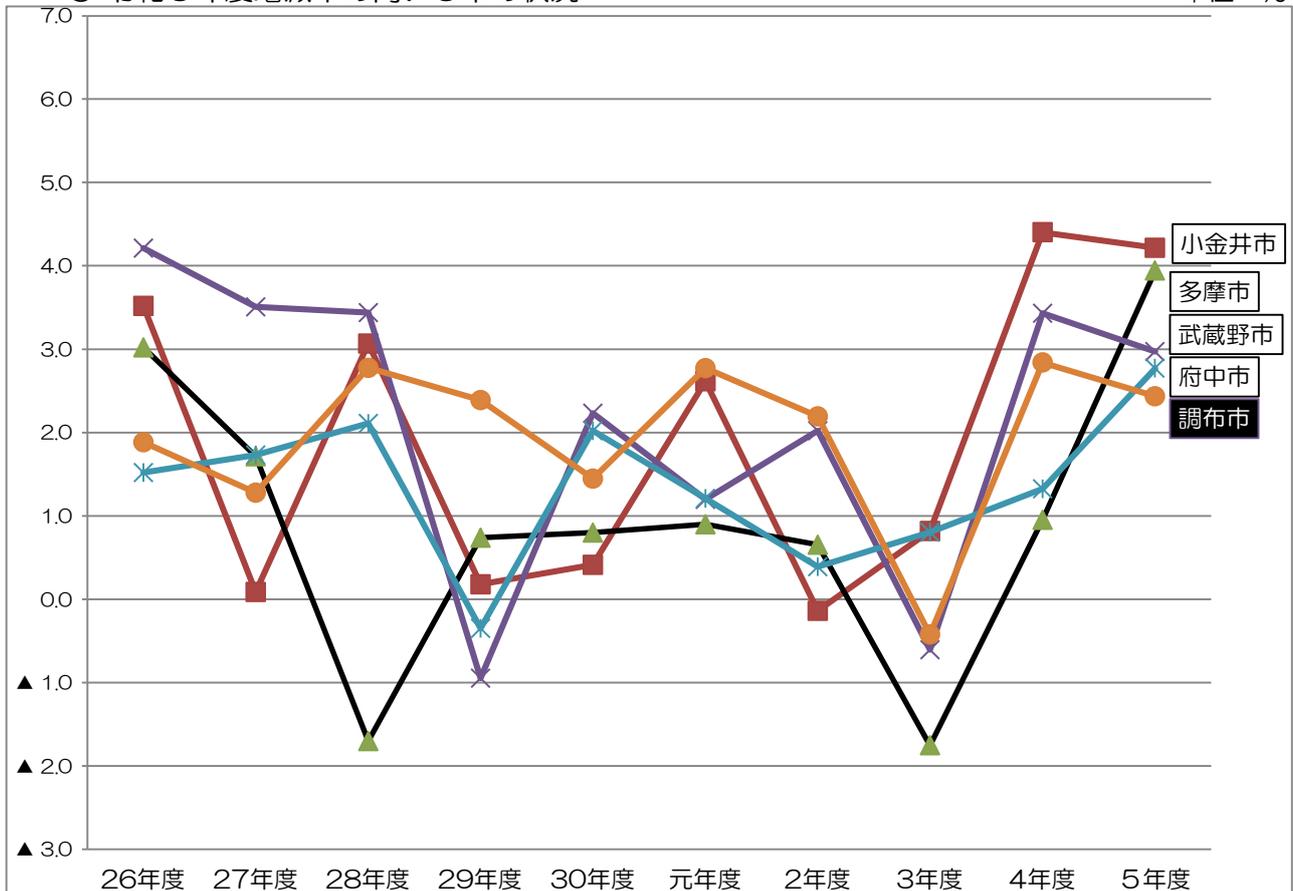
(3) 増減率の状況

単位：%

市名・年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 小金井市	3.5	0.1	3.1	0.2	0.4	2.6	▲0.1	0.8	4.4	4.2
2 多摩市	3.0	1.7	▲1.7	0.7	0.8	0.9	0.7	▲1.8	1.0	3.9
3 武蔵野市	4.2	3.5	3.4	▲0.9	2.2	1.2	2.0	▲0.6	3.4	3.0
4 府中市	1.5	1.7	2.1	▲0.3	2.0	1.2	0.4	0.8	1.3	2.8
5 調布市	1.9	1.3	2.8	2.4	1.4	2.8	2.2	▲0.4	2.8	2.4
6 国立市	2.9	▲1.4	2.5	0.7	1.3	▲0.5	3.7	▲2.7	3.9	2.4
7 狛江市	2.4	2.6	3.2	▲0.9	3.2	4.6	▲0.5	0.4	2.7	2.3
8 日野市	0.7	2.9	1.2	1.1	1.5	2.2	0.2	▲0.1	2.4	2.3
9 三鷹市	2.9	1.8	1.6	1.1	3.4	1.0	1.0	▲0.2	4.7	2.2
10 清瀬市	0.9	▲0.0	1.8	1.4	1.5	0.5	3.5	▲1.6	3.5	2.1
11 稲城市	1.2	2.1	2.1	0.4	2.2	1.3	2.0	0.2	3.5	1.9
12 東久留米市	1.8	▲0.8	1.2	0.7	2.8	0.2	0.7	▲2.0	2.9	1.8
13 小平市	0.1	2.0	1.9	0.7	2.9	1.0	2.8	▲1.7	3.3	1.7
14 町田市	1.2	0.8	1.3	▲0.3	0.4	1.1	▲0.2	▲1.2	2.5	1.7
15 西東京市	1.3	1.5	0.4	1.1	2.0	2.4	0.7	0.3	2.8	1.6
16 国分寺市	0.5	3.2	0.9	▲0.3	3.2	3.8	1.7	▲0.8	4.4	1.6
17 武蔵村山市	1.1	1.0	0.7	2.5	0.8	2.4	0.7	▲2.8	2.8	1.4
18 東村山市	0.1	▲0.0	▲0.3	1.0	1.6	0.5	1.4	▲1.3	3.4	1.1
19 八王子市	0.9	0.1	0.3	0.8	1.3	0.4	0.6	▲1.4	2.7	1.0
20 昭島市	▲0.6	1.8	0.9	0.3	0.8	1.4	1.6	▲0.7	4.6	0.6
21 青梅市	▲1.6	0.8	0.7	▲2.1	1.3	0.1	▲0.1	▲2.6	1.4	0.4
22 立川市	0.0	2.0	2.3	2.0	2.6	1.3	1.5	▲1.2	6.3	0.3
23 あきる野市	▲0.6	0.1	0.1	1.4	0.4	0.4	1.2	▲1.7	4.2	▲0.1
24 福生市	0.5	▲0.2	0.0	0.7	▲0.9	2.7	▲1.0	▲1.0	2.2	▲0.6
25 東大和市	0.8	2.9	5.2	▲3.1	0.7	0.5	0.5	▲2.2	3.4	▲1.0
26 羽村市	▲0.3	1.8	1.1	▲0.9	0.5	2.2	▲1.2	▲2.8	2.8	▲1.0

◎ 令和5年度増減率の高い5市の状況

単位：%



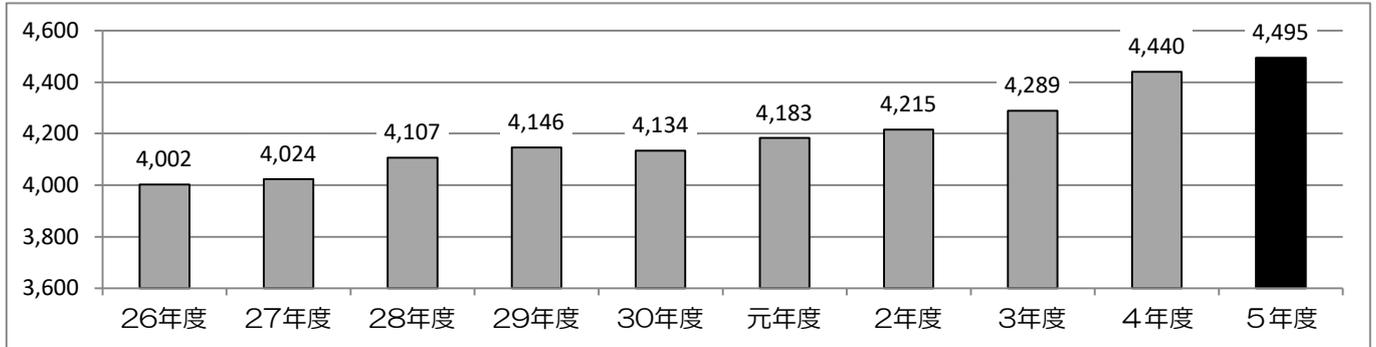
## (4) 課税対象所得の状況

市民税（個人）の課税対象所得について、人口及び納税義務者1人当たりの額を算定して、10年間の26市の状況を見ることができます。※資料「令和5年度市町村課税状況等の調」

### ア. 納税義務者1人当たりの課税対象所得

#### a 調布市の状況

単位：千円，%



年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
決算額	4,002	4,024	4,107	4,146	4,134	4,183	4,215	4,289	4,440	4,495
増減額	96	22	83	39	▲12	49	32	74	151	55
増減率	2.5	0.5	2.1	0.9	▲0.3	1.2	0.8	1.8	3.5	1.2

#### b 26市の比較

単位：千円

市名・年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
武蔵野市	5,031	5,013	5,183	5,246	5,366	5,324	5,404	5,424	5,619	5,811
三鷹市	4,359	4,311	4,363	4,398	4,515	4,510	4,508	4,553	4,769	4,882
国立市	4,530	4,343	4,423	4,491	4,458	4,417	4,531	4,477	4,669	4,807
小金井市	4,200	4,114	4,284	4,266	4,229	4,303	4,276	4,370	4,513	4,722
国分寺市	4,198	4,232	4,257	4,240	4,335	4,445	4,408	4,443	4,605	4,685
<b>調布市</b>	<b>4,002</b>	<b>4,024</b>	<b>4,107</b>	<b>4,146</b>	<b>4,134</b>	<b>4,183</b>	<b>4,215</b>	<b>4,289</b>	<b>4,440</b>	<b>4,495</b>
狛江市	3,733	3,758	3,846	3,791	3,874	4,012	3,919	4,052	4,176	4,283
稲城市	3,924	3,963	4,019	3,995	4,028	4,046	4,054	4,147	4,242	4,263
府中市	3,813	3,804	3,850	3,834	3,916	3,919	3,895	4,030	4,083	4,181
西東京市	3,822	3,828	3,829	3,872	3,890	3,918	3,856	3,928	4,088	4,151
小平市	3,780	3,808	3,836	3,830	3,909	3,870	3,934	3,947	4,090	4,111
町田市	3,864	3,850	3,883	3,896	3,914	3,942	3,886	3,958	4,065	4,108
立川市	3,586	3,584	3,637	3,672	3,740	3,749	3,781	3,796	4,045	3,965
多摩市	3,683	3,701	3,657	3,663	3,679	3,693	3,714	3,767	3,836	3,952
日野市	3,611	3,675	3,669	3,646	3,699	3,741	3,713	3,798	3,875	3,945
東久留米市	3,514	3,479	3,470	3,554	3,653	3,630	3,610	3,646	3,770	3,821
清瀬市	3,370	3,337	3,358	3,407	3,455	3,411	3,490	3,519	3,650	3,724
八王子市	3,524	3,510	3,513	3,526	3,559	3,546	3,560	3,601	3,701	3,723
東村山市	3,456	3,438	3,422	3,476	3,494	3,502	3,502	3,538	3,675	3,686
東大和市	3,385	3,411	3,608	3,463	3,519	3,514	3,503	3,519	3,641	3,599
昭島市	3,276	3,326	3,315	3,312	3,320	3,356	3,386	3,458	3,610	3,591
羽村市	3,278	3,307	3,329	3,306	3,337	3,397	3,341	3,393	3,498	3,469
あきる野市	3,112	3,120	3,132	3,173	3,193	3,168	3,195	3,265	3,404	3,368
福生市	3,120	3,112	3,082	3,083	3,089	3,147	3,094	3,198	3,283	3,325
青梅市	3,171	3,171	3,175	3,134	3,165	3,174	3,171	3,212	3,303	3,322
武蔵村山市	3,053	3,057	3,047	3,125	3,109	3,168	3,160	3,182	3,266	3,322
<b>26市平均</b>	<b>3,762</b>	<b>3,758</b>	<b>3,795</b>	<b>3,807</b>	<b>3,850</b>	<b>3,866</b>	<b>3,866</b>	<b>3,925</b>	<b>4,054</b>	<b>4,109</b>

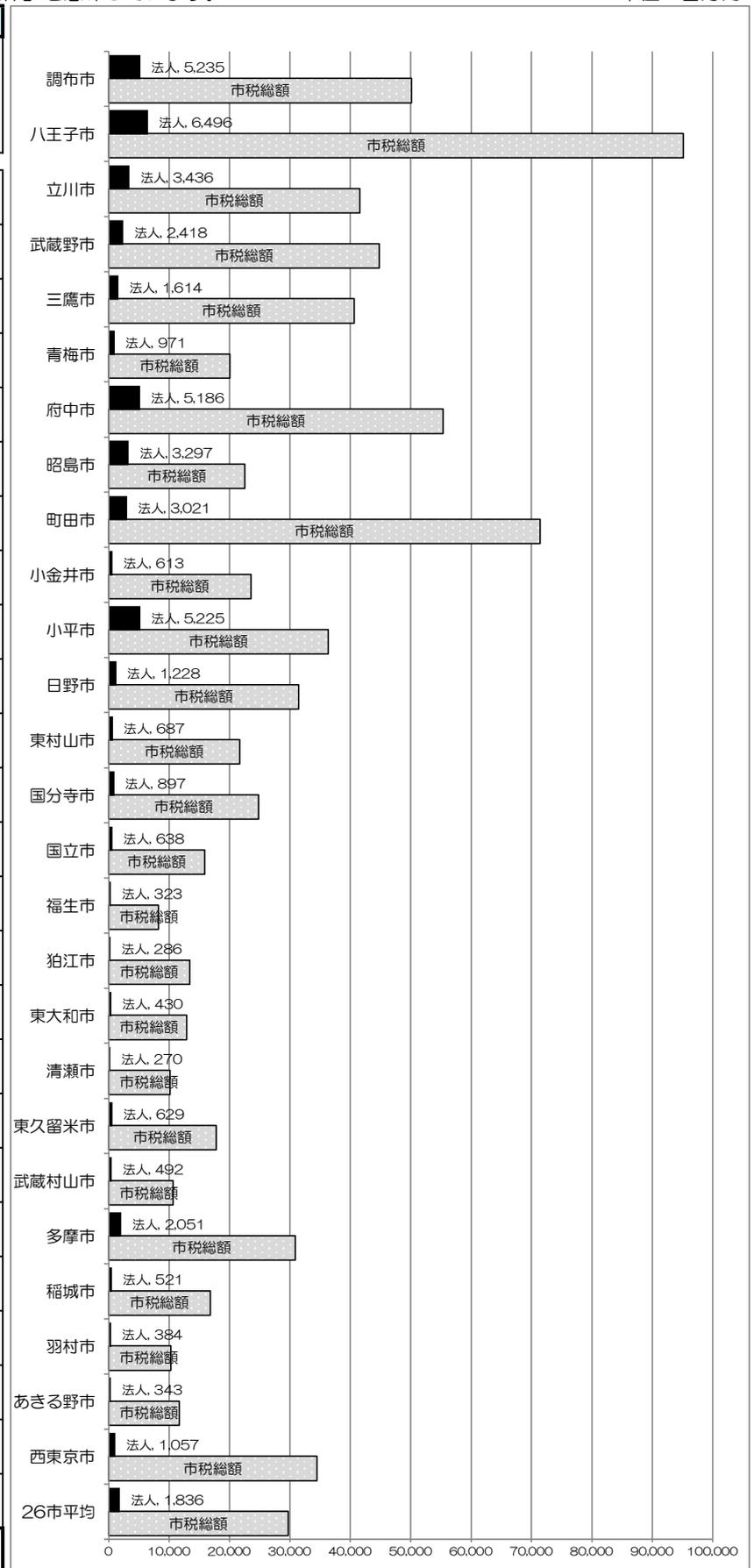
## 2-2 法人市民税

### (1) 決算額の状況

※資料：「5年度決算統計」資料から引用（変更になる場合があります。）  
 ※「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：百万円

項目	法人市民税	市税総額
調布市 (不交付)	税額	5,235
	構成比	10.4%
八王子市	税額	6,496
	構成比	6.8%
立川市 (不交付)	税額	3,436
	構成比	8.3%
武蔵野市 (不交付)	税額	2,418
	構成比	5.4%
三鷹市 (不交付)	税額	1,614
	構成比	4.0%
青梅市	税額	971
	構成比	4.8%
府中市 (不交付)	税額	5,186
	構成比	9.4%
昭島市	税額	3,297
	構成比	14.6%
町田市	税額	3,021
	構成比	4.2%
小金井市 (不交付)	税額	613
	構成比	2.6%
小平市	税額	5,225
	構成比	14.4%
日野市	税額	1,228
	構成比	3.9%
東村山市	税額	687
	構成比	3.2%
国分寺市 (不交付)	税額	897
	構成比	3.6%
国立市 (不交付)	税額	638
	構成比	4.0%
福生市	税額	323
	構成比	3.9%
狛江市	税額	286
	構成比	2.1%
東大和市	税額	430
	構成比	3.3%
清瀬市	税額	270
	構成比	2.7%
東久留米市	税額	629
	構成比	3.5%
武蔵村山市	税額	492
	構成比	4.6%
多摩市 (不交付)	税額	2,051
	構成比	6.7%
稲城市	税額	521
	構成比	3.1%
羽村市	税額	384
	構成比	3.7%
あきる野市	税額	343
	構成比	2.9%
西東京市	税額	1,057
	構成比	3.1%
26市平均	税額	1,836
	構成比	6.2%



10年間における26市の法人市民税の状況です。  
各自治体における決算額と増減率をみることができます。

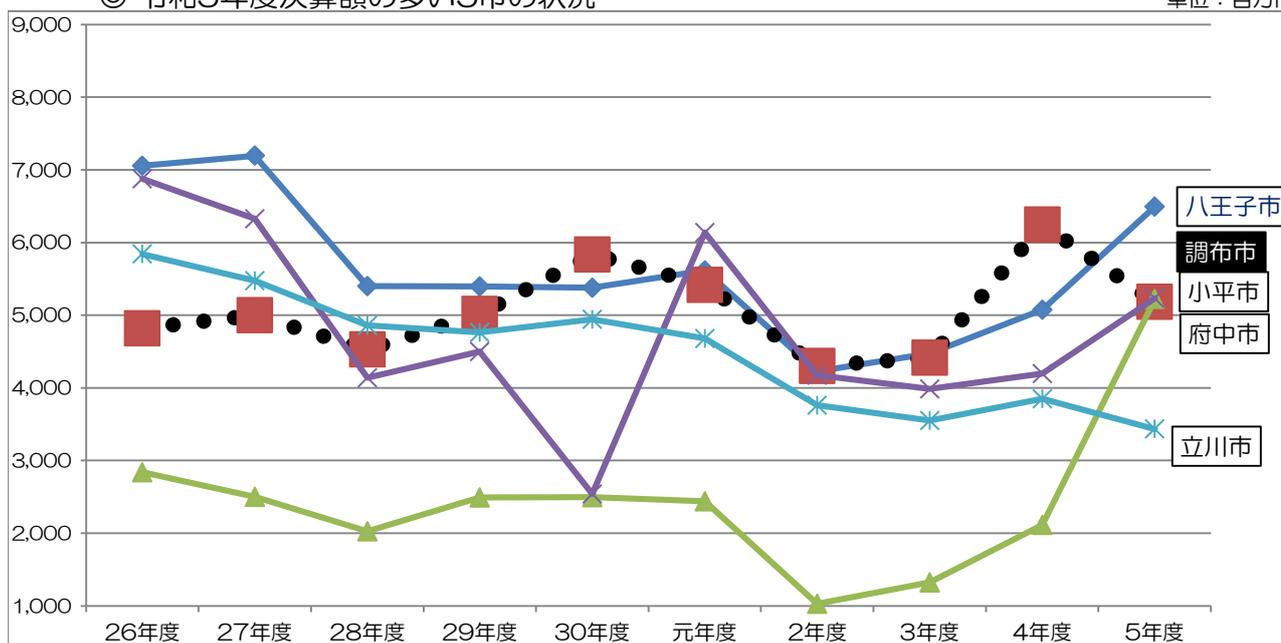
(2) 10か年の状況

単位：百万円

市名・年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 八王子市	7,059	7,197	5,400	5,397	5,381	5,617	4,229	4,476	5,078	6,496
2 調布市	6,877	6,327	4,142	4,499	2,541	6,140	4,173	3,987	4,198	5,235
3 小平市	2,837	2,502	2,027	2,493	2,496	2,437	1,029	1,324	2,113	5,225
4 府中市	4,820	5,003	4,533	5,018	5,835	5,417	4,303	4,418	6,250	5,186
5 立川市	5,843	5,474	4,860	4,763	4,942	4,679	3,760	3,552	3,848	3,436
6 昭島市	1,841	1,635	1,288	1,285	1,741	1,532	1,425	2,401	1,467	3,297
7 町田市	3,939	4,014	3,673	3,600	3,562	3,515	3,023	3,097	3,358	3,021
8 武蔵野市	3,281	3,484	3,200	3,197	3,012	3,160	2,805	2,556	2,795	2,418
9 多摩市	2,416	2,033	1,702	1,616	2,182	1,702	1,821	1,439	2,008	2,051
10 三鷹市	3,318	2,884	3,242	2,245	2,606	2,082	1,297	1,472	1,553	1,614
11 日野市	3,314	2,943	2,037	2,556	2,216	2,062	1,399	1,390	1,362	1,228
12 西東京市	1,717	1,873	1,664	1,501	1,466	1,513	1,188	1,215	1,393	1,057
13 青梅市	1,589	1,434	1,126	1,451	1,077	897	875	950	1,011	971
14 国分寺市	1,145	971	988	973	1,078	1,131	932	845	908	897
15 東村山市	881	831	810	1,082	925	852	651	649	725	687
16 国立市	659	614	668	570	561	605	642	585	566	638
17 東久留米市	682	675	624	659	638	702	540	595	647	629
18 小金井市	919	831	779	755	775	765	637	591	613	613
19 稲城市	541	581	574	557	572	604	447	549	485	521
20 武蔵村山市	547	495	525	516	495	528	471	417	460	492
21 東大和市	574	482	514	541	645	571	517	440	583	430
22 羽村市	1,466	1,196	762	659	957	714	391	371	456	384
23 あきる野市	394	397	373	378	386	413	348	363	381	343
24 福生市	384	373	360	338	334	319	278	295	317	323
25 狛江市	337	347	294	292	354	339	328	296	302	286
26 清瀬市	259	307	296	347	387	352	349	244	281	270
26市平均	2,217	2,112	1,787	1,819	1,814	1,871	1,456	1,481	1,660	1,836

◎ 令和5年度決算額の多い5市の状況

単位：百万円



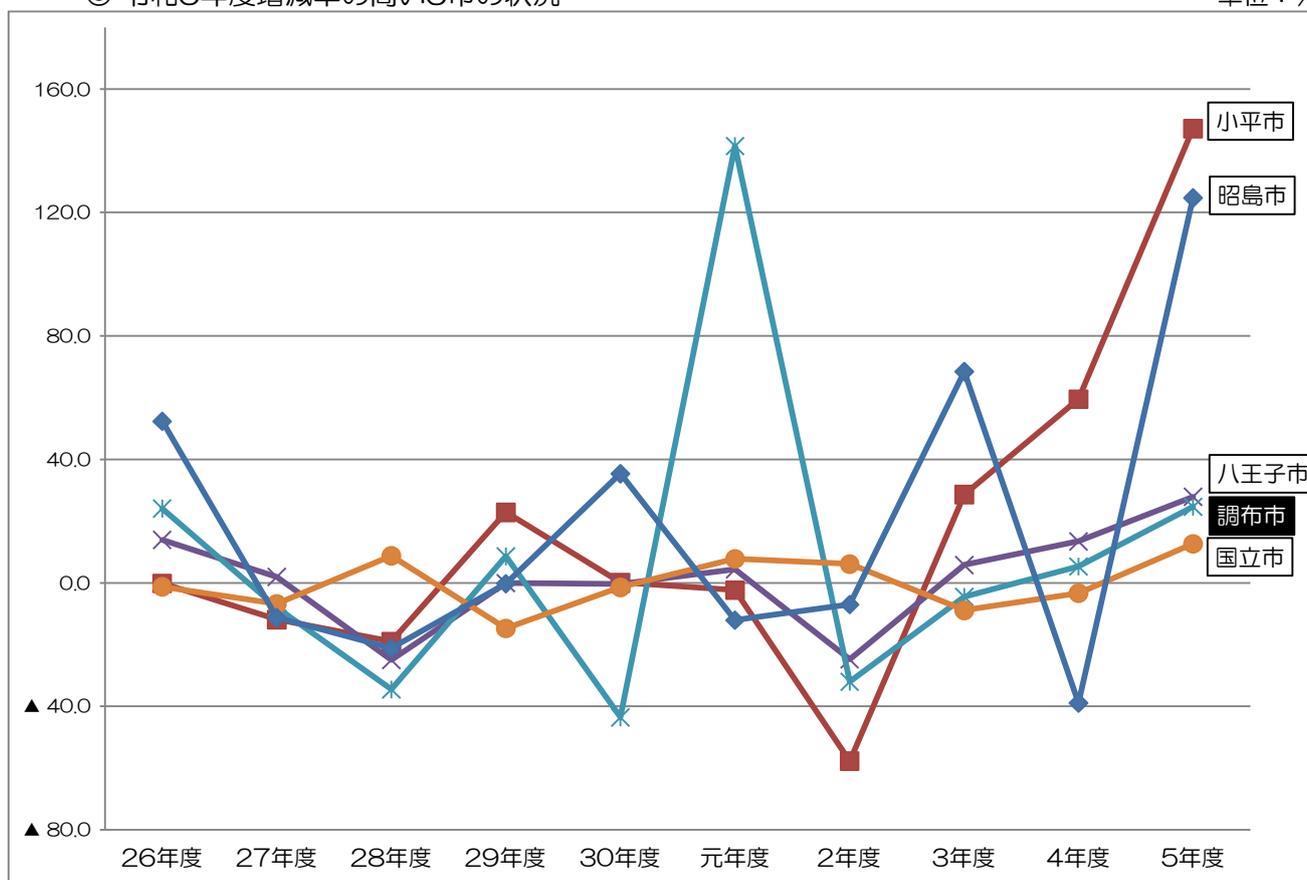
(3) 増減率の状況

単位：％

	市名・年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1	小平市	▲0.1	▲11.8	▲19.0	23.0	0.1	▲2.4	▲57.8	28.6	59.6	147.3
2	昭島市	52.4	▲11.2	▲21.2	▲0.2	35.4	▲12.0	▲7.0	68.5	▲38.9	124.8
3	八王子市	13.9	2.0	▲25.0	▲0.1	▲0.3	4.4	▲24.7	5.8	13.5	27.9
4	調布市	24.1	▲8.0	▲34.5	8.6	▲43.5	141.6	▲32.0	▲4.5	5.3	24.7
5	国立市	▲1.2	▲6.8	8.8	▲14.8	▲1.5	7.8	6.1	▲8.8	▲3.3	12.7
6	稲城市	2.4	7.5	▲1.3	▲3.0	2.6	5.6	▲26.0	22.8	▲11.7	7.5
7	武蔵村山市	8.1	▲9.5	6.2	▲1.7	▲4.1	6.6	▲10.8	▲11.6	10.4	7.0
8	三鷹市	88.7	▲13.1	12.4	▲30.7	16.1	▲20.1	▲37.7	13.5	5.5	3.9
9	多摩市	7.6	▲15.9	▲16.3	▲5.0	35.0	▲22.0	7.0	▲21.0	39.6	2.2
10	福生市	16.4	▲3.0	▲3.3	▲6.3	▲1.2	▲4.3	▲12.8	5.8	7.8	1.7
11	小金井市	24.1	▲9.6	▲6.2	▲3.2	2.6	▲1.3	▲16.7	▲7.2	3.8	▲0.1
12	国分寺市	33.9	▲15.3	1.8	▲1.6	10.9	4.9	▲17.6	▲9.3	7.5	▲1.3
13	東久留米市	16.7	▲0.9	▲7.6	5.6	▲3.2	10.0	▲23.0	10.2	8.8	▲2.9
14	清瀬市	▲11.3	18.6	▲3.5	17.0	11.7	▲9.0	▲0.8	▲30.2	15.4	▲3.9
15	青梅市	16.6	▲9.8	▲21.5	28.9	▲25.8	▲16.7	▲2.4	8.6	6.4	▲4.0
16	狛江市	35.2	3.2	▲15.3	▲0.7	21.0	▲4.1	▲3.5	▲9.5	1.8	▲5.2
17	東村山市	2.1	▲5.6	▲2.6	33.7	▲14.5	▲8.0	▲23.5	▲0.4	11.7	▲5.2
18	日野市	59.7	▲11.2	▲30.8	25.5	▲13.3	▲6.9	▲32.2	▲0.6	▲2.0	▲9.9
19	あきる野市	4.0	0.7	▲6.0	1.4	2.1	6.9	▲15.7	4.4	4.8	▲9.9
20	町田市	8.9	1.9	▲8.5	▲2.0	▲1.0	▲1.3	▲14.0	2.5	8.4	▲10.0
21	立川市	20.6	▲6.3	▲11.2	▲2.0	3.8	▲5.3	▲19.6	▲5.5	8.3	▲10.7
22	武蔵野市	8.5	6.2	▲8.2	▲0.1	▲5.8	4.9	▲11.2	▲8.9	9.4	▲13.5
23	羽村市	165.1	▲18.4	▲36.3	▲13.5	45.1	▲25.4	▲45.2	▲5.1	23.0	▲15.8
24	府中市	▲2.3	3.8	▲9.4	10.7	16.3	▲7.2	▲20.6	2.7	41.5	▲17.0
25	西東京市	4.2	9.1	▲11.1	▲9.8	▲2.3	3.2	▲21.5	2.2	14.7	▲24.2
26	東大和市	20.1	▲16.0	6.5	5.3	19.2	▲11.5	▲9.5	▲14.9	32.6	▲26.3

◎ 令和5年度増減率の高い5市の状況

単位：％



### 3 固定資産税

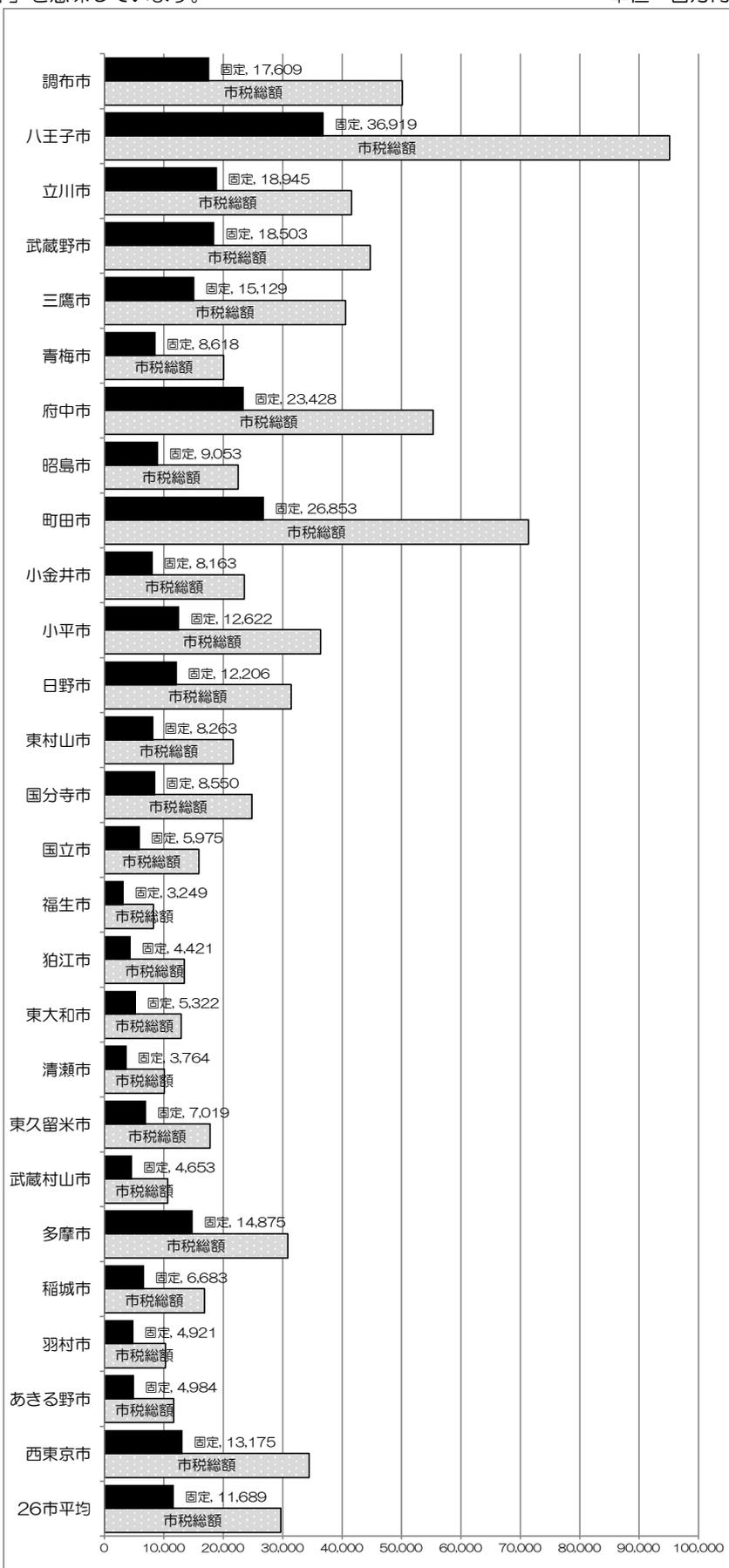
#### (1) 決算額の状況

※ 資料：「5年度決算統計」資料から引用（変更になる場合があります。）

※ 「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：百万円

項目		固定資産税	市税総額
調布市 (不交付)	税額	17,609	50,132
	構成比	35.1%	
八王子市	税額	36,919	95,146
	構成比	38.8%	
立川市 (不交付)	税額	18,945	41,559
	構成比	45.6%	
武蔵野市 (不交付)	税額	18,503	44,781
	構成比	41.3%	
三鷹市 (不交付)	税額	15,129	40,611
	構成比	37.3%	
青梅市	税額	8,618	20,060
	構成比	43.0%	
府中市 (不交付)	税額	23,428	55,333
	構成比	42.3%	
昭島市	税額	9,053	22,529
	構成比	40.2%	
町田市	税額	26,853	71,401
	構成比	37.6%	
小金井市 (不交付)	税額	8,163	23,553
	構成比	34.7%	
小平市	税額	12,622	36,364
	構成比	34.7%	
日野市	税額	12,206	31,443
	構成比	38.8%	
東村山市	税額	8,263	21,686
	構成比	38.1%	
国分寺市 (不交付)	税額	8,550	24,819
	構成比	34.4%	
国立市 (不交付)	税額	5,975	15,903
	構成比	37.6%	
福生市	税額	3,249	8,226
	構成比	39.5%	
狛江市	税額	4,421	13,413
	構成比	33.0%	
東大和市	税額	5,322	12,894
	構成比	41.3%	
清瀬市	税額	3,764	10,116
	構成比	37.2%	
東久留米市	税額	7,019	17,782
	構成比	39.5%	
武蔵村山市	税額	4,653	10,644
	構成比	43.7%	
多摩市 (不交付)	税額	14,875	30,845
	構成比	48.2%	
稲城市	税額	6,683	16,838
	構成比	39.7%	
羽村市	税額	4,921	10,265
	構成比	47.9%	
あきる野市	税額	4,984	11,649
	構成比	42.8%	
西東京市	税額	13,175	34,467
	構成比	38.2%	
26市平均	税額	11,689	29,710
	構成比	39.3%	



10年間における26市の固定資産税の状況です。  
各自治体における決算額と増減率をみることができます。

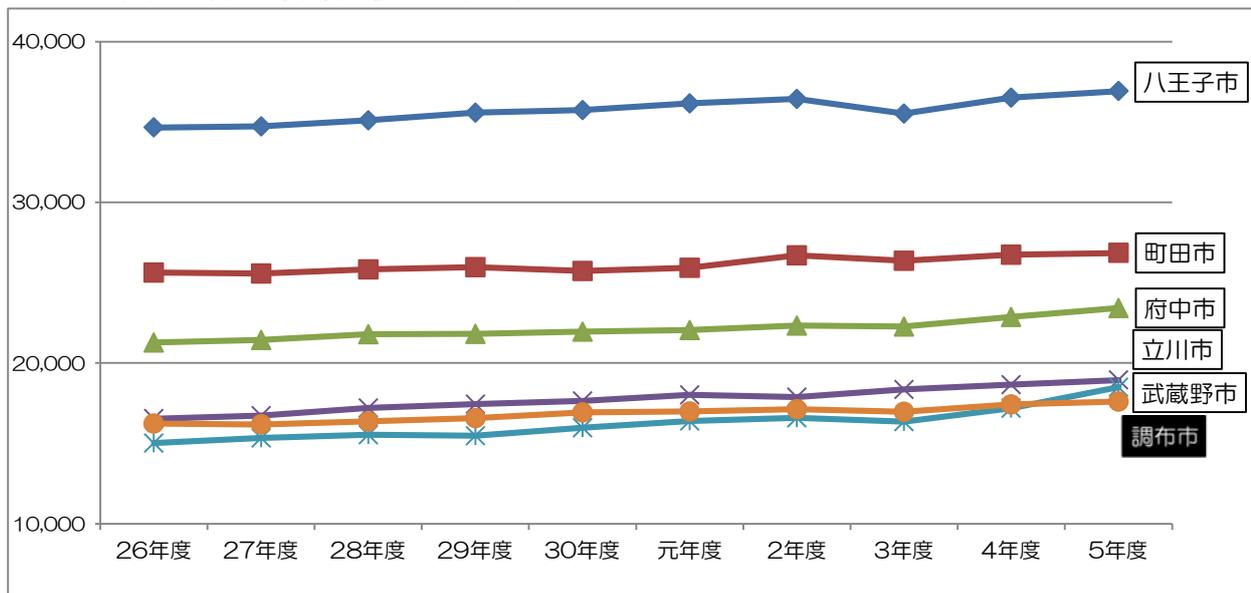
(2) 10か年の状況

単位：百万円

市名・年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 八王子市	34,657	34,725	35,091	35,574	35,728	36,150	36,421	35,521	36,504	36,919
2 町田市	25,626	25,572	25,823	25,954	25,724	25,931	26,691	26,363	26,729	26,853
3 府中市	21,277	21,426	21,793	21,807	21,951	22,045	22,331	22,261	22,872	23,428
4 立川市	16,545	16,734	17,201	17,439	17,646	18,026	17,878	18,345	18,658	18,945
5 武蔵野市	15,023	15,343	15,530	15,474	15,981	16,388	16,581	16,352	17,174	18,503
6 調布市	16,223	16,187	16,361	16,562	16,918	16,977	17,132	16,955	17,429	17,609
7 三鷹市	13,318	13,498	13,761	13,744	13,829	14,285	14,698	14,541	15,017	15,129
8 多摩市	13,155	13,337	13,480	13,838	13,823	14,095	14,195	14,529	14,396	14,875
9 西東京市	11,301	11,426	11,687	11,857	11,973	12,124	12,217	12,307	12,611	13,175
10 小平市	11,665	11,703	11,860	11,855	11,928	12,046	12,197	12,018	12,442	12,622
11 日野市	11,291	11,394	11,671	11,727	11,880	11,940	12,037	11,887	12,083	12,206
12 昭島市	8,269	8,265	8,380	8,581	8,662	8,741	8,789	8,632	8,833	9,053
13 青梅市	8,501	8,378	8,470	8,552	8,406	8,457	8,467	8,240	8,587	8,618
14 国分寺市	7,836	7,880	7,957	8,034	8,059	8,288	8,413	8,272	8,496	8,550
15 東村山市	7,811	7,831	7,899	7,968	8,000	8,038	8,165	8,065	8,169	8,263
16 小金井市	7,127	7,234	7,359	7,414	7,486	7,601	7,677	7,734	8,040	8,163
17 東久留米市	6,470	6,525	6,623	6,681	6,741	6,788	6,908	6,828	6,967	7,019
18 稲城市	5,691	5,789	5,896	6,011	6,164	6,211	6,303	6,294	6,516	6,683
19 国立市	5,401	5,541	5,677	5,742	5,759	5,784	5,809	5,726	5,894	5,975
20 東大和市	5,045	5,097	5,142	5,192	5,176	5,273	5,265	5,148	5,273	5,322
21 あきる野市	4,416	4,365	4,424	4,461	4,403	4,422	4,461	4,285	4,500	4,984
22 羽村市	4,751	4,709	4,720	4,736	4,714	4,782	4,822	4,823	4,904	4,921
23 武蔵村山市	4,534	4,450	4,502	4,618	4,559	4,581	4,629	4,503	4,616	4,653
24 狛江市	4,050	4,084	4,109	4,147	4,195	4,273	4,318	4,267	4,362	4,421
25 清瀬市	3,507	3,508	3,599	3,612	3,602	3,678	3,736	3,675	3,719	3,764
26 福生市	3,152	3,120	3,141	3,151	3,151	3,177	3,199	3,148	3,190	3,249
26市平均	10,640	10,697	10,852	10,951	11,018	11,158	11,282	11,181	11,461	11,689

◎ 令和5年度決算額の多い5市の状況

単位：百万円



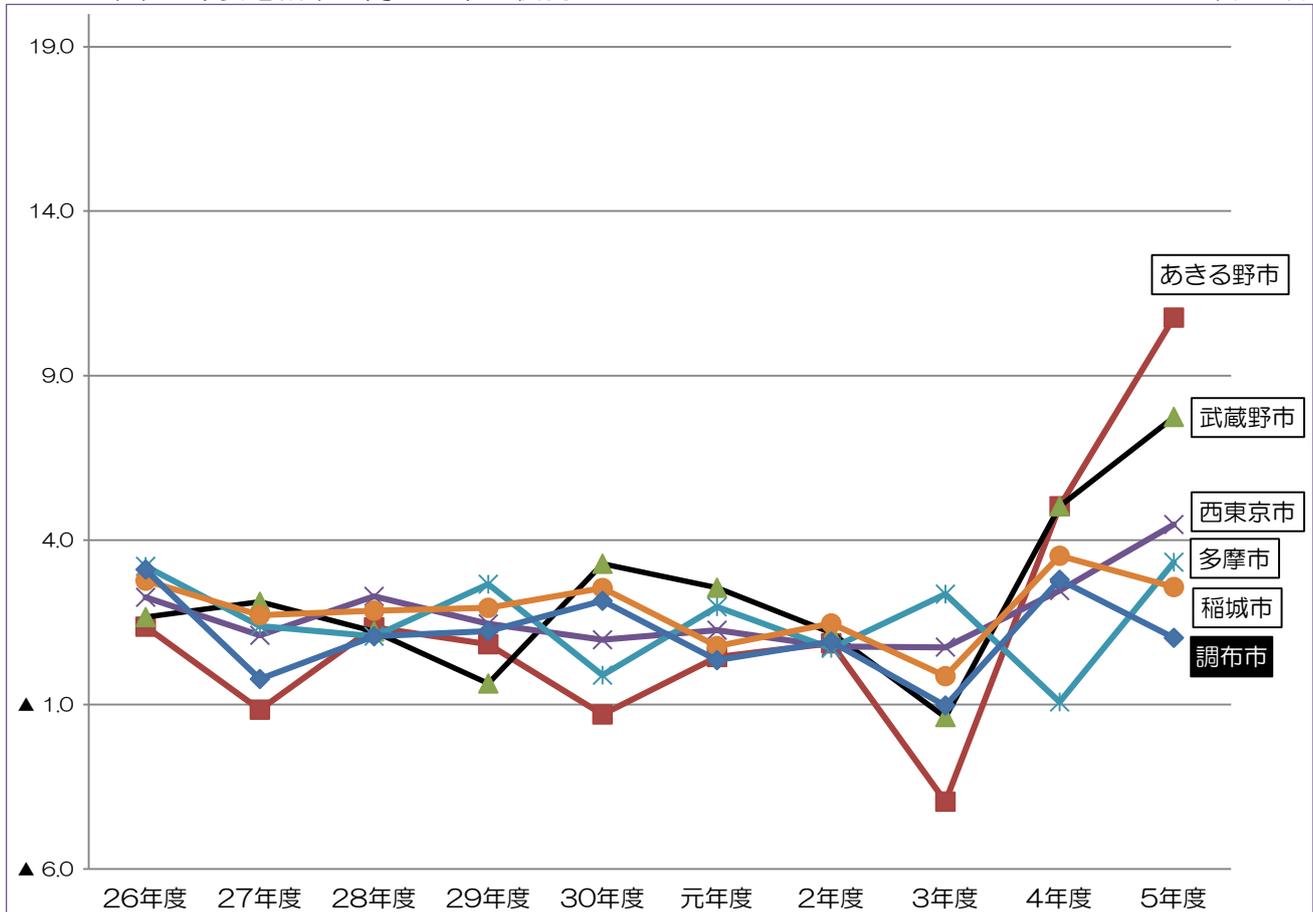
### (3) 増減率の状況

単位：％

市名・年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 あきる野市	1.4	▲ 1.2	1.4	0.8	▲ 1.3	0.4	0.9	▲ 3.9	5.0	10.8
2 武蔵野市	1.7	2.1	1.2	▲ 0.4	3.3	2.5	1.2	▲ 1.4	5.0	7.7
3 西東京市	2.3	1.1	2.3	1.5	1.0	1.3	0.8	0.7	2.5	4.5
4 多摩市	3.2	1.4	1.1	2.7	▲ 0.1	2.0	0.7	2.4	▲ 0.9	3.3
5 稲城市	2.8	1.7	1.9	1.9	2.5	0.8	1.5	▲ 0.1	3.5	2.6
6 昭島市	0.9	▲ 0.0	1.4	2.4	0.9	0.9	0.6	▲ 1.8	2.3	2.5
7 府中市	1.5	0.7	1.7	0.1	0.7	0.4	1.3	▲ 0.3	2.7	2.4
8 福生市	1.7	▲ 1.0	0.7	0.3	▲ 0.0	0.8	0.7	▲ 1.6	1.3	1.9
9 立川市	1.9	1.1	2.8	1.4	1.2	2.2	▲ 0.8	2.6	1.7	1.5
10 小金井市	3.5	1.5	1.7	0.7	1.0	1.5	1.0	0.7	4.0	1.5
11 小平市	2.3	0.3	1.3	▲ 0.0	0.6	1.0	1.3	▲ 1.5	3.5	1.4
12 国立市	2.1	2.6	2.5	1.1	0.3	0.4	0.4	▲ 1.4	2.9	1.4
13 狛江市	3.9	0.8	0.6	0.9	1.2	1.9	1.1	▲ 1.2	2.2	1.4
14 清瀬市	2.0	0.0	2.6	0.4	▲ 0.3	2.1	1.6	▲ 1.6	1.2	1.2
15 東村山市	1.5	0.3	0.9	0.9	0.4	0.5	1.6	▲ 1.2	1.3	1.2
16 八王子市	1.3	0.2	1.1	1.4	0.4	1.2	0.7	▲ 2.5	2.8	1.1
17 調布市	3.1	▲ 0.2	1.1	1.2	2.1	0.3	0.9	▲ 1.0	2.8	1.0
18 日野市	2.2	0.9	2.4	0.5	1.3	0.5	0.8	▲ 1.2	1.6	1.0
19 東大和市	1.3	1.0	0.9	1.0	▲ 0.3	1.9	▲ 0.2	▲ 2.2	2.4	0.9
20 武蔵村山市	2.0	▲ 1.8	1.2	2.6	▲ 1.3	0.5	1.0	▲ 2.7	2.5	0.8
21 三鷹市	2.7	1.4	1.9	▲ 0.1	0.6	3.3	2.9	▲ 1.1	3.3	0.7
22 東久留米市	3.9	0.8	1.5	0.9	0.9	0.7	1.8	▲ 1.2	2.0	0.7
23 国分寺市	1.7	0.6	1.0	1.0	0.3	2.8	1.5	▲ 1.7	2.7	0.6
24 町田市	1.4	▲ 0.2	1.0	0.5	▲ 0.9	0.8	2.9	▲ 1.2	1.4	0.5
25 青梅市	1.0	▲ 1.4	1.1	1.0	▲ 1.7	0.6	0.1	▲ 2.7	4.2	0.4
26 羽村市	0.1	▲ 0.9	0.3	0.3	▲ 0.5	1.4	0.9	0.0	1.7	0.4

◎ 令和5年度増減率の高い5市の状況

単位：％



# 4-1 軽自動車税（環境性能割）

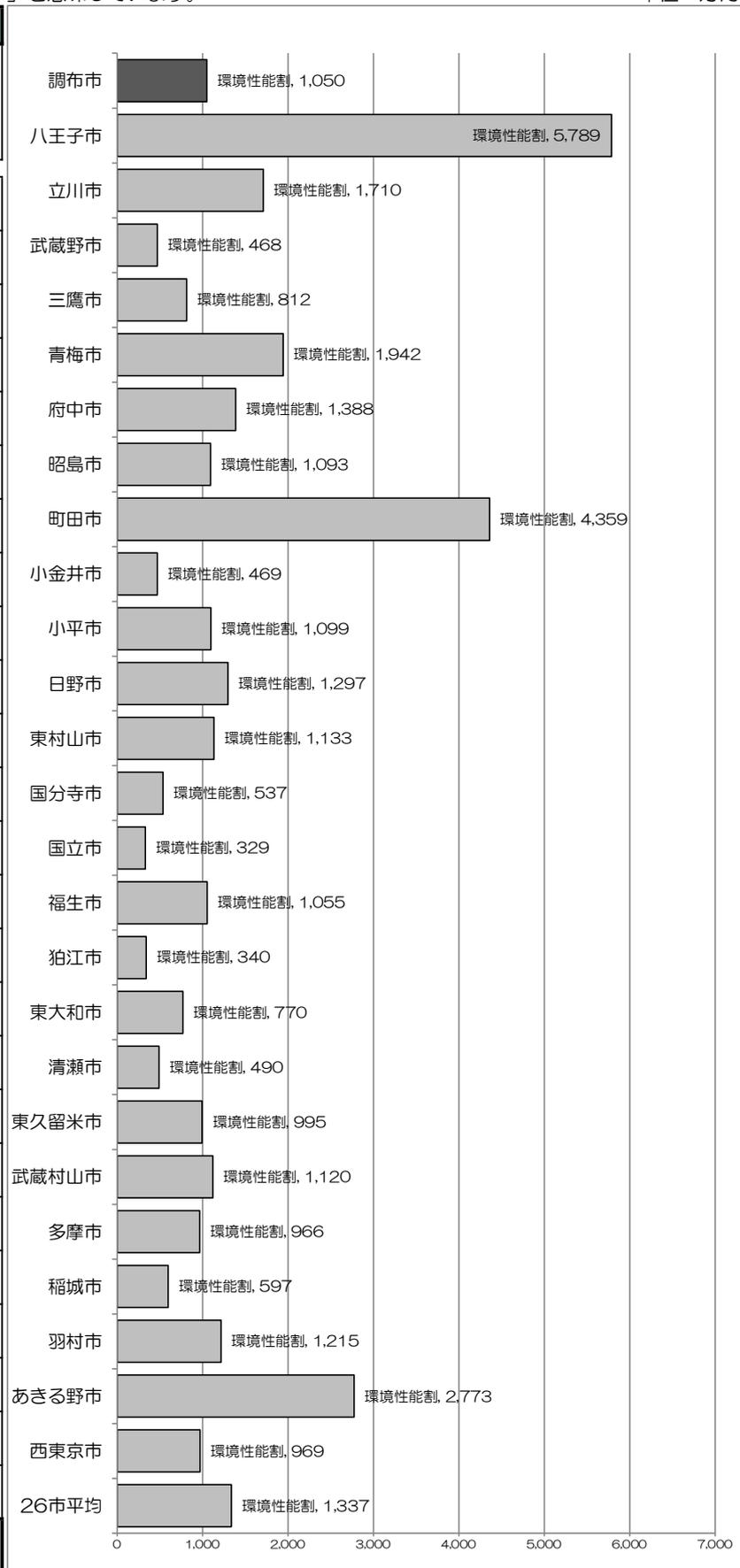
## (1) 決算額の状況

※ 資料：「5年度決算統計」資料から引用（変更になる場合があります。）

※ 「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：万円

項目	軽自動車税 (環境性能割)	市税総額
調布市 (不交付)	税額	1,050
	構成比	0.02%
八王子市	税額	5,789
	構成比	0.06%
立川市 (不交付)	税額	1,710
	構成比	0.04%
武蔵野市 (不交付)	税額	468
	構成比	0.01%
三鷹市 (不交付)	税額	812
	構成比	0.02%
青梅市	税額	1,942
	構成比	0.10%
府中市 (不交付)	税額	1,388
	構成比	0.03%
昭島市	税額	1,093
	構成比	0.05%
町田市	税額	4,359
	構成比	0.06%
小金井市 (不交付)	税額	469
	構成比	0.02%
小平市	税額	1,099
	構成比	0.03%
日野市	税額	1,297
	構成比	0.04%
東村山市	税額	1,133
	構成比	0.05%
国分寺市 (不交付)	税額	537
	構成比	0.02%
国立市 (不交付)	税額	329
	構成比	0.02%
福生市	税額	1,055
	構成比	0.13%
狛江市	税額	340
	構成比	0.03%
東大和市	税額	770
	構成比	0.06%
清瀬市	税額	490
	構成比	0.05%
東久留米市	税額	995
	構成比	0.06%
武蔵村山市	税額	1,120
	構成比	0.11%
多摩市 (不交付)	税額	966
	構成比	0.03%
稲城市	税額	597
	構成比	0.04%
羽村市	税額	1,215
	構成比	0.12%
あきる野市	税額	2,773
	構成比	0.24%
西東京市	税額	969
	構成比	0.03%
26市平均	税額	1,337
	構成比	0.05%



## 4-2 軽自動車税（種別割）

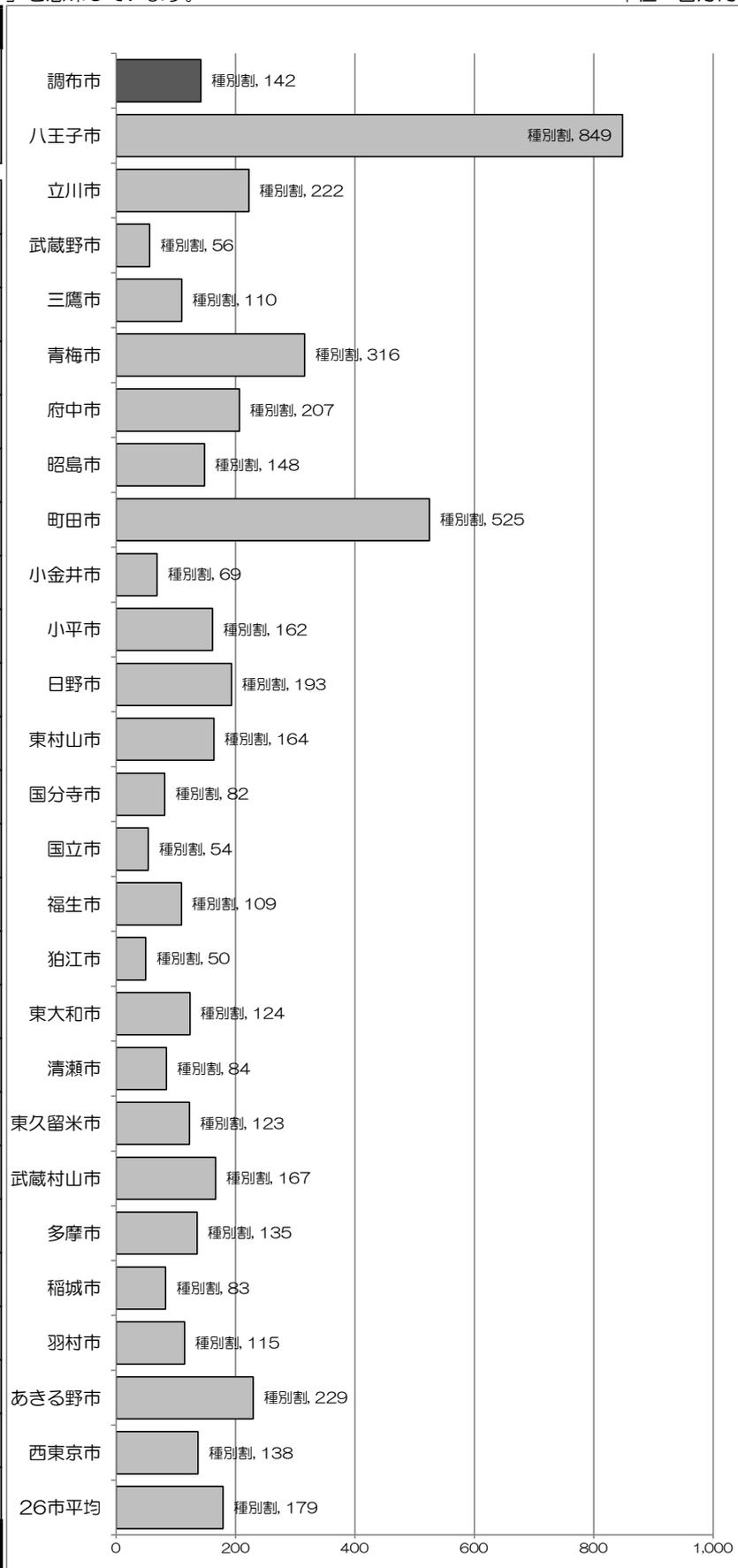
### (1) 決算額の状況

※ 資料：「5年度決算統計」資料から引用（変更になる場合があります。）

※「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：百万円

項目	軽自動車税 (種別割)	市税総額
調布市 (不交付)	税額	142
	構成比	0.3%
八王子市	税額	849
	構成比	0.9%
立川市 (不交付)	税額	222
	構成比	0.5%
武蔵野市 (不交付)	税額	56
	構成比	0.1%
三鷹市 (不交付)	税額	110
	構成比	0.3%
青梅市	税額	316
	構成比	1.6%
府中市 (不交付)	税額	207
	構成比	0.4%
昭島市	税額	148
	構成比	0.7%
町田市	税額	525
	構成比	0.7%
小金井市 (不交付)	税額	69
	構成比	0.3%
小平市	税額	162
	構成比	0.4%
日野市	税額	193
	構成比	0.6%
東村山市	税額	164
	構成比	0.8%
国分寺市 (不交付)	税額	82
	構成比	0.3%
国立市 (不交付)	税額	54
	構成比	0.3%
福生市	税額	109
	構成比	1.3%
狛江市	税額	50
	構成比	0.4%
東大和市	税額	124
	構成比	1.0%
清瀬市	税額	84
	構成比	0.8%
東久留米市	税額	123
	構成比	0.7%
武蔵村山市	税額	167
	構成比	1.6%
多摩市 (不交付)	税額	135
	構成比	0.4%
稲城市	税額	83
	構成比	0.5%
羽村市	税額	115
	構成比	1.1%
あきる野市	税額	229
	構成比	2.0%
西東京市	税額	138
	構成比	0.4%
26市平均	税額	179
	構成比	0.6%



10年間における26市の軽自動車税（種別割）の状況です。  
各自治体における決算額と増減率をみることができます。

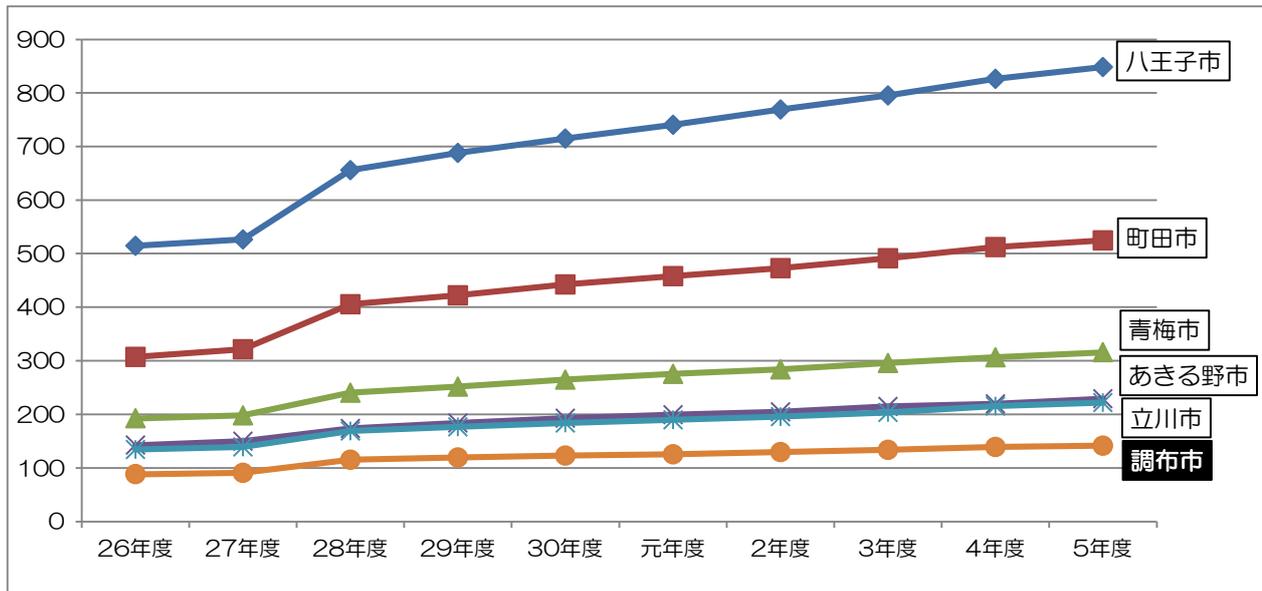
(2) 10か年の状況

単位：百万円

市名・年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 八王子市	515	527	656	688	715	740	769	795	826	849
2 町田市	307	322	405	422	442	458	473	491	512	525
3 青梅市	193	198	240	252	265	276	284	296	307	316
4 あきる野市	143	150	174	184	193	199	204	215	219	229
5 立川市	135	139	169	177	184	190	196	204	215	222
6 府中市	130	136	170	174	179	183	188	196	202	207
7 日野市	114	118	148	155	161	166	173	179	188	193
8 武蔵村山市	105	109	128	134	140	149	153	160	165	167
9 東村山市	97	100	124	130	136	141	147	154	159	164
10 小平市	97	101	126	132	137	140	145	151	157	162
11 昭島市	90	92	113	118	123	127	133	137	144	148
12 調布市	88	91	116	119	123	125	129	134	139	142
13 西東京市	83	85	107	112	115	120	124	130	134	138
14 多摩市	83	84	107	114	117	118	123	127	132	135
15 東大和市	76	79	98	102	105	109	113	117	121	124
16 東久留米市	74	77	97	100	104	108	112	115	120	123
17 羽村市	67	71	82	87	92	95	100	105	110	115
18 三鷹市	71	72	90	93	97	99	102	104	109	110
19 福生市	64	66	81	85	89	93	98	102	106	109
20 清瀬市	50	51	64	67	69	72	75	78	82	84
21 稲城市	49	51	65	68	70	72	75	78	81	83
22 国分寺市	49	51	63	65	67	71	73	76	80	82
23 小金井市	43	44	55	58	59	61	62	65	68	69
24 武蔵野市	37	38	48	49	50	51	51	52	55	56
25 国立市	33	34	43	45	46	47	48	50	52	54
26 狛江市	32	33	42	43	44	45	45	47	48	50
26市平均	109	112	139	139	151	156	161	168	174	179

◎ 令和5年度決算額の多い5市の状況

単位：百万円



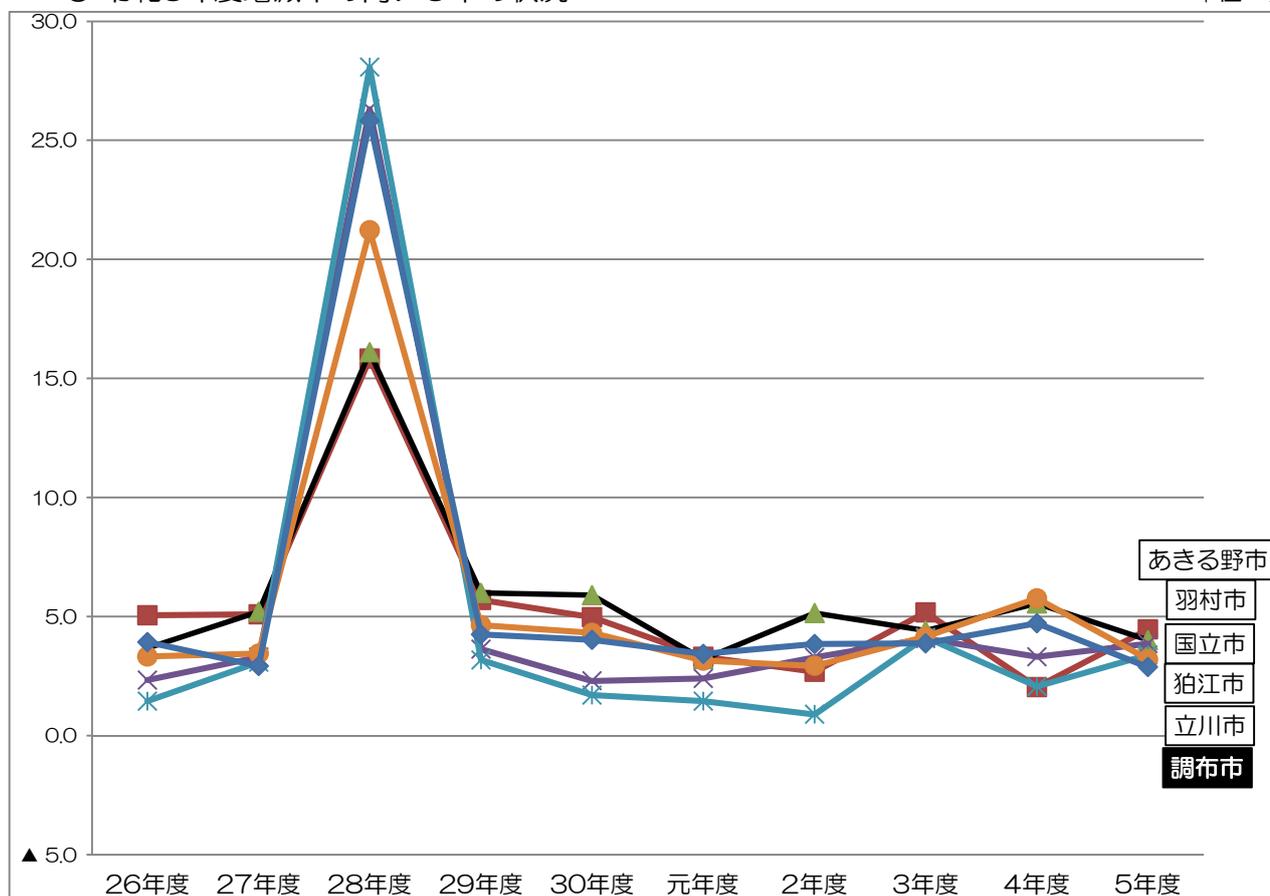
### (3) 増減率の状況

単位：％

市名・年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 あきる野市	5.1	5.1	15.8	5.7	5.0	3.3	2.7	5.2	2.0	4.5
2 羽村市	3.7	5.2	16.1	6.0	5.9	3.2	5.1	4.4	5.5	4.0
3 国立市	2.3	3.3	26.3	3.6	2.3	2.4	3.3	4.1	3.3	3.9
4 狛江市	1.4	3.1	28.1	3.2	1.7	1.4	0.9	4.1	2.1	3.4
5 立川市	3.3	3.4	21.2	4.6	4.3	3.1	2.9	4.2	5.8	3.2
6 青梅市	2.8	2.9	21.2	4.7	5.3	4.1	3.0	4.3	3.5	3.1
7 清瀬市	4.2	3.5	24.2	5.7	2.9	3.7	3.7	4.2	5.2	3.0
8 昭島市	3.7	2.1	22.1	4.5	4.8	3.2	4.7	3.1	4.7	2.9
9 稲城市	4.0	2.4	28.1	4.2	3.8	2.7	3.9	3.6	3.8	2.9
10 東村山市	4.0	3.3	23.9	4.7	4.7	3.9	4.1	4.3	3.6	2.9
11 日野市	3.9	2.9	25.8	4.2	4.0	3.4	3.9	3.9	4.7	2.9
12 福生市	3.2	3.3	21.8	5.5	4.1	5.1	5.5	3.9	3.8	2.9
13 東久留米市	3.9	3.3	26.9	3.0	4.3	3.9	3.7	2.5	4.1	2.7
14 八王子市	4.6	2.3	24.5	4.9	4.0	3.5	3.9	3.4	3.9	2.7
15 多摩市	5.6	1.7	27.2	5.8	2.7	1.3	3.9	3.7	3.6	2.7
16 小平市	5.2	3.6	25.1	4.9	3.6	2.4	3.3	4.0	4.3	2.6
17 町田市	3.7	4.6	26.0	4.2	4.7	3.6	3.3	3.8	4.2	2.5
18 国分寺市	2.9	4.1	25.0	3.5	3.2	4.6	3.7	4.3	4.5	2.3
19 武蔵野市	5.0	3.4	24.8	2.4	1.7	2.4	0.9	2.1	5.3	2.3
20 西東京市	2.5	2.3	26.6	4.1	2.7	4.7	2.9	5.1	3.3	2.3
21 府中市	4.2	4.1	25.5	2.3	2.6	2.3	2.5	4.3	3.4	2.0
22 東大和市	3.2	3.1	24.1	4.3	3.7	3.4	3.5	3.9	3.5	1.9
23 調布市	2.7	2.6	27.3	3.3	2.9	2.0	3.3	3.2	4.2	1.8
24 三鷹市	3.1	1.0	25.4	3.5	4.3	2.4	2.4	2.6	4.0	1.6
25 武蔵村山市	7.8	4.0	18.0	4.3	4.3	6.8	2.6	4.5	3.1	0.9
26 小金井市	3.6	3.1	25.1	5.4	2.5	2.0	2.8	4.0	5.3	0.8

#### ◎ 令和5年度増減率の高い5市の状況

単位：％



# 5 市たばこ税

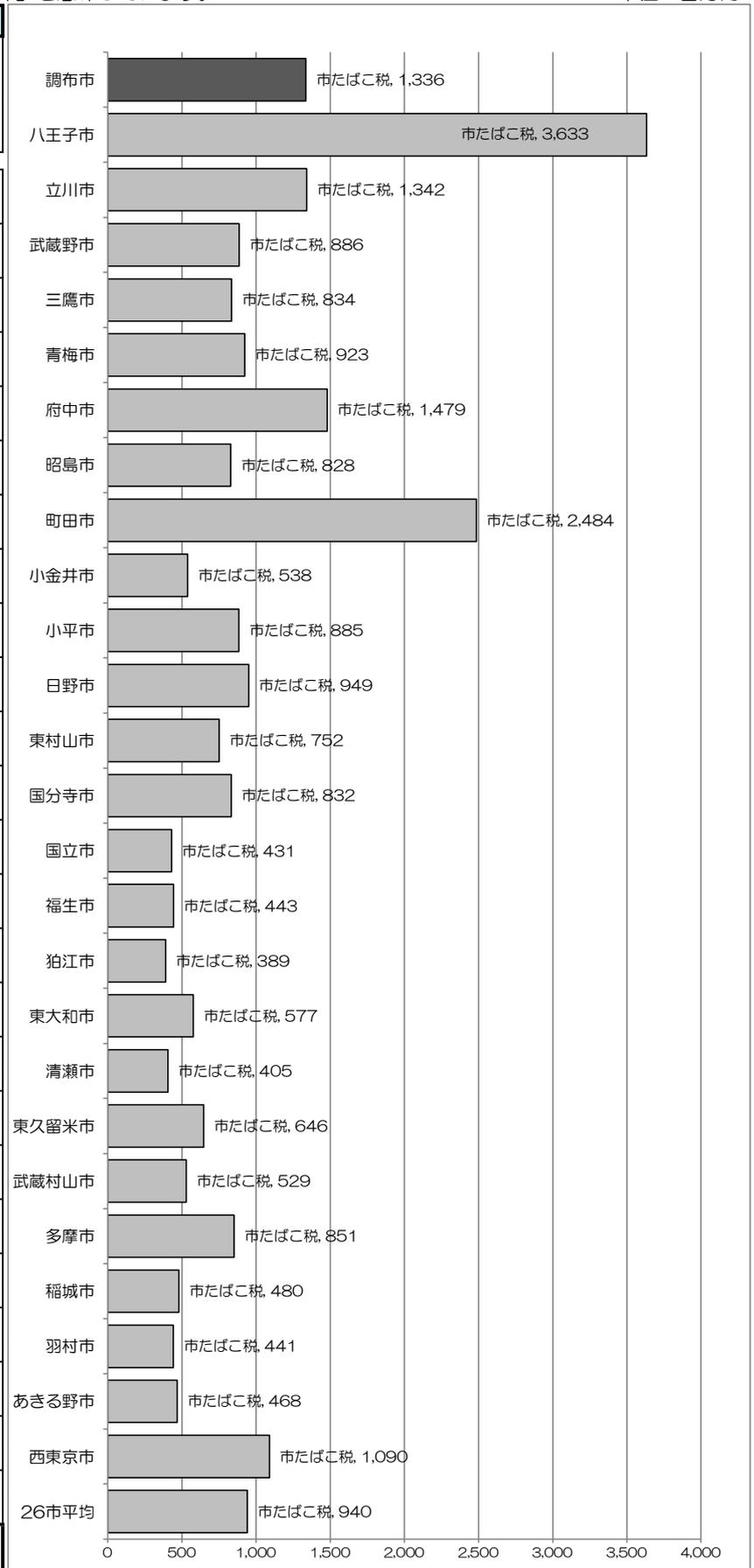
## (1) 決算額の状況

※ 資料：「5年度決算統計」資料から引用（変更になる場合があります。）

※「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：百万円

項目	市たばこ税	市税総額
調布市 (不交付)	税額	1,336
	構成比	2.7%
八王子市	税額	3,633
	構成比	3.8%
立川市 (不交付)	税額	1,342
	構成比	3.2%
武蔵野市 (不交付)	税額	886
	構成比	2.0%
三鷹市 (不交付)	税額	834
	構成比	2.1%
青梅市	税額	923
	構成比	4.6%
府中市 (不交付)	税額	1,479
	構成比	2.7%
昭島市	税額	828
	構成比	3.7%
町田市	税額	2,484
	構成比	3.5%
小金井市 (不交付)	税額	538
	構成比	2.3%
小平市	税額	885
	構成比	2.4%
日野市	税額	949
	構成比	3.0%
東村山市	税額	752
	構成比	3.5%
国分寺市 (不交付)	税額	832
	構成比	3.4%
国立市 (不交付)	税額	431
	構成比	2.7%
福生市	税額	443
	構成比	5.4%
狛江市	税額	389
	構成比	2.9%
東大和市	税額	577
	構成比	4.5%
清瀬市	税額	405
	構成比	4.0%
東久留米市	税額	646
	構成比	3.6%
武蔵村山市	税額	529
	構成比	5.0%
多摩市 (不交付)	税額	851
	構成比	2.8%
稲城市	税額	480
	構成比	2.9%
羽村市	税額	441
	構成比	4.3%
あきる野市	税額	468
	構成比	4.0%
西東京市	税額	1,090
	構成比	3.2%
26市平均	税額	940
	構成比	3.2%



10年間における26市の市たばこ税の状況です。  
各自治体における決算額と増減率をみることができます。

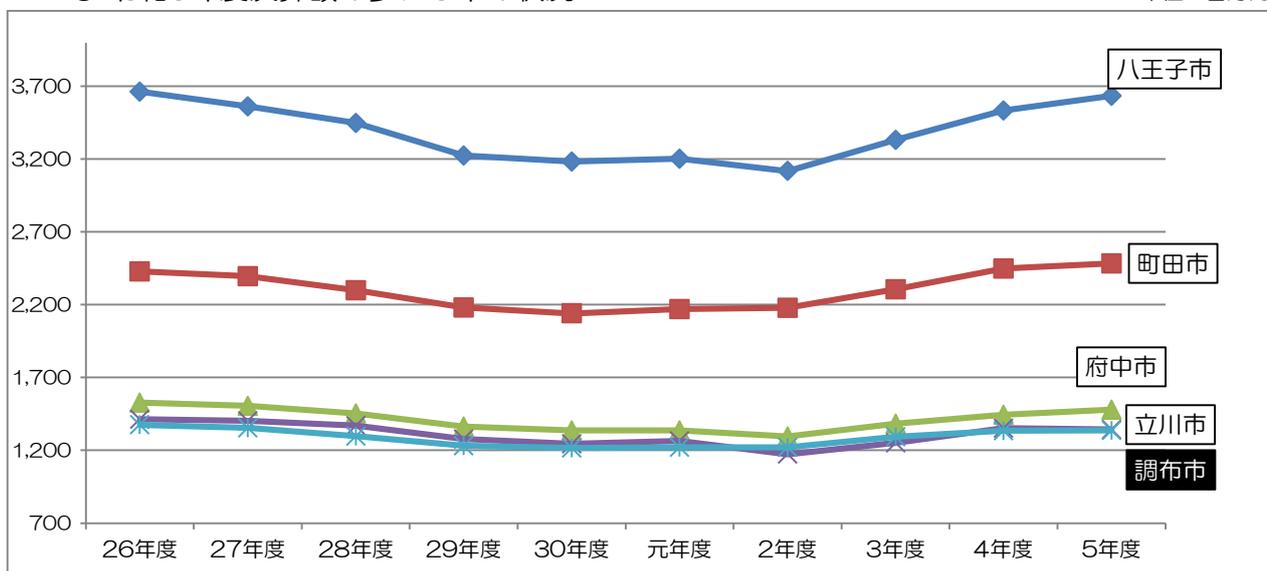
(2) 10か年の状況

単位：百万円

市名・年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 八王子市	3,663	3,561	3,447	3,223	3,182	3,203	3,118	3,331	3,533	3,633
2 町田市	2,428	2,396	2,298	2,180	2,140	2,169	2,178	2,306	2,449	2,484
3 府中市	1,528	1,504	1,451	1,362	1,337	1,337	1,295	1,382	1,444	1,479
4 立川市	1,413	1,403	1,369	1,276	1,244	1,264	1,173	1,251	1,350	1,342
5 調布市	1,375	1,353	1,296	1,230	1,216	1,219	1,220	1,292	1,335	1,336
6 西東京市	1,034	1,023	998	954	945	967	963	1,031	1,074	1,090
7 日野市	898	901	878	832	836	845	835	894	956	949
8 青梅市	920	916	897	851	830	822	810	864	904	923
9 武蔵野市	1,020	995	947	889	878	884	792	834	874	886
10 小平市	923	890	865	806	794	794	811	856	889	885
11 多摩市	890	878	845	787	763	776	753	817	841	851
12 三鷹市	888	852	814	764	748	750	777	815	836	834
13 国分寺市	845	839	830	769	775	815	657	705	778	832
14 昭島市	857	838	811	749	746	749	729	778	813	828
15 東村山市	758	743	729	682	669	682	686	722	764	752
16 東久留米市	640	631	607	564	558	568	579	610	636	646
17 東大和市	565	564	553	522	515	512	510	548	590	577
18 小金井市	546	533	521	487	485	491	501	526	542	538
19 武蔵村山市	537	525	499	466	468	469	488	515	535	529
20 稲城市	467	458	441	408	401	417	430	463	473	480
21 あきる野市	452	446	426	393	397	407	415	441	466	468
22 福生市	450	444	436	407	407	401	402	421	443	443
23 羽村市	499	484	460	417	393	400	386	412	436	441
24 国立市	440	433	419	393	386	386	389	419	435	431
25 清瀬市	408	398	387	366	355	362	361	379	402	405
26 狛江市	366	363	355	339	339	341	362	383	390	389
26市平均	954	937	907	851	839	847	832	884	930	940

◎ 令和5年度決算額の多い5市の状況

単位：百万円



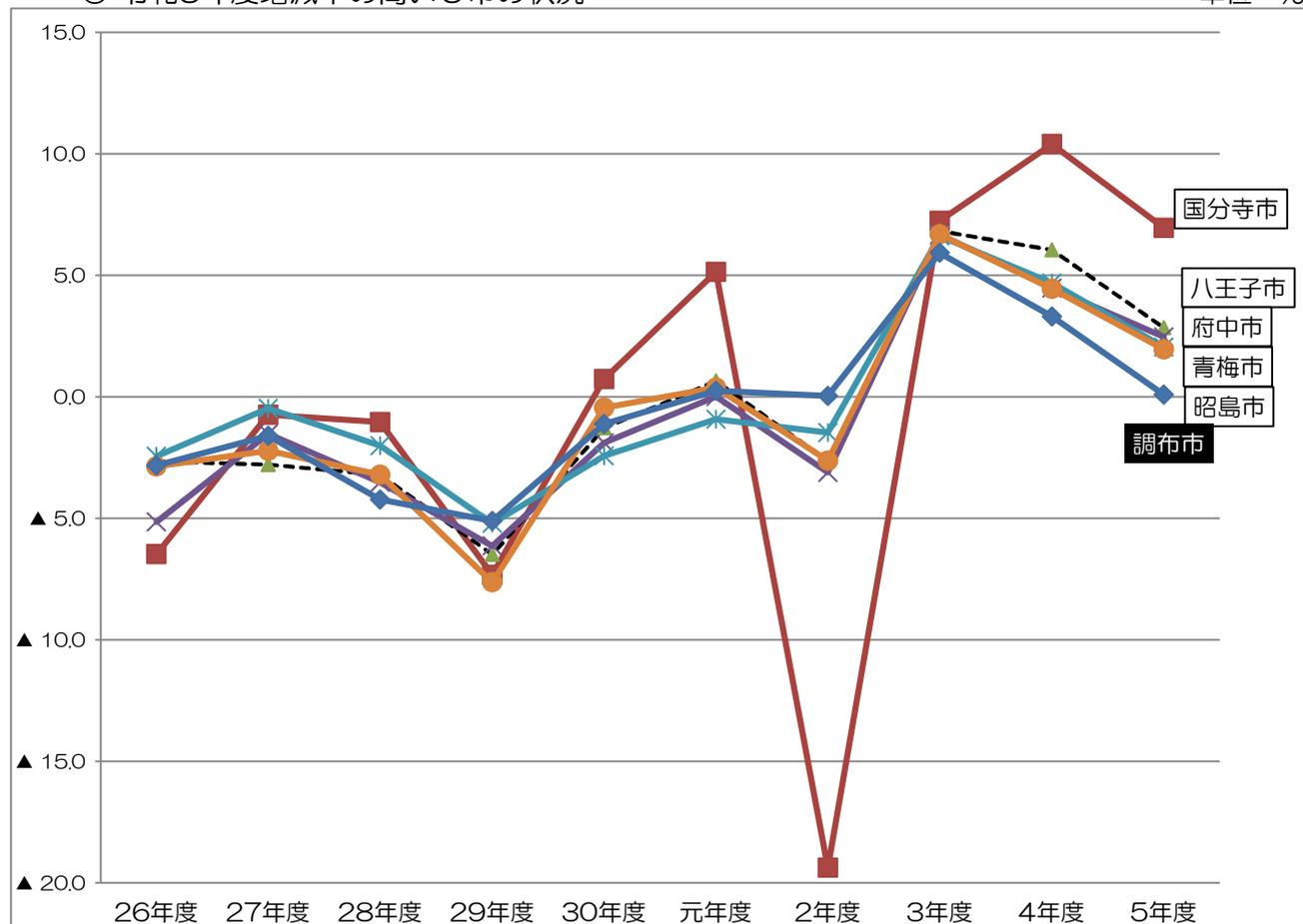
### (3) 増減率の状況

単位：％

市名・年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 国分寺市	▲6.5	▲0.7	▲1.0	▲7.3	0.7	5.1	▲19.4	7.2	10.4	7.0
2 八王子市	▲2.7	▲2.8	▲3.2	▲6.5	▲1.3	0.7	▲2.6	6.8	6.0	2.8
3 府中市	▲5.1	▲1.5	▲3.5	▲6.1	▲1.9	0.0	▲3.1	6.7	4.5	2.5
4 青梅市	▲2.4	▲0.5	▲2.0	▲5.2	▲2.4	▲0.9	▲1.5	6.6	4.7	2.0
5 昭島市	▲2.9	▲2.2	▲3.2	▲7.6	▲0.4	0.4	▲2.6	6.7	4.5	1.9
6 稲城市	▲2.3	▲2.0	▲3.6	▲7.4	▲1.9	4.1	3.1	7.7	2.1	1.6
7 東久留米市	▲4.2	▲1.4	▲3.8	▲7.0	▲1.2	1.9	1.9	5.4	4.2	1.5
8 西東京市	▲1.5	▲1.1	▲2.5	▲4.3	▲1.0	2.4	▲0.4	7.0	4.2	1.5
9 町田市	▲2.5	▲1.3	▲4.1	▲5.1	▲1.8	1.3	0.4	5.9	6.2	1.4
10 武蔵野市	▲4.3	▲2.4	▲4.9	▲6.1	▲1.2	0.7	▲10.5	5.3	4.9	1.4
11 羽村市	▲3.7	▲3.1	▲5.0	▲9.3	▲5.6	1.6	▲3.5	6.9	5.6	1.4
12 多摩市	▲1.2	▲1.4	▲3.7	▲6.9	▲3.0	1.7	▲3.0	8.5	2.9	1.2
13 清瀬市	▲2.9	▲2.4	▲2.8	▲5.4	▲3.2	2.0	▲0.3	4.9	6.1	0.8
14 あきる野市	▲2.8	▲1.4	▲4.4	▲7.7	0.9	2.5	2.0	6.3	5.7	0.3
15 調布市	▲2.8	▲1.6	▲4.2	▲5.1	▲1.1	0.3	0.0	5.9	3.3	0.1
16 福生市	▲4.8	▲1.3	▲1.8	▲6.6	0.1	▲1.5	0.1	4.9	5.2	▲0.0
17 狛江市	▲3.5	▲0.7	▲2.3	▲4.4	▲0.0	0.6	6.2	5.6	1.8	▲0.1
18 三鷹市	▲4.7	▲4.1	▲4.5	▲6.1	▲2.1	0.2	3.6	5.0	2.5	▲0.2
19 小平市	▲3.6	▲3.5	▲2.9	▲6.8	▲1.5	▲0.0	2.1	5.6	3.8	▲0.5
20 立川市	▲3.3	▲0.7	▲2.4	▲6.8	▲2.5	1.6	▲7.2	6.6	8.0	▲0.6
21 小金井市	▲2.7	▲2.3	▲2.3	▲6.6	▲0.5	1.4	1.9	5.0	3.2	▲0.8
22 日野市	▲2.4	0.3	▲2.5	▲5.2	0.4	1.2	▲1.2	7.0	7.0	▲0.8
23 国立市	▲1.3	▲1.5	▲3.2	▲6.3	▲1.6	▲0.1	0.8	7.8	3.7	▲1.0
24 武蔵村山市	▲3.4	▲2.3	▲4.9	▲6.5	0.3	0.3	3.9	5.6	3.8	▲1.1
25 東村山市	▲2.2	▲2.1	▲1.8	▲6.4	▲2.0	2.0	0.6	5.1	5.9	▲1.6
26 東大和市	▲1.1	▲0.3	▲1.9	▲5.7	▲1.4	▲0.6	▲0.3	7.4	7.7	▲2.2

◎ 令和5年度増減率の高い5市の状況

単位：％



# 6 都市計画税

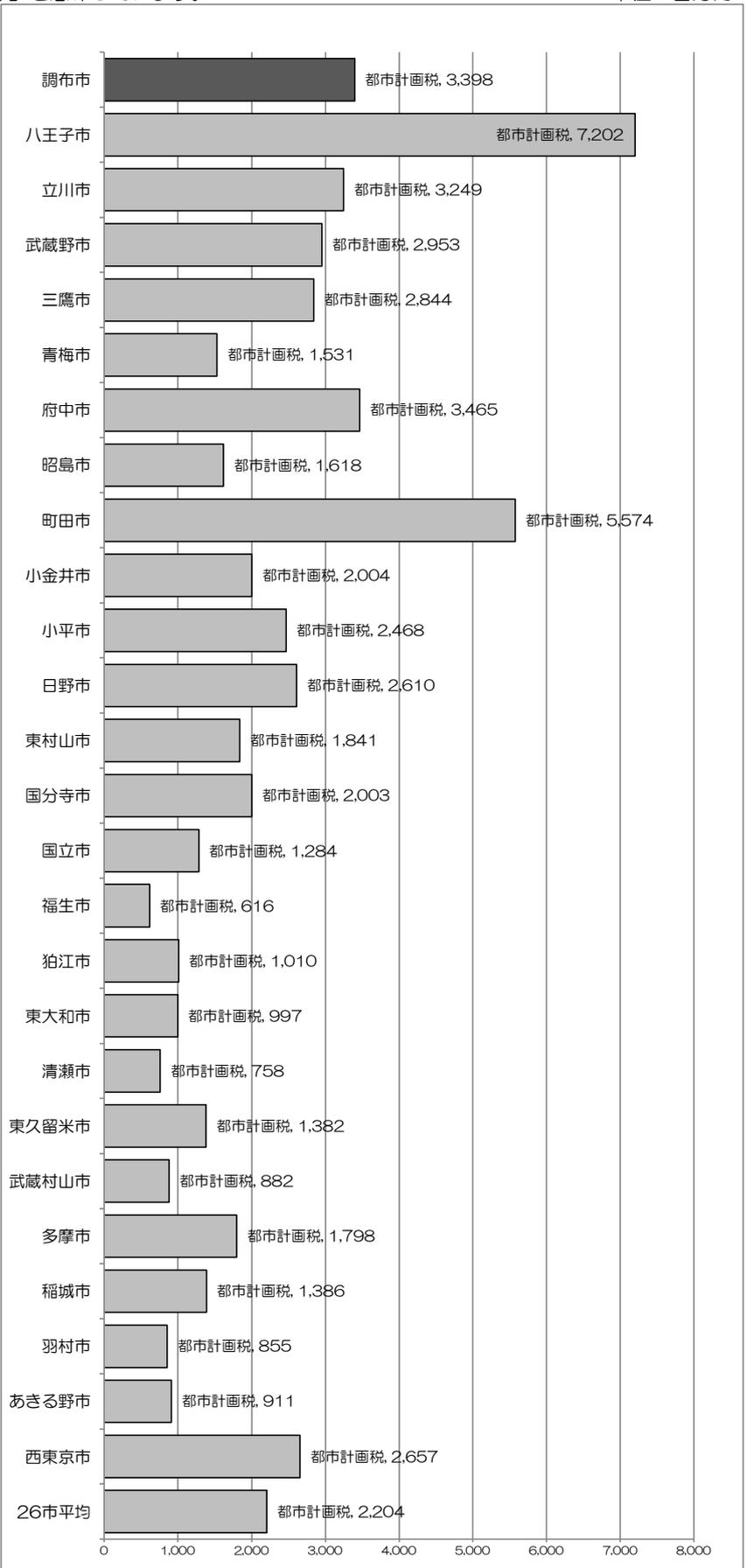
## (1) 決算額の状況

※ 資料：「5年度決算統計」資料から引用（変更になる場合があります。）

※「不交付」は「普通交付税不交付団体」を意味しています。

単位：百万円

項目	都市計画税	市税総額
調布市 (不交付)	税額	3,398
	構成比	6.8%
八王子市	税額	7,202
	構成比	7.6%
立川市 (不交付)	税額	3,249
	構成比	7.8%
武蔵野市 (不交付)	税額	2,953
	構成比	6.6%
三鷹市 (不交付)	税額	2,844
	構成比	7.0%
青梅市	税額	1,531
	構成比	7.6%
府中市 (不交付)	税額	3,465
	構成比	6.3%
昭島市	税額	1,618
	構成比	7.2%
町田市	税額	5,574
	構成比	7.8%
小金井市 (不交付)	税額	2,004
	構成比	8.5%
小平市	税額	2,468
	構成比	6.8%
日野市	税額	2,610
	構成比	8.3%
東村山市	税額	1,841
	構成比	8.5%
国分寺市 (不交付)	税額	2,003
	構成比	8.1%
国立市 (不交付)	税額	1,284
	構成比	8.1%
福生市	税額	616
	構成比	7.5%
狛江市	税額	1,010
	構成比	7.5%
東大和市	税額	997
	構成比	7.7%
清瀬市	税額	758
	構成比	7.5%
東久留米市	税額	1,382
	構成比	7.8%
武蔵村山市	税額	882
	構成比	8.3%
多摩市 (不交付)	税額	1,798
	構成比	5.8%
稲城市	税額	1,386
	構成比	8.2%
羽村市	税額	855
	構成比	8.3%
あきる野市	税額	911
	構成比	7.8%
西東京市	税額	2,657
	構成比	7.7%
26市平均	税額	2,204
	構成比	7.4%



10年間における26市の都市計画税の状況です。  
各自治体における決算額と増減率をみることができます。

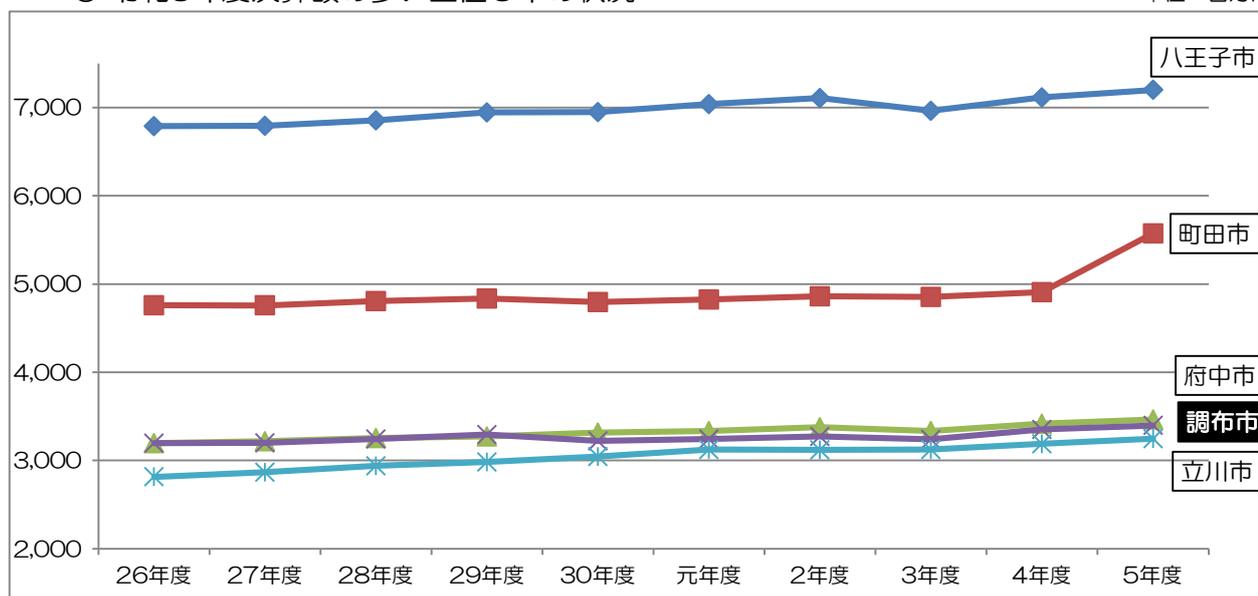
(2) 10か年の状況

単位：百万円

市名・年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 八王子市	6,789	6,794	6,855	6,944	6,949	7,038	7,107	6,962	7,114	7,202
2 町田市	4,761	4,759	4,807	4,836	4,797	4,826	4,861	4,854	4,908	5,574
3 府中市	3,198	3,218	3,253	3,271	3,315	3,334	3,376	3,332	3,419	3,465
4 調布市	3,198	3,199	3,244	3,294	3,221	3,245	3,274	3,239	3,353	3,398
5 立川市	2,816	2,869	2,941	2,985	3,046	3,124	3,120	3,123	3,188	3,249
6 武蔵野市	2,419	2,481	2,506	2,507	2,604	2,682	2,714	1,354	2,831	2,953
7 三鷹市	2,500	2,523	2,536	2,559	2,611	2,670	2,703	2,697	2,792	2,844
8 西東京市	2,565	2,397	2,418	2,445	2,476	2,512	2,536	2,534	2,621	2,657
9 日野市	2,185	2,213	2,278	2,296	2,509	2,522	2,551	2,520	2,574	2,610
10 小平市	2,523	2,261	2,285	2,304	2,327	2,361	2,383	2,357	2,430	2,468
11 小金井市	1,740	1,758	1,777	1,794	1,828	1,848	1,861	1,891	1,970	2,004
12 国分寺市	1,817	1,829	1,841	1,861	1,870	1,925	1,950	1,929	1,983	2,003
13 東村山市	1,706	1,708	1,722	1,740	1,762	1,773	1,806	1,730	1,819	1,841
14 多摩市	1,707	1,707	1,719	1,734	1,728	1,736	1,759	1,771	1,778	1,798
15 昭島市	1,477	1,483	1,499	1,526	1,537	1,556	1,568	1,518	1,590	1,618
16 青梅市	1,546	1,533	1,539	1,545	1,516	1,524	1,533	1,497	1,518	1,531
17 稲城市	1,156	1,176	1,190	1,218	1,249	1,269	1,290	1,296	1,347	1,386
18 東久留米市	1,430	1,337	1,300	1,307	1,320	1,334	1,347	1,340	1,370	1,382
19 国立市	1,200	1,223	1,246	1,262	1,273	1,282	1,293	1,182	1,267	1,284
20 狛江市	936	845	850	857	967	974	983	977	1,000	1,010
21 東大和市	967	962	968	977	974	984	990	973	989	997
22 あきる野市	820	811	849	860	849	855	866	832	849	911
23 武蔵村山市	822	844	851	871	869	878	886	858	873	882
24 羽村市	819	815	819	826	824	835	838	829	844	855
25 清瀬市	695	696	710	714	717	727	740	736	747	758
26 福生市	591	589	593	596	603	606	610	601	609	616
26市平均	2,015	2,001	2,023	2,043	2,067	2,093	2,113	2,036	2,145	2,204

◎ 令和5年度決算額の多い上位5市の状況

単位：百万円



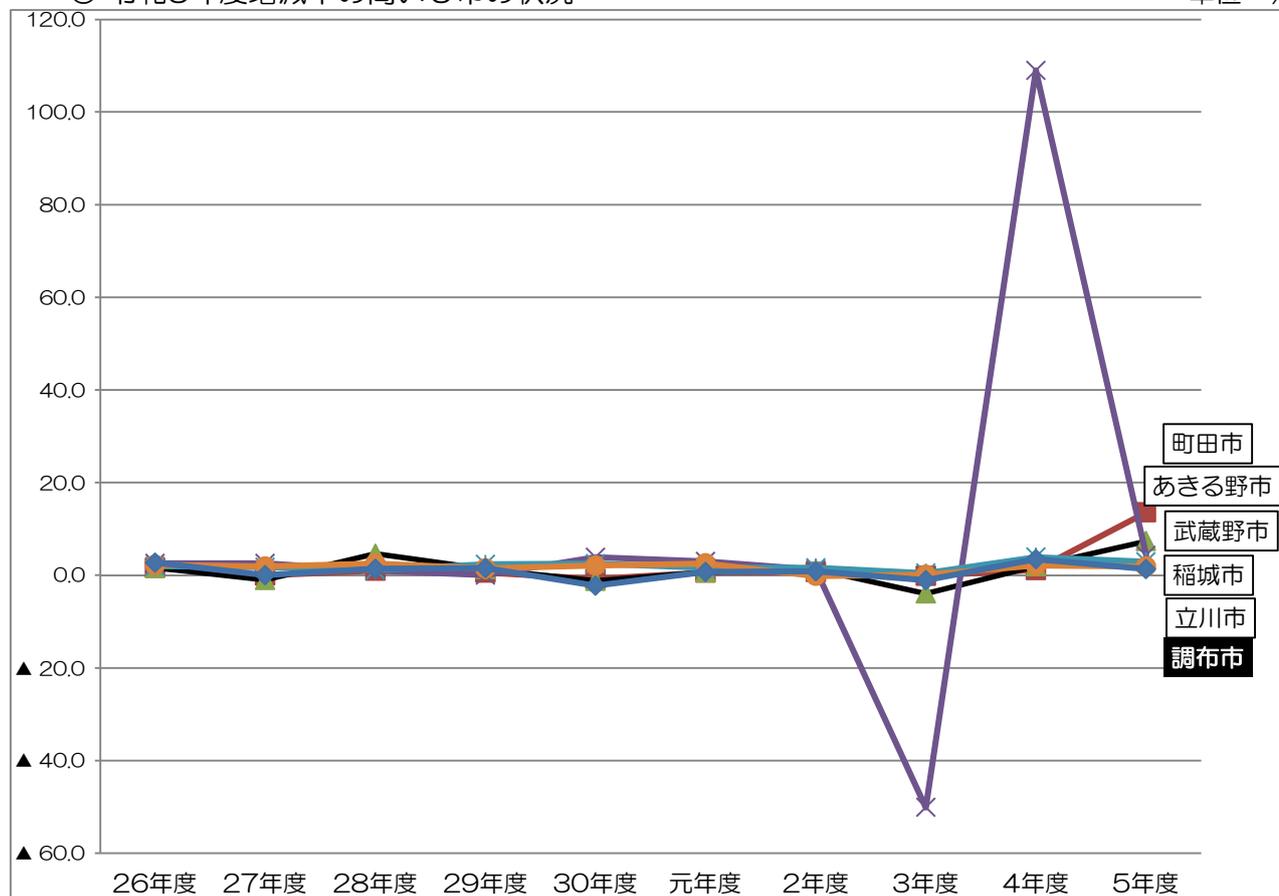
### (3) 増減率の状況

単位：%

市名・年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 町田市	1.6	▲0.0	1.0	0.6	▲0.8	0.6	0.7	▲0.1	1.1	13.6
2 あきる野市	1.6	▲1.0	4.6	1.3	▲1.2	0.6	1.3	▲3.9	2.0	7.4
3 武蔵野市	2.6	2.6	1.0	0.0	3.9	3.0	1.2	▲50.1	109.0	4.3
4 稲城市	2.0	1.8	1.2	2.4	2.5	1.6	1.6	0.5	3.9	2.9
5 立川市	2.2	1.9	2.5	1.5	2.1	2.5	▲0.1	0.1	2.1	1.9
6 三鷹市	2.7	0.9	0.5	0.9	2.0	2.3	1.2	▲0.2	3.5	1.9
7 昭島市	1.1	0.5	1.1	1.8	0.8	1.2	0.8	▲3.2	4.7	1.7
8 小金井市	2.5	1.1	1.1	1.0	1.9	1.1	0.7	1.6	4.2	1.7
9 小平市	1.8	▲10.4	1.1	0.8	1.0	1.4	0.9	▲1.1	3.1	1.6
10 清瀬市	2.0	0.1	2.0	0.6	0.3	1.5	1.7	▲0.4	1.5	1.5
11 日野市	2.7	1.3	2.9	0.8	9.3	0.5	1.1	▲1.2	2.1	1.4
12 西東京市	2.0	▲6.6	0.9	1.1	1.3	1.4	1.0	▲0.1	3.4	1.4
13 調布市	2.7	0.0	1.4	1.5	▲2.2	0.7	0.9	▲1.0	3.5	1.4
14 府中市	1.9	0.6	1.1	0.6	1.3	0.6	1.3	▲1.3	2.6	1.3
15 国立市	1.3	1.9	1.8	1.3	0.9	0.7	0.9	▲8.5	7.2	1.3
16 羽村市	0.8	▲0.5	0.4	0.8	▲0.2	1.4	0.4	▲1.1	1.8	1.3
17 東村山市	1.0	0.1	0.8	1.0	1.3	0.6	1.8	▲4.2	5.1	1.2
18 八王子市	1.5	0.1	0.9	1.3	0.1	1.3	1.0	▲2.0	2.2	1.2
19 多摩市	2.7	▲0.0	0.7	0.9	▲0.3	0.5	1.3	0.7	0.4	1.2
20 福生市	1.3	▲0.4	0.6	0.5	1.1	0.5	0.7	▲1.5	1.3	1.2
21 狛江市	2.9	▲9.7	0.7	0.9	12.7	0.8	0.9	▲0.7	2.4	1.1
22 武蔵村山市	1.7	2.6	0.9	2.4	▲0.3	1.0	1.0	▲3.2	1.8	1.0
23 国分寺市	1.4	0.7	0.7	1.1	0.5	3.0	1.3	▲1.1	2.8	1.0
24 東久留米市	3.1	▲6.5	▲2.8	0.6	1.0	1.0	1.0	▲0.6	2.3	0.9
25 青梅市	0.6	▲0.8	0.4	0.4	▲1.9	0.6	0.6	▲2.3	1.4	0.9
26 東大和市	1.7	▲0.5	0.6	0.9	▲0.3	1.0	0.6	▲1.7	1.7	0.9

#### ◎ 令和5年度増減率の高い5市の状況

単位：%



# 7 収納率

多摩地域26市の市税の収納率（現年分、滞納繰越分）及び課税・収納にかかる経費について、状況を確認することができます。

## (1) 収納率の状況

単位：％

合計分	市名	5年度		4年度		市名	5年度		4年度	
		収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位
	狛江市	99.5	1	99.5	1	清瀬市	98.9	14	98.8	14
	国立市	99.5	1	99.5	1	昭島市	98.9	14	98.7	18
	小金井市	99.5	1	99.5	1	立川市	98.9	14	98.7	18
	八王子市	99.4	4	99.2	6	西東京市	98.8	18	98.8	14
	稲城市	99.3	5	99.3	5	羽村市	98.7	19	98.4	22
	東大和市	99.3	5	99.2	6	あきる野市	98.6	20	98.8	14
	町田市	99.2	7	99.4	4	武蔵村山市	98.5	21	98.5	20
	国分寺市	99.2	7	99.2	6	東久留米市	98.5	21	98.4	22
	小平市	99.1	9	99.0	11	府中市	98.4	23	98.4	22
	多摩市	99.1	9	99.1	9	東村山市	98.4	23	98.5	20
	武蔵野市	99.1	9	99.1	9	福生市	98.3	25	98.2	25
	三鷹市	99.1	9	99.0	11	青梅市	97.6	26	97.9	26
	<b>調布市</b>	<b>99.0</b>	<b>13</b>	<b>98.9</b>	<b>13</b>	26市平均	98.9		98.9	
	日野市	98.9	14	98.8	14					

単位：％

現年分	市名	5年度		4年度		市名	5年度		4年度	
		収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位
	稲城市	99.8	1	99.8	1	昭島市	99.5	13	99.5	12
	八王子市	99.8	1	99.7	2	<b>調布市</b>	<b>99.4</b>	<b>16</b>	<b>99.3</b>	<b>21</b>
	狛江市	99.8	1	99.7	2	日野市	99.4	16	99.5	12
	小金井市	99.7	4	99.7	2	あきる野市	99.4	16	99.5	12
	国立市	99.7	4	99.7	2	清瀬市	99.4	16	99.4	18
	東大和市	99.6	6	99.7	2	武蔵村山市	99.4	16	99.4	18
	国分寺市	99.6	6	99.6	7	府中市	99.4	16	99.4	18
	武蔵野市	99.6	6	99.6	7	西東京市	99.3	22	99.3	21
	小平市	99.6	6	99.6	7	東村山市	99.3	22	99.3	21
	立川市	99.6	6	99.5	12	東久留米市	99.3	22	99.3	21
	三鷹市	99.6	6	99.5	12	福生市	99.2	25	99.1	25
	羽村市	99.6	6	99.5	12	青梅市	98.8	26	98.9	26
	町田市	99.5	13	99.6	7	26市平均	99.5		99.5	
	多摩市	99.5	13	99.6	7					

単位：％

滞納繰越分	市名	5年度		4年度		市名	5年度		4年度	
		収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位
	国立市	62.4	1	59.4	1	東大和市	40.5	15	41.6	14
	<b>調布市</b>	<b>60.1</b>	<b>2</b>	<b>55.2</b>	<b>4</b>	東村山市	39.8	16	37.4	19
	狛江市	56.0	3	58.8	2	多摩市	38.2	17	43.5	11
	町田市	50.4	4	57.9	3	武蔵野市	37.8	18	42.6	12
	日野市	49.1	5	40.7	15	八王子市	37.2	19	37.6	18
	小金井市	48.5	6	55.1	5	昭島市	36.6	20	34.2	23
	西東京市	47.4	7	53.7	6	府中市	36.5	21	35.2	21
	福生市	47.3	8	42.2	13	立川市	36.1	22	35.2	21
	三鷹市	46.7	9	48.1	8	武蔵村山市	35.2	23	33.2	24
	国分寺市	45.2	10	49.5	7	青梅市	34.1	24	33.0	25
	東久留米市	44.8	11	45.3	9	稲城市	32.5	25	38.0	17
	清瀬市	44.5	12	38.6	16	あきる野市	27.8	26	36.1	20
	小平市	43.9	13	44.5	10	26市平均	43.1		48.2	
	羽村市	40.9	14	25.0	26					

## (2) 収納率上位市の比較

※データ出典元：「市町村税徴収実績調書」

単位：％

収納率 順位	市名・年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1	狛江市	99.3	99.6	99.6	99.4	99.4	99.4	99.5	99.5
1	国立市	99.4	99.6	99.6	99.6	99.5	99.5	99.5	99.5
1	小金井市	98.6	99.1	99.3	99.3	99.2	99.4	99.5	99.5
4	八王子市	97.2	97.7	98.3	98.7	98.7	99.1	99.2	99.4
5	稲城市	98.4	98.6	98.7	99.1	98.8	99.3	99.3	99.3
5	東大和市	97.0	97.2	97.5	98.3	98.7	99.0	99.2	99.3
13	調布市	97.8	98.3	98.4	98.9	98.7	98.9	98.9	99.0

## (3) 課税・収納のコスト

税込1万円当たりの経費（課税・収納コスト）について、26市の状況を見ることができます。

【※算式：税収入に対する徴収費の割合（「市町村課税状況調」第39表）×1万円】

単位：円

市名・年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 府中市	52	60	55	53	58	56	50	56
2 三鷹市	79	90	90	79	87	84	67	71
3 立川市	86	93	86	89	97	82	88	91
4 武蔵野市	123	130	119	111	107	107	116	107
5 調布市	101	114	99	102	119	107	92	109
5 西東京市	139	143	146	128	131	120	109	118
7 小平市	136	141	125	128	141	122	119	119
8 小金井市	136	138	136	134	134	124	113	125
9 東久留米市	146	139	145	125	150	145	123	128
10 国分寺市	136	146	134	125	113	102	113	132
11 稲城市	134	156	142	132	159	136	127	133
12 町田市	130	138	125	148	162	164	133	133
13 日野市	141	163	149	153	169	158	154	139
14 昭島市	175	173	160	158	157	170	151	145
15 八王子市	130	153	120	121	132	114	111	155
16 清瀬市	108	127	121	132	141	137	149	159
16 東村山市	165	203	170	165	217	177	134	162
18 国立市	159	173	171	152	164	153	155	175
19 あきる野市	222	256	227	205	242	206	152	177
20 青梅市	97	219	224	221	217	202	185	183
21 多摩市	181	181	206	164	161	158	157	190
22 羽村市	120	122	124	126	118	127	187	202
23 武蔵村山市	242	224	214	205	215	198	179	220
24 福生市	238	252	236	233	211	195	210	228
25 東大和市	216	215	198	211	270	254	236	243
26 狛江市	237	225	246	232	244	245	231	249
26市平均	130	144	133	130	140	131	140	134

# 第 6 章

## 資 料

# 1 行政機構図

税務機構・事務分掌・職員数等

令和6年4月1日現在

部	課	係	部長	次長 副参事	課長	補佐 副主幹	係長 主査	主任 主事	合計	事務分掌	
市民部 (税関係部署)	市民税課		1	1	3	3	15 (2)	63	85	※係長・主査欄の括弧内の数は事務取扱の数で外数	
		諸税係				1	2	3 (1)	23	29	※主任・主事欄は任期付職員2人を含む数
		市民税係						1	4	5	1 税務事務の総合調整及び調査研究に関すること。 2 法人市民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課及び減免に関すること。 3 市税（個人市民税を含み、国民健康保険税を除く。以下同じ。）の調定に関すること。 4 市税に係る条例及び規則の立案に関すること。 5 市民税（都民税を含む。以下同じ。）の証明及び報告に関すること。 6 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。 7 部内の庶務に関すること。 8 課内の庶務に関すること。 9 部内他の課又は係に属さない事項に関すること。
		市民税係					2 (1)	19	21	市民税（法人市民税を除く。）の調査、賦課及び減免に関すること。	
		資産税課			1		3	17	21		
		家屋償却資産係					2	10	12	1 家屋及び償却資産の評価に関すること。 2 家屋並びに償却資産に係る固定資産税（都市計画税を含む。以下土地係の項において同じ）の調査及び賦課に関すること。 3 家屋課税台帳等及び償却資産課税台帳等の整理保管に関すること。 4 家屋及び償却資産に係る固定資産税並びに固定資産の証明及び報告に関すること。 5 家屋及び償却資産に係る固定資産税の減免に関すること。 6 固定資産評価員に関すること。 7 課内の庶務に関すること。	
		土地係					1	7	8	1 土地の評価に関すること。 2 土地に係る固定資産税の調査及び賦課に関すること。 3 土地の課税台帳等及び地籍図の整理保管に関すること。 4 土地に係る固定資産税並びに固定資産の証明及び報告に関すること。 5 土地に係る固定資産税の減免に関すること。 6 納税管理人に関すること。 7 特別土地保有税に関すること。 8 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。	
		納税課			1	1	6 (1)	24	32	※主任・主事欄は任期付職員2人を含む数	
		納税係					2	9	11	1 市税（個人市民税を含む。以下同じ。）及び税外収入の徴収に関すること。 2 市税の督促に関すること。 3 市税の納税証明に関すること。 4 過誤納金の還付又は充当に関すること。 5 納税の指導、奨励及び納税貯蓄組合に関すること。 6 徴収簿の整理保管に関すること。 7 課内の庶務に関すること。	
		整理係					4 (1)	15	19	1 市税の滞納整理、滞納処分及び欠損処分に関すること。 2 徴収金の囑託及び受託に関すること。 3 市税の納税猶予に関すること。	

## 2 市税総括

### (1) 令和5年度市税収入実績

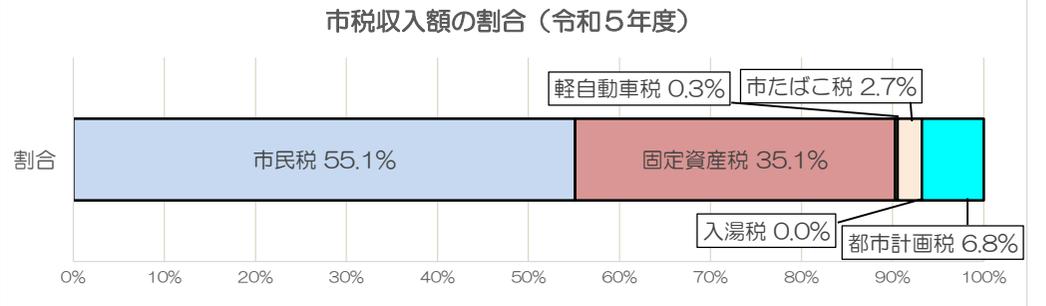
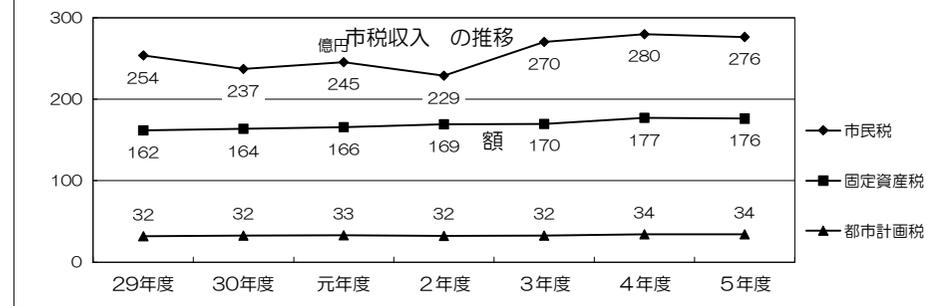
税目	区分	予算額 (円)	調定額 (円)	収入済額 (円)	収入率 (%)		市民1人当たり税負担額 (円)			市民1世帯当たり税負担額 (円)		
					予算額	調定額	予算額	調定額	収入済額	予算額	調定額	収入済額
市税		49,852,566,000	50,624,336,161	50,131,504,882	100.6	99.0	209,021	212,257	210,191	406,678	412,973	408,953
市民税		27,524,639,000	27,985,783,717	27,636,402,332	100.4	98.8	115,405	117,338	115,874	224,535	228,297	225,447
	個人	22,285,095,000	22,727,908,509	22,401,315,498	100.5	98.6	93,437	95,293	93,924	181,793	185,405	182,741
	現年課税分	22,144,553,000	22,454,355,783	22,228,553,684	100.4	99.0	92,847	94,146	93,200	180,647	183,174	181,332
	滞納繰越分	140,542,000	273,552,726	172,761,814	122.9	63.2	589	1,147	724	1,147	2,232	1,409
	法人	5,239,544,000	5,257,875,208	5,235,086,834	99.9	99.6	21,968	22,045	21,950	42,742	42,892	42,706
	現年課税分	5,230,907,000	5,239,242,400	5,230,675,200	100.0	99.8	21,932	21,967	21,931	42,672	42,740	42,670
	滞納繰越分	8,637,000	18,632,808	4,411,634	51.1	23.7	36	78	19	71	152	36
固定資産税		17,534,254,000	17,710,418,119	17,608,916,400	100.4	99.4	73,517	74,256	73,830	143,038	144,475	143,647
	固定資産税	16,660,298,000	16,836,461,919	16,734,960,200	100.5	99.4	69,853	70,592	70,166	135,908	137,345	136,517
	現年課税分	16,599,179,000	16,736,748,500	16,668,085,375	100.4	99.6	69,597	70,174	69,886	135,410	136,532	135,972
	滞納繰越分	61,119,000	99,713,419	66,874,825	109.4	67.1	256	418	280	499	813	546
	国有資産等所在市町村 交付金及び納付金	873,956,000	873,956,200	873,956,200	100.0	100.0	3,664	3,664	3,664	7,129	7,129	7,129
軽自動車税		150,554,000	159,547,752	152,298,544	101.2	95.5	631	669	639	1,228	1,302	1,242
	環境性能割	9,552,000	10,501,300	10,501,300	109.9	100.0	40	44	44	78	86	86
	種別割	141,002,000	149,046,452	141,797,244	100.6	95.1	591	625	595	1,150	1,216	1,157
	現年課税分	138,841,000	142,539,000	139,954,986	100.8	98.2	582	598	587	1,133	1,163	1,142
	滞納繰越分	2,161,000	6,507,452	1,842,258	85.3	28.3	9	27	8	18	53	15
市たばこ税		1,261,749,000	1,335,997,286	1,335,997,286	105.9	100.0	5,290	5,602	5,602	10,293	10,899	10,899
	現年課税分	1,261,749,000	1,335,997,286	1,335,997,286	105.9	100.0	5,290	5,602	5,602	10,293	10,899	10,899
入湯税		1,000	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0
	現年課税分	1,000	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0
都市計画税		3,381,369,000	3,432,589,287	3,397,890,320	100.5	99.0	14,177	14,392	14,247	27,584	28,002	27,719
	現年課税分	3,367,828,000	3,397,552,100	3,383,226,354	100.5	99.6	14,121	14,245	14,185	27,473	27,716	27,599
	滞納繰越分	13,541,000	35,037,187	14,663,966	108.3	41.9	57	147	62	111	286	120

人口238,505人 世帯数122,585世帯

令和5年1月1日現在の住民基本台帳による(外国人を含む。)

(2) 市税の年度別予算額・調定額・収入額

税目	年度	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		金額 (円)	収入率 %	対前年度 増加指数	金額 (円)	収入率 %	対前年度 増加指数	金額 (円)	収入率 %	対前年度 増加指数	金額 (円)	収入率 %	対前年度 増加指数	金額 (円)	収入率 %	対前年度 増加指数	金額 (円)	収入率 %	対前年度 増加指数	金額 (円)	収入率 %	対前年度 増加指数
市民税	予算額	23,353,628,000		103.4	22,488,078,000		96.3	26,089,384,000		116.0	24,450,254,000		93.7	24,382,109,000		99.7	25,676,317,000		105.3	27,524,639,000		107.2
	調定額	25,007,472,941	98.1	102.9	23,278,595,209	98.3	93.1	27,416,837,726	98.6	117.8	25,956,731,469	98.4	94.7	25,609,777,551	98.6	98.7	26,448,211,905	98.6	103.3	27,985,783,717	98.8	105.8
	収入額	24,542,399,346		103.5	22,874,352,201		93.2	27,036,755,251		118.2	25,528,576,869		94.4	25,252,075,088		98.9	26,066,877,946		103.2	27,636,402,332		106.0
固定資産税	予算額	16,442,256,000		100.7	16,818,185,000		102.3	16,992,603,000		101.0	17,007,860,000		100.1	16,881,160,000		99.3	17,141,088,000		101.5	17,534,254,000		102.3
	調定額	16,813,415,343	98.5	100.9	17,161,926,220	98.6	102.1	17,100,350,342	99.3	99.6	17,267,636,938	99.2	101.0	17,066,686,513	99.3	98.8	17,541,299,801	99.4	102.8	17,710,418,119	99.4	101.0
	収入額	16,562,089,853		101.2	16,917,986,906		102.1	16,976,995,479		100.3	17,131,976,763		100.9	16,955,040,636		99.0	17,429,436,668		102.8	17,608,916,400		101.0
軽自動車税	予算額	117,953,000		111.2	121,564,000		103.1	126,539,000		104.1	130,960,000		103.5	137,462,000		105.0	143,635,000		104.5	150,554,000		104.8
	調定額	127,956,829	93.3	103.3	131,627,661	93.3	102.9	137,602,048	93.1	104.5	146,910,075	93.6	106.8	151,836,668	93.9	103.4	157,311,983	94.8	103.6	159,547,752	95.5	101.4
	収入額	119,356,468		103.3	122,856,413		102.9	128,128,501		104.3	137,463,207		107.3	142,560,728		103.7	149,209,231		104.7	152,298,544		102.1
市たばこ税	予算額	1,280,560,000		97.8	1,161,799,000		90.7	1,127,925,000		97.1	1,124,711,000		99.7	1,218,779,000		108.4	1,203,027,000		98.7	1,261,749,000		104.9
	調定額	1,229,790,788	100.0	94.9	1,216,139,620	100.0	98.9	1,219,187,187	100.0	100.3	1,219,692,205	100.0	100.0	1,291,969,785	100.0	105.9	1,334,762,260	100.0	103.3	1,335,997,286	100.0	100.1
	収入額	1,229,790,788		94.9	1,216,139,620		98.9	1,219,187,187		100.3	1,219,692,205		100.0	1,291,969,785		105.9	1,334,762,260		103.3	1,335,997,286		100.1
入湯税	予算額	1,000		100.0	1,000		100.0	1,000		100.0	1,000		100.0	1,000		100.0	1,000		100.0	1,000		100.0
	調定額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	収入額	0		-	0		-	0		-	0		-	0		-	0		-	0		-
都市計画税	予算額	3,280,403,000		101.3	3,218,493,000		98.1	3,241,312,000		100.7	3,256,423,000		100.5	3,251,245,000		99.8	3,333,668,000		102.5	3,381,369,000		101.4
	調定額	3,365,026,569	97.9	101.1	3,289,606,519	97.9	97.8	3,285,911,650	98.8	99.9	3,314,917,954	98.8	100.9	3,277,950,280	98.8	98.9	3,390,205,270	98.9	103.4	3,432,589,287	99.0	101.3
	収入額	3,293,923,706		101.5	3,220,820,710		97.8	3,244,883,889		100.7	3,273,736,023		100.9	3,239,386,086		99.0	3,352,513,844		103.5	3,397,890,320		101.4
市税合計	予算額	44,474,801,000		102.1	43,808,120,000		98.5	47,577,764,000		108.6	45,970,209,000		96.6	45,870,756,000		99.8	47,497,736,000		103.5	49,852,566,000		105.0
	調定額	46,543,662,470	98.3	101.8	45,077,895,229	98.4	96.9	49,159,888,953	98.9	109.1	47,905,888,641	98.7	97.4	47,398,220,797	98.9	98.9	48,871,791,219	98.9	103.1	50,624,336,161	99.0	103.6
	収入額	45,747,560,161		102.3	44,352,155,850		96.9	48,605,950,307		109.6	47,291,445,067		97.3	46,881,032,323		99.1	48,332,799,949		103.1	50,131,504,882		103.7
一般会計歳入総額		92,688,560,972		101.7	96,576,897,976		104.2	97,770,890,425		101.2	126,482,528,997		129.4	109,457,115,175		86.5	109,587,312,116		100.1	113,104,006,071		103.2
歳入総額に占める市税収入		49.4%			45.9%			49.7%			37.4%			42.8%			44.1%			44.3%		



(3) 市税の納期（通常年度）

		第1期	第2期	第3期	第4期	
市民税	個人	普通徴収	6月末日	8月末日	10月末日	翌年1月末日
		給与特別徴収	毎月分を翌月10日（6月から翌年5月まで）			
		年金特別徴収	年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月）の翌月10日			
	法人	随時 確定申告分：事業年度終了後2か月以内 予定申告分：事業年度開始後8か月以内（一定の要件を超える法人）				
固定資産税 都市計画税		第1期	第2期	第3期	第4期	
		5月末日	7月末日	12月25日	翌年2月末日	
軽自動車税		5月末				
市たばこ税		毎月分を翌月末日				
入湯税		毎月分を翌月15日				

※ 令和6年度（納期一覧表）

科目	月別	令和5年										令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
個人市民税 （普通徴収）				1期 7/1		2期 9/2		3期 10/31				4期 1/31		
個人市民税 （特別徴収）		徴収すべき月の翌月10日（毎月）												
個人市民税 （年金特別徴収）		年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月）の翌月10日												
法人市民税		随時 確定申告分：事業年度終了後2か月以内 予定申告分：事業年度開始後8か月以内（一定の要件を超える法人）												
軽自動車税		5/31												
固定資産税 都市計画税		1期 5/31		2期 7/31						3期 12/25		4期 2/28		

(4) 市民税等標準税率（個人分所得割）

平成元～2年度 所得割税率		
市民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～120以下	3	0
120超～500以下	8	60,000
500超	11	210,000
都民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～500以下	2	0
500超	4	100,000

平成3～6年度 所得割税率		
市民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～160以下	3	0
160超～550以下	8	80,000
550超	11	245,000
都民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～550以下	2	0
550超	4	110,000

平成7～8年度 所得割税率		
市民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～200以下	3	0
200超～700以下	8	100,000
700超	11	310,000
都民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～700以下	2	0
700超	4	140,000

平成9～10年度 所得割税率		
市民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～200以下	3	0
200超～700以下	8	100,000
700超	12	380,000
都民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～700以下	2	0
700超	3	70,000

平成11～18年度 所得割税率		
市民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～200以下	3	0
200超～700以下	8	100,000
700超	10	240,000
都民税		
課税総所得金額	税率	速算控除
(万円)	(%)	(万円)
～700以下	2	0
700超	3	70,000

平成19～令和6年度 所得割税率	
市民税	
課税総所得金額	税率
	一律 6%
都民税	
課税総所得金額	税率
	一律 4%

(5) 市税税率の変遷

税目		課税標準額	税率区分		税率															
					30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度									
市民税	個人	均等割			3,500円	同左	同左	同左	同左	同左	3,000円									
		所得割	課税総所得金額		6%	同左	同左	同左	同左	同左	同左									
	法人	均等割		50人超	資本金等	50億円超～	3,000,000円	同左	同左	同左	同左	同左								
						10億円超～50億円以下	1,750,000円													
						1億円超～10億円以下	400,000円													
						1千万円超～1億円以下	150,000円													
						～1千万円以下	120,000円													
						10億円超～	410,000円													
	50人以下	資本金等	1億円超～10億円以下	160,000円																
			1千万円超～1億円以下	130,000円																
～1千万円以下			50,000円																	
1億円超			12.1%	8.4%	元年10月1日以後開始する事業年度から適用。※以前は従前の税率。	8.4%	同左	同左	同左	同左										
1億円以下	9.7%	6.0%	6.0%																	
法人税割	法人税額	資本金			12.1%	8.4%	8.4%	同左	同左	同左										
固定資産税 (土地・家屋・償却)	固定資産税の 課税標準額			1.4%	同左	同左	同左	同左	同左	同左										
軽自動車税	環境性能割	車両の取得価額 (50万円超)			0%～2%		同左	同左	同左	同左	同左									
	種別割	一台につき	軽自動車	原動機付自転車	第1種							2,000円	三輪以上の軽自動車に係るグリーン化特別(※)適用時の税額については、14市税ガイドの3軽自動車税をご覧ください。	同左	同左	同左	同左			
					第2種							2,000円								
					甲							2,400円								
					乙							2,400円								
					ミニカー							3,700円								
					二輪のもの							3,600円								
					三輪のもの							3,900円						3,100円	4,600円	
					四輪以上のもの	乗用						営業用						6,900円	5,500円	8,200円
												自家用						10,800円	7,200円	12,900円
						貨物						営業用						3,800円	3,000円	4,500円
												自家用						5,000円	4,000円	6,000円
					小型特殊	農耕作業用						2,400円						※)一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じて、取得した日の属する年度の翌年度分の税額を軽減する特別措置		
その他のもの	5,900円																			
二輪の小型自動車		6,000円																		
市たばこ税	売上本数	旧3級品以外		5,262円/1,000本	5,692円/1,000本	5,692円/1,000本	6,122円/1,000本	6,552円/1,000本	同左	同左										
		旧3級品		5,692円/1,000本(10/1以降)	4,000円/1,000本	5,692円/1,000本(10/1以降特別税率適用)	6,122円/1,000本(10/1以降)				6,552円/1,000本(10/1以降)									
入湯税	入湯客			1人1日 150円	同左	同左	同左	同左	同左	同左										
都市計画税 (土地・家屋)	都市計画税の 課税標準額			0.24%	同左	同左	同左	同左	同左	同左										

### 3 市民税

#### (1) 市民税の調定状況等（現年課税分）

区分	普通徴収											
	均等割額			所得割額			計			納税者数(人)		
	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	増減人数 (人)	増減率 (%)	
29年度	113,669	▲ 14,377	▲ 11.2	4,744,292	▲ 370,983	▲ 7.3	4,857,961	▲ 385,360	▲ 7.3	32,953	▲ 4,779	▲ 12.7
30年度	115,023	1,354	1.2	4,619,995	▲ 124,297	▲ 2.6	4,735,018	▲ 122,943	▲ 2.5	33,208	255	0.8
元年度	102,978	▲ 12,045	▲ 10.5	4,826,222	206,227	4.5	4,929,200	194,183	4.1	33,374	166	0.5
2年度	104,787	1,809	1.8	4,925,335	99,112	2.1	5,030,122	100,921	2.0	32,045	▲ 1,329	▲ 4.0
3年度	100,550	▲ 4,237	▲ 4.0	4,684,227	▲ 241,108	▲ 4.9	4,784,777	▲ 245,345	▲ 4.9	30,464	▲ 1,581	▲ 4.9
4年度	99,789	▲ 761	▲ 0.8	5,111,155	426,928	9.1	5,210,944	426,167	8.9	32,559	2,095	6.9
5年度	100,564	775	0.8	5,133,930	22,774	0.4	5,234,494	23,550	0.5	32,974	415	1.3
区分	特別徴収(給与)											
	均等割額			所得割額			計			納税者数(人)		
	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	増減人数 (人)	増減率 (%)	
29年度	270,797	23,323	9.4	14,102,387	797,826	6.0	14,373,183	821,149	6.1	81,113	7,700	10.5
30年度	281,873	11,077	4.1	14,547,215	444,828	3.2	14,829,088	455,905	3.2	83,607	2,494	3.1
元年度	300,052	18,179	6.4	14,930,186	382,971	2.6	15,230,238	401,150	2.7	86,304	2,697	3.2
2年度	307,158	7,106	2.4	15,315,360	385,174	2.6	15,622,517	392,279	2.6	88,393	2,089	2.4
3年度	313,666	6,509	2.1	15,409,205	93,845	0.6	15,722,871	100,353	0.6	90,318	1,925	2.2
4年度	316,386	2,720	0.9	15,637,285	228,080	1.5	15,953,672	230,801	1.5	90,652	334	0.4
5年度	320,289	3,903	1.2	16,129,390	492,105	3.1	16,449,679	496,008	3.1	91,866	1,214	1.3
区分	特別徴収(年金)											
	均等割額			所得割額			計			納税者数(人)		
	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	増減人数 (人)	増減率 (%)	
29年度	42,774	392	0.9	734,961	13,086	1.8	777,735	13,478	1.8	9,385	369	4.1
30年度	43,336	562	1.3	729,285	▲ 5,676	▲ 0.8	772,621	▲ 5,114	▲ 0.7	9,472	87	0.9
元年度	47,032	3,696	8.5	720,325	▲ 8,960	▲ 1.2	767,357	▲ 5,264	▲ 0.7	9,508	36	0.4
2年度	46,559	▲ 473	▲ 1.0	712,313	▲ 8,011	▲ 1.1	758,872	▲ 8,484	▲ 1.1	8,734	▲ 774	▲ 8.1
3年度	47,489	930	2.0	735,888	23,575	3.3	783,377	24,505	3.2	9,510	776	8.9
4年度	47,979	490	1.0	729,599	▲ 6,289	▲ 0.9	777,578	▲ 5,798	▲ 0.7	9,587	77	0.8
5年度	48,321	342	0.7	721,861	▲ 7,738	▲ 1.1	770,183	▲ 7,396	▲ 1.0	9,444	▲ 143	▲ 1.5
区分	合計											
	均等割額			所得割額			計			納税者数(人)		
	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	増減人数 (人)	増減率 (%)	
29年度	427,239	9,338	2.2	19,581,640	439,929	2.9	20,008,879	449,267	2.9	123,451	3,290	2.7
30年度	440,232	12,993	3.0	19,896,494	314,855	1.6	20,336,726	327,847	1.6	126,287	2,836	2.3
元年度	450,062	9,830	2.2	20,476,733	580,239	2.9	20,926,795	590,069	2.9	129,186	2,899	2.3
2年度	458,503	8,441	1.9	20,953,008	476,275	2.3	21,411,511	484,716	2.3	129,172	▲ 14	▲ 0.0
3年度	461,705	3,202	0.7	20,829,320	▲ 123,688	▲ 0.6	21,291,025	▲ 120,487	▲ 0.6	130,292	1,120	0.9
4年度	464,155	2,450	0.5	21,478,040	648,720	3.1	21,942,194	651,170	3.1	132,798	2,506	1.9
5年度	469,175	5,020	1.1	21,985,181	507,142	2.4	22,454,356	512,162	2.3	134,284	1,486	1.1

区分	法人税制									市民税総額
	均等割			所得割			計			
	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	
29年度	618,850	▲ 7,358	▲ 1.2	3,876,051	359,991	10.2	4,494,901	352,633	8.5	24,803,780
30年度	644,932	26,082	4.2	1,892,280	▲ 1,983,771	▲ 51.2	2,537,212	▲ 1,957,689	▲ 43.6	22,873,939
元年度	660,140	15,208	2.4	5,476,436	3,584,156	189.4	6,136,576	3,599,364	141.9	27,063,371
2年度	657,238	▲ 2,902	▲ 0.4	3,554,084	▲ 1,922,351	▲ 35.1	4,211,322	▲ 1,925,254	▲ 31.4	25,622,833
3年度	659,861	2,623	0.4	3,302,092	▲ 251,993	▲ 7.1	3,961,953	▲ 249,370	▲ 5.9	25,252,977
4年度	684,103	24,242	3.7	3,514,898	212,806	6.4	4,199,000	237,048	6.0	26,141,194
5年度	653,726	▲ 30,377	▲ 4.4	4,585,516	1,070,619	30.5	5,239,242	1,040,242	24.8	27,693,598

## (2) 市民税の平均課税等（現年課税分）

区分 年度	個人									法人		
	調定額 (千円)	納税者数 (人)	人口 (人)	対人口 納税者 割合 (%)	世帯数 (世帯)	人口 1人あたり 課税額 (千円)	1世帯 あたり 課税額 (千円)	納税者 1人あたり 課税額 (千円)	調定額 (千円)	納税者数 (人)	納税者 1人あたり 課税額 (千円)	
28年度	19,559,612	120,161	226,413	53.1	112,992	86	173	163	4,142,268	5,976	693	
29年度	20,008,879	123,451	229,886	53.7	115,223	87	174	162	4,494,901	6,073	740	
	増減	449,267	3,290	3,473	0.6	2,231	1	1	▲ 1	352,633	97	47
	増減率 (%)	2.3	2.7	1.5	1.2	2.0	0.8	0.3	▲ 0.4	8.5	1.6	6.8
30年度	20,336,726	126,287	232,473	54.3	117,099	87	174	161	2,537,212	6,283	404	
	増減	327,848	2,836	2,587	0.6	1,876	0	0	▲ 1	▲ 1,957,689	210	▲ 336
	増減率 (%)	1.6	2.3	1.1	1.2	1.6	0.5	0.0	▲ 0.6	▲ 43.6	3.5	▲ 45.4
元年度	20,926,795	129,186	235,169	54.9	118,804	89	176	162	6,136,576	6,303	974	
	増減	590,069	2,899	2,696	0.6	1,705	2	2	1	3,599,364	20	570
	増減率 (%)	2.9	2.3	1.2	1.1	1.5	1.7	1.4	0.6	141.9	0.3	141.1
2年度	21,411,511	129,172	237,054	54.5	120,286	90	178	166	4,211,322	6,409	657	
	増減	484,716	▲ 14	1,885	▲ 0.4	1,482	1	2	4	▲ 1,925,254	106	▲ 317
	増減率 (%)	2.3	▲ 0.0	0.8	▲ 0.8	1.2	1.5	1.1	2.3	▲ 31.4	1.7	▲ 32.5
3年度	21,291,025	130,292	237,815	54.8	121,296	90	176	163	3,961,953	6,531	607	
	増減	▲ 120,487	1,120	761	0.3	1,010	▲ 1	▲ 2	▲ 2	▲ 249,370	122	▲ 50
	増減率 (%)	▲ 0.6	0.9	0.3	0.5	0.8	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 5.9	1.9	▲ 7.7
4年度	21,942,194	132,798	237,939	55.8	121,783	92	180	165	4,199,000	6,579	638	
	増減	651,169	2,506	124	1.0	487	3	5	2	237,048	48	32
	増減率 (%)	3.1	1.9	0.1	1.9	0.4	3.0	2.6	1.1	6.0	0.7	5.2
5年度	22,454,356	134,284	238,505	56.3	122,585	94	183	167	5,239,242	6,753	776	
	増減	512,162	1,486	566	0.5	802	2	3	2	1,040,242	174	138
	増減率 (%)	2.3	1.1	0.2	0.9	0.7	2.1	1.7	1.2	24.8	2.6	21.6

(3) 個人市民税(所得割)課税標準額段階別

ア 令和6年度

所得内容 課税標準額段階	給与所得者					営業等 所得者					農業所得者				
	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)
10万円以下の金額	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
10万円を超え100万円以下	19,254	11,942,203	35,275	532,219	6.0	1,398	763,097	2,764	30,980	6.0	1	955	1	50	6.0
100万円を超え200万円以下	28,187	41,649,931	52,677	2,112,409	6.0	1,204	1,772,286	2,475	88,157	6.0	2	3,206	3	177	6.0
200万円を超え300万円以下	20,441	50,347,778	31,520	2,576,156	6.0	829	2,025,010	1,320	105,776	6.0	0	0	0	0	0.0
300万円を超え400万円以下	11,917	41,152,669	17,873	2,125,529	6.0	526	1,820,567	789	97,850	6.0	0	0	0	0	0.0
400万円を超え550万円以下	10,151	47,358,255	15,221	2,485,755	6.0	449	2,081,961	674	114,139	6.0	1	5,146	2	301	6.0
550万円を超え700万円以下	4,844	29,850,800	7,262	1,567,296	6.0	236	1,441,153	354	78,164	6.0	1	6,144	2	276	6.0
700万円を超え1,000万円以下	4,485	37,137,620	6,724	1,961,348	6.0	180	1,521,381	270	83,046	6.0	0	0	0	0	0.0
1,000万円を超える金額	3,552	61,735,403	4,534	3,305,584	6.0	276	6,017,644	309	329,564	6.0	0	0	0	0	0.0
合計	102,831	321,174,659	171,086	16,666,296	6.0	5,098	17,443,099	8,955	927,676	6.0	5	15,451	8	804	6.0
200万円以下の金額	47,441	53,592,134	87,952	2,644,628	6.0	2,602	2,535,383	5,239	119,137	6.0	3	4,161	4	227	6.0
200万円を超え700万円以下	47,353	168,709,502	71,876	8,754,736	6.0	2,040	7,368,691	3,137	395,929	6.0	2	11,290	4	577	6.0
700万円を超え1,000万円以下	4,485	37,137,620	6,724	1,961,348	6.0	180	1,521,381	270	83,046	6.0	0	0	0	0	0.0
1,000万円を超える金額	3,552	61,735,403	4,534	3,305,584	6.0	276	6,017,644	309	329,564	6.0	0	0	0	0	0.0
所得別構成(%)	82.3	75.1	79.2	78.1		4.1	4.1	4.1	4.3		0.0	0.0	0.0	0.0	

イ 令和5年度

所得内容 課税標準額段階	給与所得者					営業等 所得者					農業所得者				
	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)
10万円以下の金額	2,307	115,300	2,799	3,995	5.9	233	12,721	300	446	5.9	0	0	0	0	0.0
10万円を超え100万円以下	20,782	12,522,094	39,940	690,275	6.0	1,523	778,003	3,102	41,754	6.0	2	427	6	19	5.9
100万円を超え200万円以下	28,502	42,167,725	54,111	2,342,074	6.0	1,238	1,824,423	2,686	100,050	6.0	3	4,295	4	253	6.0
200万円を超え300万円以下	19,977	49,163,424	30,830	2,675,793	6.0	822	2,013,730	1,304	113,086	6.0	1	2,179	2	129	6.0
300万円を超え400万円以下	11,627	40,151,042	17,441	2,194,387	6.0	501	1,735,306	750	97,274	6.0	0	0	0	0	0.0
400万円を超え550万円以下	9,866	46,044,329	14,797	2,548,765	6.0	402	1,877,263	603	106,966	6.0	0	0	0	0	0.0
550万円を超え700万円以下	4,691	28,872,690	7,036	1,584,154	6.0	187	1,155,650	281	65,301	6.0	0	0	0	0	0.0
700万円を超え1,000万円以下	4,179	34,647,701	6,267	1,895,192	6.0	177	1,468,826	266	82,260	6.0	1	7,769	2	367	6.0
1,000万円を超える金額	3,485	60,635,698	4,496	3,295,508	6.0	285	5,902,583	332	322,738	6.0	0	0	0	0	0.0
合計	105,416	314,320,003	177,717	17,230,143	6.0	5,368	16,768,505	9,624	929,875	6.0	7	14,670	14	768	6.0
200万円以下の金額	51,591	54,805,119	96,850	3,036,344	6.0	2,994	2,615,147	6,088	142,250	6.0	5	4,722	10	272	6.0
200万円を超え700万円以下	46,161	164,231,485	70,104	9,003,099	6.0	1,912	6,781,949	2,938	382,627	6.0	1	2,179	2	129	6.0
700万円を超え1,000万円以下	4,179	34,647,701	6,267	1,895,192	6.0	177	1,468,826	266	82,260	6.0	1	7,769	2	367	6.0
1,000万円を超える金額	3,485	60,635,698	4,496	3,295,508	6.0	285	5,902,583	332	322,738	6.0	0	0	0	0	0.0
所得別構成(%)	82.0	76.7	78.3	79.6		4.2	4.1	4.2	4.3		0.0	0.0	0.0	0.0	

資料 「市町村税課税状況等の調べ」調査(各年7月1日)

(3) 個人市民税(所得割)課税標準額段階別(続き)

ア 令和6年度

課税標準額段階	その他の所得者					土地に係る事業所得等並びに長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等について分離課税をした者に係る分					合計					納税義務者の構成(%)	所得割額の構成(%)
	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)		
10万円以下の金額	2	70	1	3	5.7	320	7,537,345	14	214,145	5.0	322	7,537,415	15	214,148	5.0	0.3	1.0
10万円を超え100万円以下	6,767	3,818,379	17,031	154,021	6.0	304	4,788,756	569	137,296	6.0	27,724	21,313,390	55,640	854,566	6.0	22.2	4.0
100万円を超え200万円以下	3,528	4,975,668	9,449	250,475	6.0	379	4,355,858	793	131,467	6.0	33,300	52,756,949	65,397	2,582,685	6.0	26.7	12.1
200万円を超え300万円以下	1,448	3,524,181	2,372	186,600	6.0	373	3,784,494	569	121,763	6.0	23,091	59,681,463	35,781	2,990,295	6.0	18.5	14.0
300万円を超え400万円以下	637	2,193,875	956	118,348	6.0	309	2,783,018	432	93,178	6.0	13,389	47,950,129	20,050	2,434,905	6.0	10.7	11.4
400万円を超え550万円以下	475	2,214,695	713	120,587	6.0	377	3,626,439	515	133,680	6.0	11,453	55,286,496	17,125	2,854,462	6.0	9.2	13.4
550万円を超え700万円以下	249	1,532,865	374	84,153	6.0	243	3,566,291	330	130,555	6.0	5,573	36,397,253	8,322	1,860,444	6.0	4.5	8.7
700万円を超え1,000万円以下	263	2,190,520	395	120,054	6.0	285	4,946,279	374	186,776	6.0	5,213	45,795,800	7,763	2,351,224	6.0	4.2	11.0
1,000万円を超える金額	541	13,085,922	589	737,326	6.0	485	19,844,182	419	820,492	6.0	4,854	100,683,151	5,851	5,192,966	6.0	3.9	24.3
合計	13,910	33,536,175	31,880	1,771,567	6.0	3,075	55,232,662	4,015	1,969,352	6.0	124,919	427,402,046	215,944	21,335,695	6.0	100.0	100.0
200万円以下の金額	10,297	8,794,117	26,481	404,499	6.0	1,003	16,681,959	1,376	482,908	6.0	61,346	81,607,754	121,052	3,651,399	6.0	49.1	17.1
200万円を超え700万円以下	2,809	9,465,616	4,415	509,688	6.0	1,302	13,760,242	1,846	479,176	6.0	53,506	199,315,341	81,278	10,140,106	6.0	42.8	47.5
700万円を超え1,000万円以下	263	2,190,520	395	120,054	6.0	285	4,946,279	374	186,776	6.0	5,213	45,795,800	7,763	2,351,224	6.0	4.2	11.0
1,000万円を超える金額	541	13,085,922	589	737,326	6.0	485	19,844,182	419	820,492	6.0	4,854	100,683,151	5,851	5,192,966	6.0	3.9	24.3
所得別構成(%)	11.1	7.8	14.8	8.3		2.5	12.9	1.9	9.2		100.0	100.0	100.0	100.0			

イ 令和5年度

課税標準額段階	その他の所得者					土地に係る事業所得等並びに長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等について分離課税をした者に係る分					合計					納税義務者の構成(%)	所得割額の構成(%)
	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)	納税義務者(人)	課税標準額(千円)	調整控除額(千円)	所得割額(千円)	平均税率(%)		
10万円以下の金額	735	39,187	959	1,341	5.9	293	5,853,296	29	165,569	5.0	3,568	6,020,504	4,087	171,351	5.9	2.8	0.8
10万円を超え100万円以下	7,521	3,924,343	20,502	211,091	6.0	281	2,706,679	596	76,906	6.0	30,109	19,931,546	64,146	1,020,045	6.0	23.4	4.7
100万円を超え200万円以下	3,543	4,985,384	9,795	281,253	6.0	274	2,384,973	648	75,521	6.0	33,560	51,366,800	67,244	2,799,151	6.0	26.1	12.9
200万円を超え300万円以下	1,449	3,518,426	2,319	200,754	6.0	260	3,076,267	384	97,345	6.0	22,509	57,774,026	34,839	3,087,107	6.0	17.5	14.3
300万円を超え400万円以下	611	2,093,823	917	119,807	6.0	227	2,624,400	307	89,445	6.0	12,966	46,604,571	19,415	2,500,913	6.0	10.1	11.6
400万円を超え550万円以下	471	2,191,062	707	123,530	6.0	254	3,365,586	345	123,536	6.0	10,993	53,478,240	16,452	2,902,797	6.0	8.6	13.4
550万円を超え700万円以下	280	1,737,527	420	99,165	6.0	159	2,096,831	215	82,059	6.0	5,317	33,862,698	7,952	1,830,679	6.0	4.1	8.5
700万円を超え1,000万円以下	269	2,241,815	404	124,757	6.0	213	5,263,732	273	188,870	6.0	4,839	43,629,843	7,212	2,291,446	6.0	3.8	10.6
1,000万円を超える金額	500	12,132,631	539	693,445	6.0	370	18,330,401	310	736,302	6.0	4,640	97,001,313	5,677	5,047,993	6.0	3.6	23.3
合計	15,379	32,864,198	36,562	1,855,143	6.0	2,331	45,702,165	3,107	1,635,553	6.0	128,501	409,669,541	227,024	21,651,482	6.0	100.0	100.0
200万円以下の金額	11,799	8,948,914	31,256	493,685	6.0	848	10,944,948	1,273	317,996	6.0	67,237	77,318,850	135,477	3,990,547	6.0	52.3	18.4
200万円を超え700万円以下	2,811	9,540,838	4,363	543,256	6.0	900	11,163,084	1,251	392,385	6.0	51,785	191,719,535	78,658	10,321,496	6.0	40.3	47.7
700万円を超え1,000万円以下	269	2,241,815	404	124,757	6.0	213	5,263,732	273	188,870	6.0	4,839	43,629,843	7,212	2,291,446	6.0	3.8	10.6
1,000万円を超える金額	500	12,132,631	539	693,445	6.0	370	18,330,401	310	736,302	6.0	4,640	97,001,313	5,677	5,047,993	6.0	3.6	23.3
所得別構成(%)	12.0	8.0	16.1	8.6		1.8	11.2	1.4	7.6		100.0	100.0	100.0	100.0			

#### (4) 個人市民税の所得控除の状況

種別	令和6年度			令和5年度			
	控除額 (千円)	対象人員 (人)	対象者 1人当たり (千円)	控除額 (千円)	対象人員 (人)	対象者 1人当たり (千円)	
雑損	6,091	13	469	7,693	19	405	
医療費 <small>(うちセルフメディケーション税制に係る分)</small>	4,570,048 (3,456)	17,471 (155)	262 (22)	4,617,678 (2,838)	17,686 (125)	261 (23)	
社会保険料	88,687,911	121,090	732	85,734,865	123,160	696	
小規模企業 共済等掛金	3,412,745	14,116	242	3,108,526	13,039	238	
生命保険料	4,039,892	85,980	47	4,108,104	87,785	47	
地震保険料	313,694	28,950	11	311,758	29,323	11	
障害者	普通	556,400	2,065	269	573,820	2,127	270
	特別	378,900	1,240	306	442,500	1,440	307
	計	935,300	(実人員) 3,259	287	1,016,320	(実人員) 3,521	289
寡婦	220,480	848	260	224,640	864	260	
ひとり親	302,100	1,007	300	362,700	1,209	300	
勤労学生	0	0	0	5,980	23	260	
配偶者	一般 (70歳未満)	3,747,150	11,722	320	4,168,670	13,006	321
	老人 (70歳以上)	1,449,910	3,823	379	1,751,390	4,617	379
	計	5,197,060	15,545	334	5,920,060	17,623	336
配偶者特別控除	1,097,050	3,845	285	1,145,470	3,992	287	
扶養	一般 (16~18歳・23~69歳)	2,547,930	7,014	363	2,677,620	7,338	365
	特定扶養親族 (19~22歳)	2,347,200	4,738	495	2,477,700	5,006	495
	老人扶養親族 (70歳以上)	513,380	1,177	436	561,260	1,260	445
	同居老親等 (70歳以上)	643,950	1,362	473	738,900	1,556	475
	計	6,052,460	(実人員) 12,298	492	6,455,480	(実人員) 12,984	497
同居特障加算	106,490	459	232	134,780	581	232	
基礎	53,131,030	124,919	425	54,750,670	128,501	426	

資料 「市町村課税状況等の調べ」調査（各年7月1日）

(5) 個人市民税の税額控除の状況

種別	令和6年度			令和5年度		
	控除額 (千円)	対象人員 (人)	控除額/人 (千円)	控除額 (千円)	対象人員 (人)	控除額/人 (千円)
配当控除	32,010	2,505	13	31,973	2,169	15
住宅借入金等 特別税額控除	205,372	4,707	44	236,828	5,198	46
寄附金税額控除	1,593,177	31,970	50	1,437,084	29,288	49
外国税額控除	4,771	225	21	1,570	208	8
定額による特別控除 (定額減税)	1,070,998	122,465	9			

資料 「市町村課税状況等の調べ」調査（各年7月1日）

(6) 個人市民税の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の状況

種別	令和6年度			令和5年度		
	控除額 (千円)	対象人員 (人)	控除額/人 (千円)	控除額 (千円)	対象人員 (人)	控除額/人 (千円)
配当割額の控除	47,681	2,493	19	31,428	1,881	17
株式等譲渡 所得割額の控除	47,037	1,108	42	23,610	674	35

資料 「市町村課税状況等の調べ」調査（各年7月1日）

(7) 個人市民税の事業専従者に関する状況

種別	令和6年度			令和5年度		
	専従者控除額等 (千円)	事業専従者 (人)	控除額/人 (千円)	専従者控除額等 (千円)	事業専従者 (人)	控除額/人 (千円)
青色申告	2,679,164	1,220	2,196	2,582,776	1,239	2,085
白色申告	47,589	64	744	40,026	57	702
計	2,726,753	1,284	2,124	2,622,802	1,296	2,024

資料 「市町村課税状況等の調べ」調査（各年7月1日）

(8) 電子申告に関する状況

(単位：件)

種別	令和6年度		電子化率	令和5年度	
	件数	電子化率		件数	電子化率
確定申告書	60,613		66%	59,735	63%
e-Tax	40,217			37,353	
給与支払報告書	185,900		76%	179,000	73%
eL-Tax	140,923			130,501	
公的年金等 支払報告書	78,524		99%	78,028	99%
eL-Tax	77,736			77,306	
法人市民税申告書	8,265		86%	9,286	72%
eL-Tax	7,126			6,680	
計	333,302		80%	326,049	77%
電子申告計	266,002			251,840	

## (9) 法人市民税規模別現年納税法人数及び均等割額

単位：社、千円

法人等の区分		30年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
資本金の金額等	従業者数	納税法人数	均等割額										
50億円超	50人超	52	144,965	46	137,804	47	143,750	48	134,250	48	147,410	45	126,955
10億円超 50億円以下	50人超	10	18,375	12	23,625	11	21,773	11	21,375	13	26,215	12	23,479
10億円超	50人以下	272	98,598	254	103,430	250	99,032	249	98,122	239	102,295	238	93,624
1億円超 10億円以下	50人超	34	12,853	29	14,993	28	12,350	29	12,230	32	13,791	32	14,558
1億円超 10億円以下	50人以下	257	40,331	268	44,080	270	42,299	271	44,438	265	43,693	258	41,943
1千万円超 1億円以下	50人超	44	6,750	44	7,410	47	7,755	51	7,535	45	6,825	50	7,945
1千万円超 1億円以下	50人以下	735	93,538	717	93,691	720	89,134	727	94,558	712	92,746	711	89,476
1千万円以下	50人超	6	2,530	18	2,301	27	2,255	28	2,735	27	2,638	26	2,270
上記に掲げる以外の法人等		4,873	226,992	4,915	232,806	5,009	238,890	5,117	244,618	5,198	248,490	5,381	253,476
合計		6,283	644,932	6,303	660,140	6,409	657,238	6,531	659,861	6,579	684,103	6,753	653,726

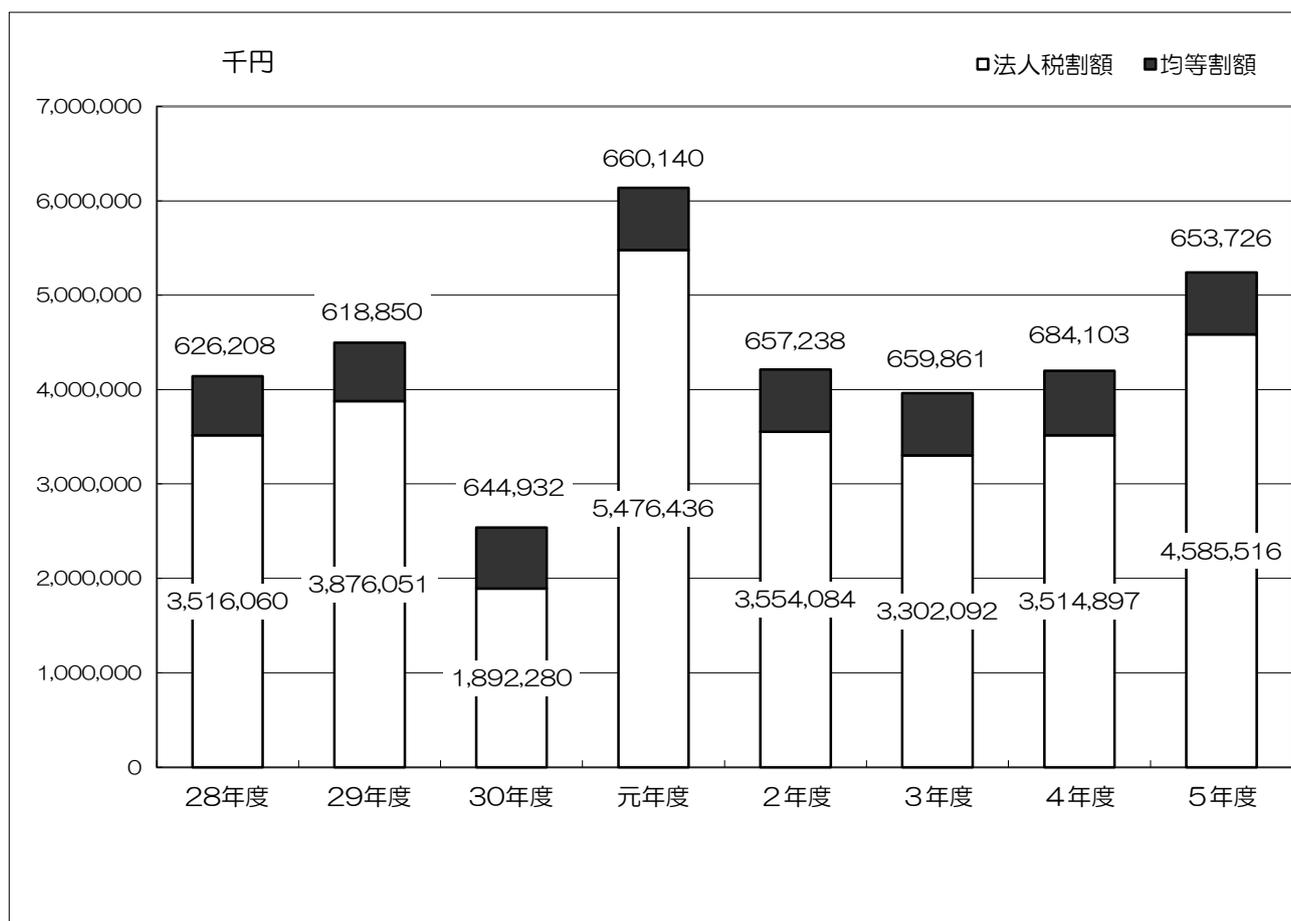
## (10) 法人市民税月別現年調定額

単位：千円

年度 月	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
4月	80,877	84,766	82,168	59,958	78,563	88,052
5月	179,245	201,692	1,696,020	1,578,212	1,656,487	144,281
6月	1,028,691	3,211,320	639,095	337,215	270,493	2,429,204
7月	165,582	151,950	133,724	3,019	89,788	74,614
8月	99,342	164,101	120,128	128,305	146,378	166,407
9月	69,570	66,213	▲19,445	61,324	58,653	53,252
10月	95,857	89,728	71,408	77,192	86,440	102,146
11月	357,969	334,062	1,178,083	1,351,032	1,348,861	1,893,479
12月	159,189	1,569,632	133,848	126,919	272,697	101,877
1月	35,867	43,520	37,273	56,176	39,646	48,735
2月	192,328	117,965	87,156	113,146	106,969	86,942
3月	72,695	101,627	51,863	69,455	44,025	50,253
合計	2,537,212	6,136,576	4,211,322	3,961,953	4,199,000	5,239,242

(11) 法人市民税現年調定額状況等

区分	年度	納税法人数	現年調定額 (千円)			対前年度比 (%)
			均等割額	法人税割額	計	
	28年度	5,976	626,208	3,516,060	4,142,268	65.5
	29年度	6,073	618,850	3,876,051	4,494,901	108.5
	30年度	6,283	644,932	1,892,280	2,537,212	56.4
	元年度	6,303	660,140	5,476,436	6,136,576	241.9
	2年度	6,409	657,238	3,554,084	4,211,322	68.6
	3年度	6,531	659,861	3,302,092	3,961,953	94.1
	4年度	6,579	684,103	3,514,898	4,199,000	106.0
	5年度	6,753	653,726	4,585,516	5,239,242	124.8



## 4 固定資産税

### (1) 調定状況及び平均課税額（現年課税分）

区分 年度	課税標準額（千円）				調定額（円）				人口数 （人）	世帯数 （世帯）	納税 義務者数 （人）	平均課税（円）		
	土地	家屋	償却資産	計	土地	家屋	償却資産	計				人口 1人当り 課税額	1世帯当り 課税額	納税義務者 1人当り 課税額
30年度	586,060,681	481,132,410	107,587,414	1,174,780,505	8,150,432,200	6,327,725,000	1,503,526,000	15,981,683,200	232,473	117,099	69,039	68,746	136,480	231,488
元年度	583,446,402	491,988,576	103,218,641	1,178,653,619	8,111,268,500	6,449,711,900	1,442,470,600	16,003,451,000	235,169	118,804	70,017	68,051	134,705	228,565
2年度	585,069,841	503,460,027	103,876,048	1,192,405,916	8,131,561,300	6,624,225,200	1,451,998,600	16,207,785,100	237,054	120,286	69,926	68,372	134,744	231,785
3年度	581,022,142	493,835,691	99,296,511	1,174,154,344	8,073,770,200	6,556,173,500	1,387,927,700	16,017,871,400	237,815	121,296	70,361	67,354	132,056	227,653
4年度	590,531,670	521,259,380	100,616,779	1,212,407,829	8,201,348,500	6,922,473,200	1,406,267,000	16,530,088,700	237,939	121,783	71,558	69,472	135,734	231,003
5年度	596,970,108	531,025,803	98,754,883	1,226,750,794	8,286,284,100	7,069,863,900	1,380,600,500	16,736,748,500	238,505	122,585	72,069	70,174	136,532	232,232

### (2) 国有資産等所在市町村交付金

区分 年度	交付金調定額（千円）		
	国有資産分	公有資産分	計
29年度	36,663	914,379	951,042
30年度	35,523	903,172	938,695
元年度	34,149	934,381	968,530
2年度	33,483	913,610	947,093
3年度	32,952	888,753	921,705
4年度	32,051	875,556	907,607
5年度	30,819	843,137	873,956

### (3) 年度別の土地の評価状況

項目	年度						
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地積（㎡）	12,006,074	11,973,788	11,963,022	11,956,757	11,951,500	11,952,653	11,945,715
筆数（筆）	69,850	70,207	70,629	70,940	71,347	71,706	71,942
総評価額（千円）	2,058,217,861	2,059,644,988	2,060,235,643	2,159,914,489	2,160,547,139	2,169,918,946	2,283,311,938

### (4) 令和6年度地目別の土地の評価状況

項目 地目	地積 （㎡）	総評価額 （千円）	筆数 （筆）	平方メートル当たり 最高評価 （円）	
					田畑
市街化区域田等	5,705	895,923	23	253,900	
一般畑	974,808	137,057	1,890	141	
市街化区域畑等	142,658	25,600,586	523	321,326	
宅地	10,396,191	2,209,962,809	68,118	1,528,800	
山林	21,824	1,410,555	68	109,917	
雑種地	339,946	45,296,664	1,169	722,614	
合計	11,945,715	2,283,311,938	71,942		

(5) 構造別の家屋の評価状況

項目		年度						
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
木造家屋	棟数 (棟)	34,966	35,285	35,014	35,532	35,961	36,256	36,439
	床面積 (㎡)	3,649,596	3,676,848	3,710,314	3,742,866	3,780,250	3,804,391	3,815,593
	評価総価額 (千円)	108,978,471	114,454,261	120,151,655	116,540,135	122,677,794	127,796,925	128,962,296
非木造家屋	棟数 (棟)	9,360	9,414	9,209	9,293	9,324	9,359	9,379
	床面積 (㎡)	5,764,525	5,814,093	5,849,486	5,888,785	5,974,657	5,986,389	6,013,439
	評価総価額 (千円)	367,749,063	375,713,023	382,905,642	385,367,572	398,487,618	403,342,412	403,853,014
合計	棟数 (棟)	44,326	44,699	44,223	44,825	45,285	45,615	45,818
	床面積 (㎡)	9,414,121	9,490,941	9,559,800	9,631,651	9,754,907	9,790,780	9,829,032
	評価総価額 (千円)	476,727,534	490,167,284	503,057,297	501,907,707	521,165,412	531,139,337	532,815,310

(6) 償却資産の評価状況

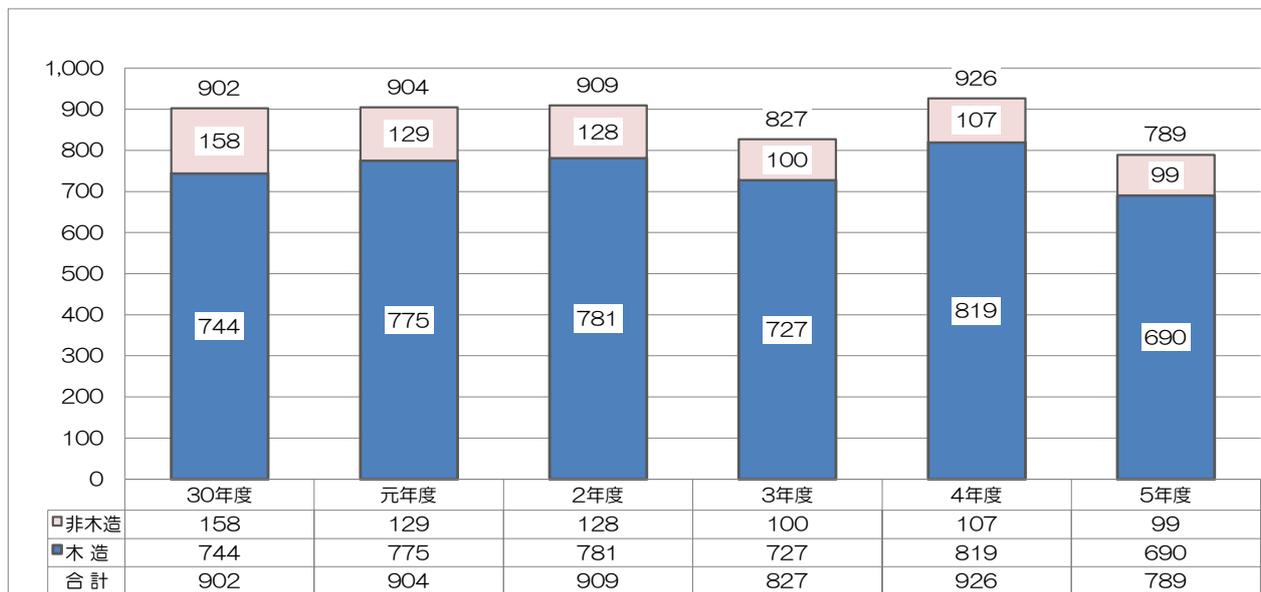
(単位：千円)

項目		年度						
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
構築物		29,750,216	29,885,971	30,263,504	27,682,267	29,650,052	29,882,231	30,954,546
機械及び装置		14,065,071	13,205,814	13,119,509	11,941,594	12,518,712	11,943,748	11,978,786
船舶		94	68	49	35	25	18	15
航空機		374,281	1,155,592	927,888	631,676	437,653	321,096	387,748
車両及び運搬具		86,330	87,208	84,722	72,679	76,835	99,757	75,167
工具機具及び備品		22,476,296	20,242,246	20,111,365	21,879,244	21,185,483	22,474,061	22,864,996
小計		66,752,288	64,576,899	64,507,037	62,207,495	63,868,760	64,720,911	66,261,258
法第389条関係 総務大臣が価格を 決定したもの		40,601,093	39,322,651	39,778,967	39,068,149	37,498,706	34,626,338	34,509,260
法第389条関係 道府県知事が価格を 決定したもの		548,115	419,943	710,545	544,429	419,665	329,476	354,439
合計		107,901,496	104,319,493	104,996,549	101,820,073	101,787,131	99,676,725	101,124,957

(7) 新築家屋の推移状況

新築家屋の棟数の推移

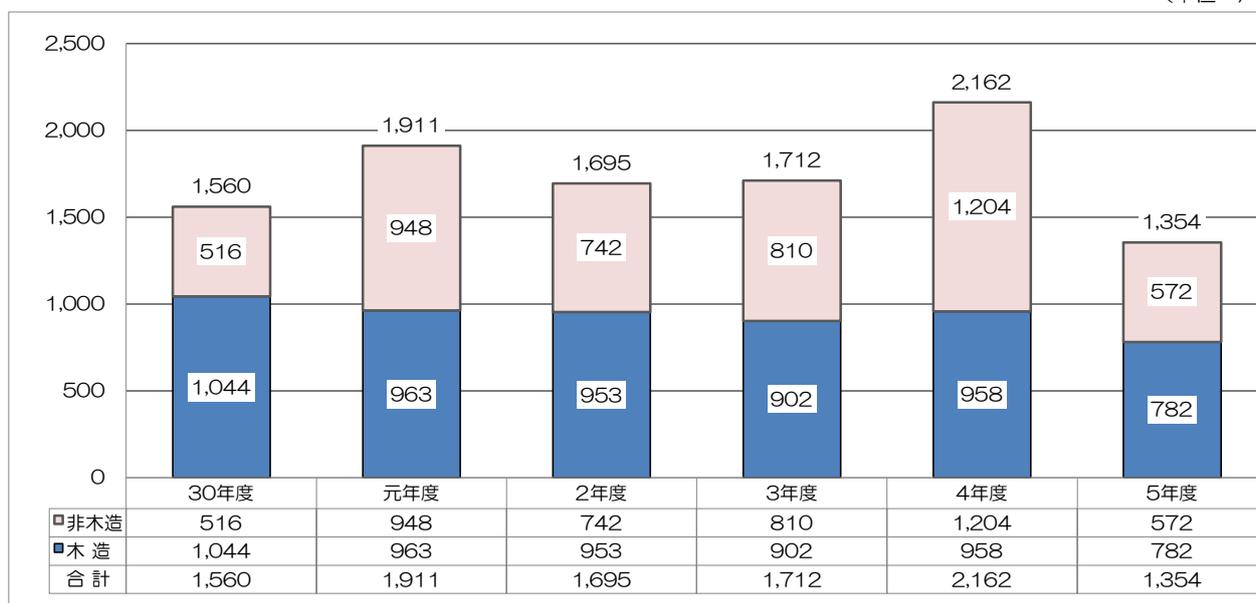
(単位：棟)



資料：数値は固定資産概要調書

新築住宅（専用住宅・共同住宅等）における戸数の推移

(単位：戸)



資料：数値は固定資産概要調書

※ 新築された住宅が構造上何戸住めるかについての積算であり、実際に何世帯住んでいるかについての積算ではありません。  
 (例：マンションの売れていない一室も1戸としてカウントします。)

## 5 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）の課税状況（現年課税分）

（単位：台、円）

種別	区分	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		
		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	
原動機付自転車	一種	5,804	11,608,000	5,618	11,236,000	5,253	10,506,000	4,918	9,836,000	4,688	9,376,000	4,628	9,256,000	4,499	8,998,000	
	二種(乙)	519	1,038,000	493	986,000	461	922,000	428	856,000	438	876,000	440	880,000	417	834,000	
	二種(甲)	2,681	6,434,400	2,724	6,537,600	2,807	6,736,800	2,895	6,948,000	2,981	7,154,400	3,075	7,380,000	3,142	7,540,800	
	ミニカー	179	662,300	189	699,300	168	621,600	173	640,100	197	728,900	224	828,800	212	784,400	
	小計	9,183	19,742,700	9,024	19,458,900	8,689	18,786,400	8,414	18,280,100	8,304	18,135,300	8,367	18,344,800	8,270	18,157,200	
軽自動車	二輪	2,745	9,882,000	2,710	9,756,000	2,685	9,666,000	2,633	9,478,800	2,617	9,421,200	2,619	9,428,400	2,652	9,547,200	
	三輪	2	9,200	2	9,200	2	9,200	1	4,600	1	4,600	1	4,600	1	4,600	
	四輪	乗用														
		営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6,900	2	13,800	8	53,700
	貨物	自家用	6,832	58,845,600	6,914	62,148,600	7,060	65,526,900	7,134	68,789,400	7,330	72,564,300	7,481	76,728,300	7,590	78,922,800
		営業用	418	1,398,800	446	1,522,100	498	1,759,300	577	2,085,700	610	2,197,100	624	2,329,500	615	2,296,000
	自家用	3,620	16,557,400	3,550	16,685,200	3,523	16,875,600	3,534	17,242,800	3,504	17,388,200	3,499	17,576,300	3,493	17,706,000	
	小計	13,617	86,693,000	13,622	90,121,100	13,768	93,837,000	13,879	97,601,300	14,063	101,582,300	14,226	106,080,900	14,359	108,530,300	
小型特殊自動車	農耕作業用	140	336,000	143	343,200	145	348,000	154	369,600	153	367,200	154	369,600	158	379,200	
	その他	77	454,300	80	472,000	77	454,300	81	477,900	80	472,000	78	460,200	77	454,300	
二輪小型自動車		2,313	13,878,000	2,316	13,896,000	2,270	13,620,000	2,286	13,716,000	2,328	13,968,000	2,430	14,576,400	2,503	15,018,000	
合計		25,330	121,104,000	25,185	124,291,200	24,949	127,045,700	24,814	130,444,900	24,928	134,524,800	25,255	139,831,900	25,367	142,539,000	

## 6 市たばこ税

### 調定状況等

区分 年度	税率 *1,000本につき (旧3級品)	調定額				課税標準額の算定基礎	
		年間調定額 (千円)	1か月平均額 (千円)	対前年度増減額 (千円)	対前年度増減率 (%)	年間売上本数 (千本)	対前年度増減率 (%)
29年度	5,262円 (3,355円)	1,229,791	102,483	△ 66,141	△ 5.1	236,936	△ 5.6
30年度	5,262円 10/1以降 5,692 円 (4,000円)	1,216,140	101,345	△ 13,651	△ 1.1	225,089	△ 5.0
元年度	5,692円 (4,000円) (10/1以降 5,692円)	1,219,187	101,599	3,048	0.3	215,137	△ 4.4
2年度	5,692円 10/1以降 6,122 円	1,219,692	101,641	505	0.0	207,680	△ 3.5
3年度	6,122円 10/1以降 6,552 円	1,291,970	107,664	72,278	5.9	204,817	△ 1.4
4年度	6,552円	1,334,762	111,230	42,792	3.3	203,712	△ 0.5
5年度	6,552円	1,355,997	113,000	21,235	1.6	203,907	0.1

※平成28年度から令和3年度まで、各年度の4月又は10月売渡分から税率の改正がありました。

※旧3級品の特例税率は、令和元年10月から廃止されました。

## 7 入湯税

### 調定状況等

平成26年度以降は、課税対象施設がないため税収はありません。

## 8 都市計画税

### 調定額及び平均課税額

区分 年度	課税標準額			調定額			納税 義務者数 (人)	納税義務者 1人当たり (円)
	土地 (千円)	家屋 (千円)	計 (千円)	土地 (円)	家屋 (円)	計 (円)		
元年度	870,285,587	491,941,862	1,362,227,449	2,075,985,900	1,167,835,400	3,243,821,300	67,596	47,988
2年度	872,190,733	503,413,313	1,375,604,046	2,080,321,300	1,195,872,000	3,276,193,300	68,669	47,710
3年度	867,674,694	493,788,977	1,361,463,671	2,069,283,200	1,169,374,800	3,238,658,000	68,538	47,253
4年度	888,381,458	521,212,666	1,409,594,124	2,118,307,600	1,235,022,700	3,353,330,300	69,503	48,247
5年度	897,404,367	530,979,067	1,428,383,434	2,139,075,500	1,258,476,600	3,397,552,100	70,007	48,532

## 9 収納

### (1) 市税収納状況（調定に対する収納率）

（各月末調定に対する収納率：％）

年度	月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	決算
		30年度	現年	2.5	11.9	32.3	39.8	51.2	56.2	60.3	65.1	70.0	81.1	86.3	96.0
	滞納繰越	3.5	7.0	10.3	15.3	19.7	23.2	26.9	30.2	34.0	36.7	39.2	42.0	42.0	42.0
	合計	2.6	11.9	31.9	39.4	50.6	55.7	59.7	64.5	69.5	80.4	85.5	95.1	98.3	98.4
元年度	現年	2.4	11.2	35.4	42.7	53.3	58.9	62.4	66.9	72.6	82.6	86.9	96.4	99.5	99.4
	滞納繰越	6.3	11.8	13.0	20.5	26.2	30.4	36.4	40.5	45.1	48.1	50.6	54.8	54.8	54.8
	合計	2.6	11.2	35.1	42.4	53.0	58.5	62.1	66.6	72.2	82.2	86.5	96.0	99.0	98.9
2年度	現年	2.6	10.4	34.1	41.7	52.7	57.9	61.3	67.1	71.6	81.6	86.3	96.2	99.1	99.2
	滞納繰越	7.2	12.2	11.8	18.2	24.3	27.7	32.4	36.5	41.9	45.8	49.6	54.4	54.4	54.4
	合計	2.8	10.4	33.9	41.4	52.4	57.6	61.0	66.7	71.3	81.2	86.0	95.8	98.6	98.7
3年度	現年	1.5	11.3	34.6	41.4	52.7	58.0	61.3	67.2	71.9	82.2	86.9	96.4	99.2	99.3
	滞納繰越	11.3	18.1	18.7	25.5	32.5	37.1	41.2	44.9	48.9	53.1	55.9	61.3	61.3	61.3
	合計	1.6	11.3	34.4	41.2	52.4	57.8	61.0	67.0	71.6	81.8	86.6	96.0	98.8	98.9
4年度	現年	0.5	11.8	34.3	41.2	52.6	58.0	61.6	67.6	72.0	82.2	87.2	96.4	99.2	99.3
	滞納繰越	8.2	15.2	15.1	21.6	26.9	30.8	35.3	38.9	43.2	46.8	49.3	55.2	55.2	55.2
	合計	0.6	11.8	34.1	41.0	52.3	57.8	61.3	67.4	71.7	81.9	86.8	96.0	98.8	98.9
5年度	現年	0.8	11.9	34.9	42.1	52.6	58.1	62.0	68.0	72.9	82.4	87.5	96.3	99.2	99.4
	滞納繰越	10.1	18.8	16.0	23.5	29.8	34.6	39.2	43.6	47.8	51.1	54.0	60.1	60.1	60.1
	合計	0.8	11.9	34.7	42.0	52.4	57.8	61.7	67.8	72.7	82.1	87.1	96.0	98.9	99.0

### (2) 市税還付及び充当状況

年度	区分	歳入				歳出			
		還付		充当		還付		充当	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
30年度		4,717	123,611,883	1,390	1,074,949,161	3,721	118,503,856	648	14,142,458
元年度		5,027	103,901,830	908	301,396,927	3,585	115,026,675	319	9,674,173
2年度		5,585	201,146,304	450	17,079,743	3,964	107,004,242	610	10,061,033
3年度		5,393	163,517,710	2,188	40,392,101	4,798	188,141,072	778	11,102,067
4年度		5,988	135,593,242	1,424	27,244,771	3,731	119,271,007	788	11,468,793
5年度		5,586	167,840,255	1,563	28,312,066	3,870	144,435,891	782	12,674,148

(3) 督促状送付件数

年度	個人市都民税 (普通徴収) (件)	個人市都民税 (特別徴収) (件)	法人市民税 (件)	固定資産税 都市計画税 (件)	軽自動車税 (件)
30年度	28,566	7,138	406	19,298	3,611
元年度	29,079	7,781	355	20,349	3,448
2年度	26,475	6,919	405	19,122	3,131
3年度	25,464	6,546	421	18,290	3,004
4年度	24,737	7,258	380	18,214	2,931
5年度	25,633	7,978	444	18,832	3,091

(4) □座振替による納付状況

年度	個人市都民税 (普通徴収)				固定資産税・都市計画税			
	調定額A (千円)	納付額B (千円)	納付件数 (件)	納付率 B/A (%)	調定額C (千円)	納付額D (千円)	納付件数 (件)	納付率 D/C (%)
30年度	7,861,496	3,278,573	34,634	41.7	19,202,467	8,870,341	146,208	46.2
元年度	8,191,151	3,442,234	34,872	42.0	19,247,272	8,997,427	148,486	46.7
2年度	8,359,227	3,470,334	36,086	41.5	19,483,978	9,175,770	149,640	47.1
3年度	7,950,939	3,355,424	35,049	42.2	19,256,529	9,287,683	151,727	48.2
4年度	8,660,779	3,644,644	35,197	42.1	19,883,419	10,317,719	152,923	51.9
5年度	8,699,150	3,545,860	35,043	40.8	20,134,301	10,582,930	152,513	52.6

注 金額は表示単位未満を四捨五入

## 10 滞納処分等

(1) 不納欠損処分・滞納処分執行停止（即消滅分を含む。）

区分 年度	不納欠損		滞納処分執行停止	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
28年度	6,048	121,903,330	3,183	81,404,666
29年度	4,331	76,195,777	2,346	56,964,967
30年度	3,386	189,852,594	1,443	167,124,344
元年度	3,830	69,549,079	1,326	31,151,504
2年度	3,988	70,558,044	1,471	30,419,633
3年度	3,170	52,371,145	1,639	30,779,375
4年度	4,684	93,213,088	2,862	68,124,024
5年度	3,621	60,812,108	2,079	44,863,783

※件数＝期別件数

(2) 差押処分実績

区分 年度	差押		公売による充当	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
28年度	855	461,652,021	2	123,200
29年度	680	230,449,042	0	0
30年度	679	450,570,879	0	0
元年度	520	133,477,134	0	0
2年度	245	69,325,116	0	0
3年度	440	99,422,724	0	0
4年度	617	115,627,314	0	0
5年度	1,039	204,896,767	0	0

(3) 滞納件数・滞納繰越調定額

区分 年度	件数	滞納繰越調定額（円）
28年度	11,488	937,379,492
29年度	10,052	869,734,922
30年度	9,475	722,365,925
元年度	8,122	531,698,454
2年度	8,699	493,811,416
3年度	8,418	531,552,740
4年度	8,213	455,006,421
5年度	8,080	433,443,592

## 11 納税貯蓄組合

納税貯蓄組合の設立状況

(単位：組合、人)

区分 年度	地域組合		業種別組合		職域組合		総数	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
27年度	3	40	1	15	0	0	4	55
28年度	3	40	1	15	0	0	4	55
29年度	3	40	1	15	0	0	4	55
30年度	3	40	1	15	0	0	4	55
元年度	3	40	1	15	0	0	4	55
2年度	3	40	1	15	0	0	4	55
3年度	3	40	1	15	0	0	4	55
4年度	3	40	1	15	0	0	4	55
5年度	3	40	1	15	0	0	4	55

納税貯蓄組合とは、納税貯蓄組合法に基づき、納税資金の貯蓄を目的として個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織される組合及びその連合体で、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たもの。

12 令和5年度税務関係諸証明書の交付状況

(1) 公共施設（市民税課）

(単位：枚)

区分	合計						本庁						神代出張所						あくろす			深大寺地域福祉センター		
	令和5年度	令和4年度	前年対比 (%)	令和5年度件数内訳			令和5年度	令和4年度	前年対比 (%)	令和5年度件数内訳			令和5年度	令和4年度	前年対比 (%)	令和5年度件数内訳		令和5年度 (窓口)	令和4年度 (窓口)	前年対比 (%)	令和5年度 (窓口)	令和4年度 (窓口)	前年対比 (%)	
				窓口	キャッシュレス決済	電話予約				窓口	キャッシュレス決済	電話予約				窓口	キャッシュレス決済							
課税証明書	10,954	14,556	75.25	9,420	1,428	106	8,472	11,675	72.57	7,145	1,221	106	1,285	1,553	82.74	1,078	207	922	1,032	89.34	275	296	92.91	
非課税証明書	10,709	11,097	96.50	9,932	744	33	7,724	7,814	98.85	7,045	646	33	1,279	1,490	85.84	1,181	98	1,490	1,527	97.58	216	266	81.20	
所得証明書	2,130	2,108	101.04	1,890	214	26	1,682	1,586	106.05	1,486	170	26	280	311	90.03	236	44	134	177	75.71	34	56	60.71	
法人関係証明	8	15	53.33	8	0	0	8	15	53.33	8	0	0												
(有料証明書小計)	23,801	27,776	85.69	21,250	2,386	165	17,886	21,090	84.81	15,684	2,037	165	2,844	3,354	84.79	2,495	349	2,546	2,736	93.06	525	618	84.95	
証明等（公用）	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0.00	0	0	0												
合計	23,801	27,776	85.69	21,250	2,386	165	17,886	21,090	84.81	15,684	2,037	165	2,844	3,354	84.79	2,495	349	2,546	2,736	93.06	525	618	84.95	

注 神代出張所：平成21年4月1日交付開始、電話予約：平成22年7月1日受付開始、市民プラザ「あくろす」及び深大寺地域福祉センター：平成23年6月1日受付開始  
 キャッシュレス決済：令和3年9月1日利用開始、オンライン申請：令和4年11月1日交付開始（本庁窓口に集計469件）

(2) 公共施設（納税課）

(単位：枚)

区分	合計						本庁						神代出張所						あくろす			深大寺地域福祉センター		
	令和5年度	令和4年度	前年対比 (%)	令和5年度件数内訳			令和5年度	令和4年度	前年対比 (%)	令和5年度件数内訳			令和5年度	令和4年度	前年対比 (%)	令和5年度件数内訳		令和5年度 (窓口)	令和4年度 (窓口)	前年対比 (%)	令和5年度 (窓口)	令和4年度 (窓口)	前年対比 (%)	
				窓口	キャッシュレス決済	電話予約				窓口	キャッシュレス決済	電話予約				窓口	キャッシュレス決済							
個人市都民税納税証明	2,341	2,431	96.30	1,969	369	3	2,066	2,189	94.38	1,742	321	3	188	164	114.63	140	48	53	63	84.13	34	15	226.67	
法人市民税納税証明	603	595	101.34	603	0	0	598	585	102.22	598	0	0	2	4	50.00	2	0	3	6	50.00	0	0	0.00	
固定資産税納税証明	774	757	102.25	727	47	0	712	714	99.72	674	38	0	35	37	94.59	26	9	16	6	266.67	11	0	0.00	
軽自動車税納税証明	39	28	139.29	39	0	0	36	22	163.64	36	0	0	3	6	50.00	3	0	0	0	0.00	0	0	0.00	
国民健康保険税納税証明	199	264	75.38	179	18	2	186	253	73.52	167	17	2	10	7	142.86	9	1	1	4	25.00	2	0	0.00	
酒類製造販売用納税証明	23	28	82.14	23	0	0	22	27	81.48	22	0	0	1	1	100.00	1	0	0	0	0.00	0	0	0.00	
融資	580	443	130.93	577	0	3	536	415	129.16	533	0	3	9	11	81.82	9	0	34	14	242.86	1	3	33.33	
その他	27	22	122.73	27	0	0	27	20	135.00	27	0	0	0	2	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	
(有料証明書小計)	4,586	4,568	100.39	4,144	434	8	4,183	4,225	99.01	3,799	376	8	248	232	106.90	190	58	107	93	115.05	48	18	266.67	
軽自動車税（車検用）	556	914	60.83	555	1	0	487	771	63.16	486	1	0	50	108	46.30	50	0	9	15	60.00	10	20	50.00	
合計	5,142	5,482	93.80	4,699	434	9	4,670	4,996	93.47	4,285	376	9	298	340	87.65	240	58	116	108	107.41	58	38	152.63	

注 神代出張所：平成21年4月1日交付開始、電話予約：平成22年7月1日受付開始  
 酒類製造販売用納税証明：平成19年度から発行、市民プラザ「あくろす」・深大寺地域福祉センター：平成23年6月1日受付開始  
 融資のための納税証明：平成24年度から受付開始、キャッシュレス決済：令和3年9月1日利用開始  
 令和3年10月の市税と国民健康保険税との徴収一元化により、国民健康保険税納税証明を追加、オンライン申請：令和4年11月1日交付開始（本庁窓口を集計100件）

(3) 公共施設（資産税課）

(単位：件)

(4) コンビニ交付

(単位：枚)

(5) 総交付数

(単位：枚、件)

区分	合計						本庁						区分	令和5年度	令和4年度	前年対比 (%)
	令和5年度	令和4年度	前年対比 (%)	令和5年度件数内訳			令和5年度	令和4年度	前年対比 (%)	令和5年度件数内訳						
				窓口	キャッシュレス決済	電話予約				窓口	キャッシュレス決済	電話予約				
評価証明書	7,985	8,062	99.04	7,977	8	0	7,985	8,062	99.04	7,977	8	0	課税（非課税）証明書	6,106	4,706	129.75
公課証明書	4,964	4,925	100.79	4,964	0	0	4,964	4,925	100.79	4,964	0	0	所得証明書	1,283	1,063	120.70
物件証明書	13	2	650.00	13	0	0	13	2	650.00	13	0	0	納税証明書	644	497	129.58
専用住宅証明書	1,100	1,353	81.30	1,100	0	0	1,100	1,353	81.30	1,100	0	0	合計	8,033	6,266	128.20
その他証明・閲覧	1,329	1,227	108.31	1,329	0	0	1,329	1,227	108.31	1,329	0	0				
(有料証明書小計)	15,391	15,569	98.86	15,383	8	0	15,391	15,569	98.86	15,383	8	0				
登記用証明	6,985	6,186	112.92	6,985	0	0	6,985	6,186	112.92	6,985	0	0				
閲覧（公用）	3	1	300.00	3	0	0	3	1	300.00	3	0	0				
合計	22,379	21,756	102.86	22,371	8	0	22,379	21,756	102.86	22,371	8	0				

注 自動交付機：令和2年6月30日にて稼働終了  
 電話予約：令和2年4月1日受付開始

注 コンビニ交付：令和2年2月5日交付開始  
 納税証明書（市民税・固定資産税）：令和2年6月10日交付開始  
 納税証明書（国民健康保険税）：令和2年7月7日交付開始

区分	令和5年度	令和4年度	前年対比 (%)
市民税課	31,190	33,545	92.98
納税課	5,786	5,979	96.77
資産税課	22,379	21,756	102.86
合計	59,355	61,280	96.86

### 13 税制改正の流れ（直近5年間）

年度	主な税制改正			
	所得課税	消費課税	資産課税	その他
令和2年度	<p><b>個人住民税</b> ●未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し 事実婚状態にない未婚のひとり親について、30万円の控除を設けるとともに、寡婦（夫）控除について、寡婦に寡夫と同じ所得制限を設け、寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額とする。</p> <p>●中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用 新型コロナウイルス感染症拡大防止による政府の自粛要請を踏まえて中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、観客等が入場料等の払戻を請求しなかった場合には、放棄した金額について寄附金控除の対象とする。</p> <p>●住宅ローン控除の適用要件の弾力化 新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、住宅ローン控除の控除期間の特例（控除期間の3年延長、10年⇒13年）を適用できることとする。</p>	<p><b>市たばこ税</b> ●軽量の葉巻たばこの課税方式見直し 1本当たりの重量が1g未満の軽量の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法とする。 令和3年9月までの1年間は経過措置として、0.7g未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばことみなして課税する。</p>	<p><b>固定資産税・都市計画税</b> ●所有者不明土地等の相続人等の申告義務化 ●所有者不明土地等の使用者を所有者とみなす制度の拡大 ●生産性革命に係る特例措置について、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるとともに適用期限を2年延長 ●新型コロナウイルス感染症の感染拡大措置に起因して売り上げが減少している事業者について、令和3年度課税分に限り、事業用家屋及び設備等の償却資産に係る課税標準を1/2又はゼロとする。 ●新築住宅に係る減額措置の適用期限を2年延長 ●長期優良住宅に係る減額措置の適用期限の2年延長 ●耐震改修を行った住宅に係る減額措置の適用期限を2年延長 ●バリアフリー改修を行った住宅に係る減額措置の適用期限を2年延長 ●省エネ改修を行った住宅に係る軽減措置の適用期限を2年間延長</p>	<p><b>軽自動車税</b> ●環境性能割の臨時的軽減の延長 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、適用期限を6か月延長し、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車についても、環境性能割の税率を1%軽減する。</p>

年度	主な税制改正			
	所得課税	消費課税	資産課税	その他
令和3年度	<p>個人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応 所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税額から控除しきれなかった額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する措置を講じる。</li> <li>●セルフメディケーション税制の見直し 対象となる医薬品等をより効果的なものに重点化したうえで、適用期限を5年間延長する。</li> <li>●非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し 個人住民税均等割・所得割の非課税限度額及び個人住民税の均等割の税率軽減について、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様、30歳以上70歳未満の国外居住親族は原則として対象外とするよう見直す。</li> </ul>		<p>固定資産税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●固定資産税（土地）の負担調整措置として、宅地等及び農地の負担調整措置の適用期限を3年間（令和3年度から令和5年度まで）延長。そのうえで、令和3年度に限り、負担調整措置等により、税額が増額する土地については、令和2年度の課税標準額と同額とする。</li> </ul>	<p>軽自動車税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●環境性能割の税率区分の見直し 新たな燃費基準の下で税率区分を見直す。</li> <li>●環境性能割の臨時的軽減の延長 税率を1%軽減する臨時的軽減の適用期間を9か月延長し、令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車についても対象とする。</li> <li>●グリーン化特例の見直し 50%、25%軽減の対象を営業用乗用車に限定したうえで、特例の期限を2年延長する。</li> </ul>

年度	主な税制改正			
	所得課税	消費課税	資産課税	その他
令和4年度	<p>個人住民税</p> <p>●住宅ローン控除の適用期限の延長 所得税において、住宅ローン控除の適用期限が令和7年まで4年間延長されたことに伴い、個人住民税においても、所得税額から控除しきれなかった額を限度額（課税総所得金額等の5%：最高9万7,500円）の範囲内において控除する。</p> <p>●退職所得課税（現年分離課税）の見直し 令和4年1月1日以後に支払われる勤続年数5年以下の特定役員等以外の退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1課税の適用から除外する。</p> <p>●上場株式等の配当所得等に係る課税方式の変更（令和6年度以降） 令和5年度までは所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能であるが、令和6年度以降は、個人住民税において特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる。</p>		<p>固定資産税</p> <p>●固定資産税（土地）の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（改正前：5%）とする。 ※ 都市計画税についても、同様の措置を講ずる。</p>	

年度	主な税制改正			
	所得課税	消費課税	資産課税	その他
令和5年度	<p>個人住民税</p> <p>● 特定非常災害に係る損失の繰越控除制度の見直し</p> <p>ア 事業所得者等の有する棚卸資産や事業用資産等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、基準に適合するものの繰越期間を5年（現行：3年）に延長する。</p> <p>イ 個人の有する住宅や家財等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間を5年（現行：3年）に延長する。</p> <p>● ふるさと納税の指定取消しに係る所要の措置</p> <p>ア 総務大臣は、ふるさと納税（特例控除）の対象として指定をした都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）が、指定の取消しをしようとするとき前2年以内に基準に適合していなかったと認める場合等には、指定を取り消すことができることとしていること。</p> <p>（注）上記の改正は、都道府県等が令和5年4月1日以後に基準に適合していなかった場合等について適用することとしていること。</p> <p>イ 指定を取り消された都道府県等が、指定取消期間（指定の取消しの日から起算して2年間）を経過した後に指定を受けするため、申出書等を総務大臣に提出することができる期間について、所要の措置を講ずることとしていること。</p>		<p>固定資産税</p> <p>● 管理計画の認定を受けたマンション等において、修繕積立金の引き上げ等の一定の要件を満たしたうえで、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、大規模修繕工事が行われた場合、該当家屋に対する翌年の固定資産税が1/3減額される。</p> <p>※ 減額割合は、調布市賦課徴収条例で規定。</p>	<p>軽自動車税</p> <p>● 環境性能割の税率区分の見直し</p> <p>新型コロナウイルス感染症を背景とした半導体不足の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。</p> <p>● グリーン化特例の見直し</p> <p>電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度の種別割▲75%軽減）等について、適用期限を3年延長する。</p>

年度	主な税制改正			
	所得課税	消費課税	資産課税	その他
令和6年度	<p>個人住民税</p> <p>● 定額減税の実施 令和6年度の合計所得金額が1,805万円以下である納税者に対し所得割額から以下の金額を控除。 ア 本人1万円 イ 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く）1人につき1万円 ※同一生計配偶者については、令和7年度の所得割額から1万円を控除（国外居住者を除く）</p> <p>● 定額減税補足給付金（調整給付金） 定額減税可能額が、「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る場合に、その上回る合計額を1万円単位に切り上げて算定した額を給付。</p> <p>● 住宅ローン控除の拡充（子育て支援税制の先行対応） 住宅ローン控除について、令和6年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せする。また、床面積要件を緩和する。</p>		<p>固定資産税</p> <p>● 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。 また、据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。 ※ 都市計画税についても、同様の措置を講ずる。</p>	

固定資産税負担調整措置

宅 地 等	住宅用地	<p>小規模 (住宅1戸当 り200㎡ま での部分)</p> <p>前年度課税標準額 当該年度価格×1/6</p>	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格×1/6または1/3</li> <li>・100%未満 = 前年度課税標準額 + (本則課税標準額×5%)</li> </ul>											
	住宅用地	<p>一般 (200㎡を越 える部分)</p> <p>前年度課税標準額 当該年度価格×1/3</p>	<p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本則課税標準額の100%を上回る場合には、本則課税標準額</li> <li>・本則課税標準額の20%を下回る場合には、本則課税標準額の20%相当額</li> </ul>											
宅 地 等	商業地等	<p>前年度課税標準額 当該年度価格</p>	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・70%超 = 70%に引下げ 当該年度価格×0.7</li> <li>・60%以上70%以下 = 据え置き 前年度課税標準額</li> <li>・60%未満 = 前年度課税標準額 + (本則課税標準額×5%) ※本則課税標準額=当該年度価格</li> </ul> <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本則課税標準額60%を上回る場合には、本則課税標準額の60%相当額</li> <li>・本則課税標準額の20%を下回る場合には、本則課税標準額の20%相当額</li> </ul>											
農 地 等	宅地並み課税の農地 (市街化区域農地)	<p>前年度課税標準額 当該年度価格×1/3</p>	<p>負担水準が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100%以上 = 本則課税標準額 当該年度価格×1/3</li> <li>・100%未満 = 前年度課税標準額 + (本則課税標準額×5%)</li> </ul> <p>ただし、計算の結果、課税標準額が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本則課税標準額の100%を上回る場合には、本則課税標準額</li> <li>・本則課税標準額の20%を下回る場合には、本則課税標準額の20%相当額</li> </ul>											
	保全する農地 (生産緑地)	<p>前年度課税標準額 当該年度価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度課税標準額×負担調整率 (ただし、当該年度の価格を限度とする。)</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">負担調整措置</th> </tr> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担調整措置		負担水準	負担調整率	90%以上	1.025	80%以上90%未満	1.05	70%以上80%未満	1.075	70%未満
負担調整措置														
負担水準	負担調整率													
90%以上	1.025													
80%以上90%未満	1.05													
70%以上80%未満	1.075													
70%未満	1.1													

# 14 市税ガイド

## 1 市民税（個人・法人）

### (1) 個人市民税

#### ア 個人市民税とは？

個人の前年1年間の所得に基づき、毎年1月1日現在市内に住所がある方に課税されるものです。個人市民税として「所得割」と「均等割」が課税されます。

#### イ 税額の算定等

##### ① 税率

###### ● 所得割

前年の所得金額が一定の金額を超えた場合に、その金額に応じた負担割合により、市民税を納付していただくものです。

###### 【所得割額の計算方法】

収入金額 - 必要経費 = 所得金額

所得金額 - 所得控除額 = 課税標準額（1,000円未満切捨て）

（課税標準額 × 税率） - 税額控除額 = **所得割額**  
（100円未満切捨て）

税率（10%）⇒ 市民税（調布市）6%  
都民税（東京都）4%

###### ● 均等割

前年の所得金額が一定の金額を超えた場合に、一律の税額を納付していただくものです。

税額 市民税（調布市） 3,000円  
都民税（東京都） 1,000円  
森林環境税（国税） 1,000円

また、調布市に住民登録がなくても、調布市に事務所、事業所または家屋敷がある方には、同じく均等割が課税されます。

令和6年度から森林環境税（国税）として、1,000円が均等割と併せて徴収されます。

##### ② 普通徴収と特別徴収

市民税の納税方法には「普通徴収」と「特別徴収」の2つがあります。さらに特別徴収には「給与からの特別徴収（給与特別徴収）」と「公的年金からの特別徴収（年金特別徴収）」があります。

###### ● 「普通徴収」とは

普通徴収の場合は、市民税を6月末・8月末・10月末・翌年1月末と年4回に分けて、納税義務者である個人が直接市から送付する納税通知書で、市民税を銀行や郵便局、コンビニ等で納入します。

自営業など個人でお店を営んでいる方、事業所にお勤めの方でお勤め先が特別徴収を行っていない方などが、この納税方法になります。

###### ● 「給与特別徴収」とは

給与特別徴収の場合は、給与の支払者（会社など）が毎月の給与の支払の際に、給与所得者の給与から市民税を差し引いて、市区町村に納入します。給与の支払者を特別徴収義務者と呼んでいます。給与からの特別徴収は6月から翌年5月までの12ヶ月間で行なわれます。

###### ● 「年金特別徴収」とは

公的年金受給者に対する納税の便宜を図り、市町村における徴収の効率化を図るため、年金保険者（日本年金機構など）が、市民税を年金から差し引いて、市へ納入します。

その年度の4月1日現在「65歳以上の年金受給者で個人住民税の納税義務がある方」が対象になります。

## (2) 法人市民税

### ア 法人市民税とは？

法人市民税とは、調布市内に事務所または事業所、寮等を有する法人にかかる税金です。  
税金の内容は、資本金等の額と従業員数を基に課税される「均等割」と国税として申告した法人税額を基に積算、課税される「法人税割」の2種類からなっています。

### イ 税額の算定等

#### ①「均等割」とは

調布市内に事務所や事業所を有する法人に「資本金等の金額（注1）」と従業者数の人数に応じた税額表に基づき、法人の所得の有無にかかわらず課税されます。

調布市の法人市民税「均等割」の税率

資本金等の金額	市内の事務所等に勤務する従業員数	50人以下	50人超
	50億円超		410,000円
10億円超～50億円以下		410,000円	1,750,000円
1億円超～10億円以下		160,000円	400,000円
1千万円超～1億円以下		130,000円	150,000円
1千万円以下		50,000円	120,000円
上記以外の法人等		50,000円	

注1 資本金等の金額：法人税法に規定する資本金等の額に、無償増資及び無償減資等による欠損の補填の額を加減算した金額

#### ②「法人税割」とは

国税「法人税」として申告した「法人税」額を、法人市民税の課税標準額として税額の積算根拠とし、法人税割の計算を行います。「資本の金額（注2）」によって税率が異なります。

調布市の法人市民税「法人税割」の税率

資本の金額	令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率	平成26年10月1日から令和元年9月30日に開始する事業年度の税率
1億円超	8.4%	12.1%
1億円以下	6.0%	9.7%

注2 資本の金額：資本金の額又は出資金の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）

#### ③申告と納付

法人市民税は、それぞれの法人が定めている事業年度が終了した後、一定期間内に納付すべき税額を法人が自ら算出して申告し、その申告した税額を自ら納める申告納付方式となっています。

## 2 固定資産税

### (1) 固定資産税の概要

#### ア 固定資産税とは？

固定資産税とは、毎年1月1日に、土地、家屋及び償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

#### イ 税額の算定等

##### ① 税率

- 1 固定資産を評価して価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。
- 2 課税標準額 × 税率（注1）＝ 税額 となります。

注1 税率は、市町村の条例で定めることとされています。調布市の税率は1.4%です。

##### ② 固定資産の評価

固定資産の評価は総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定します。土地と家屋の評価額については、3年に一度の基準年度（現行令和6年度、次回は令和9年度）に評価替えを行い、原則、第二年度、第三年度は新たな評価を行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。ただし、第一年度または第二年度中に土地の地目の変換、家屋の新增築などが行われた場合など、基準年度の価格によることが適当でない土地または家屋については、新たに評価を行い価格を決定します。課税標準額とは税率を乗じて税額を算定する基礎となる数値のことです。原則として固定資産の決定価格が課税標準額になります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

##### ③ 土地の評価

固定資産評価基準によって、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格（正常な条件のもとにおいて成立する取引価格）を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目とは、土地を利用面から分類した名称で、宅地、田及び畑（あわせて農地といいます）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況の地目によります。

###### ●宅地の評価方法

商業地や住宅地など利用状況に応じて区分し、それを街路の状況や公共施設等からの距離などを考慮して区分します。

↓  
標準宅地（奥行、間口、形状等が標準的なもの）を選定します。

※道路に面している正方形に近い矩形、評価を行う地域で標準的と考えられる宅地

↓  
主要な街路の路線価を付設します。

※地価公示価格、都道府県地価調査価格および鑑定評価価格の活用

↓  
その他の街路の路線価に比準します。

↓  
各筆（注2）の評価（一画地（注3）の宅地ごとに評価額を算出します）

注2 登記簿における一個の土地を指す単位

注3 一画地は原則として一筆の宅地ですが、利用状況によって二筆以上の宅地を合わせたり、一筆の一部をもって一画地とします。

※宅地の評価については、平成6年度の評価替えから、地価公示価格等の7割を目途に均衡化・適正化を図っています。

###### ●農地、山林の評価方法

状況の類似する地区ごとに標準地を選定し、その標準地の評価額に比準して評価します。ただし、市街化区域農地や宅地等への転用許可を受けた農地等については、状況が類似する宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費を控除した価額によって評価します。

###### ●牧場、原野、雑種地等の評価方法

売買実例価額や付近の土地の評価額に基づくなどの方法により評価します。

## ④ 家屋の評価

固定資産評価基準によって、再建築価格を基礎に評価します。

### ●新築家屋の評価

評価額 = 再建築費価格 × 経年減点補正率（注4） × 評点一点当たりの価額（注5）

再建築費価格：評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築した場合に必要なとされる建築費

注4 経年減点補正率：家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわしたものの。

注5 評点一点当たりの価額：物価の水準や設計管理費等による補正（原則として調布市では木造が1.05、非木造が1.10）

### ●新築以外の家屋の評価

新築以外の家屋については、基準年度（現行令和6年度、次回は令和9年度）に評価替えが行われます。評価額は、下記の算式により求めます。下記算式による評価額が前年度の価額を越える場合には、評価額は引き上げられることなく、原則として前年度の価額に据え置かれます。

評価額 = 前年度の再建築価格 × 再建築費評点補正率（注6） × 経年減点補正率 × 評点一点当たりの価額

注6 再建築費評点補正率：建築物価の変動を考慮するために用いられる。物価が上がった場合は増点補正，下がった場合は減点補正が適用される。

## ⑤ 償却資産の評価

### ◎ 償却資産の評価・課税のしくみ

固定資産評価基準によって、その償却資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法（毎年度の償却率が一定となるように償却額を算出する方法）です。

償却資産とは、商店、工場、病院、アパート・マンションなどを経営している方が、その**事業**のために用いている構築物、機械、装置、船舶、航空機、車両（ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除きます）、工具、器具、備品などをいいます（詳しくは、下記「償却資産の具体例」を御参照ください）。

毎年、所有者からの申告書の提出を受け、その申告内容をもとに評価額を算出し、市長が価格を決定します。

ただし、鉄道施設や送電線など複数の都道府県にまたがる償却資産は総務大臣が、複数の市町村にまたがる償却資産は知事が、それぞれ関係する市町村に償却資産の価格を配分して通知することになっています。

### ◎ 償却資産の具体例

償却資産の種類	具体例
構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事等
機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）等
船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、フォークリフト等
工具、器具及び備品	事務用機器（パソコン、コピー機等）、陳列ケース、医療機器、測定工具、理容及び美容機器、ルームエアコン、家具（事務机、応接セット等）、レジスター、自動販売機等

### 3 軽自動車税

#### (1) 軽自動車税の概要

##### ア 軽自動車税（種別割）とは？

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在原動機付自転車・軽四輪車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車等を保有し、調布市内を主たる定置場として登録している方に課税されます。

令和元年10月から、三輪以上の軽自動車の取得時に、取得した車両の環境性能に応じて課税する環境性能割が導入されたことに伴い、従来の軽自動車税が軽自動車税（種別割）として区分されました。

##### イ 税額の算定等

税制改正に伴い、平成28年度から軽自動車等に対する税額が変更になりました。二輪車等及び三輪以上の軽自動車については次の税額が適用されます。

##### ①二輪車・小型特殊自動車

区分	原動機付自転車				小型特殊自動車		二輪の軽自動車 (125cc超～ 250cc以下、 側車付のものを 含む)	二輪の 小型自動車 (250cc超)
	50cc以下 又は 0.6kW以下 ※1	50cc超～ 90cc以下 又は 0.6kW超～ 0.8kW以下	90cc超～ 125cc以下 又は 0.8kW超～ 1.0kW以下	ミニカー	農業 作業用	その他		
税額 (年額)	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	2,400円	5,900円	3,600円	6,000円

※1 令和5年7月から原動機付自転車のうち一定の要件を満たす電動キックボード等は新たに「特定小型原動機付自転車」の分類が設けられました。

##### ②三輪以上の軽自動車

区分			税額（年額）		
			旧税額	新税額	重課税額※2
			平成27年3月31日までに 車両番号の指定を 受けた車両	平成27年4月1日以降に 車両番号の指定を 受けた車両	初度検査から 13年経過した車両
四 輪 以 上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪（660cc以下のもの）			3,100円	3,900円	4,600円

※2 環境に配慮した燃料（電気、燃料電池、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用）を使用した車両並びに被けん引車は、重課税額の対象外。

### ③登録等の手続

軽自動車等に関する新規登録・名義変更・主たる定置場等の変更の申告は、その事由の生じた日から15日以内に、廃車等により軽自動車等の所有者でなくなった場合は、その日から30日以内に所定の申告書を提出するよう定められています。

#### ● 調布市で手続するもの

◎ 排気量が125cc以下の  
原動機付自転車・特定小型原動機付自転車・小型特殊  
自動車等  
⇒ 市役所3階市民税課

#### ● 調布市以外で手続するもの

◎ 排気量が125cc超の二輪車  
⇒ 東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所  
◎ 軽三輪車・軽四輪車  
⇒ 軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所

### ④三輪以上の軽自動車のグリーン化特例

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負担の小さい軽自動車（三輪・四輪）について、初めて車両番号の指定を受けた翌年度分の種別割の税額を軽減（概ね75%、50%、25%）する特例措置です。

自家用乗用の電気自動車・天然ガス自動車及び営業用乗用のガソリン車・ハイブリッド車のみ、電気自動車等は概ね75%、ガソリン車等は概ね50%、25%が軽減されます。

令和5年度地方税制改正で、適用期限が令和7年度に取得する車両まで（概ね25%軽減は令和6年度に取得する車両まで）延長されました。

#### ◎ グリーン化特例の税額

区分			税額（年額）			
			電気自動車 天然ガス自動車		ガソリン車・ハイブリッド車	
			75%軽減※3	50%軽減※4	25%軽減※5	
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	-	-	
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円	
	貨物用	自家用	1,300円	-	-	
		営業用	1,000円	-	-	
三輪（660cc以下のもの）			1,000円	2,000円※8	3,000円※6	

※3 概ね75%軽減 平成30年排ガス規制適合又は平成21年排ガス規制Nox10%低減

※4 概ね50%軽減 平成30年排ガス規制50%低減又は平成17年排ガス規制75%低減  
かつ令和2年度燃費基準達成+令和12年度燃費基準90%達成

※5 概ね25%軽減 平成30年排ガス規制50%低減又は平成17年排ガス規制75%低減  
かつ令和2年度燃費基準達成+令和12年度燃費基準70%達成

※6 三輪の軽自動車の50パーセント軽減、25パーセント軽減は、乗用・営業用車に限ります。

## ウ 軽自動車税（環境性能割）

令和元年10月1日の消費税率10%への引き上げにあわせて自動車取得税（都税）を廃止し、新たに環境性能割が創設されました。

環境性能割は、新車、中古車を問わず50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した人に課されるもので、税額は課税標準である取得価額に対し、環境性能に応じた税率（0%～2%）を乗じて算出します。

税率区分は2年ごとに見直すこととされており、令和4年度末が見直しの時期に当たりましたが、厳しい物価高と納期長期化に直面する消費者の負担増を踏まえ、異例の措置として現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置いた上で、据え置き期間後は燃費性能の向上を踏まえつつ、令和7年度までの見直しを実施することとなりました。

なお、環境性能割は市税ですが、賦課徴収は、当分の間、都道府県が行うこととなっています。

### ◎税率一覧

車種	税率			
	令和5年4月1日～ 令和5年12月31日		令和6年1月1日以降	
	自家用	営業用	自家用	営業用
(1) 電気自動車（燃料電池自動車を含む）	非課税		非課税	
(2) 天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合 又は平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減）				
(3) ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）				
(A) 乗用車	平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減			
	令和12年度燃費基準80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成		非課税	
	令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成		1%	0.5%
	令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成		1%	0.5%
	令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成		2%	1%
	令和12年度燃費基準55%達成 かつ令和2年度燃費基準達成		2%	2%
	上記以外		2%	2%
(B) 車両総重量2.5t以下トラック（軽量車）	平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減			
	平成27年度燃費基準+25%達成		非課税	
	平成27年度燃費基準+20%達成		1%	0.5%
	平成27年度燃費基準+15%達成		2%	1%
	令和4年度燃費基準+5%達成		非課税	
	令和4年度燃費基準達成			
	令和4年度燃費基準95%達成		1%	0.5%
	上記以外		2%	2%

## 4 市たばこ税

### (1) 市たばこ税の概要

#### ア 市たばこ税とは？

たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に税金分が含まれています。  
市たばこ税のほか、国たばこ税、都たばこ税があります。また、輸入たばこについても、国産たばこと同様に課税されています。  
市たばこ税は、市内でたばこが買われた場合に、市の収入となり、市の様々な施策に活用されています。

### イ 税額の算定等

#### ① 税率

##### ◎ たばこ課税のしくみ

- 納税者  
たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)、特定販売業者(外国産たばこの輸入業者)、卸売販売業者など
- 納付額  
市たばこ税の税率は、平成28年4月から段階的に引き上げられており、平成30年10月から令和3年10月までの間で、国や都道府県たばこ税とともに段階的に引き上げられました。  
旧3級品の特例税率は、令和元年10月から廃止されました。

(単位：円/1,000本)

実施時期	一般の紙巻きたばこ			旧3級品		
	市町村 たばこ税	都道府県 たばこ税	国の たばこ税	市町村 たばこ税	都道府県 たばこ税	国の たばこ税
平成28年4月1日	5,262	860	6,122	2,925	481	3,406
平成29年4月1日	↓	↓	↓	3,355	551	3,906
平成30年4月1日	↓	↓	↓	4,000	656	4,656
平成30年10月1日	5,692	930	6,622	↓	↓	↓
令和元年10月1日	↓	↓	↓	5,692	930	6,622
令和2年10月1日	6,122	1,000	7,122			
令和3年10月1日	6,552	1,070	7,622			

- 納付方法等  
1ヶ月分の製造たばこの品目ごとの売り渡し本数をまとめて税額を計算し、翌月末日までに市に申告して納付します。

#### ② 手持品課税

##### ◎ 手持品課税とは？

- 手持品課税とは  
手持品課税とは、たばこ税率引き上げの日の午前0時現在において、たばこの販売業者の方が、店舗や倉庫等で一定以上の紙巻きたばこを販売のために所持している場合に、その所持する紙巻きたばこについて、税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税するもので、該当する販売業者の方が申告と納付を行います。
- 手持品課税を行う理由  
地方たばこ税は、卸売販売業者等が小売販売業者に製造たばこを売り渡した時に課される税であることから、税率引き上げ前に製造場から移出されて流通段階に留まっている製造たばこについても、税率改正後に製造場から出荷又は売り渡される製造たばこと同一の税負担を求めることとされています。

### ③ 加熱式たばこの税率

#### ◎ 課税方式の見直し

加熱式たばこは、税法上パイプたばこに分類され、税率は使用する葉たばこ1gにつき紙巻きたばこ1本とされていましたが、平成30年度税制改正により、新たに加熱式たばこの課税区分を設けたうえで、重量と価格をもって紙巻きたばこに換算する方式とされました。

新たな課税方式への移行は、下の表のとおり5年間かけて段階的に行われます。

紙巻きたばこへの換算は、下の表の実施時期に応じ、AとBにより算出した本数を合算して行います。

#### A 従来の課税方式

加熱式たばこの重量（巻紙、フィルターなどを含む）1gごとに、紙巻きたばこ1本に換算

#### B 新たな課税方式

次の(1)と(2)を足して紙巻きたばこ1本に換算

(1) 加熱式たばこの葉たばこ・溶液の重量0.4gごとに、紙巻きたばこ0.5本に換算

(2) 紙巻きたばこ1本あたりの平均価格（約20円）ごとに、紙巻きたばこ0.5本に換算

実施時期	従来の課税方式 (A)		新課税方式 (B)		(A)+(B)
平成30年9月30日まで	(A)で算出した本数×1	+		=	紙巻きたばこ1本
平成30年10月1日から	(A)で算出した本数×0.8	+	(B)で算出した本数×0.2	=	
令和元年10月1日から	(A)で算出した本数×0.6	+	(B)で算出した本数×0.4	=	
令和2年10月1日から	(A)で算出した本数×0.4	+	(B)で算出した本数×0.6	=	
令和3年10月1日から	(A)で算出した本数×0.2	+	(B)で算出した本数×0.8	=	
令和4年10月1日から		+	(B)で算出した本数×1	=	

### ④ 葉巻たばこの税率

#### ◎ 課税方式の見直し

葉巻たばこの税率は、葉巻たばこの重量1gにつき紙巻きたばこ1本とされていましたが、令和2年度税制改正により、令和2年10月1日以降、1本当たりの重量が1g未満の軽量の葉巻たばこについては、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方式となります。

激変緩和等の観点から、令和3年9月30日までの間については、見直しの対象を1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこに限ることとし、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算する方式とする経過措置が講じられます。

なお、重量が1g以上の葉巻たばこについては、従来どおり1gにつき紙巻きたばこ1本とする重量比例課税が維持されます。

### ⑤ 電子申告・電子納付の開始

令和5年10月16日から、インターネットを利用した地方税ポータルシステム（eLTAX:エルタックス）による市たばこ税の電子申告及び電子納付が可能になりました。

市たばこ税の電子申告・電子納付の手続は、eLTAX対応ソフトウェア「PCdesk Next」を利用して電子申告を行い、電子申告後に「PCdesk」（ダウンロード版又はウェブ版）を利用することで、電子納付することができるものです。

## 5 入湯税

### (1) 入湯税の概要

#### ア 入湯税とは？

「入湯税」とは、鉱泉浴場の入湯客に対してかかる市町村税です。環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるための目的税です。

#### イ 税額の算定等

##### ① 税率

##### ◎ 入湯税のしくみ

入湯税とは、鉱泉浴場の入湯客に対してかかる市町村税です。

- 1 納付額 1人1日につき150円。※入湯料金が1,200円を超える鉱泉浴場に課税されます。  
(調布市税賦課徴収条例第143条、調布市税賦課徴収施行規則第29条の2)
- 2 納付方法 鉱泉浴場等の経営者が入湯客から税金を預かり、市役所に申告して納付します。

## 6 都市計画税

### 都市計画税の概要

#### ア 都市計画税とは？

都市計画税とは、都市計画事業や土地区画整理事業等のまちづくり事業に必要な経費に充てるため、毎年1月1日に市街化区域内の土地及び家屋を所有している方が、その土地及び家屋の所在する市町村に固定資産税とあわせて納める税金です。

#### イ 税額の算定等

##### ① 税率

- 1 固定資産税の土地・家屋の評価額をもとに課税標準額を算定します。
- 2  $\text{課税標準額} \times \text{税率 (注1)} = \text{税額}$  となります。  
(注1) 都市計画税の税率は、市町村の条例で定めることとされています。令和6年度の調布市の税率は0.24%です

##### ② 土地・家屋の評価

都市計画税における土地・家屋の価格は、固定資産税の評価額となっています。  
課税標準額とは税率を乗じて税額を算定する基礎となる数値のことです。原則として、土地・家屋の価格が課税標準額になります。  
しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

# 15 市税のよくある質問

## 1 個人市民税

### ● 昨年亡くなった方の市民税は？

Q

父が昨年死亡しましたが、昨年中に父が得た収入に対して、市民税は課税されるのでしょうか。

A

市民税は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の自治体が課税することとなっています。  
昨年中に死亡された方に対しては、今年度の市民税は課税されません。

### ● 住民票を異動する手続きがおくれました。納税する自治体は？

Q

昨年8月にA市からB市へ転出しましたが、住民票は今年の2月に移しました。今年度の住民税はA市、B市のどちらで課税されますか。

A

原則は、住民基本台帳に記載されている自治体で課税することとされていますが、実際にB市に住んでいる場合は、B市で課税されることとなります。

### ● 退職した翌年にも市民税の納税通知書が届きましたが・・・

Q

退職した年に退職金から市民税が差し引かれましたが、翌年にも納税通知書が送られてきました。なぜですか。

A

退職所得に対する市民税は、退職手当が支払われる際に徴収され、支払者を通じて市町村に納入されます。退職所得以外の所得は、翌年に納めていただくこととなります。  
従いまして、退職時までの給与等に対する分と思われる。

### ● 会社が変わっても引き続き市民税を給与から引き落としてほしいのですが？

Q

今まで働いていた会社を辞め、ほかの会社で勤めることになりました。新しい会社でも引き続き市民税を給与から引き落としにしたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A

勤めていた会社の給与担当者の方に転勤の異動届出書を新しい会社に送付するよう依頼してください。新しい会社が送られてきた異動届出書に必要な事項を記入し、市役所へご提出いただけます。  
市民税の給与引き落とし処理をした後、通知書を新しい会社へ送付いたしますので、お受け取りください。

### ● 転職した場合、何か手続きは必要ですか？

Q

転職した場合の所得税、市民税に関する手続きは何かありますか。

A

会社員の方が転職した場合、退職時に渡される源泉徴収票を転職先の会社に提出し、その年の所得税の年末調整をすることとなります。  
原則として就職先の会社から市へ給与支払報告書が送付されますので市民税の申告は必要ありません。

● 昨年から国外に居住しているが・・・

Q

昨年12月から海外で居住しています。今年度も市民税は課税されるのでしょうか。

A

市民税は毎年1月1日現在、住所のある（住民票のある）自治体で課税されるため、住所が国内にない場合は課税されません。ただし、出国期間や出国中の居住状況等から国内に住所があると判断された場合は、出国中でも海外に転出する前の自治体に住所があるものとみなされ、課税されます。

● 年金からの引き落としが中止になるのは？

Q

公的年金からの引き落とし（特別徴収）が中止され、納付書が届きました。どうしてですか？

A

年の途中に、死亡、転出、公的年金等に係る住民税額の変更、介護保険料の特別徴収の中止などがあった場合、公的年金からの引き落としが中止になります。このような場合、ご自身で納めていただく必要があるため、納付書をお送りしています。

● 公的年金の収入が400万円以下なので、申告は不要ですか？

Q

公的年金の収入が400万円以下のため、税務署で申告不要といわれましたが、市民税申告は必要ですか。

A

昨年中受け取った公的年金等の収入の合計金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、扶養親族や医療費、社会保険料等の控除の追加がある場合は、市民税申告が必要です。

● 個人市民税は他の自治体に比べて高いのですか？

Q

調布市の市民税は、ほかの自治体よりも高いのでしょうか。

A

市民税の算出方法は、どの自治体も同じです。地方税法で定められていることから、調布市を含め、ほとんどの自治体が標準税率を採用しています。このため、住んでいる市町村によって税額が異なることはほぼありません。

● 特別徴収しなければならないのでしょうか？

Q

従業員から普通徴収で納めたいと言われていますが、特別徴収しなければなりませんか。

A

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。

● ふるさと納税の控除の上限額について・・・

Q

故郷の自治体へ寄附をしたいのですが、控除の上限額まで、いくら寄附できますか。

A

受けられる寄附金控除の額には上限があり、ふるさと納税を行った方の収入や他の控除等の状況によります。調布市ホームページからふるさと納税の上限額等を試算することができますので、ご利用ください。

## 2 固定資産税

### ● 評価替えとは？

Q

固定資産の評価替えとは何ですか。

A

固定資産税は、固定資産の価格（適正な時価）を課税標準として課税されるものです。

本来であれば、毎年度、価格を見直すのが理想ですが、実務的に困難などの理由から、土地と家屋については3年ごとに価格を見直す制度がとられています。

この意味から評価替えは、3年間の価格の変動に対応し、均衡のとれた適正な価格に見直す作業と言えます。

### ● 地価が下がっているのに土地の税額が上がるのは？

Q

地価が下落しているのに、税額が上がるのはなぜですか。

A

土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合でも、税負担の上昇を緩やかなものになるよう、負担調整措置が講じられています。

地価が下落するなかで、税負担が上昇する土地は、本来の課税標準額に比べ、現在の課税標準額が低いため、負担調整措置により本来の課税標準額に向けた是正過程にあるものです。

### ● 土地の税額が急に高くなったのは？

Q

私は令和5年10月に住宅を取壊しましたが、土地について令和6年度分の税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。

A

土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され税額が軽減されます。

しかし、住宅の滅失やその住宅としての用途を変更すると、この特例の適用対象から外れることとなります。

なお、土地・家屋の所有者が建替え後も原則として同一であれば、住宅建替え中の土地に対しても「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用できる制度もあります。

### ● 土地の課税標準額の特例措置とは？

Q

住宅用地について、課税標準額の特例措置が設けられているとのことですが、詳しく教えてください。

A

住宅用地は、その税負担を軽減する目的から、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて課税標準額の特例措置が設けられています。

住宅用途で住宅1戸につき200㎡までの部分を「小規模住宅用地」、それ以外の住宅用地を「一般住宅用地」とし、特例措置を適用した額（本則課税標準額）は前者の固定資産税が価格×1/6、都市計画税が価格×1/3、後者の固定資産税が価格×1/3、都市計画税が価格×2/3となります。

● 私有地でも公共の用に供している道路は非課税になる？

Q

自己の所有する土地の一部が「公共の用に供する道路」として使用されている場合、非課税になりますか。

A

次の条件を満たしている場合、1月31日までに、市所定の固定資産非課税申告書及び道路部分の地積が確認できる実測図（地積測量図）を提出し、認定を受ければ、次年度の課税から非課税の取扱いとなります。

（非課税の条件）

- 1 使用上の制約を設けず、不特定多数の方が利用していること
- 2 幅員は、原則として1.8メートル以上であること
- 3 起点・終点が公道に接していること。ただし、行き止まりの私道の場合でも、2棟以上の家屋が建ち並び、不特定多数の方が利用しており、客観的に道路として認定できるもの
- 4 求積図等によって、道路部分が特定されているもの。なお、分筆されている場合や既に非課税となっている道路は、申告の必要はありません。

● 年途中で土地・家屋の売買があった場合は？

Q

私は令和5年11月に所有地及び所有家屋の売買契約を締結し、令和6年3月に買主への所有権移転登記を済ませました。令和5年度の固定資産税は誰に課税されますか。

A

令和6年度の固定資産税は、あなたに課税されます。

地方税法の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在、登記簿に所有者として登記されている人に対し、当該年度分の固定資産税を課税することになっているからです。

● 家屋の税額が急に高くなったのは？

Q

令和2年9月に住宅を新築しましたが、令和6年度分から急激に税額が上がったのはなぜですか。

A

新築住宅に対しては、一定の要件にあたる時は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分（3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分）に限り、税額が2分の1に減額されています。

この適用期間が終了したことによるものと考えられます。

● 家屋が老朽化していくのに評価額が下がらないのは？

Q

昭和40年代に建築された建物ですが、年々老朽化していくのに、評価額が下がらないのはなぜですか。

A

家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費に家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価などをあわせた「経年減点補正率」を乗じて求めます。

ただし、その価格が前年度の価格を超える場合は、通常、前年度の価格に据え置きます。

建築年次の古い家屋の一部には、過去に建築費の上昇が続くなか、評価額が据え置かれてきていることもあって、経年減点補正率を加味した評価額であっても、以前から据え置かれていた評価額を下回るまでには至らず、評価額が下がらないといったことがあります。

● 前年度と比較して償却資産の増加、減少がない場合でも申告は必要？

Q

前年度と比較して、資産の増加、減少がない場合でも申告の必要はあるのでしょうか。

A

前年度と比較して、資産の増加、減少がない場合でも、償却資産を保有している限り申告の義務があります。

● 現在稼働していない償却資産の申告は？

Q

現在稼働していない償却資産も申告の必要があるのでしょうか。

A

活動を休止している、いわゆる遊休資産であっても、その休止期間中に必要な維持管理や補修が行われており、いつでも稼働して事業の用に供することができるものについては、申告の対象となります。

● 調布市内に営業所があるが本社は他市にある場合の償却資産の申告先は？

Q

調布市内に営業所がありますが、本社は他市にある場合、本社のある市に申告書を提出してよいですか。

A

固定資産税は、資産の所在する市町村へ申告することになります。  
調布市にある償却資産は調布市へ申告を行ってください。

● リース資産は誰が申告する？

Q

リース会社から資産を借りている場合は、どちらが申告すべきですか。

A

リース会社などから借りている資産で所有権がリース会社になっている場合は、リース会社が申告することになります。  
ただし、割賦購入で代金の完済していない資産については、申告対象者は買主となります。

### 3 軽自動車税

- バイクが盗難にあいました。手続きをどのようにすればいいですか？

Q

バイクが盗難にあいました。このまま課税がされるのでしょうか。

A

原付バイクの場合、警察へ届出を行い、届出の内容（受理番号、届出警察署、届出年月日、被害年月日）を市役所へ申告いただき、廃車の手続きを行うことで、課税されなくなります。125ccを超えるバイクの廃車手続きは、運輸支局となります。

- バイク・軽自動車を譲ったのに税金の通知がきたのはなぜですか？

Q

友人にバイクを譲ったのに、税金の通知がきたのはなぜですか？友人と連絡がとれず、困っています。どのような手続きをすればいいのでしょうか。

A

譲り受けた方が名義変更等の手続きをしていないことが考えられます。原付バイクは、市役所市民税課へ理由等を記載した申立書を提出いただくことで、廃車手続きができる可能性があります。市役所市民税課までご相談ください。125ccを超えるバイクは運輸支局で、軽自動車は軽自動車検査協会で行ってください。

- 軽自動車等の所有者（納税義務者）が死亡した時の手続きについて

Q

軽自動車等の所有者が死亡しました。税金は支払う必要があるのでしょうか。

A

軽自動車税は毎年4月1日現在、車両を所有している人に対して課税される税金です。所有者が死亡した場合は、できるだけ速やかに名義を変更するか、使用しない車両であれば廃車手続きを行うことで、翌年度の税金を止めることができます。

- 車検用の納税証明書をなくしてしまった

Q

車検に必要な継続検査用納税証明書をなくしてしまいましたが、どうしたらよいのでしょうか。

A

納税通知書に付いている納税証明書をなくされた場合、市役所納税課で継続検査用（車検用）納税証明書を取得することができます。なお、発行手数料は無料です。

- 転出したのですが、バイクを所有している場合、手続きは必要ですか？

Q

調布市から、転出したのですが、バイクを所有しています。何か手続きは必要でしょうか。

A

原付バイクは、常に保管する場所（定置場といいます。）の自治体の標識をつけることが義務づけられています。転出した場合は、標識・標識交付証明書・印鑑・運転免許証をお持ちになって転出先の自治体で手続きをお願いします。

- 特定小型原動機付自転車（電動キックボード）とは？

Q

令和5年7月1日から新標識の交付が始まった特定小型原動機付自転車の要件を教えてください。

A

原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とし、次の要件をすべてを満たすものをいいます。

- ・原動機の定格出力が0.60キロワット以下
- ・長さ1.9メートル以下
- ・幅0.6メートル以下
- ・最高速度が20キロメートル毎時以下

## 4 その他

### ● 税金の納付について

Q

市税を納め忘れていたら督促状がきました。どうすればいいのですか。

A

それぞれの税目・納期ごとに納期限が決められています。  
この納期限までに税金が納められていない場合、納付書が付された督促状を送付しますので、そちらで、ご納付ください。  
なお、口座振替を利用することで、納付忘れを防止することができます。直接納付窓口へ行く必要もなく大変便利です。是非ご利用ください。

### ● 納税の相談について

Q

納税通知書が届きましたが、納期限までに納付できません。どうすればいいのでしょうか。

A

納期限前までに納税についてご相談ください。一定の要件に該当すれば、分割で納付できます。  
納期限が過ぎると、日数により延滞金が増算されます。  
督促状が送付され、それでもご連絡やご相談がない場合は、滞納処分が行われることとなります。

### ● 証明書の交付について

Q

平日に市役所へ行くことができません。郵送による証明書の交付は可能ですか。

A

窓口に来られない方は、郵送による申請ができます。

【必要書類】

- 1 申請書（ホームページからダウンロードできます）
- 2 返信用封筒（切手貼付、宛名記入）
- 3 郵便局の定額小為替1通につき200円
- 4 本人確認ができる資料の写し

【申請書記載事項】

- 1 調布市の住所、現住所、氏名、生年月日、日中連絡可能な電話番号
- 2 必要な証明の種類、年度、枚数

### ● 証明書の交付について

Q

マイナンバーカードを持っていますが、コンビニエンスストアで税証明書の交付は受けられますか？

A

現在、所得証明書、課税（非課税）証明書、納税証明書をコンビニで取得できます。なお、取得できる証明書は最新年度分のみとなりますので、ご注意ください。

- 1 利用時間／午前6時30分から午後11時まで（土・日・祝日も利用可）
- 2 利用できる方／1月1日時点で調布市に住居登録があり、コンビニ交付利用時に市内に住居登録のある方
- 3 必要なもの／マイナンバーカード及び利用者証明用電子証明書の暗証番号
- 4 手数料／1通につき200円

### ● 証明書の交付について

Q

児童手当用の所得証明書は発行できないのですか？

A

調布市では所得証明書、課税（非課税）証明書を発行しています。  
証明書の証明項目は同一内容で、住民税が課税か非課税か、または住民税の申告により収入の申告をしているか、被扶養者であるかにより発行する証明書の種類が異なります。  
調布市の所得証明書、課税（非課税）証明書のどちらかを取得していただければ、児童手当の申請時の添付書類としてご利用できます。

# 16 用語解説

## あ行

青色申告	所得税の確定申告制度のうちの一つで、一定の帳簿書類を備え付けて所定の取引を記録し、その書類を保存することによって、税金優遇などの特典を受けられる制度。 青色申告による場合には、提出期限までに「青色申告承認申請手続」を所轄税務署長に提出する必要があります。
アプリ収納	スマートフォンで納付書に印刷されているバーコードを読み取ることにより納付することができるサービスです。利用には、スマートフォンに決済アプリをインストール後、必要事項を登録し、納付に必要な金額をチャージする必要があります。 調布市では令和4年1月に導入しました。
オンライン申請	スマートフォンとマイナンバーカードを使用して本人確認を行い、交付手数料と郵送料をクレジットカードでお支払いいただく電子申請サービスです。申請していただいた税証明書は、ご自宅に郵送で届くため、市役所等への来庁が不要です。

## か行

課税状況調べ	「市町村税課税状況等の調」の通称で、総務省が、地方自治法第252条の17の5第1項に基づき、毎年7月1日における全市町村の課税の状況等を集計編さんする調査のことをいいます。
課税標準	1 個人の場合 住民税の所得割の課税標準は、「所得金額－所得控除」の算式により求めます。これに税率を乗じることによって税額を算出することになります。 2 法人の場合 法人税額又は個別帰属法人税額が課税標準とされます。 3 固定資産の場合 原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、住宅用地のように特例措置や土地の負担調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。
キャッシュレス決済	クレジットカード、電子マネー、QRコード決済等により現金を使わずに支払いをすることです。 調布市では令和3年9月に導入し、課税（非課税）証明書、所得証明書、納税証明書、住民票等の交付手数料の支払いに、キャッシュレス決済が利用できるようになりました。
旧3級品	次の6銘柄の紙巻たばこをいいます。 ①わかば、②エコー、③ゴールデンバット、④うるま、⑤しんせい、⑥バイオレット 日本の紙巻煙草は原料葉タバコの質によって1級から3級までの等級に分かれていました。「製造たばこ定価法」の廃止に伴い、1級品と2級品の区分は廃止・統合されましたが、紙巻煙草は「旧3級品」だけは廉価に買える煙草として残されました。 ※平成30年度税制改正により、令和元年10月1日に特例税率が廃止されました。 ※沖縄専売の「うるま」を除き、他の5銘柄は紙巻たばこの銘柄としては廃止されています。
均等割	所得金額の大小を問わず均等の額によって課される住民税 ⇨所得割（個人住民税）、法人税割（法人住民税） 個人住民税均等割 市民税3,000円・都民税1,000円・森林環境税（国税）1,000円（※） ※平成26年度から令和5年度までの間、地方公共団体が実施する防災の施策に必要な財源確保のため臨時的に課税されていた税率分の市民税・都民税各500円が引き下げられ、令和6年度新たに森林環境税（国税）1,000円が徴収されます。
勤労学生	勤労学生とは、その年の12月31日の現況で、次の3つの条件のすべてに当てはまる人です。 1 給与所得などの勤労による所得があること 2 合計所得金額が75万円以下で、かつ1の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下であること 3 特定の学校の学生、生徒であること (1) 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校など (2) 国、地方公共団体、学校法人等により設置された専修学校又は各種学校のうち一定の課程を履修させるもの (3) 職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を行う職業訓練法人で一定の課程を履修させるもの
国・都支出金	国（都）が行うべき事業を市へ委託する場合や市が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもので、その目的、性格により負担金、補助金、委託金に分類されます。
繰入金	市の他会計や基金からの繰入金で、主なものに特別会計における決算剰余金を一般会計に繰り入れる特別会計繰入金等があります。
繰越金	市に決算剰余金を翌年度に繰り越して使用するものです。
クレジット収納	モバイルレジや納付専用のサイトにアクセスして納付することができるサービスです。 調布市では令和4年4月に導入しました。

決算	一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。 地方公共団体の決算は、会計年度（4月1日から3月31日）の終了後において作成し、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。
決算剰余金	決算は、歳入（収入）予算を上回って収入した額や、歳出（支出）予算の不用となった額（未執行額）が生じるため、収入済額が支出済額を上回ることが通常です。 この差額のことを決算剰余金といいます。
決算統計	「地方財政状況調査」の通称で、総務省が毎年度実施している各地方公共団体の普通会計を基本に実施する決算分析調査のことをいいます。
減免	災害にあったときや生活扶助を受けているときなど、市税を納めるにあたって困難な事情により、地方団体がその租税債権の全部又は一部を放棄し、消滅させる処分を行うことによって、納税義務を解除するものです。
口座振替	金融機関の預金（貯金）口座から、税金や公共料金（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金他）などの支払いを自動引落しするサービスのことです。
鉱泉浴場	原則として温泉法第2条に規定する温度、物質を有する温泉を利用する浴場のことです。 （同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれます。）
国有資産等所在市町村交付金	国や都道府県等地方公共団体が交付金を交付する年度の前年3月31日現在で所有する固定資産のうち、使用の実態が民間の所有のものに類似しているものについて、その固定資産が所在する市町村に対して、地方税法で定める固定資産税の代わりに交付される交付金のことです。
コンビニ収納	税金を納める方法のひとつで、コンビニエンスストアが料金徴収を代行すること。 最寄りのコンビニエンスストアから納めることができるため、利便性の高い納税方法となっています。
コンビニ交付	マイナンバーカードを利用して市区町村が発行する住民票の写しや印鑑登録証明書、課税証明書等が全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から取得できるサービスのこと。 市区町村の閉庁時間である早朝、夜間、土日祝日でも証明書を取得することができます。

## さ行

催告	納期限を過ぎて未納となっている方に対して送付される通知のこと。 法律に規定はありませんが、督促状を発送しても完納されない場合に、納付・納入を促すために発送します。
差押	法に基づいて滞納がある方の財産（預金など）について強制処分をすることです。 差押えられた財産は取立等の手続きにより滞納市税に充てられます。
市街化区域	都市計画区域の1つ。すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域。⇨市街化調整区域
事業専従者	青色申告・白色申告を行う個人事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、年間6か月以上その事業にもっぱら従事している人。
市債	公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金（借金）のことをいいます。
資産課税	個人や法人の資産や財産に対して課税することをいいます。 これには、固定資産税や都市計画税、軽自動車税が該当します。
執行停止	滞納者に一定の事由があると認められる場合に、強制処分の手を停止することです。
充当	市税を二重に納めた場合、または確定申告等により納付後に税額が減額になった場合は、納め過ぎになった市税（過誤納金）をお返しします（還付といいます）。 ただし、納期限を過ぎて未納となっている市税や延滞金がある場合は、そちらに充当したあと、差額を還付します。
所得	収入（年収）から必要経費を差し引いたものをいい、税額計算をする基礎となります。
所得課税	個人や会社の利益（所得）に対して課税することをいいます。 これには、個人市民税や法人市民税が該当します。
所得控除	納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めするために所得金額から差し引くことになっているものです。 ①雑損控除②医療費控除③社会保険料控除④小規模企業共済等掛金控除⑤生命保険料控除⑥地震保険料控除⑦障害者控除⑧寡婦控除⑨ひとり親控除⑩勤労学生控除⑪配偶者控除等があります。
所得割	所得割は前年の所得金額に応じて課税されます。⇨均等割
白色申告	所得税の確定申告制度の1つで、青色申告を申し込んでいない人の税金の申告方法。 青色申告のように煩雑な帳簿作成の義務がない代わりに、青色申告で可能となる特別控除等の特典を受けることはできない仕組みとなっています。
税額控除	税額を算出したあとに、その税額から差し引く額のことです。住民税には①配当控除②外国税額控除③寄附金税額控除④住宅借入金等特別税額控除⑤調整控除⑥配当割額・株式等譲渡所得割額の控除があります。

## た行

滞納処分	納期限を過ぎても完納されない場合に、徴収権者として差押えなどの行政処分を行うことです。
地方交付税	地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいいます。
地方税共通納税システム	令和元年10月に地方税共通納税システムが全国一斉に開始されました。これは、事業者等がeTAXを通じて地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて簡単な操作で一斉に納税ができるシステムで、当初は、市・都民税（特別徴収）、法人市民税が対象でした。令和5年4月からは、個人市都民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税も対象税目となりました。また、納付方法についても地方税統一QRコードを活用することで、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング等での納付が可能になったほか、全国の地方税統一QRコード対応の金融機関窓口での納付が可能となっています。
定置場	運行しないときに主に駐車する場所でありとなります。 ・個人所有の場合は住所または自動車検査証（車検証）に記載された使用の本拠地となります。 ・法人所有の場合はその車両を使用する事務所などの所在地となります。
督促	納税者等が納付・納入すべき税を納期限までに完納しない場合、その納付・納入の履行を請求するために発送する通知です。
都市基盤整備事業基金	総合的な交通体系の確立を目的とする基盤施設の整備事業のための資金をいいます。
都市計画事業	都市計画に定められた道路・公園・下水道などの都市施設の整備に関する事業、および健全な市街地の形成を目的とした土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地開発事業をいいます。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、土地区画整理法に基づいて、道路・公園・河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業をいいます。

## は行

評価替え	3年に1度行われる固定資産（土地・家屋）の評価額の見直しのことです。資産価格の変動に対応し、評価額を適正な価格に見直す作業のことをいいます。これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平を図ることになります。
賦課期日	税が課せられる基準となる日のことで、個人住民税、固定資産税等は1月1日、軽自動車税は4月1日となっています。
不納欠損	滞納処分の執行停止から3年経過したものや徴収権の消滅時効などにより、滞納税が徴収できなくなったとして、その調定の金額を消滅させることです。
扶養親族	配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）か都道府県知事から養育を委託された児童または市町村長から養護を委託された老人で、納税者と生計を一にし、年間の合計所得金額が48万円以下の事業専従者ではない人。
ふるさと納税	ふるさとや、お世話になった自治体などを「寄附金」という形で応援していただく制度です。自分の生まれ故郷に限らず、応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となります（令和元年6月1日から、ふるさと納税の対象となる自治体は総務大臣が指定することとされ、指定を受けない自治体への寄附金は、ふるさと納税の対象外となります）。自治体に対してふるさと納税をすると、ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。
Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス	納税課窓口で申請書記入後、専用端末に金融機関キャッシュカードの読取と暗証番号入力だけで簡単に手続でき、金融機関の口座届出印認証が不要で、即日口座振替登録ができる便利なサービスです。調布市では平成24年度に導入しました。
Pay-easy（ペイジー）収納サービス	税金や公共料金、各種料金等の支払いを金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン、ATM等から支払うことができるサービスです。調布市では令和2年1月に導入しました。

## ま行

モバイルバンキング	金融機関の店舗に出向かなくても、各種取引や各種手続等がスマートフォンやインターネット等から利用できるサービスのことをいいます。
モバイルレジ	納付書のバーコードをモバイル端末（スマートフォン、タブレット等）で読み取り、モバイルバンキング等を利用して税金や公共料金、各種料金等を納付するサービスです。利用には、モバイルバンキングやネットバンキングの登録と専用アプリのダウンロードが必要です。

## や行

予算	一会計年度の歳入歳出予算の収入支出の見積りのことを予算といいます。
----	-----------------------------------

## わ行

ワンストップ特例	ふるさと納税による寄附金の税額控除を受けるためには、確定申告又は個人住民税の申告を行う必要がありますが、ふるさと納税を行った自治体に申請書を提出することで、それらの申告が不要になる制度です。
----------	---

# 「令和6年度 市税概要」について ご意見等をお寄せください。

皆さんからのご意見等を生かし、今後も調布市の市税について、わかりやすく、見やすい冊子となるよう、内容の充実を図っていきます。  
ご意見等ありましたら、電子メールで送信いただきますようお願いいたします。  
(電子メールアドレス等は下記に掲載しています。)

登録番号  
(刊行物番号)

2024-91

令和6年度 市税概要 東京都調布市

発行日 令和6年8月発行

発行 東京都調布市

編集 東京都調布市市民部市民税課・資産税課・納税課

[連絡先 市民部市民税課諸税係(市役所3階)]

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1

TEL 042-481-7191

E-mail siminzei@city.chofu.lg.jp

印刷 庁内印刷

本紙は、古紙配合の再生紙を使用しています。